

地域課題研究

「地域づくり」に関する研究報告書

2009 年 3 月

地 域 づ く り 研 究 会
(地 域 課 題 研 究 実 行 委 員 会)

北九州市立大学都市政策研究所

目 次

第1部 地域活動におけるセーフティネットに関する調査研究	
—社会福祉協議会小地域福祉活動の実態把握のための調査報告—その2	1
はじめに	1
1 社会福祉協議会小地域福祉活動の概要	1
2 校(地)区社協役員及び福祉協力員調査に関して	1
第1章 社会福祉協議会小地域福祉活動に関する役員調査結果から	4
I 予備調査の概要	4
II 小地域福祉活動事業役員調査結果	4
1 調査の手続き	4
2 基本属性	4
III 役員調査結果	6
1 校区社協の組織や位置づけ	6
2 見守り対象者	11
3 見守り（訪問）活動について	15
4 助け合い活動	18
5 情報について	20
6 市・区社協からの校(地)区社協への支援に対する満足度	25
7 活動資金について	31
8 活動の満足度、やりがいや負担感	35
9 日頃の活動で感じていること・考えていることの自由記述	40
まとめと課題	42
集計表	48
調査票	58
第2章 福祉協力員の小地域福祉活動調査のまとめ	65
I 調査の手続きと基本属性	65
1 調査の手続き	65
II 小地域福祉活動について	67
1 福祉協力員への就任	67
2 見守り活動について	71
3 助け合い活動について	81
4 連絡調整会議について	83
5 活動のやりがいと負担感	86
III 調査結果のまとめと小地域福祉活動の今後の課題	89

1 福祉協力員への就任について……………	89
2 見守り活動について……………	89
3 助け合い活動について……………	90
4 連絡調整会議について……………	92
5 負担感とやりがいについて……………	92
調査票……………	93
第2部 地域づくりに関する活動及び調査研究	
I 乳幼児の外遊びに関する調査結果からみえるもの……………	111
1 調査概要……………	111
2 調査の概要……………	111
3 調査結果……………	112
4 調査を終えて～考察と課題……………	124
調査票……………	127
II これからの地域を支える近隣助け合い活動—おとなりさんネットワーク「えん」……	129
—8年の活動から見えてきた地域づくり……………	129
はじめに……………	129
1 私たちの地域……………	130
2 活動の内容……………	131
3 活動の成果とこれからの課題……………	133
研究ノート 都市におけるマンション孤立死防止モデル事業について	
～マンション管理組合との協働事業調査研究から～……………	137
文献紹介：コミュニティ・ガバナンスと公—民協働……………	147

第 1 部

地域活動におけるセーフティネットに関する調査研究

社会福祉協議会小地域福祉活動の実態把握のための 調査報告—その 2—

校(地)区社協により活動が開始されて以来15年を経過した小地域福祉活動事業の活動は、「見守りのしくみ」で事前に問題を予防するとともに発見もし、「助け合いのしくみ」では日常的、臨時的なニーズに対して「ニーズ対応チーム」（地域の助け合い班）で助け合い、「話し合いのしくみ」で関連する団体や機関が連携するため「連絡調整会議」により情報を共有するという地域のセーフティネットとしての機能を有している。この機能が現状で有効なのか、課題は何かを明らかにし、今後の活動をより充実する条件は何かを検討する。

はじめに

1 社会福祉協議会小地域福祉活動の概要

北九州市内の社会福祉協議会（以下「社協」）は、市域（市社協1）、行政区（区社協7）、概ね小学校区を単位とする校（地）区（校（地）区社協154）に設置されている。

校（地）区社協は、図1に示す通り、高齢者の調査活動や地域活動の人材育成、啓発活動、環境美化、市民センター・学校との協力事業等を地域福祉活動として実施している。

その中の基本事業である「ふれあいネットワーク事業」は、1993（平成5）年から取り組みが始められ、2007（平成19）年度現在、市内の154校（地）区社協の全てで実施されており、「見守りのしくみ」、「助け合いのしくみ」、「話し合いのしくみ」からなる活動であるが、近年の活動は予防福祉事業や災害時の福祉救援体制づくり、地域で子どもを育む活動（次世代地域福祉活動者育成事業）等を実施する校（地）区社協もあり、関連する課題に応じた多様な活動を進めている。

「見守りのしくみ」は、各校（地）区社協に概ね50～100世帯に1人のボランティアの福祉協力員を置き、援助を必要とする人を定期的に訪問する活動である。

「助け合いのしくみ」は福祉協力員が発見した対象者のニーズのうち、ボランティア活動で行える日常的、臨時的なニーズに対して「ニーズ対応チーム」（地域の助け合い班）で助け合う活動である。「ニーズ対応チーム」は福祉協力員1人につき5人から6人程度で組織することになっている。

「話し合いのしくみ」とは地域での支援活動を進める中で、発見された課題や見守りをしている対象者の状況変化等に対応するために校（地）区社協が主催し、校（地）区社協役員・福祉協力員・ニーズ対応チーム員のほか、市・区社協職員、行政職員、社会福祉施設職員などが参加して開催する1～2ヵ月に1回程度の「連絡調整会議」のことである。

平成19年度は、6,503人の福祉協力員が81,256世帯を見守り、6,266人（121地区）のニーズ対応員が話し相手やゴミ出し、買い物等291,371回の助け合い活動を行っている。

15年を経過したふれあいネットワーク事業の19年度の活動は表1～3に示している。活動は、「見守りのしくみ」で事前に問題を予防するとともに発見もし、「助け合いのしくみ」では日常的、臨時的なニーズに対して助け合い、「話し合いのしくみ」で関連する団体や機関が連携するための情報を共有するという地域のセーフティネットとしての機能を有している。この機能が現状で有効なのか、課題は何かを明らかにし、今後の活動をより充実する条件は何かを検討する。

2 校（地）区社協役員及び福祉協力員調査に関して

調査は昨年度の校（地）区社協役員、福祉協力員、見守り対象者への聞き取りによる予備調査を基に全ての校（地）区社協の役員と福祉協力員に調査票を用いて行った。この調査は15年間を経た「ふれあいネットワーク事業」が住民によるセーフティネットとして機能しているか、またその仕組みを活かし校（地）区社協の地域福祉推進機能の強化が図られているかについて、役員と福祉協力員の調査結果に基づき今後の課題を明らかにするために実施した。

図1 社会福祉協議会の地域福祉活動

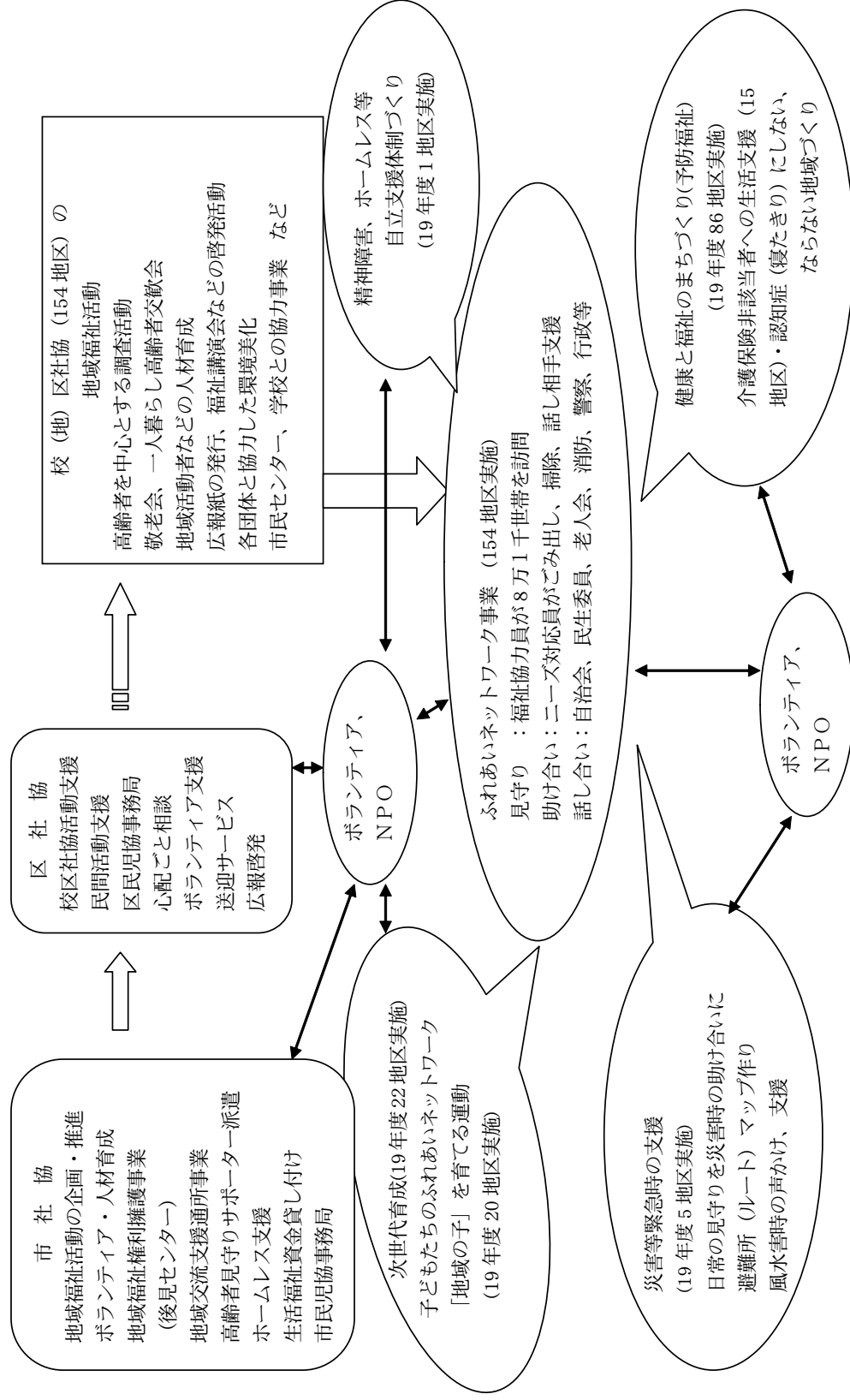


表 1 ふれあいネットワーク事業の推進

事業別 区 名	実施 地区	見守り活動			助け合い活動		
		福祉協 力員数	訪問世帯		ニーズ対応 チーム人数	処理	
			世帯数	内 訳		処理数	処理内容
門 司	21	855	11,512	高 齢 者 世 帯（昼 間高 齢 者 だけ を 含む） 69,847	825	57,623	話 し 相 手 215,837
小倉北	25	1,254	16,606	障 害 の あ る 人 の 世 帯 2,981 単 身 で 子 育 て 中 の 世 帯 1,915 そ の 他 の 世 帯 6,513	1,263	27,489	ゴ ミ 出 し 51,646
小倉南	27	1,080	9,233		406	58,150	買 い 物 8,815
若 松	13	546	5,166		421	29,410	薬 取 り 3,818
八幡東	21	366	11,610		1,842	61,103	掃 除 3,895
八幡西	33	1,854	18,330		1,065	22,074	布 団 干 し 520
戸畑	14	548	8,799		444	35,522	洗 濯 831
							外 出 介 助 2,750
							そ の 他 3,259
全 市	154	6,503	81,256		6,266	291,371	

表 2 過年度のふれあいネットワーク事業の見守り活動・助け合い活動の推移

実施年度	見守り活動						助け合い活動	
	福祉 協力員数	見守り対象世帯数					ニーズ 対応員数	助け合い 活動件数
		高齢者 世帯	障害のある 人の世帯	単身子育 て世帯	その他	計		
平成15年度	7,089	66,042	3,126	1,897	7,800	78,865	5,080	127,368
平成16年度	6,387	71,319	2,862	1,922	3,530	79,633	6,103	133,305
平成17年度	6,349	71,644	2,943	2,009	6,498	83,094	5,962	148,274
平成18年度	6,725	73,284	3,001	2,180	9,211	87,676	6,016	149,583
平成19年度	6,503	69,847	2,981	1,915	6,513	81,256	6,266	291,371

表 3 ふれあいネットワーク事業 協働事業実施状況

事業別 区 名	介護保険 非該当者への 生活支援	予防福祉	在宅介護者 等 支 援	徘徊高齢者 対応モデル	緊急通報 モ デ ル	子育て支援	災 害 等 緊急時対策	障害者地域 生活 支 援	計
門 司	2	12	0	0	0	0	0	0	14
小倉北	6	13	1	2	0	2	0	0	24
小倉南	0	14	1	0	0	10	0	0	25
若 松	5	5	0	0	0	0	0	1	11
八幡東	0	11	0	0	0	4	5	0	20
八幡西	2	21	2	2	0	4	0	0	31
戸 畑	0	10	0	0	0	0	0	0	10
全 市	15	86	4	4	0	20	5	1	135

第1章 社会福祉協議会小地域福祉活動に関する役員調査結果から

最初に、昨年実施した予備調査について、その方法、調査対象者等を確認し、以下では予備調査の報告に沿う形で2008年の校(地)区社協の役員及び福祉協力員（第2章参照）の調査結果を見ていくことにする。

I 予備調査の概要

予備調査の方法は都市政策研究所地域づくり研究会会員による聞き取り調査で実施した。

予備調査対象は154の校(地)区社協を、人口の多寡、高齢化率の高低で分類した結果、最も人口の少ない地区が高齢化率の高い地区であり、かつ農村地であったため、人口規模や高齢化率に加えて地域特性を勘案し、以下の4校(地)区を調査対象とした。

- (a) 人口が少ない都市部商業地
- (b) 人口が多い郊外住宅地
- (c) 高齢化率が高い農村地
- (d) 高齢化率が低い郊外新興住宅地

聞き取りに応じてくれた協力者は、校(地)区社協の2、3人程度の会長・副会長と、実際の「見守りのしくみ」「助け合いのしくみ」の活動を行っている各校(地)区社協5人程度の福祉協力員、及び各校(地)区社協から推薦を受けた5人程度の見守り対象者で、合計43人である。

聞き取り調査の時期は2007年10月であり、場所と回数は主に校(地)区社協の活動拠点である市民センター等において26回実施した。

II 小地域福祉活動事業役員調査結果

1 調査の手続き

調査の手続き

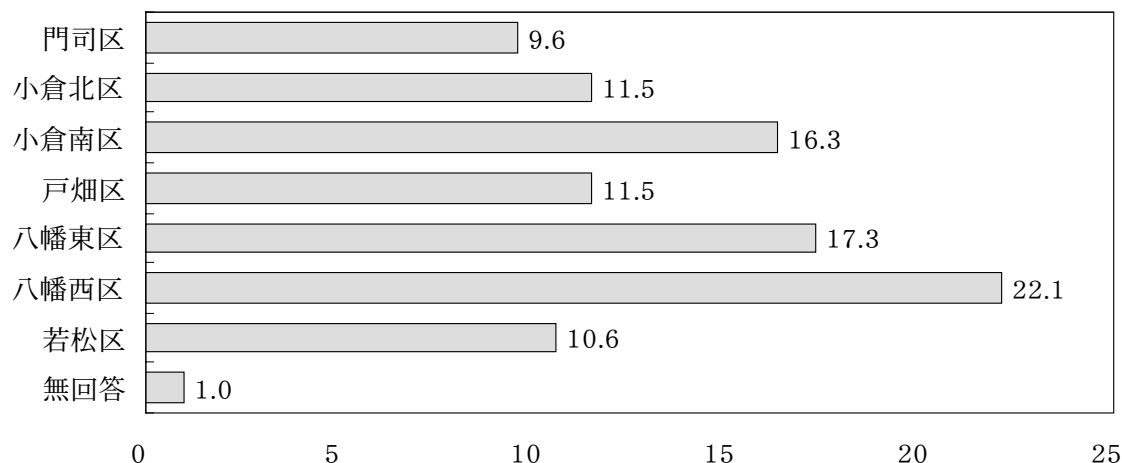
調査基準日	平成19年12月末現在
調査期間	平成20年2月1日～14日
調査対象者	校(地)区社会福祉協議会役員
調査方法	郵送法
調査対象校(地)区社会福祉協議会数	154
有効回収票	105（有効回収率 68.2%）
集計総数	104（調査期間外に回収のため）

2 基本属性

(1) 校(地)区社会福祉協議会の所在地

回答を得た役員の所属する校(地)区社会福祉協議会（以下では校(地)区社協と記述）の区ごとの所在地は図表1の通りである。調査は全ての校(地)区社協役員を対象としているが、校(地)区ごとの社協の数は概ね人口に比例している。そのため、八幡西区の回答が最も多いのであるが、一方で数で同水準である小倉南区は回収率が低いことになる。

図表1 校区社協の所在地



(2) 回答者の性別

回答者の性別は図表2の通り、回答を得た校(地)区社協の役員は9割が男性である。

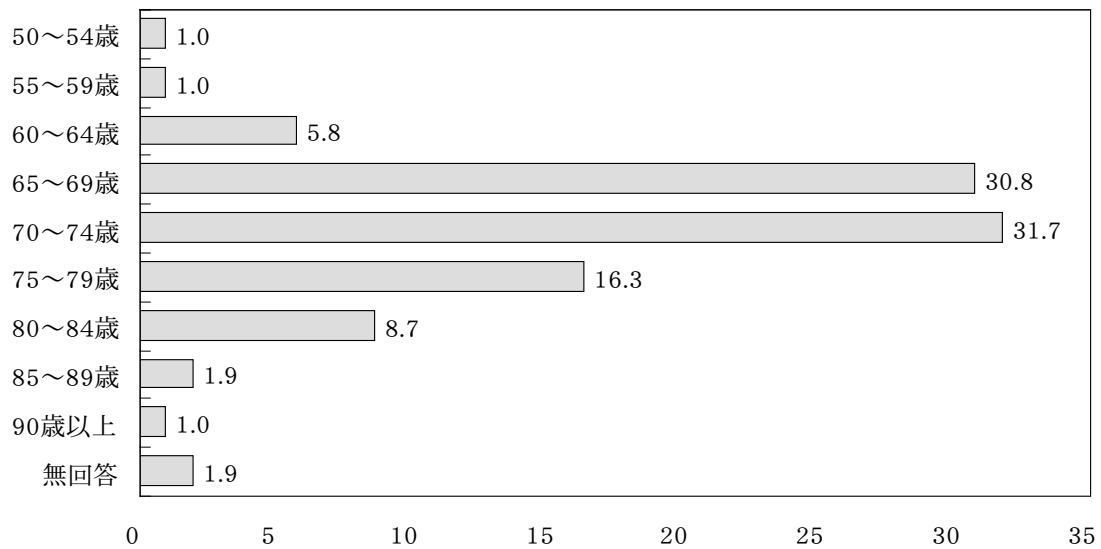
図表2

男性	90.4
女性	9.6

(3) 回答者の年齢構成

回答者の年齢構成は「65～74歳」が6割以上と最も多くを占めている。また、「75～79歳」の16.3%を含めて、75歳以上が約4分の1を占める。

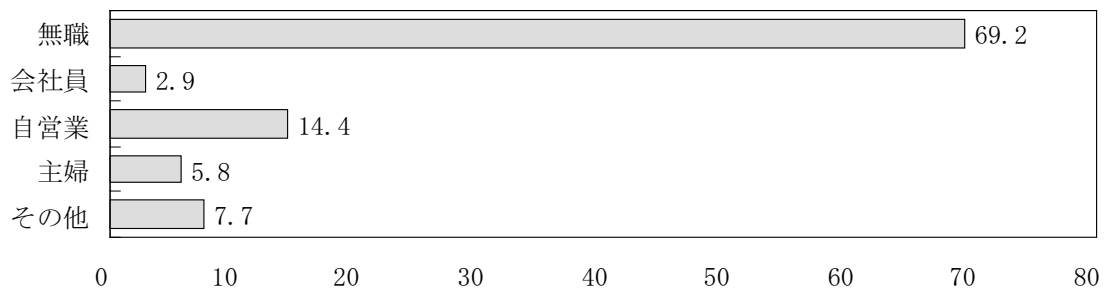
図表3 回答者の年齢構成



(4) 回答者の職業

役員の職業は「無職」が約7割である。次いで自営業が14.4%である。

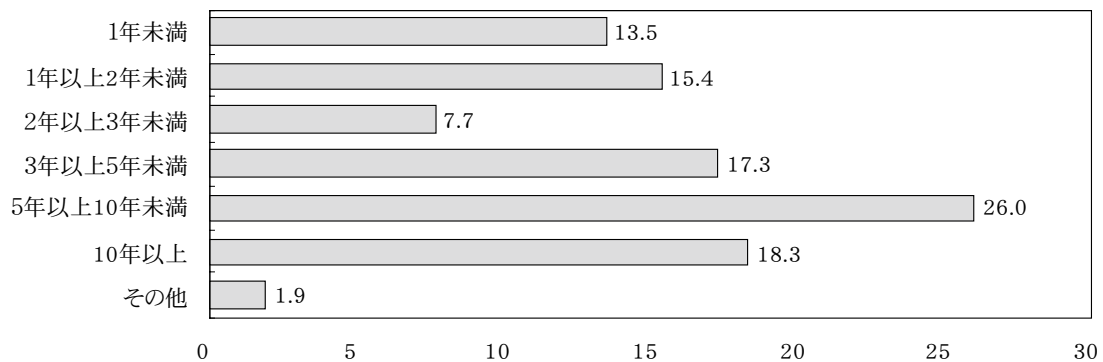
図表4 役員の職業



(5) 役員（校(地)区社協会長等）の年数

校区社協役員の年数は「5～10年」が4分の1以上、「10年以上」が約2割であり、この両方で4割以上になる。

図表5 校区社協会長等の年数



Ⅲ 役員調査結果

1 校区社協の組織や位置づけ

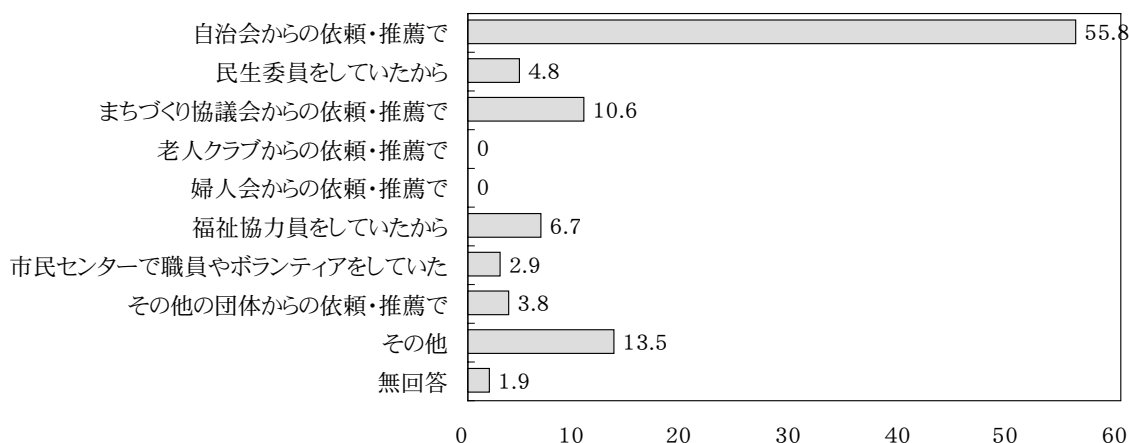
予備調査では校(地)区社協と地域団体（以下：団体）との関係は、校区自治会の社会福祉部が、そのまま校(地)区社協となり、校(地)区自治会社会福祉部長が校(地)区社協会長を兼ねている地区があった。このことから、校(地)区社協役員（会長）は他の団体の会長や役員をどの程度兼任しているのかを確認した結果、回答を得た校(地)区社協会長の中で45人（43.3%）～46人（46.2%）が自治連合会会長とまちづくり協議会会長、町内会長・自治区会長・自治委員協議会会長の兼務である。また、以下の図表7の通り、兼務している団体はこれらにとどまらない。

しかし、これにより活動は一体化しているが、組織としては図表11の通り、独立性の高い位置づけである。以下では、校(地)区社協の組織や位置づけに関して、会長になった根拠等の詳細について調査結果を示している。

(1) 会長となった経緯

今回の調査結果では会長になった経緯は「自治会からの依頼・推薦」が5割以上を占めている。これにより、校(地)区の多くは自治会と社協が一体となって活動を進めていることが確認できたのであるが、かなりの可能性を示唆しているとはいえ「自治会からの依頼・推薦」が予備調査での兼務を示しているかどうかは分からない。そのための質問として校(地)区社協会長が兼務する他の団体の有無について見ていくことにする。

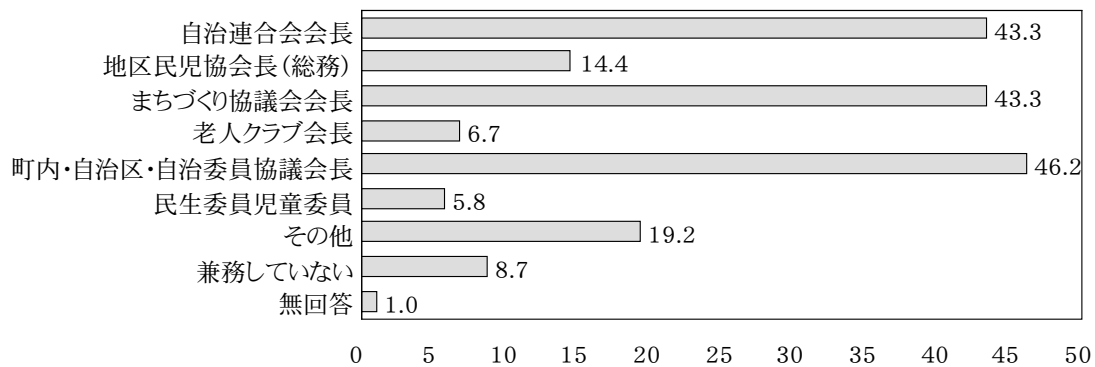
図表6 会長になった経緯



(2) 会長の他の団体の役職の兼務などについて（全て選択）

図表7は兼務している全ての役職について回答してもらった結果である。これによると校区社協の会長が兼務している他の団体の役員の半数は、「自治連合会」「まちづくり協議会」「町内会長・自治区会長・自治委員協議会会長」等を兼ねている。このことを少し詳細に示したのが、図表8～10である。ここでは兼務の根拠が慣例なのか、明文化された会則等に基づくのかを確認した。

図表 7 兼務している役員



(3) 兼務の根拠——「慣例」と「慣例や取り決めなし」による

約半数の校(地)区社協会長が複数の団体の役職を兼務している中で、兼務している根拠については以下の表に示した。

図表 8 は校(地)区社協会長が自治連合会会長（おおよそ小学校区レベルの自治会）との兼務をしている場合の根拠を太枠で囲んで示しているが、70％程度が「慣例的に兼務」と「慣例や取り決めはない」であり「明文化された会則等で兼務することとなっている」のは約4分の1である。兼務が必ずしも明確な根拠の基になされている訳ではない。同時に校(地)区社協役員は自治連合会会長ばかりではなく、その他の団体の役職も兼務していることが分かる。その場合も兼務の根拠は「慣例的に兼務」と「慣例や取り決めはない」が多くを占めている。特に「まちづくり協議会会長」「町内会長・自治区会長・自治委員協議会会長」との兼務が多い。

図表 8 自治連合会会長と兼務している場合

自治連合会会長と兼務している場合 (回答対象者数 46)		明文化された会則 となつて いる	慣例的に兼務する こととなつて いる	兼務しているが慣 例や取り決めはな い	その他	無 回 答	合 計
他 団 体 の 役 職 兼 務 (多 重 回 答)	自治連合会会長（おおよそ小学校区レベルの自治会）	11 23.9	17 37.0	15 32.6	2 4.3	1 2.2	46 100.0
	地区民児協会会長（総務）	1 10.0	5 50.0	2 20.0	1 10.0	1 10.0	10 100.0
	まちづくり協議会会長	9 25.7	14 40.0	11 31.4	1 2.9	—	35 100.0
	老人クラブ会長	1 33.3	—	2 66.7	0 0.0	—	3 100.0
	町内会長・自治区会長・自治委員協議会会長	2 9.5	11 52.4	7 33.3	1 4.8	—	21 100.0
	民生委員児童委員	1 25.0	3 75.0	—	—	—	4 100.0
	その他	1 14.3	3 42.9	2 28.6	1 14.3	—	7 100.0
合計		11 23.9	17 37.0	15 32.6	2 4.3	1 2.2	46 100.0

図表9は校(地)区社協の役員が地区民児協会長(総務)を兼務している16名の回答を太枠で囲んで示している。これによると、兼務の根拠の6割は「慣例や取り決めはない」であり「慣例的に兼務することとなっている」が約2割である。この両方で8割を示している。「明文化された会則等で兼務することとなっている」のは約1割である。

また、地区民児協会長(総務)を兼務している校(地)区社協役員は他の団体の会長も兼務している場合が多く、特に「自治連合会会長(おおよそ小学校区レベルの自治会)」「まちづくり協議会会長」「町内会長・自治区会長・自治委員協議会会長」等が多い。

図表9 地区民児協会長(総務)と兼務している場合

地区民児協会長(総務)と兼務している場合 (回答対象者数 16)		明文化された会則等 で兼務している	慣例的に兼務する こととなっている	兼務しているが慣例 や取り決めはない	その他	合計
他団体の役職兼任 (多重回答)	自治連合会会長(おおよそ小学校区レベルの自治会)	2 20.0	2 20.0	5 50.0	1 10.0	10 100.0
	地区民児協会長(総務)	2 12.5	3 18.8	10 62.5	1 6.3	16 100.0
	まちづくり協議会会長	1 12.5	2 25.0	4 50.0	1 12.5	8 100.0
	老人クラブ会長	— —	— —	— —	— —	— —
	町内会長・自治区会長・自治委員協議会会長	1 14.3	— —	5 71.4	1 14.3	7 100.0
	民生委員児童委員	1 25.0	— —	2 50	1 25	4 100.0
	その他	— —	2 50.0	2 50.0	— —	4 100.0
合計		2 12.5	3 18.8	10 62.5	1 6.3	16 100.0

図表10は校(地)区社協役員がまちづくり協議会会長を兼務している場合の根拠を太枠で示している。これによると自治連合会会長と同様、「慣例的に兼務することとなっている」と「兼務しているが慣例や取り決めはない」が多くを占めており、「明文化された会則等で兼務することとなっている」のは2割に満たない。

また、まちづくり協議会会長を兼務している場合は他の団体会長の兼務も多く、特に「自治連合会会長(おおよそ小学校区レベルの自治会)」「町内会長・自治区会長・自治委員協議会会長」との兼務が多いことが分かる。

このように「会則」等の取り決めが兼任の根拠となっている場合は少なく、「慣例・取り決めがない」や「慣例による」場合が多くを占めている。このことは役員を通して組織を見た場合には、自治連合会や町内会・自治区会やまちづくり協議会と社会福祉協議会が一体であり、自治連

合会や町内会・自治区会、まちづくり協議会の会長のほとんどが校(地)区社協役員を兼務する形で活動を進めていると見ることができる。

図表10 まちづくり協議会会長と兼務している場合

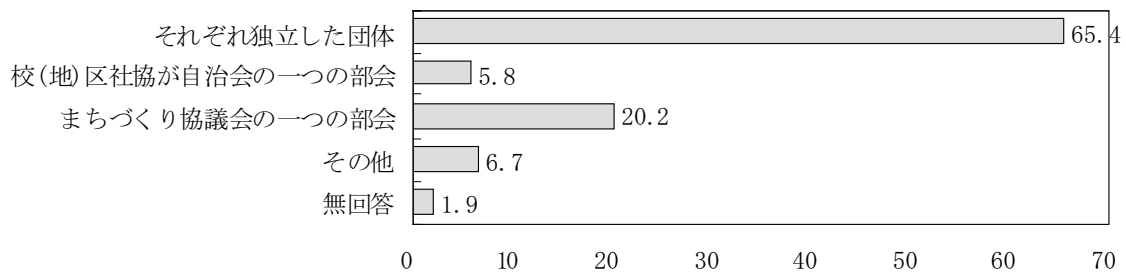
まちづくり協議会会長と兼務している場合（回答対象者数 46）		明文化された会則等 で兼務すること となっている	慣例的に兼務 すること となっている	兼務しているが慣例 や取り決めはない	その他	無回答	合計
他団体の役職兼任 (多重回答)	自治連合会会長（おおよ小学校区レベルの自治会）	8 22.9	14 40.0	12 34.3	1 2.9	— —	35 100.0
	地区民児協会会長（総務）	1 12.5	4 50.0	2 25.0	— —	1 12.5	8 100.0
	まちづくり協議会会長	8 17.8	17 37.8	16 35.6	2 4.4	2 4	45 100.0
	老人クラブ会長	1 33.3	— —	2 66.7	— —	— —	3 100.0
	町内会長・自治区会長・自治委員協議会長	1 5.0	9 45.0	7 35.0	1 5.0	2 10	20 100.0
	民生委員児童委員	1 20.0	2 40.0	1 20	— —	1 20	5 100.0
	その他	1 11.1	3 33.3	2 22.2	2 22.2	1 11	9 100.0
合計		9 19.6	17 37.0	16 34.8	2 4.3	2 4.3	46 100.0

(4) 校区社協の位置づけ

兼務が多い校(地)区社協の役員であるが、校(地)区における位置づけについては、図表11が示す通り、「まちづくり協議会の一部」という位置づけが2割を占めているが、これも含めて自治会等の一部というより、より独立性の高い位置づけに置かれていることが分かる。

このことより組織的にはまちづくり協議会や自治連合会、町内会・自治区会と一体であるが、位置づけは独立性が高いのが、校(地)区社協ということになる。

図表11 校区社協の位置づけ



2 見守り対象者

予備調査が行われた地区での見守り対象者の範囲は、

- ① (年齢に関係なく) 1人暮らしの住民
- ② ともに65歳以上の夫婦であり、①と②の対象者を合わせて予備調査を行った各校(地)区社協で人口規模等の違いのために多少の差はあるが、200～210名ほどが見守りの対象者とのことであった。

その見守り対象者の範囲は大部分の校(地)区社協が決めているが、決めていない校(地)区社協もある等、図表12の通り、共通している訳ではない。

見守り対象者の範囲も共通ではなく65歳以上を対象としている校(地)区社協が最も多いが、60歳以上の場合もある。この年齢に「一人暮らし世帯」や「夫婦のみ世帯」等の条件が加わり、また、昼間のみ「高齢者が一人」である場合も含まれる等、校(地)区社協により違いが認められる。

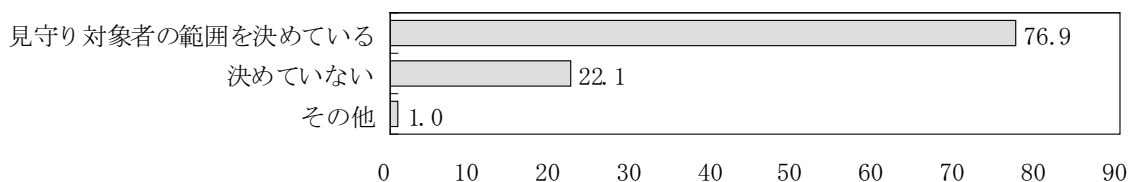
これらの見守り対象者の情報は民生委員、自治会、福祉協力員独自の調査等により把握している。

このような見守り対象者の範囲と把握方法についての詳細を以下で示している。

(1) 見守り対象者の範囲——見守り対象者は共通ではない

図表12は見守り対象者の範囲を決めているか、決めていないについて示しているが、決めている校(地)区社協が7割以上であり、決めていないのは約2割である。

図表12 見守り対象者の範囲



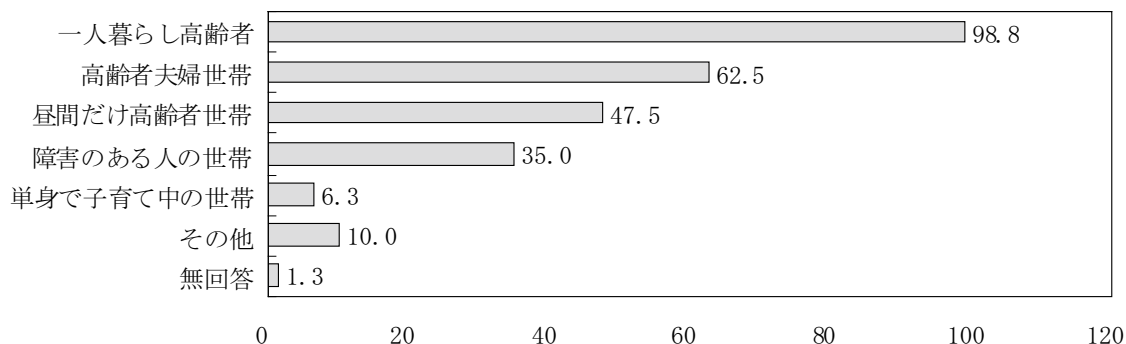
このことから校(地)区社協毎の活動の違いが分かる。

具体的な見守り対象者は図表13の通り、「一人暮らし高齢者」「夫婦のみ高齢者世帯」「昼間だけ高齢者世帯」「障害のある人の世帯」「単身で子育て中の世帯」である。予備調査よりも具体的になった分、上述した通り、全ての校区社協に見守り対象者が共通していないことも分かる。そ

の中で、ほぼ共通しているのは「一人暮らし高齢者」であり100％に近い校(地)区社協が対象としている。さらに、約6割の校(地)区社協では「夫婦のみ高齢者世帯」を見守り対象としている。

一方で高齢者の見守りは多くなされているが、障害のある人や単身で子育て中の世帯に関しては消極的なようである。

図表13 見守り対象者の属性（複数回答）

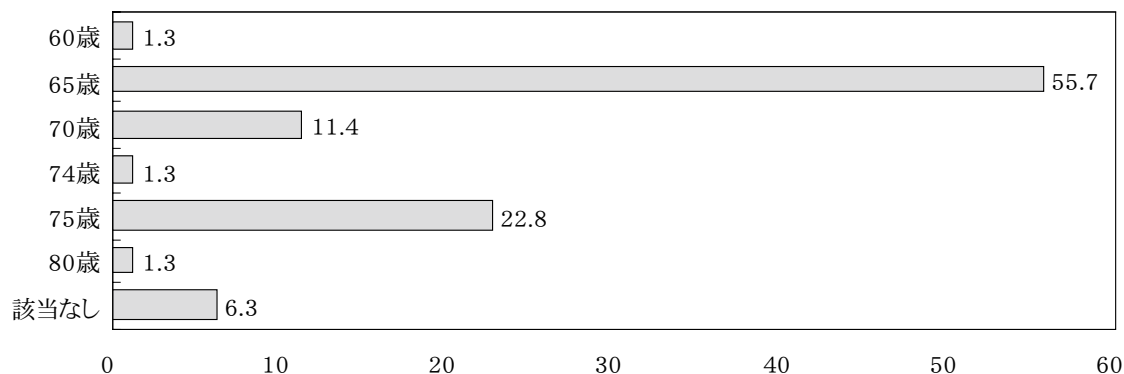


(2) 見守り対象者の年齢——多いのは65歳以上

① 一人暮らし高齢者

見守り対象となっている「一人暮らし高齢者」の年齢は5割以上が65歳以上である。続いて75歳以上が多い。なお、図表中の60歳、65歳等の表記は全て60歳以上、65歳以上等を示している。以下の図表15～17も同様である。

図表14 一人暮らし高齢者の年齢



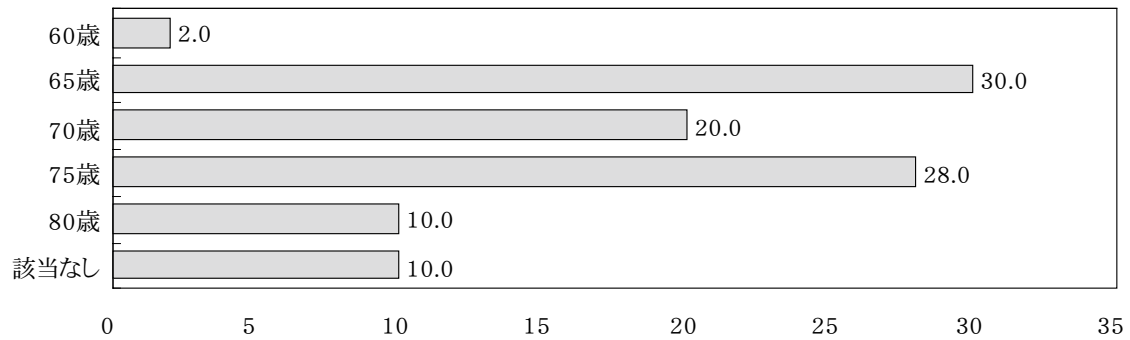
② 夫婦のみ高齢者世帯

夫婦のみ高齢者世帯の見守りは「夫婦ともに」と「いずれか1人」に分かれている。

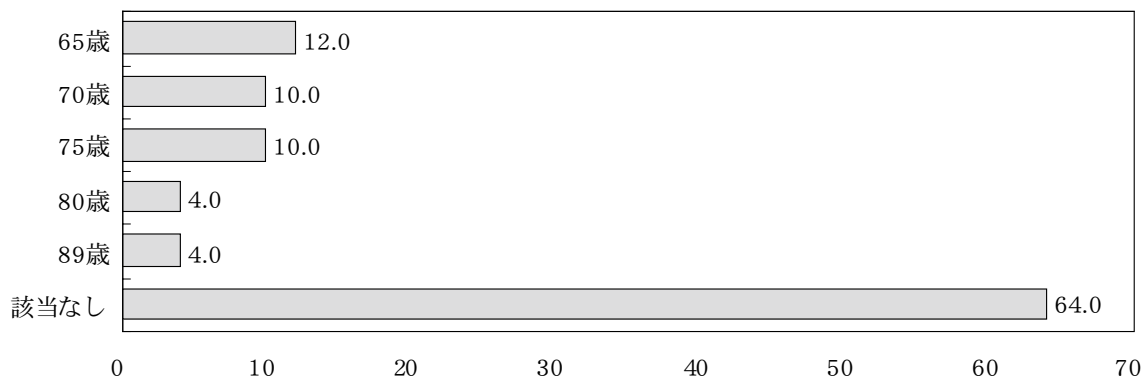
「夫婦ともに」の場合の対象者の年齢は「一人暮らし高齢者」同様に「65歳以上」が最も多くを占めるが、「75歳以上」との差は「一人暮らし高齢者」ほど大きくはない。

「いずれか1人」の場合の対象者の年齢は、各年齢ともに大きな差はなく、該当者も少ないことが図表16は示しているが、該当者なしは「どちらか一人が65歳以上」等の範囲設定をしておらず、年齢設定をしても「夫婦ともに」を条件にしている場合が多いことを示唆している。

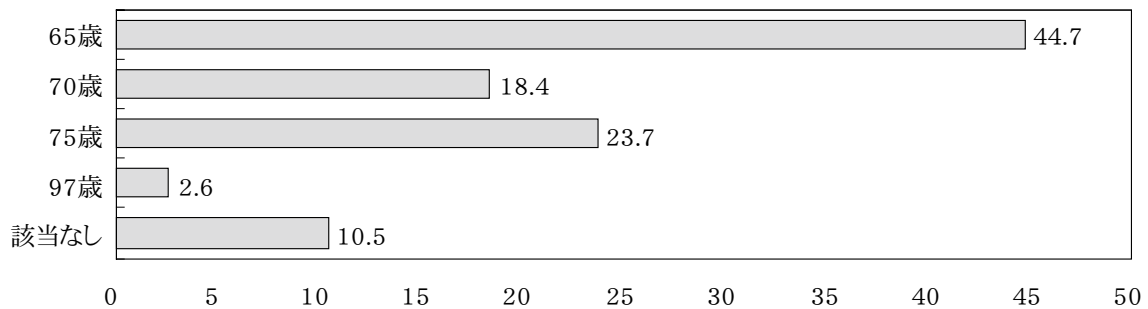
図表15 高齢者夫婦世帯の年齢①夫婦ともに



図表16 高齢者夫婦世帯の年齢②夫婦いずれか一人



図表17 昼間だけ高齢者世帯の年齢



③ 昼間だけ高齢者世帯

「昼間だけ高齢者の世帯」の見守りに関しては図表17に示した。これによると「昼間だけ高齢者の世帯」の見守りは約半数の校(地)区社協が対象にしている。その中で多いのは「65歳以上」であり、「75歳以上」がこれに続いて多い。1割の校区社協では該当者がいない。

(3) 見守り対象者の把握の方法（全て選択）——情報源は民生委員

予備調査によれば、見守り対象者の把握は自治会の組織を通じて行われている所があった。その自治会では、それぞれの組長と自治会会長が各世帯の家族構成がわかる「世帯表」（非公開）を管理している。世帯の構成に変更があれば、組長が世帯表を修正し、更新された情報は会長の元にも届けられる。また、年に1度各世帯に組長を通して「世帯表」を配布・回収して毎年更新

している自治会もある。

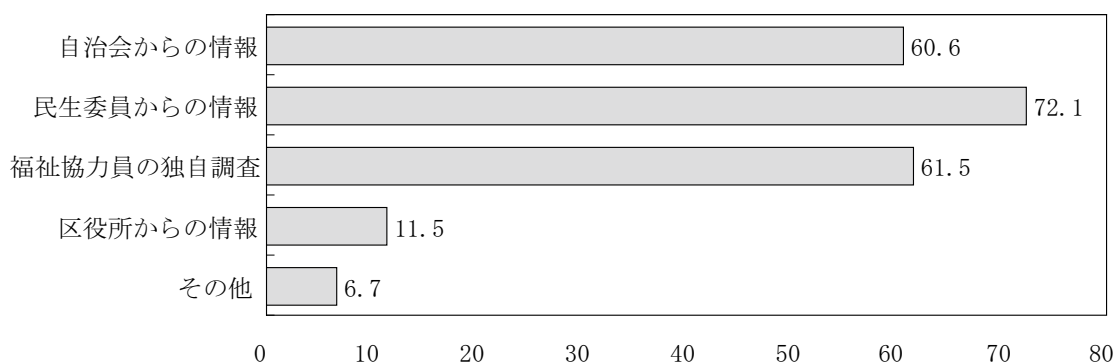
予備調査に応じてくれた自治体での対象者把握の方法は、この「世帯表」から①（年齢に関係なく）1人暮らしの住民と②ともに65歳以上の夫婦の世帯を対象者として福祉協力員に伝える仕組みである。こうした方法は自治会に加入していない世帯は漏れてしまうことになる。そのため、自治会や社会福祉協議会では自治会への加入を促す広報に努めているが、未加入者は5～6％存在する。

役員が回答してくれた104の校区社協では、対象者の把握は自治会か6割、民生委員から7割、福祉協力員独自の調査から6割という結果である（図表18）。

対象者は校区社協により異なるが、この結果を対象者と組み合わせた場合はどうであろうか。

図表18-1は情報源が提示する各見守り対象者の構成割合を示している。各情報源ともに「一人暮らし高齢者」が顕著に多いことは把握の容易さを示しているのか、他の対象者に比べて一人暮らし高齢者が多いことを示すのかは不明であるが、結果として一人暮らし高齢者の情報が多くを占め、夫婦のみ高齢者世帯がこれに続くことを示している。また、民生委員からの提示が他の情報源よりも多いことが分かる。

図表18 見守り対象者の把握方法



図表18-1 対象者の把握方法と見守り対象者

	高一人 齢者 暮らし	世帯 高 齢者 夫婦	高 齢者 だけ 世帯	障 害 の 世帯 ある	単 身 で 中 の 世帯	そ 他	無 回 答	合 計
自治会からの情報	48	31	25	19	4	4	1	51
	94.1	60.8	49.0	37.3	7.8	7.8	2.0	100.0
民生委員からの情報	58	40	30	21	5	6	0	60
	96.7	66.7	50.0	35.0	8.3	10.0	0.0	100.0
福祉協力員の独自調査	49	29	26	16	4	4	1	51
	96.1	56.9	51.0	31.4	7.8	7.8	2.0	100.0
区役所等	8	6	7	5	2	1	0	8
	100.0	75.0	87.5	62.5	25.0	12.5	0.0	100.0
その他	5	2	1	2	0	0	0	5
	100.0	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0

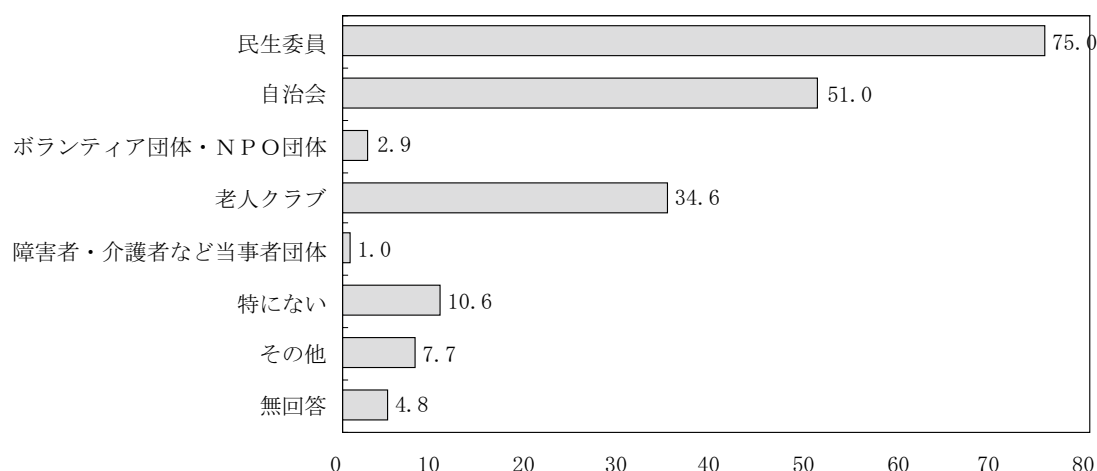
3 見守り（訪問）活動について

予備調査に応じてくれた一つの校(地)区社協では、福祉協力員が自治会加入者が記入してあらかじめ作成された「世帯表」を基に、全対象者の自宅を年度初めに2人1組で訪問し、対象者の状況やどのような対応が必要になるか確認している。その後は、1人の対象者につき年に2～3回訪問している。しかし、見守り活動は福祉協力員の年に2～3回訪問のみに限るのではなく、日頃の見守りは自治会の班長と連携して行なわれている。班長は月2回、回覧などを配る際に対象者の近況などを聞き、記録をとり、それを組の定例会でまとめて自治会社会福祉部（＝校(地)区社協）に伝えている。また、対象者に変化がある場合は班長から組長に、そして福祉協力員へと伝えられ、福祉協力員が対象者を訪ねて状況を確認し、必要に応じて民生委員や関係機関につなぐことになる。民生委員との連携については、数年前からふれあいネットワーク事業の「定例会」（連絡調整会議）の場で、民生委員と福祉協力員の情報交換（対象者に関する情報の交換）が行われている。予備調査では、このように見守り活動は福祉協力員のみではなく、民生委員や自治会の班長等との連携に基づく活動であることが分かったが、役員調査では以下の通り、連携している団体、見守りを依頼してくる団体、見守りで困ることについて質問した。

(1) 一緒に活動している団体（全て選択）

役員調査での一緒に活動している団体は「民生委員」「自治会」の他に「老人クラブ」も参加している校(地)区社協が3割以上である（図表19）。NPO・ボランティアや当事者団体等の参加は極く一部の校(地)区社協に限られている。

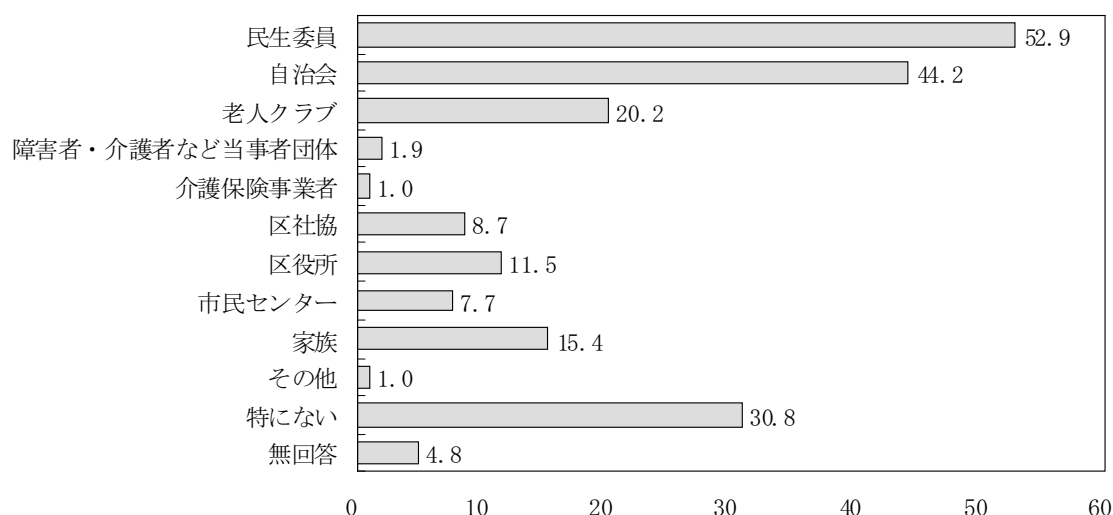
図表19 一緒に見守り活動をしている団体（複数回答）



(2) 校(地)区社協へ見守りを依頼してくる団体（全て選択）

一方で見守りを依頼してくる団体も存在する。図表20では「民生委員」「自治会」「老人クラブ」が依頼してくる団体の多くを占めているが、連携して一緒に活動している団体（図表19）と類似の結果を示していることは、連携している団体からの依頼が多いことを示している。その意味では、依頼してくる団体がない校(地)区社協も3割存在するのは連携がないことを示唆している。

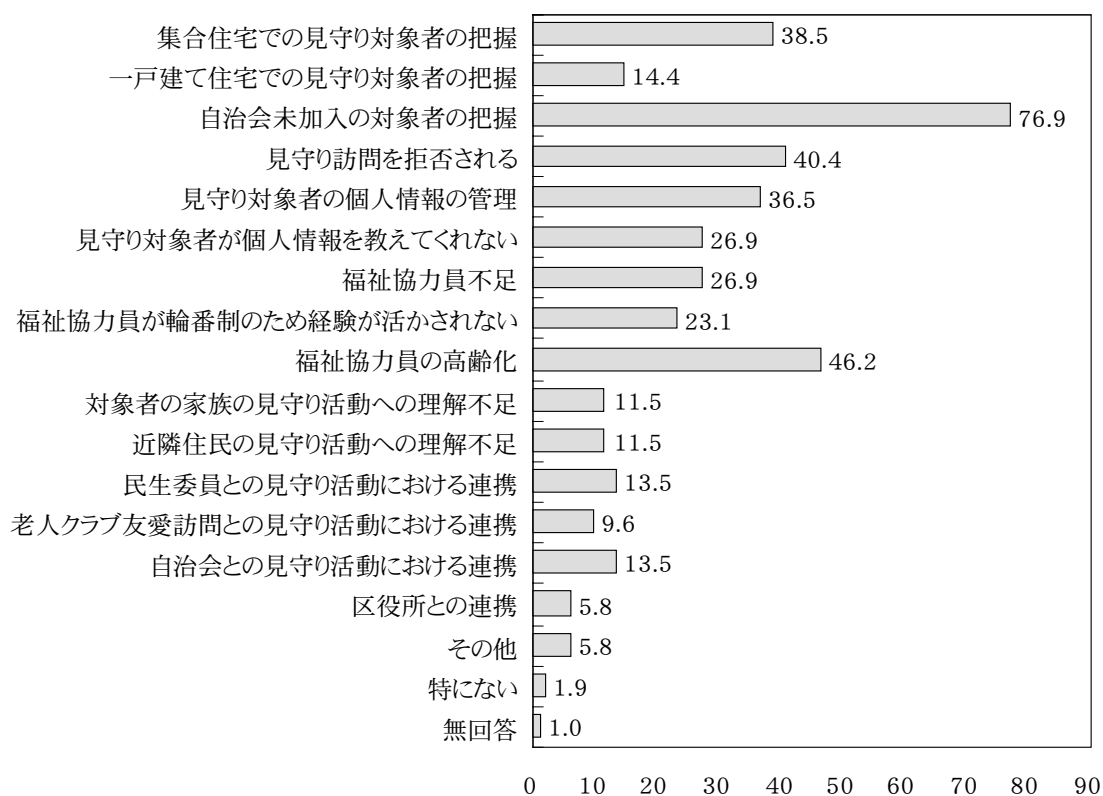
図表20 見守り依頼をしてくる団体等（複数回答）



(3) 見守り活動で困っていること（全て選択）

見守り活動で困っていることは、図表21の通り、自治会未加入者の対象者の把握、福祉協力員の高齢化、見守り訪問拒否、集合住宅での見守り対象者の把握、見守り対象者の個人情報の管理等が困っていることである。さらには福祉協力員の不足や見守り対象者が個人情報を教えてくれない等がこれらに次いで困っていることである。

図表21 見守り活動で困っていること（複数回答）



(4) 今後取り組みたいこと（全て選択）

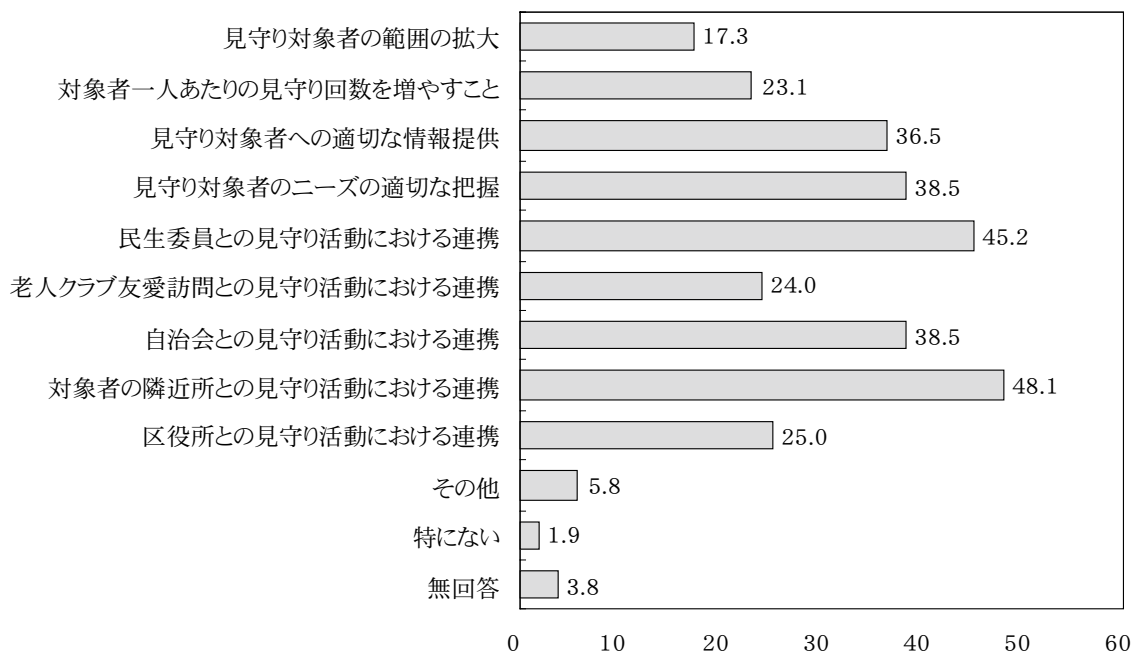
今後取り組みたいことは連携の拡大であり、連携先は「見守り対象者の近隣の人」「民生委員」「自治会」等が多く4割程度である。「老人クラブ」は既に一緒に活動している校(地)区社協もあるために連携先として多くなっていないと推測できる。連携拡大に関しては連携が既になされている校(地)区社協との間で差が窺える。また、ニーズの把握や適切な情報提供等、見守り対象者へのサービスの拡大を図ろうとする姿勢も窺える。

福祉協力員への聞き取りによる予備調査によれば、それぞれの福祉協力員が様々な機会を捉えて自分の担当する見守り対象者の情報を入手し、対象者の概況を把握していることが窺えた。また、認知症の発症等の福祉ニーズの発生状況も捉えており、発見した福祉ニーズを民生委員などの関係機関につなげたケースも見られた。

一方、「対象者の方から困っているという声を聞くことは少ない」「直接、自分のところに助けを求める連絡が来たことはない」「対象者も慣れていないのか『大丈夫、元気』という（だけで心を開いてくれない）」「家族がいるから必要ありませんという人もいる」等、対象者の方から福祉協力員に困っていることを相談したり連絡したりするケースは少ないようである。

対象者は65歳位の人が多くを占め、元気な人が多いということや、福祉協力員が知られていないこと等のため困っていることを相談する対象となり得ていないともいえる。また、福祉協力員の任期や近隣の助け合いより家族、さらには専門的なサービスの認知度の方が高いため等の事情もある。このように、私的な情報に関わるために関係づくりに苦心しているようである。

図表22 今後取り組みたいこと（複数回答）



4 助け合い活動

「助け合いのしくみ」は上述した通り、福祉協力員が発見した対象者のニーズのうち、ボランティア活動で行える日常的、臨時的なニーズに対して「ニーズ対応チーム」（地域の助け合い班）で助け合う活動である。「ニーズ対応チーム」は福祉協力員1人につき5人から6人程度で組織

することになっているのが助け合い活動である。

小地域福祉活動は見守りを行い、福祉ニーズを発見したら民生委員などの関係機関につなげることが中心であり、予備調査の際に話を聞いた福祉協力員は助け合い活動の経験がなかったように、助け合い活動の事例はそれほど多くないようである。

予備調査による役員および福祉協力員による助け合い活動不調の理由は次のようにまとめることができる。

- ①地域の平均年齢がまだ若く、助け合い活動を必要としている人が少ない
- ②手助けの必要が生じて、近隣の助け合いよりは家族ないし専門的なサービスを頼る
- ③ふれあいネットワークや福祉協力員の役割が十分に対象者に理解されていない
- ④任期が来ると福祉協力員が交代するので対象者が頼みにくい

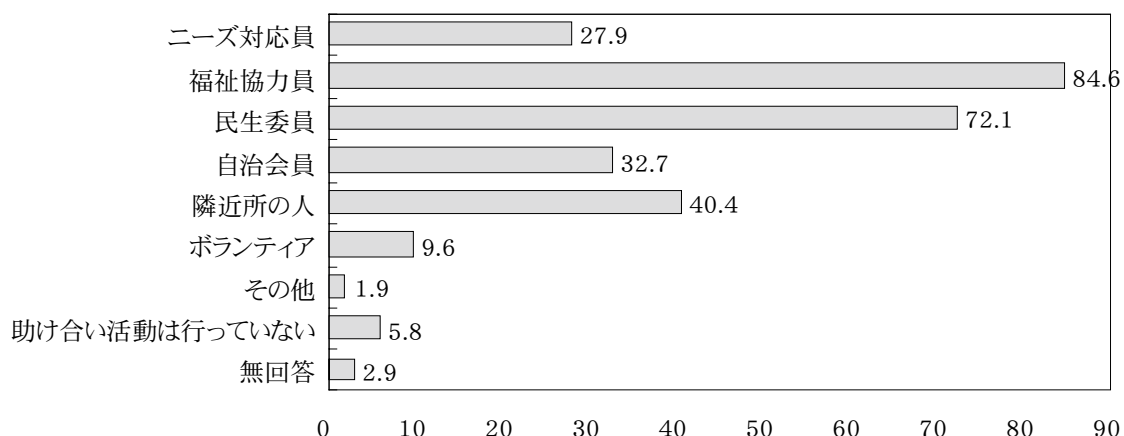
などであるが、今後は地域の高齢化に伴って必要になってくるとの認識をもっている。また、高齢化率の高い地区とは違いがあると思われる。

(1) 助け合い活動を行っている人・依頼している人（設問17全て選択）

助け合い活動を行っているのは、ほとんどの校(地)区社協の「福祉協力員」「民生委員」である。この他には「隣近所の人」が行っている社協が4割程度、「自治会員」が3割程度、「ニーズ対応員」が3割近く行っている。この結果から助け合い活動は「福祉協力員」「民生委員」に加えて「隣近所の人」「自治会員」「ニーズ対応員」等、複数が行っている校(地)区社協があり、助け合い活動を行っていない校(地)区社協は少数である。

予備調査に応じてくれた福祉協力員は助け合い活動の経験がないとのことであったが、それとは異なる結果を得た。助け合い活動であるから、「ニーズ対応員」等で解決できる範囲の活動であり、見守りを行い、福祉ニーズを発見したら民生委員などの関係機関につなげるまでの必要がない活動である。

図表23 助け合い活動を行っている（依頼している）人



(2) 助け合い活動で困っていること（設問18全て選択）

（設問17）で何らかのかたちで助け合い活動を行っていると回答した役員への限定質問。

助け合い活動を行っている校(地)区社協に活動で困っていることを質問し、図表24の結果を

得た。

これによると、困っていることは「活動者不足」「ニーズが把握できない」が3割程度、「対象者から過度に依存されるのではないかな不安」「対象者から助け合い活動を拒否される」が2割程度、「特にない」が2割近くである。この「特にない」と「無回答」を加えた23.1%を除いた残りの、8割近くの助け合い活動を行っている校(地)区社協は、何らかの困っていることがあることになる。

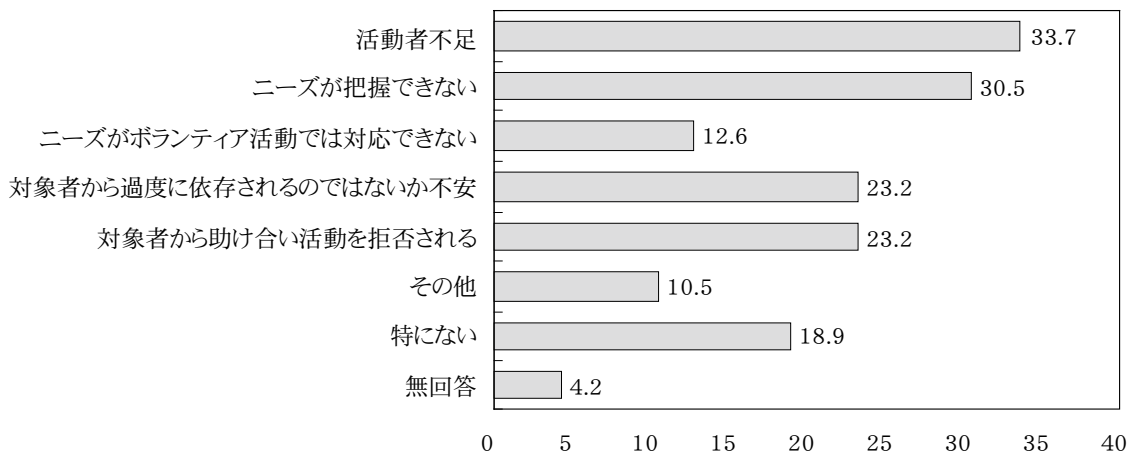
(3) 助け合い活動を行っていない理由（設問19）

（設問17）で「7 助け合い活動は行っていない」と答えた役員への限定質問）

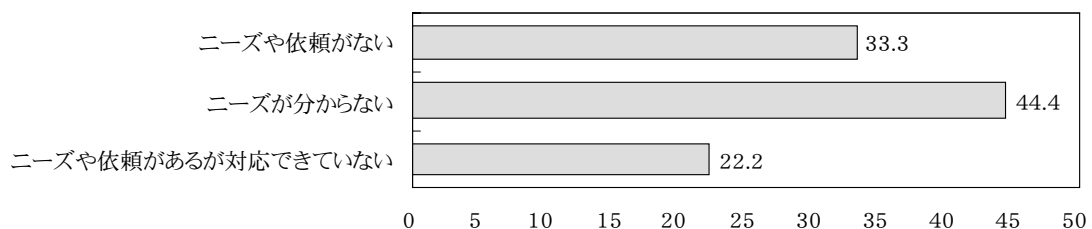
助け合い活動を行っていない校(地)区社協は5.8%と少数であるが、その理由は「ニーズが分からない」「ニーズや依頼がない」ことであり、この理由が約8割を占めている。一方で「ニーズや依頼があるが対応できていない」という回答が約2割である。

この問題はニーズがきちんと把握できていないことであり、これは基本的に見守り活動ができていないことを示唆している。その点からの活動の見直しが必要と思われる。

図表24 助け合い活動で困っていること（複数回答）



図表25 助け合い活動を行っていない理由



5 情報について

予備調査では、情報の提供や共有等の方法として「定例会」（連絡調整会議）が年4回、19時～21時の時間帯に行われているという回答を得ている。また、今後は会議の回数を増やすことも検討されており、福祉協力員全員が出席している等、福祉協力員の出席率が高いことが分かった。

また、行政や区・市社協、各種の地域団体の参加も多かった。

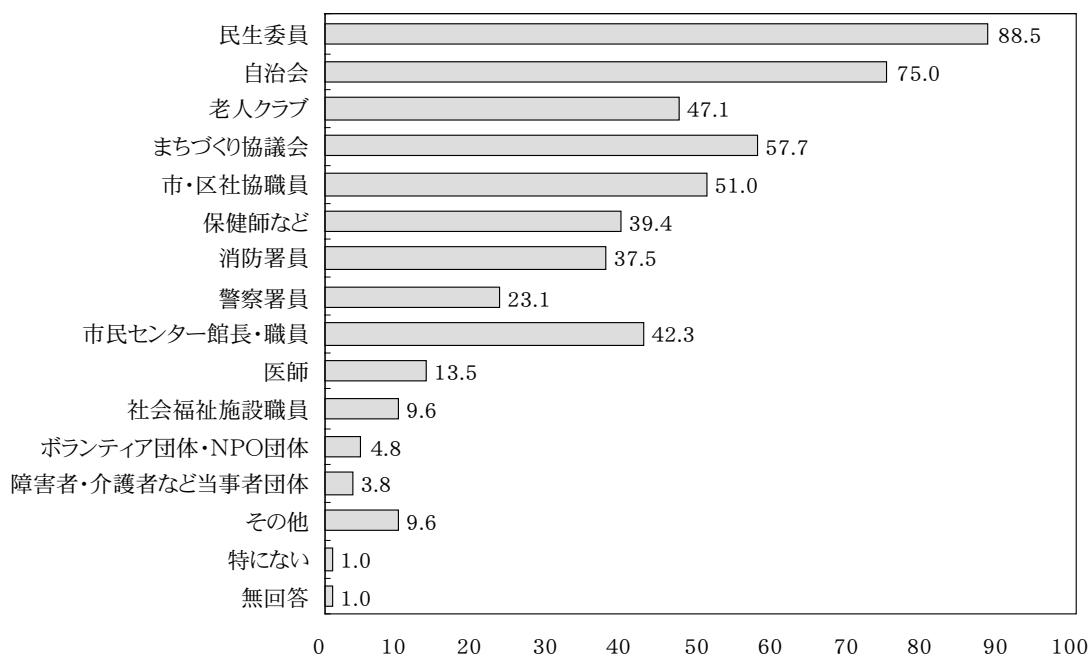
同時に、定例会では担当している対象者の状況や対象者に対する活動内容を福祉協力員全員が報告し、対応が難しいケースについては、接し方や対応方法が話し合われていた。しかし、多数が出席する会議に対象者の個人情報提出され、話し合われていることに疑問を感じている福祉協力員も存在した。

また、定例会では対象者に伝える福祉情報などを学習しているが、今後の要望としては「福祉制度の変化のスピードが速いので、ついていけるだけの情報がほしい」という意見や「同じような地域特性をもつ他の校区での取り組み事例を知りたい」という意見が上がっていた。

(1) 連絡調整会議に参加している団体（設問20全て選択）

連絡協議会に情報提供等で参加している団体は図表26の通りである。予備調査の結果と同様に、「民生委員」「自治会」「まちづくり協議会」「市・区社協職員」「老人クラブ」「市民センター館長・職員」等が4割以上の連絡協議会の参加団体である。これに「保健師など」「消防署員」も4割近くの校(地)区社協では参加している。一方で、施設職員、当事者団体、ボランティア団体等の参加が少ないのは活動の隣近所での助け合い的性格を表しているともいえる。

図表26 連絡調整会議に参加している他の団体（複数回答）



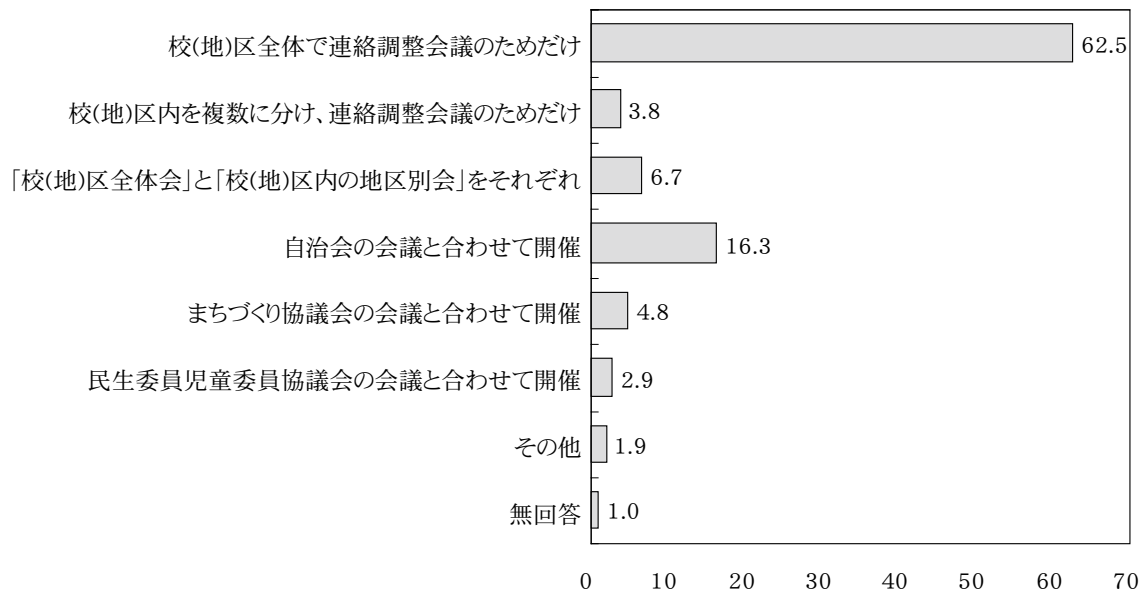
(2) 連絡調整会議の開催形式（設問21）

連絡調整会議の開催形式は図表27の通り、そのためだけに校区全体で会議を開催するのが6割で最も多い開催形式であるが、自治会の会議と合わせて開催する校(地)区社協が16.3%、校(地)区全体と校(地)区内の地区別に分けて開催するのが6.7%、まちづくり協議会の会議と合わせて開催するのが4.8%、さらに校(地)区内を複数に分けて連絡協議会を開催するのが3.8%等である。このように、連絡協議会の開催形式も多様であり、これらの開催形式の違いによる活動や情報の提供にどのような違いが出ているのかに関心があるが、この点は不明である。

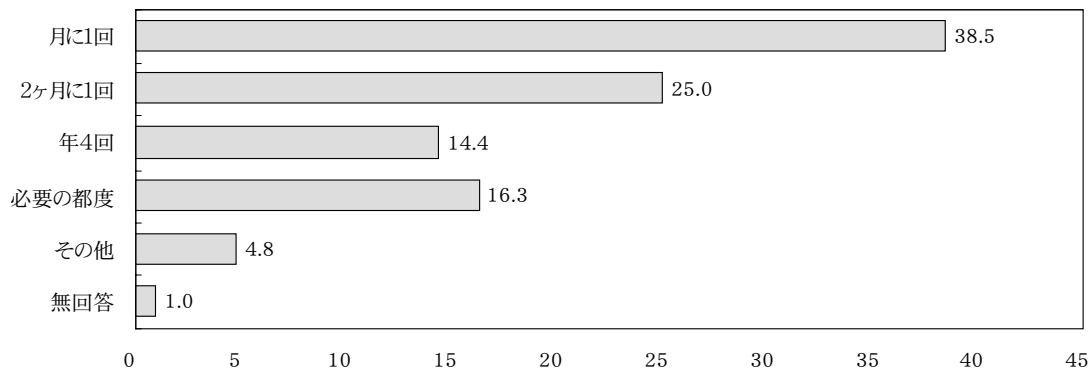
(3) 連絡調整会議の開催頻度（設問22）

開催頻度は月1回の校(地)区社協が4割、2ヶ月に1回の校(地)区社協が4分の1、必要な都度開催する校(地)区社協が16.3%、年4回の校(地)区社協が14.4%であり、予備調査に応じてくれた校(地)区社協は少数派であった（図表28）。

図表27 連絡調整会議の開催形式



図表28 連絡調整会議の開催頻度



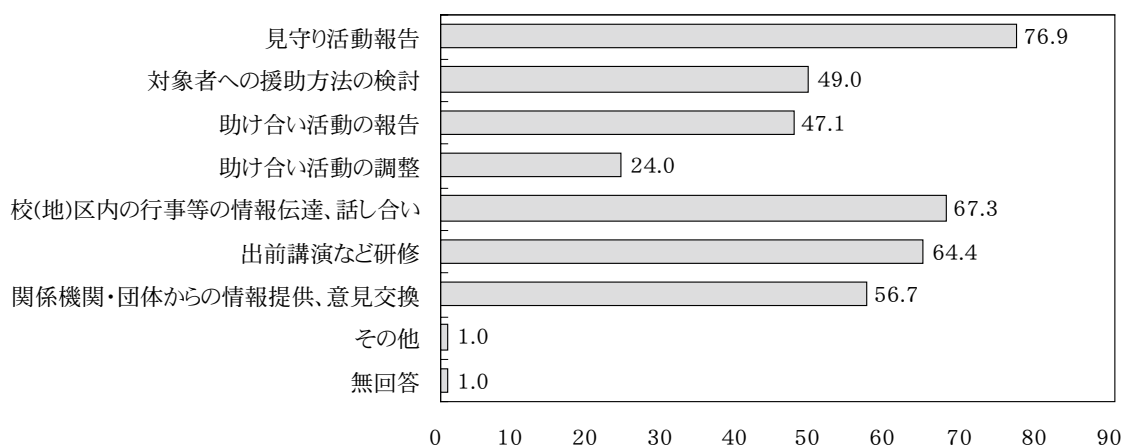
(4) 連絡調整会議の議題（設問23全て選択）

連絡協議会の議題は「見守り活動報告」「校(地)区内行事等の情報伝達、話し合い」「出前講演など研修」「関係機関・団体からの情報提供、意見交換」等が多い。「助け合い活動の調整」を行っているのは4分の1である。

このことから分かる通り、連絡協議会は必ずしも見守り活動や小地域福祉活動のためのみに開催されている訳ではなく、校(地)区内の行事や情報伝達、話し合いも含めた会議であり、その中の一部として見守り活動報告があり、ケース検討会議的な要素も含まれると見て取れる。このために、前述したようにまちづくり協議会の会議や自治会の会議と合わせて開催されているこ

とになる。ただし、6割以上の連絡協議会は、そのためだけに開催されている。

図表29 通常の連絡調整会議の議題（複数回答）



(5) 連絡調整会議の報告方法（設問24の1～3）

（設問23）「1. 見守り活動の報告」、「2. 対象者への援助方法の検討」があると回答した役員への限定質問

① 見守り活動の報告の報告者（設問24-1）

報告者は「参加福祉協力員全員」「福祉協力員の代表者や民生委員」のケースが多く、両方で7割以上である。「特別に必要なときだけ福祉協力員が報告する」校(地)区社協も1割以上存在する。

② 報告での個人名の扱い（設問24-2）

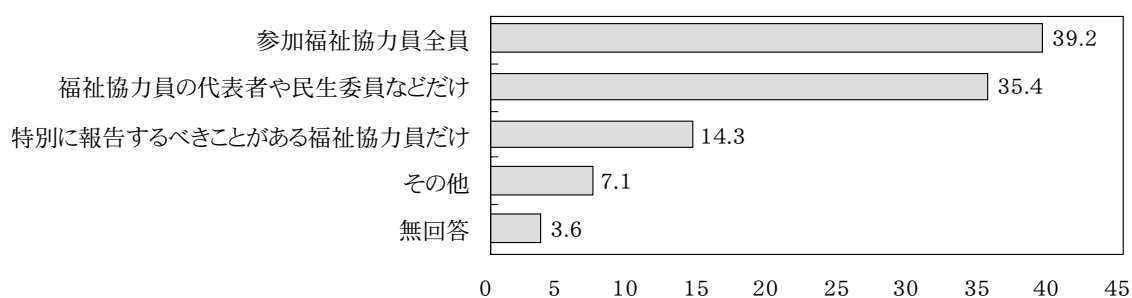
報告での個人名は出さない場合が7割であるが、2割程度は個人名を出して報告している。

個人名を出して報告している場合には、そのために必要理由があるのか、慣例での報告なのかを確認する必要がある。

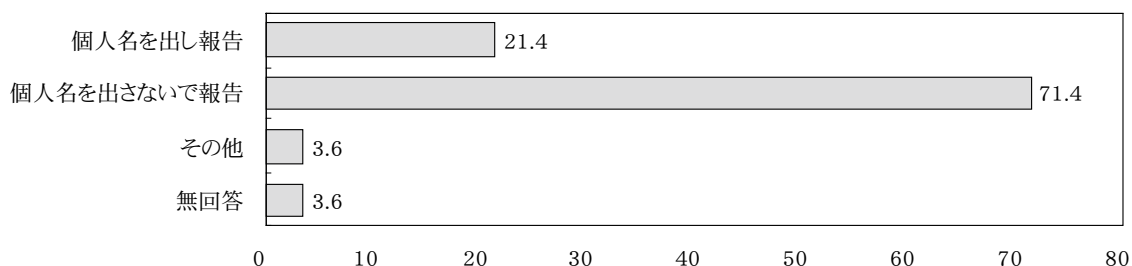
③ 報告内容（設問24-3（全て選択））

報告内容は入院・入所、病気・ケガ等の変化、サービスや活動が必要な事例、対象者が申し出た相談や要望等がほとんどである。

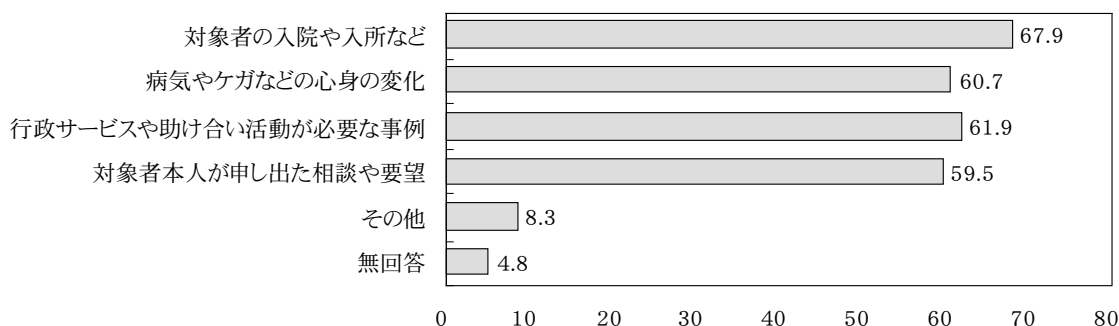
図表30 見守り活動の報告方法①報告者



図表31 連絡調整会議で②対象者の個人名の取り扱い



図表32 連絡調整会議の③報告内容（複数回答）



福祉協力員の役割のひとつに、対象者への福祉情報の提供がある。予備調査での福祉情報の提供の現状と必要性には、

- ①介護保険などの福祉情報を必要とする人が対象者の中に少ない
- ②必要だとしても各世帯や家族で対応している
- ③福祉協力員は介護保険制度や高齢者の病気などに関する知識や情報の入手、更新の必要性を感じているが、そのための十分な機会は得られていない

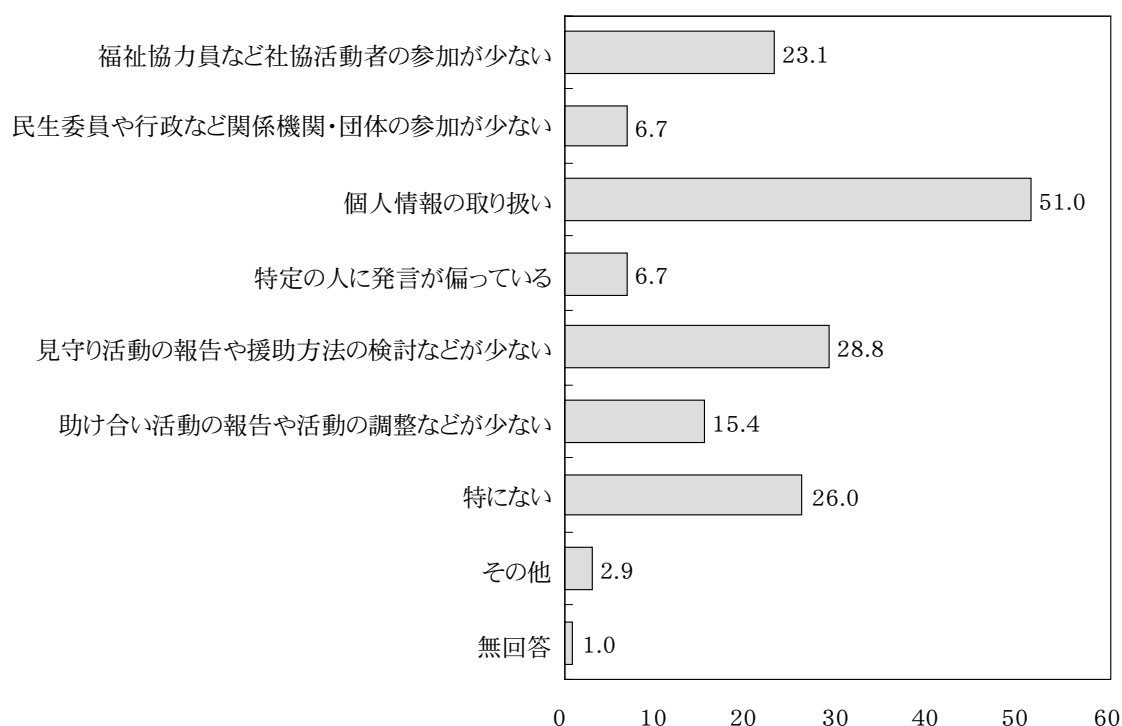
等の福祉協力員自身の課題もあり、十分に対応できない部分もあるようである。これらが予備調査から得られた福祉協力員の困っていることであるが、役員調査では結果少し異なる。

(6) 話し合い活動で困っていること（設問25全て選択）

話し合い活動で困っていることは、図表33に示した通り、個人情報の扱いである。これに関しては校(地)区社協の役員の5割以上が回答している。次に困っていることは、見守り活動の報告や援助方法の検討などが少ないことである。このことに関しては約3割の役員がそう感じている。次には、福祉協力員などの社協活動者が少ないことである。2割以上の役員が少ないと感じている。この点では自治会加入者自体が福祉協力員やニーズ対応チーム等の存在を知らないと思われる。これらの活動を周知するための方策が必要かも知れない。

福祉協力員の高齢化等が今後は問題となるであろうし、次世代を育成するシステムを検討していると思われるが、この点が課題であろう。

図表33 話し合い活動で困っていること（複数回答）



6 市・区社協からの校(地)区社協への支援に対する満足度

(1) ウェルクラブ活動など市・区社協からの校(地)区社協活動の企画提案や事業協力について（設問26）

ウェルクラブ活動とは次世代地域福祉活動者育成事業であり、児童のふれあいネットワーク事業体験等が行われている。

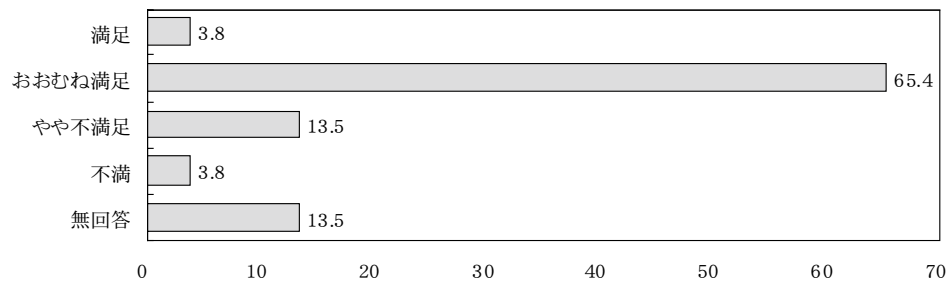
この事業に対する校(地)区社協役員（会長）の満足度は図表34の通り、「満足」が3.8%であるが、「やや満足」は65.4%であり、この両者を加えると7割近くが満足していることになる。

一方で「やや不満足」「不満」が2割程度存在していることは、この活動への市・区社協からの校(地)区社協への支援のあり方が不十分と感じている校(地)区社協役員の存在を示唆しているとともに、「無回答」が多いことは、評価できない（実施されていない）校(地)区社協があることを示している。

福祉協力員についての回答の中にもあるように、福祉協力員自身が高齢化し、さらに高齢化率が高くなる校(地)区が増加すると予測される今日、重要な取組みであるだけに、この活動や事業の活発化と、活動結果を活かす方法の確立が望まれる。

以下の表はこの活動への市・区社協からの校(地)区社協への支援のあり方への満足・不満足の原因を示している。これによる、開催場所が遠いこと、研修の回数、活動費用の補助、市等と地域のギャップ等が問題として指摘されている。また、回答者の年齢が高いことが次世代育成の重要性を示しているともいえる。

図表34 ウェルクラブ活動満足度



性別	年齢	理由
1	81	遠い。具体的活動に結びつきにくい。
1	66	研修講習の回数が少ない、遠距離。
1	76	ウェルクラブ活動していない。
1	69	活動の費用補助がない。
1	72	ボランティア大学校、講演等の参加。
1	80	P T Aの理解が今一つ。
1	67	福祉器具の疑似体験、入所施設訪問、他企画が良い。
1	69	行政の発想と地域のギャップ。
1	68	3年目。
1	77	ウェルクラブなし。
1	68	情報提供がある。
2	76	地域の特性を理解した内容でない。
1	82	今後の活動の指針となる
1		依頼により協力はある。
1	79	仕事が多すぎる。
1	68	時間と費用がかかる。
1	71	企画提案を出してもらっているが地域で対応が出来てない。
1	71	企画提案、事例発表は役立つ
1	64	事業マニュアルの取組不足
1	71	企画や事業には協力してもらっている。
1	74	協力が無い。
2	78	活動数が増す割に予算面で考慮がたりない。
2	78	校区社協のみでは学校側の協力が希薄。
1	80	事業協力は出席している。
1	66	校区が2つで連携調整が難しい。
1	60	次世代育成事業や福祉関係者の交流等。
1	73	担当者が協力的。
1	69	市社協主催の行事に十分参加できない。

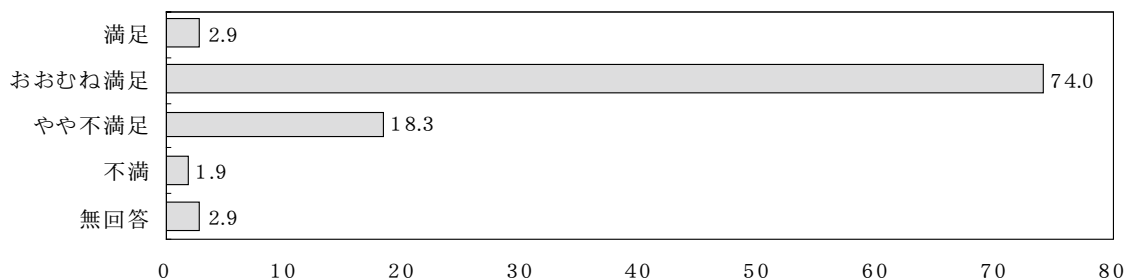
※性別欄の1は男性、2は女性を示す（以下同じ）

(2) 研修会の開催など市・区社協からの校(地)区社協の人材育成支援（設問27）

校(地)区社協個別研修支援事業、校(地)区社協を中心とした福祉救援体制づくりモデル事業、校(地)区社協活動者交流会、他の市町村社協との交流事業等がこれに該当すると思われるが、これらの事業についての校(地)区社協役員（会長）の満足度は図表35の通り、「満足」が2.9%であるが、「やや満足」は74.0%であり、この両者を加えると76.9%が満足していることになる。

一方で「やや不満足」「不満」はウエルクラブ活動等と同様に2割程度存在している。この活動に関しては市・区社協からの校(地)区社協への支援のあり方に概ね満足と感じている校(地)区社協役員が多いことがわかる。

図表35 研修会満足度



下の表は研修会の開催など市・区社協からの校(地)区社協の人材育成支援への満足度に関する理由を自由に記述してもらった結果である。これによると開催場所が遠い、研修時間が長い、各社協との交流の機会、参加者制限や回数が少ない・多すぎる、研修会を活かす手だて、内容の魅力等の不満があることが窺える。

ただし、これらの機会を捉えて、校(地)区社協独自に活かしていく姿勢を示している記述も認められることから、研修会の開催など市・区社協からの校(地)区社協の人材育成支援を活用する方策について、研修会等の後に何らかの手だてが必要な場合もあることが窺える。

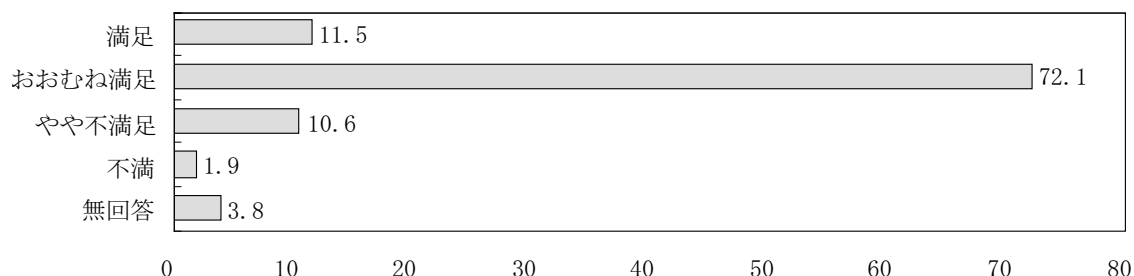
性別	年齢	理 由
1	66	研修講習の回数が少ない、遠距離。
1	69	研修が長時間、準備不足。
1	72	全ての研修会に参加。
1	72	ふれあいネットワーク開催時に社協担当員と打合せ。
1	80	コミュニケーション研修、各社協と交流の場が欲しい。
1	67	研修会参加者、出前研修会が少ない。人材育成が物足りない。
1	71	①人数指定の研修会が多い②出前講演等で新任協力員の教育基礎固め。
1	68	参加者が多い。
1	77	講師派遣に快く応じてくれる。
1	72	既存の協力員のフォローアップが必要。
1	68	情報提供がある。
2	76	内容に魅力がない。
1	81	研修会案内が多すぎる。
1	82	人材育成の研修会は必要だがウエル戸畑は遠い。
1		依頼により協力はある。
1	79	研修会に参加するだけでフォローがない。
1	71	研修会や人材育成支援、講座案内等地区社協で充分対応できてない。
1	71	人材育成研修会は学習できる。
1	68	研修会及び出前講演も内容次第。
1	64	研修会場が遠い。
1	71	内容ある協力がある。
1	79	研修会增加と人材育成が必要。

性別	年齢	理 由
1	74	研修会で情報はあがるが支援が少ない。
2	78	新任研修等役立っている。
1	71	当地区は動き出したばかりで内容が理解できない時がある。
1	67	土日祝の研修がない為若年層が育たない。
1	70	人材育成にもっと力を入れてほしい。
2	78	区社協のバックアップがある。
1	80	研修内容によって区社協の人材支援をお願いしている。
1	66	研修対象者がトップセミナー的な事が多い。
1	60	昨年から会長会議が行われ、研修案内してくれる。
1	73	開催時間が短く時間に追われ物足りない。
1	69	市社協主催の行事に十分参加できない。
1	88	開催回数が増加すると対応が大変。
1	66	日程に合わない時がある。

(3) 市・区社協の情報提供について（設問28）

市・区社協からの情報提供については「満足」が約1割、「おおむね満足」が約7割であり、この両者を加えると8割以上となり、校(地)区社協役員（会長）が必要とする情報の提供はなされていると見て取れる。「やや不満」「不満」も1割程度の低い水準であることからこのことが窺われる。

図表36 市区社協の情報提供満足度



下の表は情報提供について市・区社協からの校(地)区社協の支援への満足度に関する理由を自由に記述してもらった結果である。これによると校(地)区社協まかせ、情報提供を早め、研修会での情報はあがるが支援が少ない、行事依頼は多いが情報ない等の不満はあるが、概ね情報に関しては必満足しているという意見が多い。

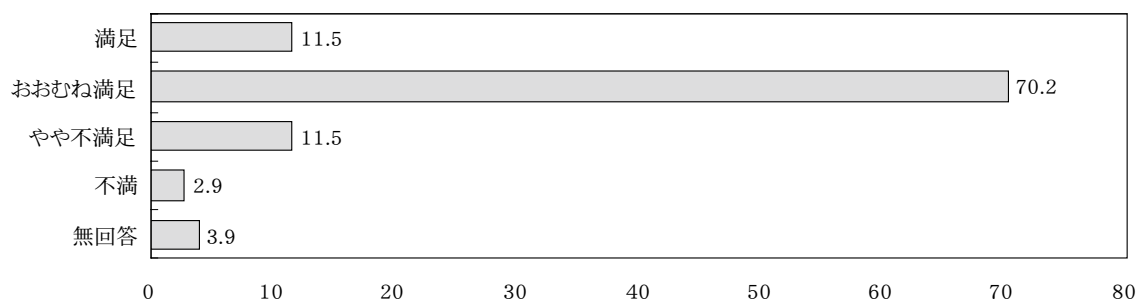
性別	年齢	理 由
1	81	校区まかせの感がある。
1	66	問題なし。
1	69	市区社協が校区会議に積極的に参加する姿勢がない。
1	72	社協の方が必ず参加し情報提供や助言をしてくれる。
1	72	ふれあいネットワークのプランを申請する時にアドバイスをもらう。
1	67	情報提供してくれる。
1	69	区社協はよく参加。
1	68	情報提供がある。

性別	年齢	理 由
2	76	相談にのってくれる。
1	82	情報提供は早めにしてほしい。
1		参加の際何らかの情報を持って来ている。
1	79	だいたい連絡あり。
1	71	他校区の活動情報は参考になる
1	67	年1回程度要請のみ参加。
1	71	必要な場合会議に出席し提供される。
1	74	研修会で情報はあがるが支援が少ない。
1	71	情報提供はよくされている。
1	68	住民が必要としている内容が大切。
1	72	問題になる例を提供してほしい。
2	78	参加が少ない。
1	71	連絡会議には必ず出席して情報提供、助言頂いている。
1	67	情報提供は多く感謝しているが、自治会まち協との調整がないため対応できないものがある。
1	80	情報提供が必要な時は参加お願いしている
1	80	参加要請していない。
1	74	行事依頼は多いが情報ない。
1	60	昨年から会長会議が行われ、研修案内してくれる。
1	73	連調会で情報提供あり
1	88	要請に充分対応してもらえる

(4) 校(地)区社協運営に関する市・区社協の相談支援について（設問29）

市・区社協からの校(地)区社協運営に関する相談支援については、情報提供同様、「満足」が約1割、「おおむね満足」が約7割であり、この両者を加えると8割以上となり、校(地)区社協役員(会長)が必要とする運営に関する相談支援満足する水準でなされていると考えられる。「やや不満」「不満」も1割程度の低い水準であることからこのことが窺われる。

図表37 運営に関する相談支援の満足度



下の表は運営に関する相談支援についての満足度に関する理由を自由に記述してもらった結果である。これによると満足していて要望なし、問題なし、あらゆる相談にのってくれる、よく相談にのってくれ協力的、当地区の動きにあったアドバイスがもらえる、必要に応じて対応してくれる等の満足度の高い記述が見られる反面、市・校(地)区社協の連携状況が見えない、情報提供を早めに、市・区社協が市民センターに来て積極的に行動すべき、研修会での情報はあがるが支援が少ない、情報不足等の不満も記されている。しかし、運営に関する相談支援について概ね必

満足しているという意見が多かった。

性別	年齢	理由
1	81	市・校(地)区社協の連携状況が見えない。
1	66	問題なし。
1	69	市・区社協が市民センターに来て積極的に行動すべき。
1	72	あらゆる相談にのってくれる。
1	80	出前講座等うまい人がいない。
1	67	構成員の認識不足。
1	68	よく相談にのってくれ協力的。
2	76	相談にのってくれる。
1	82	社協活動は必要なものを選択することが大事。
1		もう少し予算があれば活動が広がる。
1	79	相談にのってくれる。
1	71	現状では何とかクリアできている。
1	67	年1回程度要請のみ参加。
1	71	相談にのってくれる。
1	74	研修会で情報はあるが支援が少ない。
1	71	相談にのってくれる。
1	68	原則にこだわり変化に対応できない。
2	78	相談すれば支援してくれる。
1	71	当地区の動きにあったアドバイスがもらえる。
1	80	運営に関し区社協より相談支援を受けた。
1	80	相談していない。
1	74	情報不足。
1	60	区社協の職員がサポートしてくれる。
1	73	必要に応じて対応してくれる。
1	69	協力員の活動を上げれば質的向上が求められる。
1	77	満足していて要望なし。

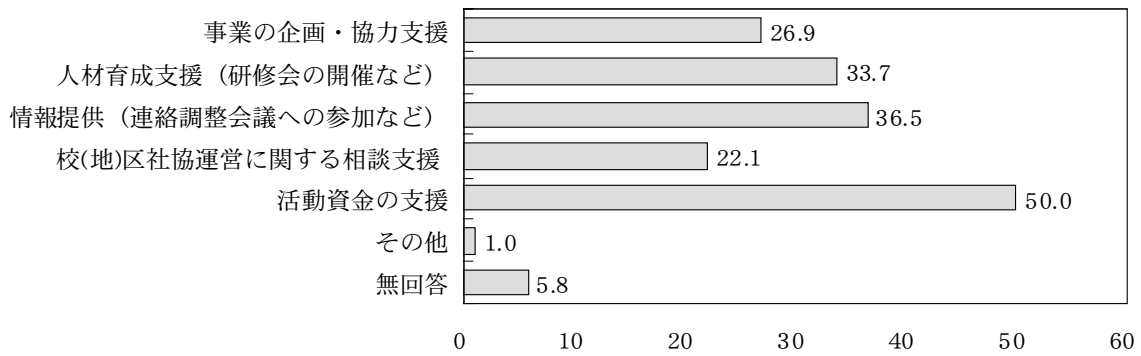
以上は市・区社協からの校(地)区社協への支援に対する満足度であるが、これらの支援の他に望んでいる支援については以下の通りである。

(5) 市・区社協に期待する支援（設問30 2つ選択）

校(地)区社協の役員が市・区社協へ期待する支援の内容は図表38の通りである。最も多いのは活動資金の問題であり、活動資金の支援を期待する役員は半数である。また、情報提供(連絡調整会議への参加)を期待する回答も36.5%と多く、これは情報提供に関する支援の満足度とは異なる結果である。また、人材育成支援(研修会の開催等)は3割以上、事業の企画協力支援は4分の1の校(地)区社協役員が市・区社協へ期待する支援として挙げている等、類似する現状の支援の満足度と期待する支援は異なる結果になっている。

このことからわかる通り、市・区社協からの支援そのものには満足していても、活動資金や情報、人材の不足等、日頃の活動の中で支援があればと感じていることが多々存在することを示している。

図表38 今後期待する支援

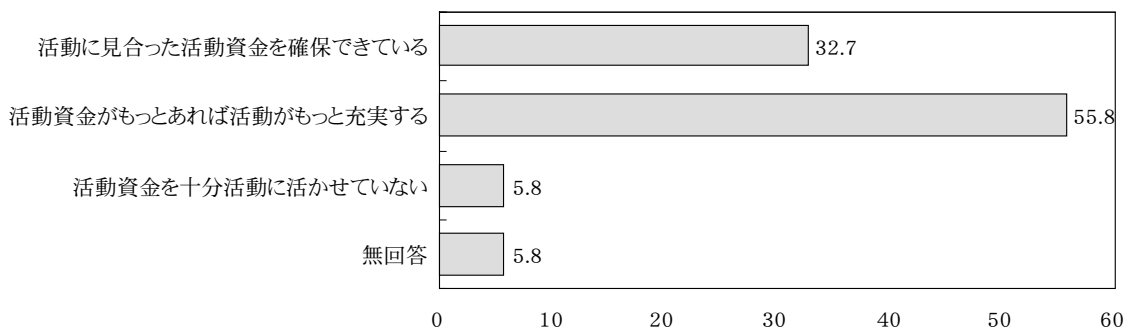


7 活動資金について

(1) 資金の充足度（設問31）

6(5)の市・区社協に期待する支援で半数の役員が支援を期待した活動資金についてであるが、「活動に見合った活動資金を確保できている」校(地)区社協は3割であり、「活動資金を十分に活動に活かしていない」校(地)区社協は5.8%、残りの55.8%の校(地)区社協は「活動資金があれば活動はもっと充実する」と考えている（図表39）。

図表39 財源



その活動資金の使い道に関して自由記述で回答を求めた結果を列記したのが、下の表である。これによると第一に行事・イベント、第二に会議、視察研修や外部研修の交通費等、第三に情報伝達・通信や広報、第四に福祉協力員、民生児童委員への慰労等である。行事やイベントは、敬老行事から慰労的なバスハイク、スポーツ、もちつき大会、ふれあい交流会、グランドゴルフ、茶話会、昼食会等多様である。これらが校(地)区社協の独自性であり、最も活動資金を必要とする部分であると思われるが、主として独自の特徴を出せる部分の資金が不足しているということである。

校(地)区社協の活動資金でどのようなものにお金がかかりますか。記述してください（問32）

性別	年齢	活動資金の使い道
1	74	敬老行事。
1	81	行事、祝金。
1	78	行事の食料費。
1	66	バスハイク参加希望者が増加し、企画が難しい。
1	67	①視察研修費②ふれあい交流会③おたすけマン育成費
1	76	①年長者地域交歓会②非行防止キャンペーン③ザ・ウォーキング
1	69	①連絡調整会議に関する費用②外部研修会費用（バス利用）
1	72	講師や参加旅費等予算が少ない。
1	66	スポーツ、清掃、行事、教育。
1	72	ふれあいネットワーク組織、研修会費用、行事開催費用、講演会参加費用、雑費。
1	80	①情報伝達のチラシ、広報誌の資金②現状アンケート
1	67	①交流行事費②部会活動費③研修参加費④資・器材費
1	72	①民生委員、児童委員、協力員への慰労②協力員の研修活動
1	69	自己負担もしているのので別に困ってない。
1	71	研修会等の交通費。
1	68	行事。
1	75	連絡、会議、講習会等。
1	65	一人暮らし年長者行事、もちつき大会、小地域活動助成。
1	70	研修会の交通費等活動費。
1	80	①人材育成の視察研修費②福祉協力員の費用弁償
1	61	行事の予算がない。
1	70	一人暮らし昼食会。
1	72	ふれあいもちつき大会の資金。
1	73	①講師謝金②事業費
1	68	敬老会。
1	76	①行事②研修会議費③ふれあいネットワーク事業の協働事業
1	77	交流事業他。
2	76	行事の食料費。
1	85	事業協力者への費用が困難。
1	68	年長者ふれあい行事。
1	81	①理事評議員研修②敬老福祉大会③一人暮らし年長者地域交歓会④部会活動費⑤外団体助成金⑥ボランティア活動
1	82	ふれあい昼食交流会。
1		①協力員との交流会②年末ふれあいもちつき大会
1		①地域住民との交流事業②子育て支援事業③ふれあい昼食会④ネットワーク活動
2	64	レクリエーション、イベント。
1	79	活動資金は余りらない。
1	68	ふれあいネットワーク事業、福祉協力員の活動費用。
1	71	行事の昼食代参加費。
1	72	一人暮らし年長者との交歓会。
1	73	一人暮らし懇親会。
1	71	①行事②通信費③研修費④会議費⑤講師謝礼
1	67	対象者との交流会の範囲を広げる必要経費。
性別	年齢	活動資金の使い道（続き）

性別	年齢	活動資金の使い道（続き）
1	71	①対象者福祉事業②協力員研修会③ふれあい連絡調整会議④関係者各種講演会⑤ふれあい昼食会⑥校区ヘルスメント活動
1	73	①連絡調整会議②ふれあい誕生会③一人暮らし年長者交歓会④連絡④連絡等事務費
1	77	活動費。
1	69	敬老会関係費。
1	74	活動参加費、総会。
2	78	①昼食会の開催②サロン運営③ウェルクラブ
1	71	①自治会と共催の納涼大会②ふれあいネットワーク事業の中の演芸大会（食費）
2	58	①一人暮らし交流会②健康増進事業③研修費④市民センターまつり
1	67	①子育て支援事業、敬老会②ふれあい昼食会
1	70	①健康講演会②ひとり暮らし年長者交歓会③ふれあいネットワーク活動費
1	76	①ふれあい会②ひとり暮らし年長者訪問
1	70	研修会。
2	78	ウェルクラブ活動費用。
1	80	①ふれあいネットワーク事業②協力員研修会
1	80	研修会費。
1	72	介護予防活動。
1	74	協力員研修、会議
1	73	見守り活動、助け合い活動。
1	66	年長者のおまつり、活動従事者交流会。
1	66	収入財源が少なくなっている。
1	60	①ふれあいクリーン作戦②ふれあい行事③ウェルクラブ
1	73	ふれあいネットワーク事業。
1	67	協力員の活動費、増員。
2	68	交通費。
1	67	①小中学生ふれあい事業②高齢者福祉事業
1	65	①広報誌②資料印刷代③交流事業食料費④謝礼等
2	73	種々の行事活動資金。
1	69	対象者との茶話会、昼食会。
1	70	①活動交通費②活動費（運動会、研修）
1	88	①共通事業費②協働事業
1	66	①地区合同ふれあい集会②行事の昼食代
1	76	協働事業。
1	81	体育祭、敬老会等行事。資金は広告協賛金、古紙回収等で賄っている。
1	70	敬老会、ふれあい昼食会。
1	70	ふれあい交流会、グランドゴルフ、ぜんざい会、餅つき、年賀状発送。
1	99	高齢者、独居者、障害者へ「ふれあい茶」。
1	66	一人暮らし昼食会対象者増員。
2	65	①高齢化に伴い行事参加者が減少②バスハイク、食事会
1	68	いきいきサロン。
1	61	ふれあいネットワーク事業。
1	80	高齢者支援。
1	77	会議経費、交歓会、謝礼、事務用品、広報費、訪問活動等。

(2) 校(地)区社協の活動資金がもっとあれば、取り組んでみたいと考えていること（問33自由記述）。

取り組みたい内容は概ね現状で行われているバスハイク、交流会、レクレーション等の行事やイベントの類が多いのであるが、子育て支援事業、福祉協力員の手当て、昔の井戸端会議的な雰囲気づくり、ニーズ対応チームの育成、デイサービスに行けない年長者が集える場所づくり、ウエルクラブ卒業児童での福祉活動等の関係づくり等に取り組みたいと回答した校(地)区社協役員も存在する（以下の表を参照）。

性別	年齢	取り組んでみたいと考えていること
1	74	自治会毎のふれあい行事。
1	81	ふれあい昼食会。
1	78	給食提供等支援事業。
1	66	バスハイク参加希望者が増加し、企画が難しい。
1	67	①意見交流会②ふれあい交流会③おたすけマン育成④その他
1	76	子育て支援事業。
1	72	研修にもっと参加させたい。高齢化が進行し1人暮らしが増加。
1	76	①福祉協力員の手当てがない②敬老会を充実させる
1	66	現在集合場所がない。
1	72	兼務しており、時間的余裕がない。
1	80	高齢者への足の確保。
1	67	①奉仕協力者に謝礼金②防犯防災活動③福祉活動
1	69	三世代のふれあいを強めるキャンプ等やりたい。
1	71	家族同居で孤立している高齢者対策。
1	68	安全パトロール。
1	70	研修のマイクロバス借用料が高く、計画が進まない。
1	80	①先進地域の視察②年長者一人暮らしの取組みを各地区で行なう
1	61	色々な集会、レクレーション。
1	72	①活動のための話し合い等の活動費②今後ふれあい交流会を各町内会で実施したい。
1	73	①バスハイキング②新しい事業への取組
1	68	高齢者が参加する行事。
1	76	虚弱年長者の支え合活動の充実と拡大。
1	77	学童保育、要援護者の支援活動。
1	85	協力員の活動の充実を図っていく必要がある。
1	68	①ふれあい行事②講師や指導者を招いての活動
1	81	理事評議員研修を年間事業として実施したい。
1	82	他校地区社協と研修交流をしたい。
1		地域の異世代交流レクレーション。
1		人材が少ない中、内容の充実が重要。
2	64	イベント開催。
1	79	今で満足。
1	68	①校区の行事②災害時要援護者の非難救援組織編成を考えたい。
1	71	子どもを含めた交流事業及び高齢者対象事業時の交通費。
1	71	見守りの時ちょっとした手みやげを持って融和を図りたい。
1	73	①健康ウォーキング②子育て支援事業
1	71	①今年からふれあいサロンを新設②昔の井戸端会議的な雰囲気を構想
1	67	エコタウン等の見学会、研修。

性別	年齢	取り組んでみたいと考えていること（続き）
1	64	住みよいまちづくり事業（環境美化）。
1	71	福祉協力員への慰労会的なもの。
1	73	①年長者とふれあう会②ふれあい誕生会の充実③若い協力員、ニーズ対応チームの育成④三世代交流会⑤地域ぐるみの社会福祉
1	74	一人暮らし集い、子育て支援、バスハイク。
2	78	①サロン会場増加②昼食会回数増加
1	71	地域住民と協力員を対象とした研修会や他地区との交流会。
1	67	自治会未加入者を差別せず参加できる行事を実施継続したい。
2	78	①活動強化②ふれあいサロン充実③学童見守り活動
1	80	①近隣地区との交流会②協力員の苦労に対しバスハイク研修。
1	72	寄付金共同募金等の分配助成金。福祉協力員にユニフォーム支給したい。
1	74	協力員の研修及び旅行、会議お茶代、情報交換会議等。
1	66	青少年育成事業（小学生対象バスハイク）。
1	60	次世代育成事業（ウェルクラブを年間通じて行いたい）。
1	73	①三世代交流事業②地域文化伝承③住民参加型で向三軒両隣共助を目ざす
1	67	デイサービスに行けない年長者が集える場所を提供。
1	67	①三世代交流事業②高齢者ふれあい事業③中高年者勉強会
1	65	高齢者のふれあいサロン、会場、ボランティア確保他。
2	73	子供と高齢者との交流の場。
1	70	隣地区とテーマ同一の場合合同で取組み、福祉の成果をあげたい。
1	66	協力員をねぎらうバスハイクをしたい。
1	76	協力員の活動資金があれば巾が広がる。
1	81	年長者福祉、子育て支援活動に携わっている方募集。
1	70	集会場の確保、現在市民センターなし。
1	99	高齢者の茶話会の開催と簡単なピクニック。
1	74	効果的な活動を検討中。
1	66	①高齢者70歳以上夫婦又昼間一人になる公営住宅に対して年1回行事②ウェルクラブ卒業児童での福祉活動
1	68	いきいきサロン開催を増やす。
1	80	高齢者の出前クラブの回数増やす。

8 活動の満足度、やりがいや負担感

(1) 現在の校(地)区社協活動の満足度（設問34）

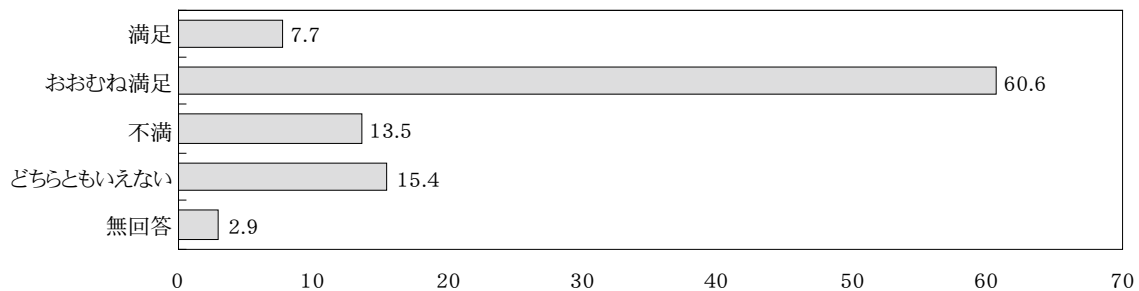
現在の校(地)区社協活動の満足度は図表40に示した通りである。

「満足」は1割以下であるが、「おおむね満足」が約6割であり、この両者を加えると7割近くの役員が満足している。「不満」は1割程度で多いとはいえないが、「どちらともいえない」と態度を保留した役員が15.4%存在し、これを「不満」な部分もあると解釈すると「不満」に近い回答は3割近くを占めている。

「満足」「不満」の理由は下の表に自由記述での回答をまとめているが、「満足」の理由としては、校区の皆様が一生懸命、皆様の理解協力が大、年間行事を実行できている、区民からの信頼されている、新役員で発足したが努力はした、福祉協力員の真面目な活動に感謝している、各部活動が充実している等の福祉協力員の努力や活動、あるいは活動の充実を挙げている。一方「不満」の理由としては、活動範囲が広く限度がない、福祉協力員が少ない、仕事が増えてきりがな

い、人材不足、行事や会議が多すぎる、福祉協力員の高齢化等が理由である。仕事や活動の際限のなさ、終わりのなさは福祉活動の特徴であるが、このことが不満の要因ともなっているようである。しかし、活動がまだ十分とは言えないというように、達成度を不満としている役員も存在した。福祉活動の人材確保の難しさと活動範囲の曖昧さは特徴であろうから、これらへの不満を解決するのは難しいといわざるを得ない。

図表40 校区社協の活動の満足度



年齢	校(地)区社協活動満足度の理由
81	校区の皆様が一生懸命。
78	人材不足。
66	行事、会議が多すぎる。
66	ボランティアの意味すら理解してない。
72	実績を作れば仕事が増えてきりがない。
67	活動がまだ十分とは言えない。
70	年初計画の事業は完遂しているが住民の満足度不明。
69	調整会議毎月50人集まる。
71	知的障害者に目が向いてない。
70	企画を無理にたてなければ概ね満足。
80	皆様の理解協力が大。
70	協力者が少ない。
68	年間行事を実行できている。
76	イベントは協力が得られるが日常活動には協力が少ない。
85	協力者も高齢化し減少傾向。
68	自分たちの力量ではこの程度。
81	年間事業・行事項目を設定し、他団体との協力を得て実施し、区民からの信頼されている。
82	色々活動している。
	人材不足。
79	合間にボランティアをしているのでこれでいい。
68	恒例行事の度に会議を開く必要があるか解らない。
71	参加者が若干少ない。
71	新役員で発足したが努力はした。
71	福祉協力員の真面目な活動に感謝している。
74	役員は協力している
67	一部非協力的な人、町内会長の意識が低い。
年齢	校(地)区社協活動満足度の理由（続き）

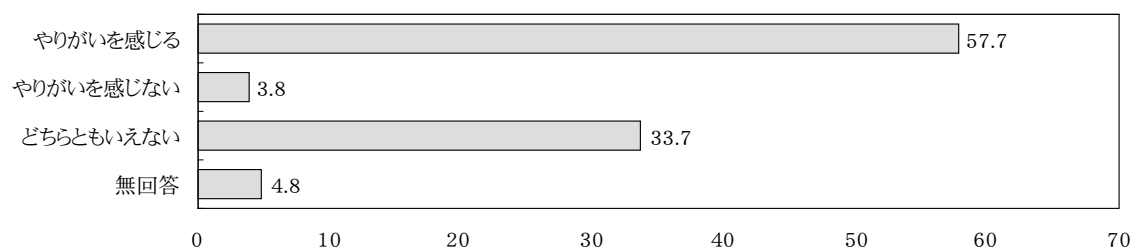
70	各部活動が充実している。
78	福祉協力員の高齢化。
80	予定通り活動。
74	一部協力員の協力が少ない。
66	地域の子供が全員同じ小学校なら学童支援。
60	高齢者や地域住民に喜んでもらえる。
73	活動できる人材確保が難しい。
69	協力員の若返りと質的向上が必要。
66	協力員が少ない。
81	活動範囲が広く限度がない。
99	事件も不満もない。
66	協力員の日頃の活動の表れ。
65	民生委員、役員に就任する人がいない。

(2) 校(地)区社協での役員活動についてやりがい（設問35）

ある校(地)区社協の予備調査では校(地)区社協の役員はやりがいを感じている、という結果が得られているが、役員のやりがいについては約6割の役員が「やりがいを感じている」という結果である。図表41からも明らかなように「どちらともいえない」と態度を保留している回答が3割以上存在し、やりがいを感じるにも単純ではないことを示唆している。

しかし、「やりがいを感じない」という回答は4%以下であることは、「やりがいがない訳ではない」ことを示しているとも言える。以下の表は「やりがい」に関する理由である。

図表41 役員のやりがい



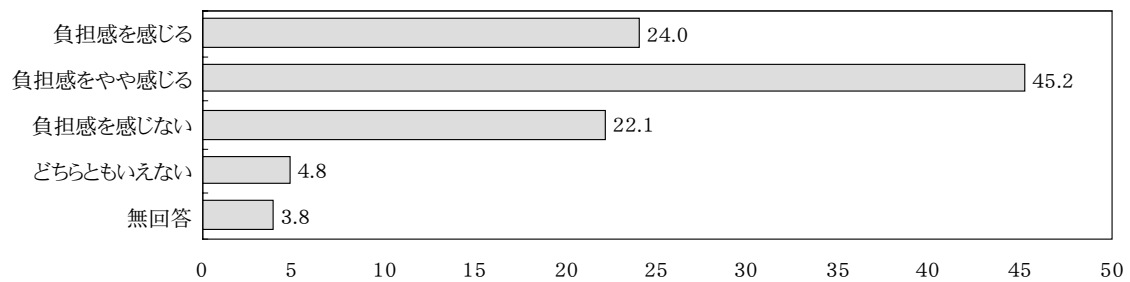
年齢	やりがいの理由
81	企画・実行にやりがいを感じるが、福祉協力員に無関心者が多い。
78	満足いく行事活動ができていない。
66	やりがいはあるが、昔より多忙。
72	各区の取り組みの違いをなくしたい。
66	行動が伴わない。
72	実績を作れば仕事が増えてきりが無い。
67	区民に喜んでもらえる。
70	一時的達成感を感じるが、役員全体までは不明。
69	皆さん仲良く協力的。
年齢	やりがいの理由（続き）
71	まち協、社協、自治会を兼務している。

68	人とのふれあいができてよかった。
70	高齢者相互に謝意を込めた感情。
61	報告が多い（書類）。
68	校区民が喜んで参加してくれる。
76	積極的活動の積極的協力が得られない。
85	ベストをつくる様心がけている。
68	自分の考えた内容で運営できた。
81	理事評議員の協力を得ながらの地域活動であり一層の充実強化が図られている。
82	年長者に喜ばれ、関係者も頑張っている。
	作り出す喜びがある。
79	年長者は手助けを待っているがわがままになってきている。
68	代表者の能力、無用な会議が多い。
71	参加者の笑顔やお礼。
73	福祉協力員との気心が理解できるようになった。
71	皆様の満足度は解らないができるだけした。
64	役員の高齢化で動きが鈍く理屈が多い。
71	関係者対象者からお礼の言葉。
79	少子高齢化による町内バランスが変化。
74	喜んでもらえる。
78	校区社協として組織化され自治会の支援を受けてない。
67	隣近所との交流が必要。
70	社協の活動は高齢者に非常に喜ばれる。
80	役員がまとまっている。
80	他の活動に忙しい。
74	役員は大変協力的。
66	協力してくれる活動員がいる。
60	高齢者や地域住民に喜んでもらえる。
73	喜ばれ、自分の勉強にもなる。
69	活動分野を広げる方向がでてこない。
81	分担して活動することが大事。
99	地域への恩返しの気持ち。
66	トラブルなく喜んでもらえる。
65	真面目に社協活動を考える人が少ない。

(3) 校(地)区社協での役員活動について負担感（設問36）

校(地)区社協の役員活動の負担感に関しては、「負担感を感じる」人が4分の1、「負担感をやや感じる」人が45.2%であった。こり両者の計は69.2%である。約7割近くの人が負担感を感じながら活動していることになる。「負担感を感じない」と回答した人は約2割である（図表42）。

図表42 役員活動の負担感



校(地)区社協活動で役員が感じている負担感の理由は下の表に示している。これによると、負担感の主な理由は仕事が多い、行事が多い、人材不足、協力が得られない等である。また、兼務職が多いことも負担感の理由として挙げられている。

性別	年齢	役員の負担感の理由
1	81	皆様が熱心で協力的。
1	78	人材不足。
1	66	やりがいはあるが、昔より多忙。
1	69	提出書類が多すぎる。
1	72	各区責任者の考え方の違いがある。
1	76	動員要請が多い。
1	66	笛吹けど踊らず。
1	72	兼務職が多く負担。
1	67	妻の体調不良。
1	72	福祉部長、民生委員の仕事が増えすぎ。
1	69	活動は楽しくその通り進んでいる。
1	71	兼務している。
1	68	若い人の参加がない。時間が取れない。
1	65	行事が多く自由時間がない。
1	70	各種団体メンバーの相互協力が得られる。
1	61	出ごとが多い。
1	70	特定の自治区会からの協力が得られない。
1	68	資金面でやりたい事が十分にできない。
2	76	行政からの地域への委託業務が増えている。
1	68	忙しい。
1	81	兼任しており年齢的にも負担。
1	82	社協活動についていつも気にかけているから。
1		社協がわかっていない住民が多い。
1	79	時間に追われて自分のことができない。
1	71	役職が重複し、日程調整に負担。
1	71	校区全体をまとめるのは困難。
1	64	役員の呼びかけに対して鈍い。
1	71	責任を感じるが疲れる時がある。
1	79	アパート化で校区世帯数の減少。
1	74	色々重なり負担を感じる。
2	78	組織全体がボランティア活動化している。

性別	年齢	役員の負担感の理由（続き）
1	67	次世代の人材育成ができない。
1	68	住民が本当に必要としている活動には責任を感じるが遊び的活動には幻滅する。
1	70	役員の高齢化。仕事が多い。
2	78	兼務で負担。
1	80	責任感はある。
1	74	不満がある役員はいない。
1	60	楽しんで行いたい。
1	73	役に立てるなら時間のゆるす限り。
1	69	活動を広げれば負担を感じる。
1	81	責任を果たしているか疑問。
1	74	役割の大きさを感じ負担感はない。
1	66	人材が揃っている。仲良し。
2	65	真面目に社協活動を考える人が少ない。

9 日頃の活動で感じていること・考えていることの自由記述（設問37）

下に示した表が日頃感じていることや考えていることである。これによると福祉協力員の人材不足、資金不足、個人情報の扱い、活動の継続性、まちづくり協議会との位置づけ、活動する人の高齢化、次世代の担い手の育成、若い世代の参加がないこと、活動への取り組みの姿勢、年々増加する仕事量の多さ、協力・連携がとれない（町内会長が独断的）等であり、活動の現状の課題、今後の課題を示している。以下に詳細に列挙しているので参照していただきたい。

性別	年齢	日頃の活動で感じていること・考えていること
1	74	①個人情報の管理流通についてガイドラインを検討して欲しい②住民の実態が不明であり、社協で調査する必要がある。
1	66	今後共ご指導をお願いします。
1	78	福祉協力員の協力が得られず、育成が課題。
1	67	町内会未加入問題を考えて欲しい。
1	76	①資金不足、継続性がない②まちづくり協議会と社協の事業位置づけ③社協も資金・会議なし
1	69	①一部の人が参加している②若年層の参加が少ない③当校区の活動は良い方向に進んでいる
1	72	各区自治会長の考え方の違いがあるが、目標への意志統一はよくなってきた。
1	66	市民センターがないので機能していない。
1	72	①奉仕する精神の人が少ない②協力員の高齢化③人のお世話をする人の減少
1	80	①まち協との関連が明確でない②高齢者、弱者の情報入手が困難③情報取扱基準、保守等の情報が少ない④活動する人材確保が困難
1	67	福祉協力員を選任してほしい、ニーズに応じてチーム編成したい
1	72	民生委員、児童委員の仕事量が増加。役割を整理する必要がある。
1	70	後継者が育たない。「散歩クラブ」に希望を持っている。
1	69	補助協力員は大変重要。今後増やしたい。
1	71	個人的には負担を感じるが、感謝の言葉は嬉しい。他人の言葉に左右されがち。
1	65	福祉協力員の人材不足、自治会に未加入世帯（個人情報を提供してほしい）
1	68	父兄の考え方と相違点が多くなっている。
1	70	地域活動の会費制を導入し見通しが明るくなった。
性別	年齢	日頃の活動で感じていること・考えていること（続き）

1	70	市区社協での啓発活動をもっと行なって欲しい。
1	72	実のある連絡会議が必要。今後の事業計画や運営問題、まちづくり協議会との関係調整問題等。
1	73	①協力員の高齢化で5年後の活動が心配②自治会、まち協の連携が悪く、社協の活動が地域全体のものになっていない。
1	68	①少子化が気になる②高齢者増加により空家が多い③ボランティア活動に若い世代が参加しない④自治会加入の問題
1	77	①高齢者問題②ボランティアの高齢化③新たな協力者を増やす取組
2	76	①大型スーパー建設を許可したため不信感が強い②高齢化が進み役員になる人が少ない③町内会長と自治委員のコミュニケーションが薄い④自治活動のリーダーシップは難しい
1	85	個人情報保護法による弊害はやる気をなくさせている。行政も改善が必要。
1	68	①協力員を探すのが大変②地域全体で助け合えるようにすべき
1	82	高齢化が進んできたので校区の各団体と連携を密にしたい。
1		まち協と自治会社協との関わりがしっくりいかない。1つの地域に3つの組織はいらない。
2	64	町内会加入促進。
1	79	①個人情報をもう少し考えてほしい②研修地区が多すぎて生かしきれてない③自治会加入問題
1	68	①ふれあいネットワーク事業の該当者を防犯（避難誘導は無能力）②「安心して暮らせるまちづくり」と市民憲章だけでも取組んでほしい。
1	71	①地域活動者の支援を多く受けられるか気をつけているが新しい参加者が少ない。②個人情報保護法で情報キャッチができてにくい。
1	71	①行政からの書類が多すぎる。②地域性に応じた行事や施設づくりがほしい。③協働と言われるが各区の事情違いでうまくいかない。
1	73	①町会長が社協を理解している人が少ない②福祉協力員の増員
1	71	①福祉協力員の高齢化により後継者不足②少し若い世代に声をかけるが働いている③対象者の高齢化により介護認定者が多く病院通が増えた
1	79	校区運動会も高齢化により町内対抗種目には参加が困難である。
1	73	①若い協力員、ニーズ対応チームの育成②三世交代の場増やす
1	67	協力員と支援者との連携が必要②自治会員、隣近所の見守り協力が大切
1	71	高齢者が多いがふれあいを密にしていきたい。
1	64	①活動できる人材確保に努めたい②福祉協力員が最大限発揮できるようにしたい③町内会長の任期が短く協力員として定着せず④民生委員児童委員との連携充実⑤市区職員関係社との連携
1	74	責任感のない人もいるが、協力してくれる人もいて嬉しい。
2	78	①校区により活動内容に違いがあり、他校区の組織内容や活動方法知りたい②社協活動の認知度が低い。
1	71	社協や協力員のことを知られてない。人材不足。
2	58	①協力員で実際に活動している人は少ない。②児童委員、福祉協力員の人材不足
1	67	①城野は北区と南区で構成され活動しにくい②市民センターは日曜休みで利用しづらい③市民センターの管理運営について
1	70	①人材不足②役員の高齢化③兼務の為会議に出席できない
1	69	ボランティア活動が多すぎる。
2	78	①次世代人材確保②PTAの協力③見守り活動④閉じこもり高齢者の減少
1	80	兼務で大変。
1	74	一部地域で町内会長が独断的でその相談先がない。
1	73	事務局として資料がないでしょうか？
1	66	①地域を半分に校区を設定され、やりにくい②自治会組織力で見守りをしてほしい③住民全員が自治会員となってほしい
1	60	行政案と社協その他団体と協働しながら地域に合った活動をしたい。
性別	年齢	日頃の活動で感じていること・考えていること（続き）

1	73	孤独死0は無理だが早期発見体制を早期に確立したい。
1	67	まち協、市民センター、社協の行事を一本化したい。
2	68	まち協が出来て社協の活動が希薄になった。地域福祉活動は民生委員にすべてまかせている。
1	65	①高齢化が進み住民だけでは見守りが難しい②個人情報把握できない③町内会未加入者
2	73	社協以外にも自治化、まち協の役務遂行、市民センター、高齢者の会、子供プレイキッズ等ボランティア活動にも積極的参加している。
1	69	①個人情報の問題があり活動が狭い②障害、単身子育て等を対象とした活動をするには協力員の向上が必要
1	70	①人材不足②高齢率37%③福祉センター完成予定（行事計画）
1	76	地域全体へ福祉の輪が広がるようにしている。公共的に市民全体が中心になるのが望ましい。
1	81	自分達の校区は自分達で守る。行政側も予算執行に真剣になってほしい。
1	70	総会等を含む会場は民間ホテルを使用。会場費がかかり行事に支障がある。
1	99	自治会・社協の一本化につとめている。高齢者の行事参加者が少ない。
1	66	今後の課題①孤独死防止②認知症高齢者の増加③年代交代④児童に福祉の心を育てる青少年健全育成
2	65	①地域行事が多く人材不足②何を最優先して取組むか理解されてない。
1	68	高齢者見守り人員不足。
1	80	地域団体と連携を取りながら地域づくりしたい。
1	77	①個人情報保護法で作業困難②認知症対応に困る③不信感抱く対象者取扱い④民生委員の立場で対象者の安否確認の為に訪問すると疑われて残念

まとめと課題

1 校区社協の組織や位置づけ

校(地)区社協役員調査を通して明らかになったことは、連携や協同の必要性もあり、役員は約半数の校(地)区社協会長が複数の団体の役職を兼務している中の70%程度が、必ずしも明確な根拠の基になされている訳ではない。同時に校(地)区社協役員は自治連合会会長ばかりではなく、その他の複数の団体の役職を兼務している。特に「まちづくり協議会会長」「町内会長・自治会会長・自治委員協議会長」との兼務が多かった。

校(地)区社協の位置づけとしては独立性の高い所が多かった。

このように兼務が多いことは長所と短所がある。長所は多様な団体と連携ができること。短所は仕事量が多く多忙であることと負担が大きいことである。

2 見守り対象者

第一に見守り対象者の範囲であるが、範囲を決めている校(地)区社協が7割以上であり、決めていないのは約2割である。対象者は概ね一人暮らし夫婦のみ世帯の65歳以上と75歳以上に集中している。障害のある人や子育て中の単身者世帯は対象として多くはなかった。

一方で見守りを依頼してくる団体は民生委員、自治会、老人クラブ等が多くを占めているが、これらの団体は連携して一緒に活動している団体と重なっている。その意味では、依頼してくる団体がない校(地)区社協も3割存在するのは連携がないことを示唆している。

対象者の把握は自治会が6割、民生委員から7割、福祉協力員独自の調査から6割という結果である。

3 見守り（訪問）活動について

見守り活動で困っていることは、自治会未加入者の対象者の把握、福祉協力員の高齢化と不足、見守り訪問拒否、集合住宅での見守り対象者の把握が難しい、見守り対象者の個人情報の管理や教えてくれない等である。

今後取り組みたいことは、4割程度が「見守り対象者の近隣の人」「民生委員」「自治会」等との連携の拡大と答えた。「老人クラブ」は既に一緒に活動している校(地)区社協が多いようである。このように連携拡大に関しては連携が既になされている校(地)区社協との間で差が窺える。また、ニーズの把握や適切な情報提供等、見守り対象者へのサービスの拡大を図ろうとする姿勢も窺える。

一方、対象者の方から困っているという声を聞くことは少ない、助けを求める連絡がない、心を開いてくれない、家族がいるから不要等、対象者の方から福祉協力員に困っていることを相談したり連絡したりするケースは少ないようである。対象者は65歳位の人が多くを占め、元気な人が多いということや、福祉協力員が知られていないこと等のため困っていることを相談する対象となり得ていないともいえる。また、福祉協力員の任期や近隣の助け合いより家族、さらには専門的なサービスの認知度の方が高い等のため、私的な情報に関わる活動であることから関係づくりに苦心しているようである。

4 助け合い活動

助け合い活動を行っているのは、ほとんどの校(地)区社協の「福祉協力員」「民生委員」である。この他には「隣近所の人」が行っている社協が4割程度、「自治会員」が3割程度、「ニーズ対応員」が3割近くである。この結果から校(地)区社協によっては助け合い活動を福祉協力員、民生委員、隣近所の人、自治会員、ニーズ対応員等の複数が行っている。

何らかのかたちで助け合い活動を行っている校(地)区社協によると、困っていることは「活動者不足」「ニーズが把握できない」が3割程度、「対象者から過度に依存されるのではないかな不安」「対象者から助け合い活動を拒否される」が2割程度である。8割近くが何らかの困っていることがある。

助け合い活動を行っていない校(地)区社協も少数存在し、その理由は「ニーズが分からない」「ニーズや依頼がない」が約8割を占めている。一方で「ニーズや依頼があるが対応できていない」という回答が約2割である。

この問題はニーズがきちんと把握できていないことであり、これは基本的に見守り活動ができていないことを示唆している。その点からの活動の見直しが必要と思われる。

5 情報について

連絡協議会に参加しているのは、「民生委員」「自治会」「まちづくり協議会」「市・区社協職員」「老人クラブ」「市民センター館長・職員」等である。これに「保健師など」「消防署員」が参加している連絡協議会がある。一方で、隣近所での助け合い的性格を表しているのか、施設職員、当事者団体、ボランティア団体等の参加が少ない。

連絡調整会議の開催形式は、そのためだけに校区全体で会議を開催するのが6割で最も多かったが、自治会やまちづくり協議会の会議と合わせて開催したり校(地)区全体と校(地)区内の地

区別に分けて開催する校(地)区社協も少ないが存在する。このように、連絡協議会の開催形式も多様であり、これらの開催形式の違いによる活動や情報の提供にどのような違いが出ているのかに関心があるが、この点は不明である。

開催頻度は月1回の校(地)区社協が4割、2ヶ月に1回の校(地)区社協が4分の1で多くを占めているが、必要な都度開催したり年4回の校(地)区社協もあった。

連絡協議会の議題は「見守り活動報告」「校(地)区内行事等の情報伝達、話し合い」「出前講演など研修」「関係機関・団体からの情報提供、意見交換」等が多い。「助け合い活動の調整」を行っているのは4分の1である。

このことから分かる通り、連絡協議会は必ずしも見守り活動や小地域福祉活動のためのみに開催されている訳ではなく、校(地)区内の行事や情報伝達、話し合いも含めた会議であり、その中の一部として見守り活動報告がある。よってケース検討会議的な要素も含まれるが、それが主たる議題ではない。むしろ校(地)区内の行事や情報伝達が主である。合同開催ではそうであるが、6割以上の連絡協議会は、見守り活動や小地域福祉活動のためだけに開催されている。

見守り活動の報告の報告者は、参加した福祉協力員全員、福祉協力員の代表者や民生委員の場合が多いのであるが、特別に必要なときだけ福祉協力員が報告する場合も1割以上あった。

報告での個人名は出さない場合が7割であるが、2割程度は個人名を出して報告している。

個人名を出して報告している場合には、その理由があるのか、慣例での報告なのかを確認する必要がある。

報告内容は入院・入所、病気・ケガ等の変化、サービスや活動が必要な事例、対象者が申し出た相談や要望等がほとんどである。

福祉協力員の役割のひとつに、対象者への福祉情報の提供があるが、予備調査結果と同様、そのための十分な機会は得られていないことは福祉協力員自身の課題もあり、十分に対応できない部分もあるようである。これらが予備調査から得られた福祉協力員の困っていることであるが、役員調査では結果少し異なる。

話し合い活動で困っていることは、第一に個人情報の扱いである。第二には見守り活動の報告や援助方法の検討などが少ないことである。さらに、福祉協力員などの社協活動者が少ないことである。これらの活動が自治会加入者自体に知られておらず、周知するための方策が必要である。

福祉協力員の高齢化等が今後は問題となるであろうし、次世代を育成するシステムを検討していると思われるが、この点が課題であろう。

6 市・区社協からの校(地)区社協への支援に対する満足度

ウエルクラブ活動という、次世代地域福祉活動者育成事業、児童のふれあいネットワーク事業体験等が行われている。この事業への支援の満足度は高いのであるが、福祉協力員自身が高齢化し、さらに高齢化率が高くなる校(地)区が増加すると予測される今日、次世代地域福祉活動者育成事業の活発化と、活動結果を活かす方法の確立が望まれる。

この活動への支援に対しては、自由記述での理由から見ると、開催場所が遠いこと、研修の回数、活動費用の補助、市等と地域のギャップ等が指摘されている。

校(地)区社協個別研修支援事業、校(地)区社協を中心とした福祉救援体制づくりモデル事業、校(地)区社協活動者交流会、他の市町村社協との交流事業等への支援に対しては、概ね満足と

感じている

市・区社協からの情報提供については「満足」が約1割、「おおむね満足」が約7割であり、この両者を加えると8割以上となるが、その理由を自由に記述してもらった結果、概ね情報に関しては必満足しているという意見が多い中で、校(地)区社協まかせ、情報提供を早めに、研修会での情報はあるが支援が少ない、行事依頼は多いが情報ない等の不満も認められた。

市・区社協からの校(地)区社協運営に関する相談支援については、情報提供同様の満足度であった。その理由を自由に記述してもらった結果には、満足していて要望なし、問題なし、あらゆる相談にのってくれる、よく相談にのってくれ協力的、当地区の動きにあったアドバイスがもらえる、必要に応じて対応してくれる等の満足度の高い記述が見られる反面、市・校(地)区社協の連携状況が見えない、情報提供を早めに、市・区社協が市民センターに来て積極的に行動すべき、研修会での情報はあるが支援が少ない、情報不足等の不満も記されている。

校(地)区社協の役員が市・区社協へ期待する支援で最も多いのは活動資金の問題であり、活動資金の支援、第二に情報提供(連絡調整会議への参加)、第三に人材育成支援(研修会の開催等)、第四に事業の企画協力支援であった。これら類似する現状の支援の満足度と期待する支援は異なる結果になっていた。

結果として、市・区社協からの支援そのものには満足していても、活動資金や情報、人材の不足等、日頃の活動の中で支援があればと感じていることが多々存在することを示している。

7 活動資金について

市・区社協に期待する支援で半数の役員が支援を期待した活動資金については、活動に見合った活動資金を確保できている校(地)区社協は3割程度であり、活動資金を十分に活動に活かしていない校(地)区社協は5.8%、残りの55.8%の校(地)区社協は活動資金があれば活動はもっと充実すると考えていた。

その活動資金の使い道に関して自由記述で回答を求めた結果は、第一に行事・イベント、第二に会議、視察研修や外部研修の交通費等、第三に情報伝達・通信や広報、第四に福祉協力員、民生児童委員への慰労等である。

行事やイベントは、校(地)区社協の独自性であり、最も活動資金を必要とする部分であると思われるが、主として独自の特色を出せる部分の資金が不足しているということである。

活動資金があれば金取り組みたい内容は概ね現状で行われているバスハイク、交流会、レクレーション等の行事やイベントの類が多いのであるが、子育て支援事業、福祉協力員の手当て、昔の井戸端会議的な雰囲気づくり、ニーズ対応チームの育成、デイサービスに行けない年長者が集える場所づくり、ウェルクラブ卒業児童での福祉活動等の関係づくり等の地域の福祉の促進策に取り組んでみたいと回答した校(地)区社協役員も存在する。

8 活動への態度

現在の校(地)区社協活動の満足度に関しては、「満足」は1割以下であるが、「おおむね満足」が約6割であり、この両者を加えると7割近くの役員が満足している。「不満」は1割程度で多いとはいえないが、「どちらともいえない」と態度を保留した役員が15.4%存在し、これを「不満」な部分もあると解釈すると「不満」に近い回答は3割近くを占めている。

この理由は自由記述で回答を得たが、満足の理由としては、校区の皆様が一生懸命、皆様の理解協力が大、年間行事を実行できている、区民からの信頼されている、新役員で発足したが努力はした、福祉協力員の真面目な活動に感謝している、各部活動が充実している等の福祉協力員の努力や活動、あるいは活動の充実を挙げている。一方不満の理由としては、活動範囲が広く限度がない、福祉協力員が少ない、仕事が増えてきりがいい、人材不足、行事や会議が多すぎる、福祉協力員の高齢化等が理由である。仕事や活動の際限のなさ、終わりのなさは福祉活動の特徴であるが、このことが不満の要因ともなっているようである。しかし、活動がまだ十分とは言えないというように、達成度を不満としている役員も存在した。

福祉活動の人材確保の難しさと活動範囲の曖昧さは特徴であろうから、これらへの不満を解決するのは難しいといわざるを得ない。

役員のやりがいについては約6割の役員が「やりがいを感じている」という結果であった。しかし、態度を保留した回答も3割以上存在したが、やりがいを感じないはほとんどなかったことからやりがいを感じるものの単純ではないことを示唆している。

校(地)区社協の役員活動の負担感に関しては、やや負担感を感じるを含めて約7割近くの人が負担感を感じながら活動していることが分かった。

校(地)区社協活動で役員が感じている負担感の理由は、仕事が多い、行事が多い、人材不足、協力が得られない等である。また、兼務職が多いことも負担感の理由として挙げられている。

9 日頃の活動で感じていること・考えていること

日頃役員が感じたり・考えていることは、福祉協力員の人材不足、資金不足、個人情報扱い、活動の継続性、まちづくり協議会との位置づけ、活動する人の高齢化、次世代の担い手の育成、若い世代の参加がないこと、活動への取り組みの姿勢、年々増加する仕事量の多さ、協力・連携がとれない等である。

ここまでまとめてきた内容から、役員が日頃感じていることや・考えていることがそのまま活動の現状の課題、今後の課題を示していると言えよう。

テーマであるセーフティネット機能は校(地)区社協により温度差があり、必ずしも均一に機能しているとは言い難い面も窺えた。上記の課題に加えて、見守り対象者である65歳以上あるいは75歳以上の一人暮らしや夫婦のみ世帯との関係づくりが難しく、空回りしている印象もある等の仕組み以外の壁もあり、この事業を地区に浸透するための方策をこれまで以上に工夫する必要がある。この調査はその意味で地区におけるセーフティネットとしての活動の難しさを明示したともいえる。以下には付表として、区別に質問への回答結果の集計表と役員調査票を掲載した。

問	区	年齢区分										問5 校(地)区社協会長を何年されていますか					その他
		50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	無回答	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
	合計	105 100.0	1 1.0	6 5.7	32 30.5	33 31.4	17 16.2	9 8.6	2 1.9	1 1.0	3 2.9	14 13.3	16 15.2	8 7.6	19 18.1	27 25.7	19 18.1
	門司区	11 100.0	— —	— —	3 27.3	4 36.4	2 18.2	— —	1 9.1	— —	1 9.1	3 27.3	— —	1 9.1	2 18.2	1 9.1	3 27.3
	小倉北区	12 100.0	— —	— —	4 33.3	5 41.7	2 16.7	1 8.3	— —	— —	— —	1 8.3	4 33.3	— —	1 8.3	6 50.0	— —
	小倉南区	17 100.0	— —	2 11.8	4 23.5	6 35.3	3 17.6	1 5.9	— —	— —	1 5.9	2 11.8	1 5.9	— —	— —	4 23.5	9 52.9
	戸畑区	12 100.0	— —	— —	7 58.3	1 8.3	1 8.3	2 16.7	— —	— —	— —	1 8.3	4 33.3	— —	4 33.3	1 8.3	2 16.7
	八幡東区	18 100.0	— —	1 5.6	3 16.7	7 38.9	5 27.8	1 5.6	1 5.6	— —	— —	3 16.7	1 5.6	1 5.6	6 33.3	5 27.8	2 11.1
	八幡西区	23 100.0	— —	2 8.7	7 30.4	9 39.1	2 8.7	2 8.7	— —	— —	1 4.3	4 17.4	2 8.7	4 17.4	3 13.0	9 39.1	1 4.3
	若松区	11 100.0	1 9.1	1 9.1	4 36.4	1 9.1	2 18.2	2 18.2	— —	— —	— —	— —	4 36.4	2 18.2	3 27.3	1 9.1	1 9.1
	無回答	1 100.0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1 100.0	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1 100.0
問	区	問6 どのような経緯で校(地)区社協会長に就任されましたか										問7 校(地)区社協会長のほかに他団体の役職を兼任していますか(多重回答)					無回答
		頼自 治会 推薦 からの 依	民 生 委 員 を し て い	ど か ら の 依 頼 ・ 推 薦 を し て い	短 い か ら の 依 頼 ・ 推 薦 を し て い	を し て い た か ら の 依 頼 ・ 推 薦 を し て い	市 民 セ ン タ ー で ア リ ア を し て い た か ら の 依 頼 ・ 推 薦 を し て い	そ の 他 の 依 頼 ・ 推 薦 を し て い	自 治 連 合 会 会 長	(総 務) 区 民 協 会 会 長	会 ま ち づ く り 協 議 会 会 長	老 人 ク ラ ブ 会 長	議 会 内 議 長 ・ 会 長 ・ 自 治 委 員 協 会 会 長	民 生 委 員 会 会 長	そ の 他	兼 務 し て い な い	
	合計	105 100.0	59 57.3	5 4.9	11 10.7	7 6.8	3 2.9	4 3.9	46 43.8	16 15.2	46 43.8	7 6.7	49 46.7	7 6.7	20 19.0	9 8.6	1 1.0
	門司区	11 100.0	8 72.7	— —	1 9.1	— —	— —	1 9.1	9 81.8	2 18.2	8 72.7	— —	5 45.5	2 18.2	3 27.3	— —	— —
	小倉北区	12 100.0	9 75.0	— —	— —	— —	— —	1 8.3	10 83.3	4 33.3	10 83.3	— —	5 41.7	3 25.0	1 8.3	1 8.3	— —
	小倉南区	17 100.0	14 87.5	1 6.3	— —	— —	— —	— —	9 52.9	— —	8 47.1	1 5.9	7 41.2	— —	3 17.6	1 5.9	— —
	戸畑区	12 100.0	4 33.3	— —	3 25.0	16.7	2 16.7	— —	4 33.3	2 16.7	5 41.7	4 33.3	7 58.3	2 16.7	2 16.7	1 8.3	— —
	八幡東区	18 100.0	13 72.2	1 5.6	1 11.1	2 11.1	— —	— —	6 33.3	4 22.2	5 27.8	— —	11 61.1	— —	2 11.1	— —	— —
	八幡西区	23 100.0	6 27.3	2 9.1	5 22.7	1 4.5	1 4.5	1 4.5	5 21.7	3 13.0	8 34.8	2 8.7	8 34.8	— —	5 21.7	4 17.4	1 4.3
	若松区	11 100.0	4 36.4	1 9.1	1 9.1	— —	— —	1 9.1	2 18.2	1 9.1	1 9.1	— —	5 45.5	— —	3 27.3	2 18.2	— —
	無回答	1 100.0	1 100.0	— —	— —	— —	— —	— —	1 100.0	— —	1 100.0	— —	1 100.0	— —	1 100.0	— —	— —

問	問 8-1 自治連合会長と兼務している場合 (回答対象者数45)					問 8-2 地区民児協会長 (総務) と兼務している場合 (回答対象者数15)					問10 校(地)区内で、月1回以上の見守りを行う対象者の範囲を決めている		
区	いとなす等れ明 つこと兼会化 てと務則さ	い決例い兼 めやる務 は取がし なり慣て	そ の 他	無 回 答	合 計	い決例い兼 めやる務 は取がし なり慣て	そ の 他	合 計	て用象見 いを者守 る決のり め絶対	な い め て い	そ の 他		
合計	11 23.9	17 37.0	15 32.6	2 4.3	46 100.0	3 18.8	10 62.5	16 100.0	84 80.0	20 19.0	1 1.0		
門司区	— —	6 66.7	2 22.2	1 11.1	9 100.0	1 50.0	— —	2 100.0	11 100.0	— —	— —		
小倉北区	3 30.0	5 50.0	1 10.0	— —	10 100.0	— —	2 50.0	4 100.0	9 75.0	3 25.0	— —		
小倉南区	4 44.4	1 11.1	4 44.4	— —	9 100.0	— —	— —	— —	16 94.1	1 5.9	— —		
戸畑区	2 50.0	— —	2 50.0	— —	4 100.0	— —	2 100.0	2 100.0	10 83.3	2 16.7	— —		
八幡東区	1 16.7	3 50.0	1 16.7	1 16.7	6 100.0	1 25.0	3 75.0	4 100.0	9 50.0	9 50.0	— —		
八幡西区	— —	1 20.0	4 80.0	— —	5 100.0	1 33.3	2 66.7	3 100.0	19 82.6	3 13.0	1 4.3		
若松区	1 50.0	1 50.0	— —	— —	2 100.0	— —	1 100.0	1 100.0	9 81.8	2 18.2	— —		
無回答	— —	— —	1 100.0	— —	1 100.0	— —	— —	— —	1 100.0	— —	— —		
区	問 8-3 まちづくり協議会会長と兼務している場合 (回答対象者数45)					問 9 校(地)区社協と自治会、校(地)区社協とまちづくり協議会の関係					合 計		
区	いとなす等れ明 つこと兼会化 てと務則さ	い決例い兼 めやる務 は取がし なり慣て	そ の 他	無 回 答	合 計	い決例い兼 めやる務 は取がし なり慣て	そ の 他	無 回 答	合 計				
合計	9 19.6	17 37.0	16 34.8	2 4.3	46 100.0	6 5.7	22 21.0	7 6.7	2 1.9	105 100.0			
門司区	1 12.5	4 50.0	2 25.0	1 12.5	8 100.0	— —	4 36.4	— —	1 9.1	11 100.0			
小倉北区	1 10.0	7 70.0	2 20.0	— —	10 100.0	— —	3 25.0	2 16.7	— —	12 100.0			
小倉南区	4 50.0	2 25.0	2 25.0	— —	8 100.0	2 11.8	3 17.6	2 11.8	1 5.9	17 100.0			
戸畑区	2 33.3	— —	2 33.3	1 16.7	6 100.0	1 8.3	3 25.0	— —	— —	12 100.0			
八幡東区	1 20.0	3 60.0	1 20.0	— —	5 100.0	1 5.6	1 5.6	— —	— —	18 100.0			
八幡西区	— —	— —	6 85.7	— —	7 100.0	— —	5 21.7	3 13.0	— —	23 100.0			
若松区	— —	1 100.0	— —	— —	1 100.0	2 18.2	2 18.2	— —	— —	11 100.0			
無回答	— —	— —	1 100.0	— —	1 100.0	— —	1 100.0	— —	— —	1 100.0			

問		問11 (問10) で校(地)区内において1回以上の見守りを行う対象者の範囲を決めている場合 (回答対象者数80)										問11-2 高齢者夫婦世帯 (夫婦ともに75歳以上) (回答対象者数50)									
区	合計	高一人暮らし	世帯高齢者夫婦	高齢者間世帯だけ高齢	障害者の世帯がある	単身世帯で世帯帯	その他	無回答	60歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上	80歳以上	85歳以上	合計						
合計	105 100.0	80 95.2	51 60.7	39 46.4	28 33.3	5 6.0	8 9.5	1 1.2	1 2.2	15 32.6	11 23.9	14 30.4	5 10.9	46 100.0							
門司区	11 100.0	11 100.0	6 54.5	5 45.5	1 9.1	—	1 9.1	—	—	3 50.0	1 16.7	2 33.3	—	6 100.0							
小倉北区	12 100.0	9 100.0	6 66.7	5 55.6	5 55.6	2 22.2	1 11.1	—	—	—	1 20.0	2 40.0	2 40.0	5 100.0							
小倉南区	17 100.0	16 100.0	10 62.5	10 62.5	8 50.0	—	—	—	—	3 33.3	3 33.3	1 11.1	2 22.2	9 100.0							
戸畑区	12 100.0	10 100.0	6 60.0	5 50.0	3 30.0	—	—	—	—	3 50.0	—	2 33.3	1 16.7	6 100.0							
八幡東区	18 100.0	8 88.9	6 66.7	4 44.4	3 33.3	1 11.1	2 22.2	—	—	1 20.0	1 20.0	3 60.0	—	5 100.0							
八幡西区	23 100.0	19 100.0	13 68.4	8 42.1	4 21.1	2 10.5	2 10.5	—	1 7.7	4 30.8	4 30.8	4 30.8	—	13 100.0							
若松区	11 100.0	6 66.7	3 33.3	1 11.1	3 33.3	—	2 22.2	1 11.1	—	1 100.0	—	—	—	1 100.0							
無回答	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	—	—	—	—	—	1 100.0	—	—	1 100.0							
問	合計	60	65	70	74	75	80	計合	問11-2 高齢者夫婦世帯 (夫婦のいずれか一人が75歳以上) (回答対象者数50)						合計						
区		1 1.3	45 60.0	9 12.0	1 1.3	18 24.0	1 1.3	75 100.0	65歳以上	70歳以上	75歳以上	80歳以上	85歳以上	合計							
門司区	11 100.0	—	6 54.5	—	—	4 36.4	1 9.1	11 100.0	—	1 50.0	1 50.0	—	—	2 100.0							
小倉北区	12 100.0	—	6 75.0	—	—	2 25.0	—	8 100.0	2 66.7	—	1 33.3	—	—	3 100.0							
小倉南区	17 100.0	1 6.7	9 60.0	2 13.3	1 6.7	2 13.3	—	15 100.0	1 33.3	—	1 33.3	—	1 33.3	3 100.0							
戸畑区	12 100.0	—	6 60.0	1 10.0	—	3 30.0	—	10 100.0	2 66.7	—	—	1 33.3	—	3 100.0							
八幡東区	18 100.0	—	6 85.7	1 14.3	—	—	—	7 100.0	—	1 50.0	1 50.0	—	—	2 100.0							
八幡西区	23 100.0	—	9 47.4	4 21.1	—	6 31.6	—	19 100.0	1 20.0	3 60.0	1 20.0	—	—	5 100.0							
若松区	11 100.0	—	3 75.0	—	—	1 25.0	—	4 100.0	—	—	—	—	—	—							
無回答	1 100.0	—	—	1 100.0	—	—	—	1 100.0	—	—	—	—	—	—							

問		問12 現在、見守り対象者をどのように調査し把握していますか (多重回答)										問13 一緒に訪問したり、役割分担を行うなど見守り活動を協力している団体がありますか (多重回答)									
区	合計	自治会の情報	民生委員からの情報	調査員独自の協力	地域の役所情報	その他	無回答	民生委員	自治会	高齢者クラブ	区社協	障害者団体・当事者	介護事業者・障害者保険	区社協	ボランティア・地域包括支援センター	家族	その他	特にない	その他	無回答	
合計	105 100.0	64 61.0	76 72.4	65 61.9	12 11.4	7 6.7	3 2.9	79 75.2	53 50.5	3 2.9	37 35.2	1 1.0	11 10.5	8 7.6	5 4.8						
門司区	11 100.0	9 81.8	9 81.8	9 81.8	1 9.1	—	—	10 90.9	6 54.5	1 9.1	2 18.2	—	1 9.1	1 —	—						
小倉北区	12 100.0	11 91.7	11 91.7	9 75.0	1 8.3	—	—	11 91.7	8 66.7	1 8.3	8 66.7	—	—	1 —	—						
小倉南区	17 100.0	14 82.4	9 52.9	10 58.8	3 17.6	2 11.8	—	10 58.8	9 52.9	—	7 41.2	—	1 5.9	3 17.6	1 5.9						
戸畑区	12 100.0	3 25.0	9 75.0	10 83.3	2 16.7	1 8.3	1 8.3	8 66.7	3 25.0	1 8.3	5 41.7	—	2 16.7	1 8.3	1 8.3						
八幡東区	18 100.0	12 66.7	14 77.8	6 33.3	3 16.7	1 5.6	—	15 83.3	13 72.2	—	6 33.3	—	2 11.1	1 5.6	—						
八幡西区	23 100.0	5 21.7	18 78.3	12 52.2	2 8.7	2 8.7	2 8.7	17 73.9	6 26.1	—	6 26.1	1 4.3	3 13.0	1 4.3	3 13.0						
若松区	11 100.0	9 81.8	5 45.5	8 72.7	—	1 9.1	—	7 63.6	7 63.6	—	2 18.2	—	2 18.2	—	—						
無回答	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	—	—	—	1 100.0	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—	—						

問		問11-3 屋間だけ高齢者世帯 (歳以上) (回答対象者数38)										問14 校(地)区社協に「この人の見守り活動をしてほしい」と依頼していただく団体・機関等がありますか (多重回答)									
区	合計	65歳以上	70歳以上	75歳以上	80歳以上	合計	民生委員	自治会	高齢者クラブ	区社協	障害者団体・当事者	介護事業者・障害者保険	区社協	ボランティア・地域包括支援センター	家族	その他	いい団体・等は少ない	特別な依頼	無回答		
合計		17 48.6	8 22.9	9 25.7	1 2.9	35 100.0	56 53.3	47 44.8	22 21.0	1 1.0	2 1.9	—	9 8.6	13 12.4	16 15.2	1 1.0	32 30.5	5 4.8			
門司区	11 100.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	—	5 100.0	7 63.6	7 63.6	1 9.1	—	—	—	1 9.1	2 18.2	2 18.2	1 9.1	3 27.3	1 9.1			
小倉北区	12 100.0	3 75.0	—	1 25.0	—	4 100.0	8 66.7	8 66.7	5 41.7	1 8.3	1 8.3	—	1 8.3	1 8.3	4 33.3	—	2 16.7	1 8.3			
小倉南区	17 100.0	4 44.4	2 22.2	2 22.2	1 11.1	9 100.0	7 41.2	9 52.9	4 23.5	—	—	—	—	1 5.9	3 17.6	—	4 23.5	1 5.9			
戸畑区	12 100.0	3 75.0	—	1 25.0	—	4 100.0	7 58.3	2 16.7	3 25.0	—	—	—	1 8.3	2 16.7	2 16.7	—	4 33.3	1 8.3			
八幡東区	18 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	—	3 100.0	10 55.6	9 50.0	3 16.7	—	—	—	2 11.1	2 11.1	1 5.6	—	6 33.3	1 5.6			
八幡西区	23 100.0	2 25.0	4 50.0	2 25.0	—	8 100.0	13 56.5	5 21.7	3 13.0	1 4.3	—	—	3 13.0	5 21.7	2 8.7	—	9 39.1	—			
若松区	11 100.0	1 100.0	—	—	—	1 100.0	3 27.3	6 54.5	2 18.2	—	—	—	1 9.1	—	—	—	4 36.4	—			
無回答	1 100.0	1 100.0	—	—	—	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	—	—	—	—	—	1 100.0	—	—	—			

問	区	問15 見守り活動において困っていることがありますか (多重回答)															特 に な い	そ の 他	無 回 答
		把握集 り対 象者 の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率			
	合計	105 100.0	40 38.1	16 15.2	80 76.2	42 40.0	38 36.2	29 27.6	24 22.9	49 46.7	12 11.4	12 11.4	14 13.3	14 13.3	10 9.5	14 13.3	2 1.9	6 5.7	1 1.0
	門司区	11 100.0	4 36.4	4 36.4	7 63.6	3 27.3	3 27.3	4 36.4	5 45.5	8 72.7	1 9.1	2 18.2	—	1 9.1	1 9.1	—	—	—	—
	小倉北区	12 100.0	7 58.3	1 8.3	12 100.0	4 33.3	5 41.7	3 25.0	2 16.7	5 41.7	1 8.3	—	—	—	2 16.7	—	—	—	—
	小倉南区	17 100.0	9 52.9	3 17.6	13 76.5	8 47.1	5 29.4	4 23.5	4 23.5	7 41.2	3 17.6	1 5.9	3 17.6	1 5.9	1 5.9	—	1 5.9	—	5.9
	戸畑区	12 100.0	8 66.7	2 16.7	9 75.0	3 25.0	6 50.0	2 16.7	—	5 41.7	1 8.3	1 8.3	2 16.7	2 16.7	2 16.7	5 41.7	—	2 16.7	—
	八幡東区	18 100.0	3 16.7	1 5.6	13 72.2	9 50.0	8 44.4	6 33.3	2 11.1	7 38.9	2 11.1	4 22.2	3 16.7	3 16.7	2 11.1	1 5.6	1 5.6	—	—
	八幡西区	23 100.0	6 26.1	—	16 69.6	11 47.8	6 26.1	6 26.1	2 8.7	12 52.2	3 13.0	3 13.0	6 26.1	2 8.7	2 8.7	4 17.4	2 4.3	2 8.7	—
	若松区	11 100.0	3 27.3	4 36.4	9 81.8	3 27.3	5 45.5	3 27.3	4 36.4	5 45.5	1 9.1	—	—	—	—	2 18.2	1 9.1	—	—
	無回答	1 100.0	—	1 100.0	1 100.0	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—	1 100.0	—	—	—	—	—	—	—
問	区	問16 見守り活動において今後取り組みたいことがありますか (多重回答)															特 に な い	そ の 他	無 回 答
		把握集 り対 象者 の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率			
	合計	105 100.0	19 18.1	25 23.8	38 36.2	41 39.0	47 44.8	25 23.8	51 48.6	26 24.8	6 5.7	2 1.9	4 3.8	4 3.8	3 33.3	4 44.4	2 22.2	2 22.2	9 100.0
	門司区	11 100.0	3 27.3	3 27.3	6 54.5	2 18.2	4 36.4	—	9 81.8	3 27.3	—	—	1 9.1	—	—	—	—	—	—
	小倉北区	12 100.0	2 16.7	3 25.0	7 58.3	6 50.0	5 41.7	7 58.3	8 66.7	3 25.0	—	—	—	—	1 100.0	—	—	—	1
	小倉南区	17 100.0	3 17.6	3 17.6	6 35.3	5 29.4	8 47.1	4 23.5	7 41.2	2 11.8	4 23.5	1 5.9	—	—	—	1 100.0	—	—	1
	戸畑区	12 100.0	3 25.0	6 50.0	5 41.7	7 58.3	5 41.7	4 33.3	5 41.7	1 8.3	—	—	—	—	1 50.0	—	50.0	2 100.0	2
	八幡東区	18 100.0	2 11.1	4 22.2	3 16.7	9 50.0	14 77.8	3 16.7	8 44.4	5 27.8	—	—	1 5.6	—	—	1 100.0	—	—	1
	八幡西区	23 100.0	3 13.0	3 13.0	10 43.5	10 43.5	7 30.4	5 21.7	9 39.1	7 30.4	1 4.3	—	1 4.3	—	—	2 66.7	1 33.3	3 100.0	3
	若松区	11 100.0	3 27.3	3 27.3	1 9.1	1 9.1	3 27.3	2 18.2	5 45.5	4 36.4	1 9.1	1 9.1	1 9.1	—	1 100.0	—	—	—	1
	無回答	1 100.0	—	—	—	1 100.0	1 100.0	—	—	1 100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
問	区	問19 (設問17)で「8 助け合い活動は行っていない」理由 (回答対象者数9)															特 に な い	そ の 他	無 回 答
		把握集 り対 象者 の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率	の 把握 率			
	合計	105 100.0	19 18.1	25 23.8	38 36.2	41 39.0	47 44.8	25 23.8	51 48.6	26 24.8	6 5.7	2 1.9	4 3.8	4 3.8	3 33.3	4 44.4	2 22.2	2 22.2	9 100.0
	門司区	11 100.0	3 27.3	3 27.3	6 54.5	2 18.2	4 36.4	—	9 81.8	3 27.3	—	—	1 9.1	—	—	—	—	—	—
	小倉北区	12 100.0	2 16.7	3 25.0	7 58.3	6 50.0	5 41.7	7 58.3	8 66.7	3 25.0	—	—	—	—	1 100.0	—	—	—	1
	小倉南区	17 100.0	3 17.6	3 17.6	6 35.3	5 29.4	8 47.1	4 23.5	7 41.2	2 11.8	4 23.5	1 5.9	—	—	—	1 100.0	—	—	1
	戸畑区	12 100.0	3 25.0	6 50.0	5 41.7	7 58.3	5 41.7	4 33.3	5 41.7	1 8.3	—	—	—	—	1 50.0	—	50.0	2 100.0	2
	八幡東区	18 100.0	2 11.1	4 22.2	3 16.7	9 50.0	14 77.8	3 16.7	8 44.4	5 27.8	—	—	1 5.6	—	—	1 100.0	—	—	1
	八幡西区	23 100.0	3 13.0	3 13.0	10 43.5	10 43.5	7 30.4	5 21.7	9 39.1	7 30.4	1 4.3	—	1 4.3	—	—	2 66.7	1 33.3	3 100.0	3
	若松区	11 100.0	3 27.3	3 27.3	1 9.1	1 9.1	3 27.3	2 18.2	5 45.5	4 36.4	1 9.1	1 9.1	1 9.1	—	1 100.0	—	—	—	1
	無回答	1 100.0	—	—	—	1 100.0	1 100.0	—	—	1 100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

問	問17 助け合い活動を誰が行っていますか、または誰に依頼していますか（多重回答）															問18 校間何らかのかたちで助け合い活動を行っていること（多重回答）（回答対象者数95）														
区	合計	ニーズ対応員	福祉協力員	民生委員	自治会員	隣近所の人	ボランティア	その他	くわがまち（19年度）の活動で、進んでいる	行方不明	無回答	活動者不足	きかないが把握できている	ニーズが把握できない活動ではある	対ニーズが把握できない活動ではある	で依存者からいかなる不安	対象者からいかなる不安	合意する活動から拒否	その他	特にな	無回答									
																		</												

問		問21 連絡調整会議の開催形式で該当するものを1つ選んで下さい										問22 連絡調整会議の「校(地)区全体会」をどのぐらいの頻度で開催していますか					
区	合計	校(地)区全体で連絡調整会議を開催(校(地)区全体会)	校(地)区全体で連絡調整会議のため区内の地区(校(地)区)の開催	校(地)区と校(地)区別の開催	自治会の開催	自民党の開催	民生委員児童委員の開催	その他	無回答	2ヶ月に1回		年4回	必要の都度	その他	無回答		
合計	105 100.0	66 62.9	4 3.8	7 6.7	17 16.2	5 4.8	3 2.9	2 1.9	1 1.0	40 38.1	27 25.7	15 14.3	17 16.2	5 4.8	1 1.0		
門司区	11 100.0	8 72.7	—	—	3 27.3	—	—	—	—	4 36.4	3 27.3	1 9.1	3 27.3	—	—		
小倉北区	12 100.0	8 66.7	—	—	2 16.7	1 8.3	1 8.3	—	—	4 33.3	4 33.3	3 25.0	1 8.3	—	—		
小倉南区	17 100.0	12 70.6	1 5.9	1 5.9	1 5.9	1 5.9	—	1 5.9	—	7 41.2	4 23.5	2 11.8	2 11.8	2 11.8	—		
戸畑区	12 100.0	8 66.7	—	—	—	2 16.7	2 16.7	—	—	8 66.7	1 8.3	1 8.3	1 8.3	1 8.3	—		
八幡東区	18 100.0	3 16.7	1 5.6	3 16.7	10 55.6	—	—	—	1 5.6	6 33.3	3 16.7	2 11.1	7 38.9	—	—		
八幡西区	23 100.0	18 78.3	2 8.7	2 8.7	0 0.0	1 4.3	—	—	—	9 39.1	8 34.8	2 8.7	1 4.3	2 8.7	1 4.3		
若松区	11 100.0	8 72.7	—	1 9.1	1 9.1	—	—	1 9.1	—	2 18.2	3 27.3	4 36.4	2 18.2	—	—		
無回答	1 100.0	1 100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	1 100.0	—	—	—	—		
問		問22 連絡調整会議の開催頻度-4必要の都度(おおよそ年回)(回答対象者数17)										問23 通常の連絡調整会議の議題(多重回答)					
区	合計	0	0.5~1回	2回	3回	5回	6回	無回答	見守り活動報告	対象者への検討援助	報告の活動	なご(役割)活動	話し合いの伝達	修前講演など	関係機関・行政からの情報交換	その他	無回答
合計	17 100.0	1 5.9	1 5.9	4 23.5	3 17.6	1 5.9	2 11.8	5 29.4	81 77.1	52 49.5	50 47.6	25 23.8	71 67.6	67 63.8	59 56.2	1 1.0	
門司区	11 100.0	—	—	—	1 33.3	1 33.3	—	1 33.3	8 72.7	8 72.7	7 63.6	4 36.4	7 63.6	7 63.6	3 27.3	—	
小倉北区	12 100.0	—	—	—	—	—	1 100.0	—	8 66.7	6 50.0	7 58.3	6 50.0	9 75.0	11 91.7	7 58.3	—	
小倉南区	17 100.0	—	—	1 50.0	—	—	—	1 50.0	17 100.0	6 35.3	11 64.7	4 23.5	11 64.7	14 82.4	8 47.1	1 5.9	
戸畑区	12 100.0	—	—	—	—	—	—	1 100.0	10 83.3	6 50.0	7 58.3	3 25.0	6 50.0	9 75.0	9 75.0	—	8.3
八幡東区	18 100.0	—	—	3 42.9	1 14.3	—	1 14.3	2 28.6	11 61.1	5 27.8	6 33.3	2 11.1	14 77.8	8 44.4	8 44.4	—	
八幡西区	23 100.0	—	—	—	1 100.0	—	—	—	20 87.0	15 65.2	10 43.5	6 26.1	18 78.3	12 52.2	17 73.9	—	
若松区	11 100.0	1 50.0	1 50.0	—	—	—	—	—	6 54.5	6 54.5	2 18.2	—	5 45.5	6 54.5	7 63.6	—	
無回答	1 100.0	—	—	—	—	—	—	—	1 100.0	—	—	—	1 100.0	—	—	—	

区	問	問24-1 報告は誰がしますか(回答対象者数84)										問24-2 対象者の個人名の取り扱いについて					問24-3 報告する内容について該当するものを全て選んで下さい。				
合計		参加全福祉協力員	委員などだけ福祉協力がする	特別に報告する	その他	無回答	報告個人名を出し	ない個人名で報告	その他	無回答	や対象者など入院	化ど病の気や心身ケガのな	例動や行政が助けを必要ないサービス	や申対象や望した本人相談が	その他	無回答					
合計	105 100.0	33 38.8	31 36.5	12 14.1	6 7.1	3 3.5	18 21.2	61 71.8	3 3.5	3 3.5	58 67.4	52 60.5	52 60.5	51 59.3	7 8.1	5 5.8					
門司区	11 100.0	1 11.1	4 44.4	3 33.3	1 11.1	—	4 44.4	4 44.4	—	1 11.1	8 88.9	7 77.8	6 66.7	5 55.6	2 22.2	—					
小倉北区	12 100.0	2 22.2	3 33.3	2 22.2	1 11.1	1 11.1	1 11.1	7 77.8	—	1 11.1	4 44.4	4 44.4	6 66.7	4 44.4	2 22.2	1 11.1					
小倉南区	17 100.0	7 41.2	5 29.4	1 5.9	3 17.6	1 5.9	1 5.9	15 88.2	1 5.9	—	12 70.6	8 47.1	9 52.9	8 47.1	2 11.8	3 17.6					
戸畑区	12 100.0	7 70.0	1 10.0	2 20.0	—	—	1 10.0	9 90.0	—	—	7 70.0	7 70.0	7 70.0	9 90.0	—	—					
八幡東区	18 100.0	6 54.5	4 36.4	1 9.1	—	—	4 36.4	7 63.6	—	—	7 63.6	7 63.6	6 54.5	5 45.5	—	—					
八幡西区	23 100.0	7 31.8	11 50.0	2 9.1	1 4.5	1 4.5	5 22.7	14 63.6	2 9.1	1 4.5	16 69.6	15 65.2	14 60.9	15 65.2	1 4.3	4 4.3					
若松区	11 100.0	3 50.0	3 50.0	—	—	—	1 16.7	5 83.3	—	—	3 50.0	4 66.7	4 66.7	4 66.7	—	—					
無回答	1 100.0	—	—	1 100.0	—	—	1 100.0	—	—	—	1 100.0	—	—	1 100.0	—	—					
区	問	問25 話し合い活動において困っていることありますか(多重回答)																			
合計		福祉参加者が少ない者	民生委員や行政などがない団体	個人情報取り扱い	偏っている人	特定の発言が	見守り活動の報告	など少ない	特にな	その他	無回答	満足	おおむね満足	やや不満	不満	無回答					
合計	105 100.0	24 22.9	7 6.7	54 51.4	8 7.6	8 7.6	30 28.6	17 16.2	27 25.7	3 2.9	1 1.0	4 3.8	69 65.7	14 13.3	4 3.8	14 13.3					
門司区	11 100.0	4 36.4	—	5 45.5	2 18.2	2 18.2	2 18.2	2 18.2	1 9.1	1 9.1	—	—	6 54.5	3 27.3	—	2 18.2					
小倉北区	12 100.0	3 25.0	—	10 83.3	—	—	4 33.3	2 16.7	2 16.7	—	—	—	9 75.0	2 16.7	1 8.3	—					
小倉南区	17 100.0	2 11.8	2 11.8	7 41.2	2 11.8	2 11.8	7 41.2	3 17.6	4 23.5	—	—	1 5.9	10 58.8	1 5.9	1 5.9	4 23.5					
戸畑区	12 100.0	3 25.0	—	6 50.0	2 16.7	2 16.7	2 16.7	2 16.7	4 33.3	—	—	—	5 41.7	1 8.3	2 16.7	4 33.3					
八幡東区	18 100.0	7 38.9	2 11.1	16 88.9	—	—	9 50.0	6 33.3	1 5.6	1 5.6	—	2 11.1	12 66.7	2 11.1	—	2 11.1					
八幡西区	23 100.0	4 17.4	3 13.0	6 26.1	1 4.3	1 4.3	3 8.7	2 43.5	10 43.5	—	—	—	19 82.6	2 8.7	—	2 8.7					
若松区	11 100.0	1 9.1	—	4 36.4	1 9.1	1 9.1	2 18.2	—	5 45.5	1 9.1	1 9.1	7 63.6	3 27.3	—	—	—					
無回答	1 100.0	—	—	—	—	—	1 100.0	—	—	—	—	—	1 100.0	—	—	—					
区	問	問26 ウェルクラブ活動など市・区社協からの校(地)区社協活動の企画提案や事業協力																			

問		問31 助成金、自主財源を含めて校(地)区社協の活動資金					問34 現在の校(地)区社協活動				
区	合計	活動資金に て確保する 金を活用	活動資金 と動充 実もつ活	活動資金 と動充 実もつ活	活動資金 と動充 実もつ活	活動資金 と動充 実もつ活	満足	満足 お お ね	不満	い も ど い ち え ら な と	無 回 答
合計	105 100.0	35 33.3	58 55.2	6 5.7	6 5.7	6 5.7	9 8.6	63 60.0	14 13.3	16 15.2	3 2.9
門司区	11 100.0	4 36.4	5 45.5	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1	6 54.5	—	3 27.3	1 9.1
小倉北区	12 100.0	3 25.0	7 58.3	1 8.3	1 8.3	1 8.3	—	7 58.3	3 25.0	2 16.7	—
小倉南区	17 100.0	6 35.3	9 52.9	2 11.8	—	—	3 17.6	11 64.7	2 11.8	1 5.9	—
戸畑区	12 100.0	3 25.0	9 75.0	—	—	—	—	9 75.0	3 25.0	—	—
八幡東区	18 100.0	4 22.2	12 66.7	—	—	2 11.1	—	11 61.1	2 11.1	5 27.8	—
八幡西区	23 100.0	10 43.5	11 47.8	1 4.3	1 4.3	1 4.3	3 13.0	12 52.2	4 17.4	3 13.0	1 4.3
若松区	11 100.0	5 45.5	4 36.4	1 9.1	1 9.1	1 9.1	1 9.1	7 63.6	—	2 18.2	1 9.1
無回答	1 100.0	—	1 100.0	—	—	—	100.0	—	—	—	—
問		問35 ご自分の校(地)区社協での役員活動についてやりがいを感じますか					問36 ご自分の校(地)区社協での役員活動について負担感を感じますか				
区	合計	感 や り し る が い を	い や を や り し る が い を	感 や り し る が い を	い や を や り し る が い を	い ど い ち え ら な い と も	無 回 答	じ ん じ ん と 感 じ る	や り し る が い を	じ ん じ ん と 感 じ る	い ど い ち え ら な い と も
合計	105 100.0	61 58.1	4 3.8	34 32.4	1 1.0	1 1.0	5 4.8	25 23.8	48 45.7	23 21.9	5 4.8
門司区	11 100.0	5 45.5	1 9.1	4 36.4	—	—	1 9.1	3 27.3	5 45.5	2 18.2	—
小倉北区	12 100.0	8 66.7	—	4 33.3	—	—	—	4 33.3	4 33.3	3 25.0	1 8.3
小倉南区	17 100.0	13 76.5	—	3 17.6	—	—	1 5.9	3 17.6	7 41.2	5 29.4	2 11.8
戸畑区	12 100.0	5 41.7	1 8.3	5 41.7	—	—	1 8.3	3 25.0	5 41.7	4 33.3	—
八幡東区	18 100.0	8 44.4	1 5.6	7 38.9	1 5.6	5.6	—	8 44.4	9 50.0	—	5.6
八幡西区	23 100.0	15 65.2	1 4.3	7 30.4	—	—	—	4 17.4	9 39.1	7 30.4	1 4.3
若松区	11 100.0	7 63.6	—	3 27.3	—	—	1 9.1	—	8 72.7	2 18.2	—
無回答	1 100.0	—	—	1 100.0	—	—	—	—	1 100.0	—	—

I 校(地)区社協の小地域福祉活動調査票

平成 19 年 12 月末現在

(設問 1)	校(地)区社会福祉協議会名を記入して下さい。													
_____区_____校(地)区社会福祉協議会 会長_____														
(設問 2)	ご記入される方のお名前と連絡先を記入して下さい。													
氏名_____ 電話_____														
(設問 3)	性別を選び、年齢を記入して下さい。													
1 男性 2 女性 _____ 歳														
(設問 4)	主たる職業を <u>1 つ</u> 選んで下さい。													
1 無職 2 会社員 3 自営業 4 主婦 5 その他 (_____)														
(設問 5)	校(地)区社協会長を何年されていますか。該当するものを <u>1 つ</u> 選んで下さい。													
1 「1 年未満」 2 「1 年以上 2 年未満」 3 「2 年以上 3 年未満」 4 「3 年以上 5 年未満」 5 「5 年以上 10 年未満」 6 「10 年以上」 7 「その他」 (_____)														
(設問 6)	どのような経緯で校(地)区社協会長に就任されましたか。該当するものを <u>1 つ</u> 選んで下さい。													
1 自治会からの依頼・推薦で 2 民生委員をしていたから 3 まちづくり協議会からの依頼・推薦で 4 老人クラブからの依頼・推薦で 5 婦人会からの依頼・推薦で 6 福祉協力員をしていたから 7 市民センターで職員やボランティアをしていたから 8 その他の団体からの依頼・推薦で (団体名: _____) 9 その他 (_____)														
(設問 7)	校(地)区社協会長のほかに他団体の役職を兼任していますか。該当するもの <u>全て</u> 選んで下さい。													
<table border="0"> <tr> <td>1 自治連合会会長 (おおよそ小学校区レベルの自治会)</td> <td rowspan="4">}</td> <td rowspan="4">→ (設問 8) へ進んで下さい</td> </tr> <tr> <td>2 地区民児協会長 (総務)</td> </tr> <tr> <td>3 まちづくり協議会会長</td> </tr> <tr> <td>4 老人クラブ会長</td> </tr> <tr> <td>5 町内会長・自治区会長・自治委員協議会長</td> <td rowspan="4">}</td> <td rowspan="4">→ (設問 9) へ進んで下さい</td> </tr> <tr> <td>6 民生委員児童委員</td> </tr> <tr> <td>7 その他 (_____)</td> </tr> <tr> <td>8 兼務していない</td> </tr> </table>			1 自治連合会会長 (おおよそ小学校区レベルの自治会)	}	→ (設問 8) へ進んで下さい	2 地区民児協会長 (総務)	3 まちづくり協議会会長	4 老人クラブ会長	5 町内会長・自治区会長・自治委員協議会長	}	→ (設問 9) へ進んで下さい	6 民生委員児童委員	7 その他 (_____)	8 兼務していない
1 自治連合会会長 (おおよそ小学校区レベルの自治会)	}	→ (設問 8) へ進んで下さい												
2 地区民児協会長 (総務)														
3 まちづくり協議会会長														
4 老人クラブ会長														
5 町内会長・自治区会長・自治委員協議会長	}	→ (設問 9) へ進んで下さい												
6 民生委員児童委員														
7 その他 (_____)														
8 兼務していない														

(設問 8)	(設問 7) で「1 自治連合会長」、「2 地区民児協会長」、「3 まちづくり協議会会長」と兼務しているとお答えの方にお尋ねします。兼務について校(地)区内で何か取り決めがありますか。該当するものを <u>1 つ選んで</u> 下さい。
(設問 8-1) 自治連合会長と兼務している場合 1 明文化された会則等で兼務することとなっている 2 慣例的に兼務することとなっている 3 兼務しているが慣例や取り決めはない 4 その他 ()	
(設問 8-2) 地区民児協会長(総務)と兼務している場合 1 明文化された会則等で兼務することとなっている 2 慣例的に兼務することとなっている 3 兼務しているが慣例や取り決めはない 4 その他 ()	
(設問 8-3) まちづくり協議会会長と兼務している場合 1 明文化された会則等で兼務することとなっている 2 慣例的に兼務することとなっている 3 兼務しているが慣例や取り決めはない 4 その他 ()	
(設問 9)	校(地)区社協と自治会、校(地)区社協とまちづくり協議会の関係で該当するものを <u>一つ選んで</u> ください。
1 それぞれ独立した団体 2 校(地)区社協が自治会の一つの部会 3 校(地)区社協がまちづくり協議会の一つの部会 4 その他 _____ _____ _____ _____	
(設問10)	校(地)区内で、 <u>月1回以上の見守り</u> を行う対象者の範囲を、年齢や世帯人数などで決めていますか。該当するものを <u>1 つ選んで</u> ください。
1 見守り対象者の範囲を決めている → (設問11) へ進んで下さい。 2 決めていない 3 その他 () } → (設問12) へ進んで下さい。	
(設問11)	(設問10) で校(地)区内において <u>月1回以上の見守り</u> を行う対象者の範囲を決めている場合、該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 一人暮らし高齢者・・・()歳以上 2 高齢者夫婦世帯・・・(夫婦ともに)歳以上 (夫婦のいずれか一人が)歳以上 3 昼間だけ高齢者世帯・・・()歳以上 4 障害のある人の世帯 5 単身で子育て中の世帯 6 その他 ()	

(設問12)	現在、見守り対象者をどのように調査し把握していますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 自治会からの情報 2 民生委員からの情報 3 福祉協力員の独自調査 4 区役所（保健師・地域包括支援センターなど）からの情報 5 その他 _____	
(設問13)	一緒に訪問したり、役割分担を行うなど見守り活動を協力している団体がありますか。ある場合はどの団体ですか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 民生委員 2 自治会 3 ボランティア団体・NPO団体 4 老人クラブ 5 障害者・介護者など当事者団体 6 特にない 7 その他（_____）	
(設問14)	校(地)区社協に「この人の見守り活動をしてほしい」と依頼してくる団体・機関等がありますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 民生委員 2 自治会 3 老人クラブ 4 障害者・介護者など当事者団体 5 介護保険事業者 6 区社協 7 区役所（保健師・地域包括支援センターなど） 8 市民センター 9 家族 10 その他（_____） 11 特に依頼してくる団体・機関等はない	
(設問15)	見守り活動において困っていることがありますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 集合住宅での見守り対象者の把握 2 一戸建て住宅での見守り対象者の把握 3 自治会未加入の対象者の把握 4 見守り訪問を拒否される 5 見守り対象者の個人情報の管理 6 見守り対象者が個人情報を教えてくれない 7 福祉協力員不足 8 福祉協力員が輪番制のため経験が活かされない 9 福祉協力員の高齢化 10 対象者の家族の見守り活動への理解不足 11 近隣住民の見守り活動への理解不足 12 民生委員との見守り活動における連携 13 老人クラブ友愛訪問との見守り活動における連携 14 自治会との見守り活動における連携 15 区役所（保健師・地域包括支援センターなど）との見守り活動における連携 16 その他（_____） 17 特にない	
(設問16)	見守り活動において今後取り組みたいことがありますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 見守り対象者の範囲の拡大 2 対象者一人あたりの見守り回数を増やすこと 3 見守り対象者への適切な情報提供 4 見守り対象者のニーズの適切な把握 5 民生委員との見守り活動における連携 6 老人クラブ友愛訪問との見守り活動における連携 7 自治会との見守り活動における連携 8 対象者の隣近所との見守り活動における連携 9 区役所（保健師・地域包括支援センターなど）との見守り活動における連携 11 その他（_____） 10 特にない	

(設問22)	連絡調整会議の「 <u>校(地)区全体会</u> 」をどのぐらいの頻度で開催していますか。該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 月に1回	2 2ヶ月に1回
3 年4回	4 必要の都度（おおよそ年____回）
5 その他（_____）	
(設問23)	通常の連絡調整会議の議題について該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 見守り活動報告	} →（設問24）へ進んで下さい。
2 対象者への援助方法の検討	
3 助け合い活動の報告	
4 助け合い活動の調整（役割分担など）	
5 校(地)区内の行事等の情報伝達、話し合い	
6 出前講演など研修	
7 関係機関・団体（区社協、行政など）からの情報提供、意見交換	
8 その他（_____）	
(設問24)	（設問23）で「1 見守り活動の報告」、「2 対象者への援助方法の検討」があるとお答えした方に見守り活動の報告方法についてお尋ねします。
(設問24－1) 報告は誰がしますか、該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。	
1 参加福祉協力員全員 2 福祉協力員の代表者や民生委員などだけ	
3 特別に報告するべきことがある福祉協力員だけ	
4 その他（_____）	
(設問24－2) 対象者の個人名の取り扱いについて、該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。	
1 個人名を出し報告 2 個人名を出さないで報告	
3 その他（_____）	
(設問24－3) 報告する内容について該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。	
1 対象者の入院や入所など 2 病気やケガなどの心身の変化	
3 行政サービスや助け合い活動が必要な事例 4 対象者本人が申し出た相談や要望	
5 その他（_____）	
(設問25)	話し合い活動において困っていることがありますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 福祉協力員など校(地)区社協活動者の参加が少ない	
2 民生委員や行政など関係機関・団体の参加が少ない	
3 個人情報の取り扱い	
4 特定の人に発言が偏っている	
5 見守り活動の報告や援助方法の検討などが少ない	
6 助け合い活動の報告や助け合い活動の調整（役割分担など）などが少ない	
7 特にない	
8 その他（_____）	

(設問26)	ウェルクラブ活動など市・区社協からの校(地)区社協活動の企画提案や事業協力について該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 満足 2 おおむね満足 3 やや不満足 4 不満 (理由: _____)	
(設問27)	研修会の開催など市・区社協からの校(地)区社協の人材育成支援について該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 満足 2 おおむね満足 3 やや不満足 4 不満 (理由: _____)	
(設問28)	福祉情報の提供や連絡調整会議への参加など市・区社協の情報提供について該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 満足 2 おおむね満足 3 やや不満足 4 不満 (理由: _____)	
(設問29)	校(地)区社協運営に関する市・区社協の相談支援について該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 満足 2 おおむね満足 3 やや不満足 4 不満 (理由: _____)	
(設問30)	今後、校(地)区社協活動において、市・区社協からどのような支援を期待しますか。該当するものを <u>2つ選んで</u> 下さい。
1 事業の企画・協力支援 2 人材育成支援（研修会の開催など） 3 情報提供（連絡調整会議への参加など） 4 校(地)区社協運営に関する相談支援 5 活動資金の支援 6 その他（_____）	
(設問31)	助成金、自主財源を含めて校(地)区社協の活動資金について該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 活動に見合った活動資金を確保できている 2 活動資金がもっとあれば活動がもっと充実する 3 活動資金を十分活動に活かしていない 4 その他（_____）	
(設問32)	校(地)区社協の活動資金でどのようなものにお金がかかりますか。記述してください。

(設問33)	校(地)区社協の活動資金がもっとあれば、取り組んでみたいと考えていることがありますか。記述してください。
(設問34)	現在の校(地)区社協活動について該当するものを <u>1 つ選ん</u> で下さい。
1 満足 2 おおむね満足 3 不満 4 どちらともいえない 5 理由 (_____)	
(設問35)	ご自分の校(地)区社協での役員活動についてやりがいを感じますか。該当するものを <u>1 つ選ん</u> で下さい。
1 やりがいを感じる 2 やりがいを感じない 3 どちらともいえない 4 理由 (_____)	
(設問36)	ご自分の校(地)区社協での役員活動について負担感を感じますか。該当するものを <u>1 つ選ん</u> で下さい。
1 負担感を感じる 2 負担感をやや感じる 3 負担感を感じない 4 どちらともいえない 5 理由 (_____)	
(設問37)	その他、日頃の活動の中でお考えのことをお聞かせ下さい。

第2章 福祉協力員の小地域福祉活動調査のまとめ

I 調査の手続きと基本属性

1 調査の手続き

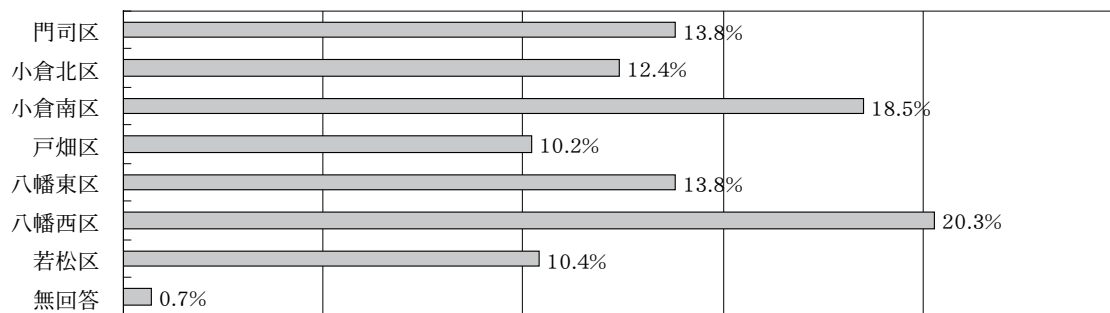
調査基準日	平成19年12月末現在
調査期間	平成20年2月1日～29日
調査対象者	校(地)区社会福祉協議会福祉協力員
調査方法	郵送法
調査対象者数	770 (154校(地)区社協×5人)
有効回収票	447 (有効回収率 58.1%)
集計総数	443

2 基本属性

(1) 所属している校(地)区社会福祉協議会の所在地

回答してくれた福祉協力員の所属する校(地)区社会福祉協議会の所在地は図表1のとおりである。回答数は各区の校(地)区社協の数に概ね比例している。

図表1 所属する校(地)区社協の所在地



(2) 回答者の性別

回答者の性別は図表2のとおり、女性が約60%を占めている。第1章でみた役員調査の回答者は90%が男性であったが、福祉協力員の回答者は半数以上が女性である。

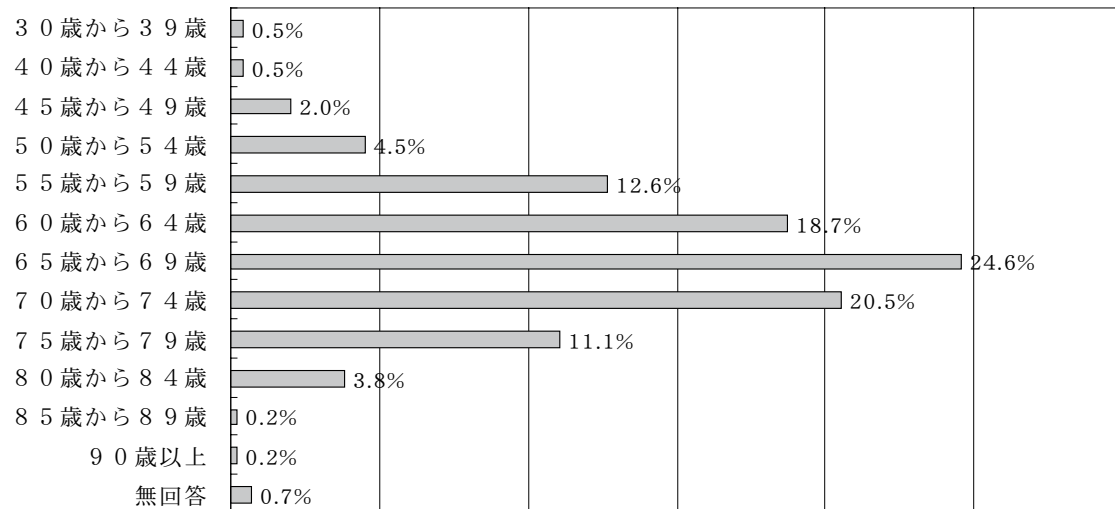
図表2

男性	169	38.1%
女性	273	61.6%
無回答	1	0.2%

(3) 回答者の年齢構成

図表3のとおり、回答者の年齢構成は60歳～74歳で63.8%を占めている。また、75歳以上も15.3%を占め、僅かではあるが85歳以上の回答者も見られる。他方、60歳未満の回答者は20.1%であり、そのうち30～40歳代の回答者は3%ほどである。役員調査の回答者の平均年齢が71.8歳であるのに対して、福祉協力員の回答者の平均年齢は66.2歳であり、全体として役員層よりも若くなっている。

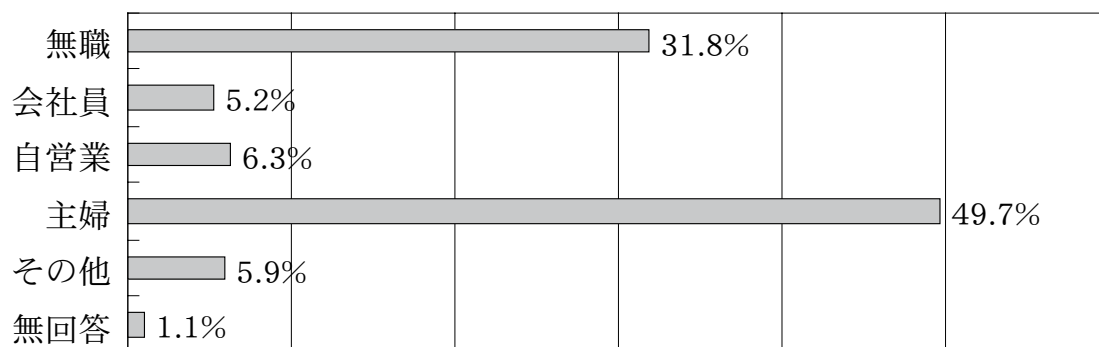
図表3 年齢分布



(4) 福祉協力員（回答者）の職業

図表4のとおり、福祉協力員は「主婦」（49.7%）や「無職」（31.8%）など職業をもっていない人がほとんどで、両者で81.5%を占める。「会社員」や「自営業」などの有業者は合わせて11.5%と少ない。

図表4 主たる職業



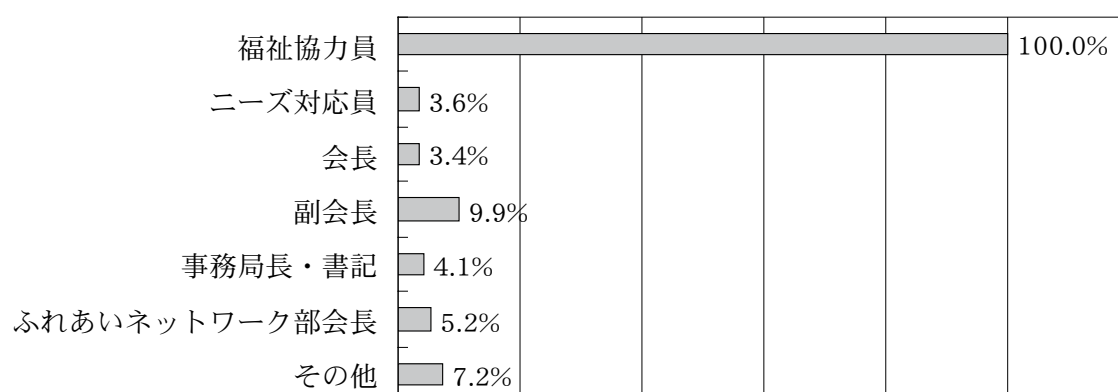
Ⅱ 小地域福祉活動について

1 福祉協力員への就任

(1) 校(地)区社協での役割

図表5のとおり、ほとんどの福祉協力員は福祉協力員以外の校(地)区社協での役職を兼務していないが、割合は高くないものの役員や事務局長などの役職を兼ねている福祉協力員も見られる。

図表5 校(地)区社協での役職

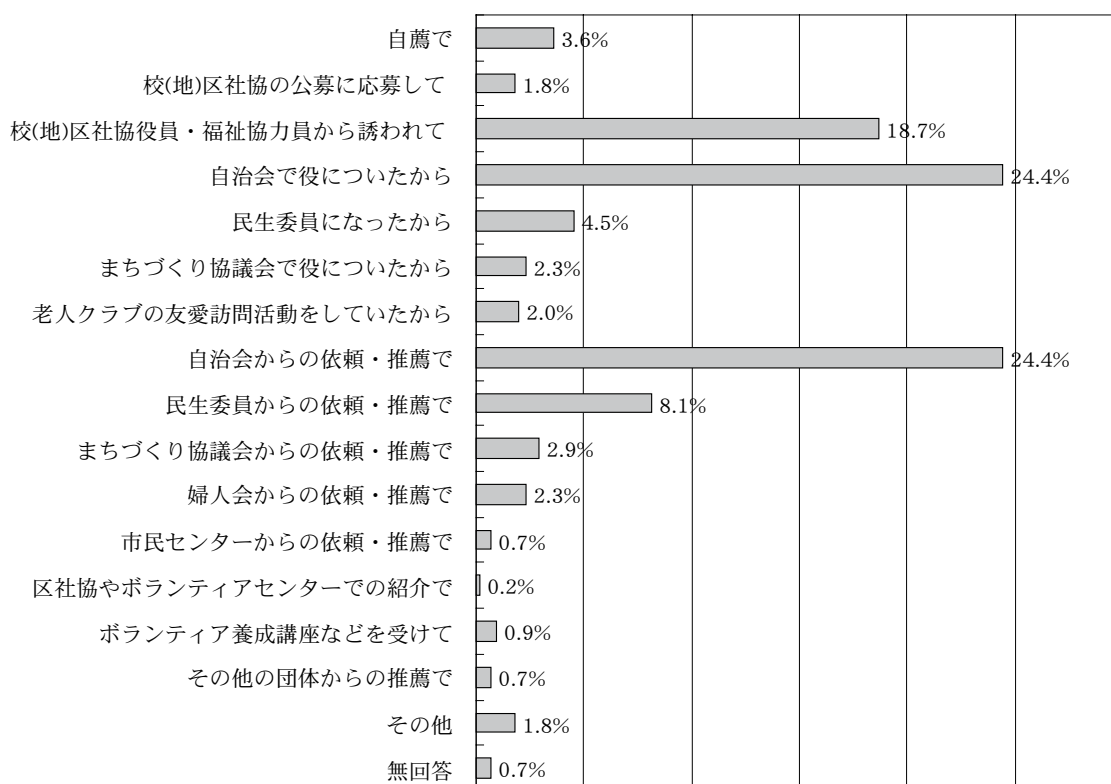


(2) 福祉協力員となった経緯

図表6のとおり、福祉協力員となった経緯としては、「自治会で役についたから」(24.4%)や「自治会からの依頼・推薦で」(24.4%)という回答が多く、両者で48.8%を占める。次に、「校(地)区社協役員・福祉協力員から誘われて」(18.7%)、「民生委員からの推薦・依頼で」(8.1%)が続く。

しかし、図表7により、福祉協力員となった経緯を地域別(区別)に見ると、地域ごとに特徴があることがわかる。たとえば、八幡東区の場合、「自治会で役についたから」(75.4%)と「自治会からの推薦・依頼で」(8.2%)を合わせると、83.6%の回答者が自治会との関わりを通じて福祉協力員となったと回答している。これに対して、戸畑区ではそのような回答者は6.6%に止まっている。そのかわり、戸畑区では「校(地)区社協役員・福祉協力員から誘われて」(28.9%)、「民生委員からの推薦・依頼で」(22.1%)、「民生委員になったから」(11.1%)などの回答が多く、校(地)区社協や民生委員との関わりが福祉協力員となる主なきっかけになっていることがわかる。そのほか、八幡西区では、福祉協力員となった経緯が自治会との関わりである回答者、校(地)区社協との関わりである回答者、民生委員との関わりである回答者が、概ね同じくらいの割合となっている。

図表 6 福祉協力員になった経緯



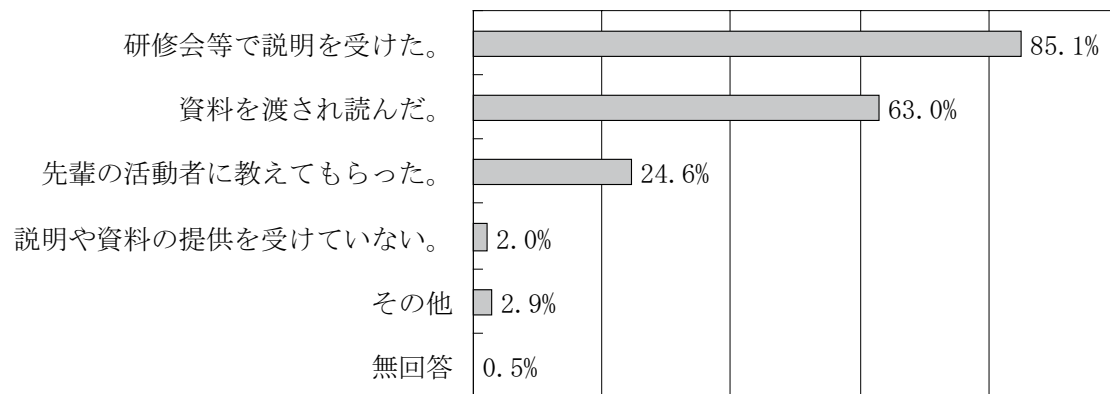
図表 7 地域別（区別）にみた福祉協力員となった経緯

	自薦で	校(地)区社協の公募に応募して	校(地)区社協役員・福祉協力員から誘われて	自治会で役についたから	民生委員になったから	まちづくり協議会で役についたから	老人クラブの友愛訪問活動をしていたから	自治会からの依頼・推薦で	民生委員からの依頼・推薦で	まちづくり協議会からの依頼・推薦で	婦人会からの依頼・推薦で	市民センターからの依頼・推薦で	区社協やボランティアセンターでの紹介で	ボランティア養成講座などを受けて	その他の団体からの推薦で	その他	無回答	合計
門司区	2 3.3%	0 .0%	17 27.9%	10 16.4%	3 4.9%	1 1.6%	1 1.6%	16 26.2%	3 4.9%	1 1.6%	2 3.3%	0 .0%	0 .0%	4 6.6%	1 1.6%	0 .0%	0 .0%	61 100.0%
小倉北区	2 3.6%	0 .0%	5 9.1%	13 23.6%	4 7.3%	4 7.3%	1 1.8%	20 36.4%	5 9.1%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	1 1.8%	0 .0%	0 .0%	55 100.0%
小倉南区	1 1.2%	0 .0%	19 23.2%	14 17.1%	2 2.4%	0 .0%	2 2.4%	38 46.3%	3 3.7%	1 1.2%	1 1.2%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	1 1.2%	82 100.0%
戸畑区	1 2.2%	1 2.2%	13 28.9%	1 2.2%	5 11.1%	1 2.2%	2 4.4%	2 4.4%	10 22.2%	5 11.1%	0 .0%	1 2.2%	0 .0%	0 .0%	1 2.2%	2 4.4%	0 .0%	45 100.0%
八幡東区	0 .0%	0 .0%	2 3.3%	46 75.4%	0 .0%	2 3.3%	1 1.6%	5 8.2%	0 .0%	3 4.9%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	1 1.6%	1 1.6%	61 100.0%
八幡西区	6 6.7%	6 6.7%	19 21.1%	13 14.4%	6 6.7%	2 2.2%	2 2.2%	14 15.6%	13 14.4%	3 3.3%	2 2.2%	2 2.2%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	2 2.2%	0 .0%	90 100.0%
若松区	4 8.7%	1 2.2%	8 17.4%	11 23.9%	0 .0%	0 .0%	0 .0%	12 26.1%	1 2.2%	0 .0%	4 8.7%	0 .0%	1 2.2%	0 .0%	0 .0%	3 6.5%	1 2.2%	46 100.0%
合計	16 3.6%	8 1.8%	83 18.9%	108 24.5%	20 4.5%	10 2.3%	9 2.0%	107 24.3%	35 8.0%	13 3.0%	9 2.0%	3 .7%	1 .2%	4 .9%	3 .7%	8 1.8%	3 .7%	440 100.0%

(3) ふれあいネットワーク事業の説明

図表8にあるとおり、ほとんど全ての回答者が研修会での説明や提供された資料によりふれあいネットワーク事業を理解している。説明や資料の提供を受けていないと回答した人は2%のみである。調査結果から研修等を通じてふれあいネットワーク事業について説明を受ける機会が確保されていると言えるが、「先輩の活動者に教えてもらった」という回答が少ないことから、新任の福祉協力員が経験のある地元の活動者から直接ふれあいネットワーク事業について学ぶ機会が少ないと言えるかもしれない。

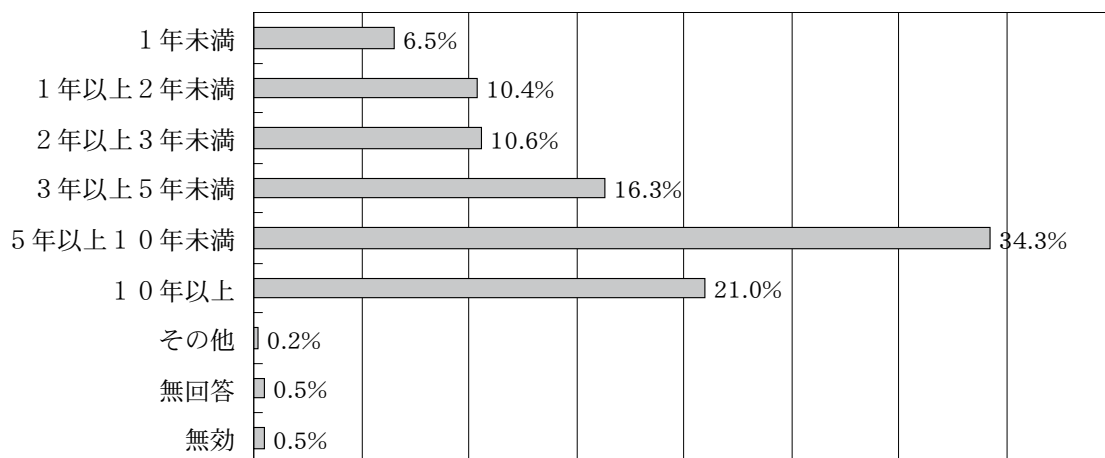
図表8 ふれあいネットワーク事業の説明



(4) 福祉協力員の就任年数

図表9にあるとおり、回答者の55.3%が福祉協力員を5年以上担っており、10年以上担っている回答者も全体の21%となっている。

図表9 福祉協力員就任年数



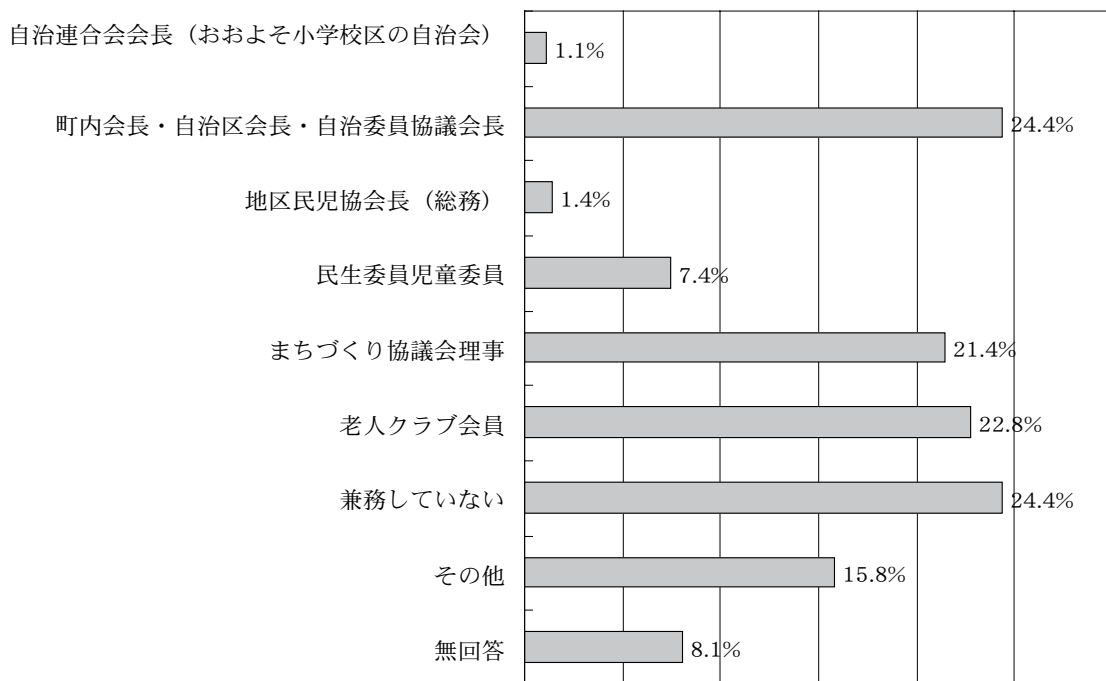
(5) 兼任している地域の役職

図表10のとおり、兼任している地域の役職としては「町内会長等」が24.4%、「まちづくり協

議会理事」が21.4%、「老人クラブ会員」が22.8%で目立っている。民生委員児童委員を兼ねている回答者も7.4%いる。

兼任している地域の役職についても、図表11のように地域別（区別）に見ると、いくつかの地域に大きな特徴があることがわかる。ここでも目を引くのは、八幡東区の回答者の実に82%が「町内会長等」と兼務していると回答していることである。その他、小倉北区でまちづくり協議会理事との兼任が多いこと、戸畑区、八幡西区は他の区よりも老人クラブにも加入している回答者が多いことなどがわかる。

図表10 校(地)区社協以外で兼任している地域の役職



図表11 地域別（区別）に見た福祉協力員の兼任役職

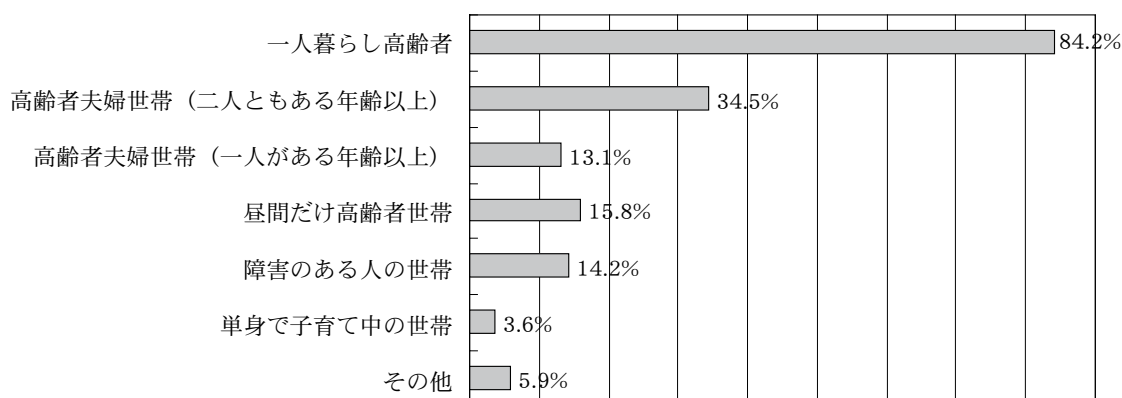
	自治連合 会会長	町内会長 等	地区民児 協会長 (総務)	民生委員 児童委員	まちづく り協議会 理事	老人クラ ブ会員	兼務して いない	その他	無回答	合計
門司区	2 3.3%	7 11.5%	1 1.6%	5 8.2%	10 16.4%	11 18.0%	19 31.1%	6 9.8%	8 13.1%	61
小倉北区	2 3.6%	17 30.9%	2 3.6%	6 10.9%	19 34.5%	13 23.6%	9 16.4%	8 14.5%	2 3.6%	55
小倉南区	0 .0%	11 13.4%	1 1.2%	6 7.3%	14 17.1%	16 19.5%	28 34.1%	9 11.0%	9 11.0%	82
戸畑区	0 .0%	6 13.3%	0 .0%	2 4.4%	11 24.4%	14 31.1%	16 35.6%	6 13.3%	2 4.4%	45
八幡東区	1 1.6%	50 82.0%	0 .0%	4 6.6%	15 24.6%	12 19.7%	2 3.3%	6 9.8%	0 .0%	61
八幡西区	0 .0%	11 12.2%	2 2.2%	8 8.9%	22 24.4%	28 31.1%	19 21.1%	21 23.3%	9 10.0%	90
若松区	0 .0%	5 10.9%	0 .0%	2 4.3%	3 6.5%	6 13.0%	15 32.6%	14 30.4%	5 10.9%	46
合計	5	107	6	33	94	100	108	70	35	440

2 見守り活動について

(1) 見守り活動の対象世帯

図表12のとおり、見守りの対象世帯としては「一人暮らしの高齢者」をあげた回答者が最も多く、全体の84.2%を占め、次に「高齢者夫婦世帯（二人ともある年齢以上）」をあげた回答者が34.5%で続いている。「障害のある人の世帯」や「単身で子育て中の世帯」を見守っている福祉協力員がいることも確認できるが、全体としては、一人暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯を見守ることが活動の中心となっている。

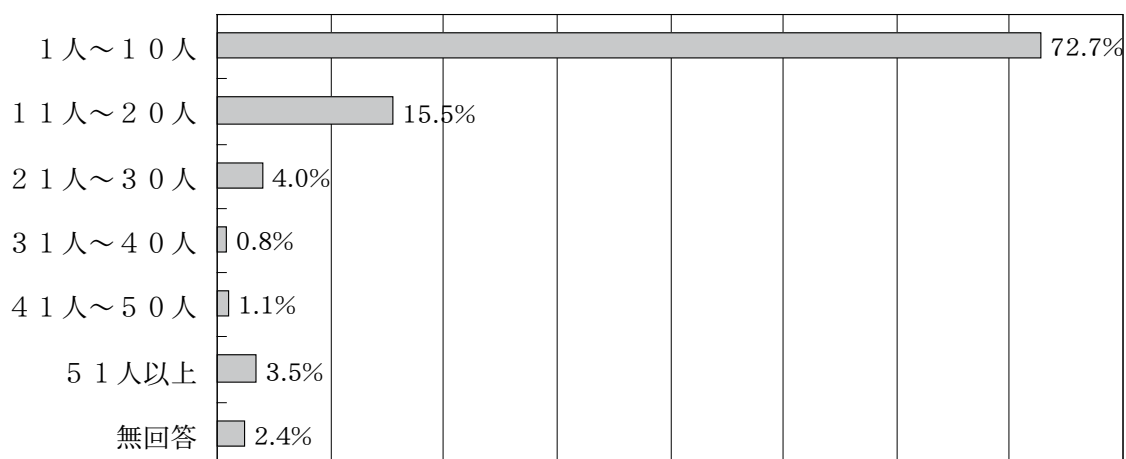
図表12 見守り対象世帯



(2) 見守り対象者の人数

次に、図表13で1人の福祉協力員が見守る「一人暮らしの高齢者」の人数を見てみると、1～10人が72.7%で大部分を占めている。

図表13 見守り対象者の人数

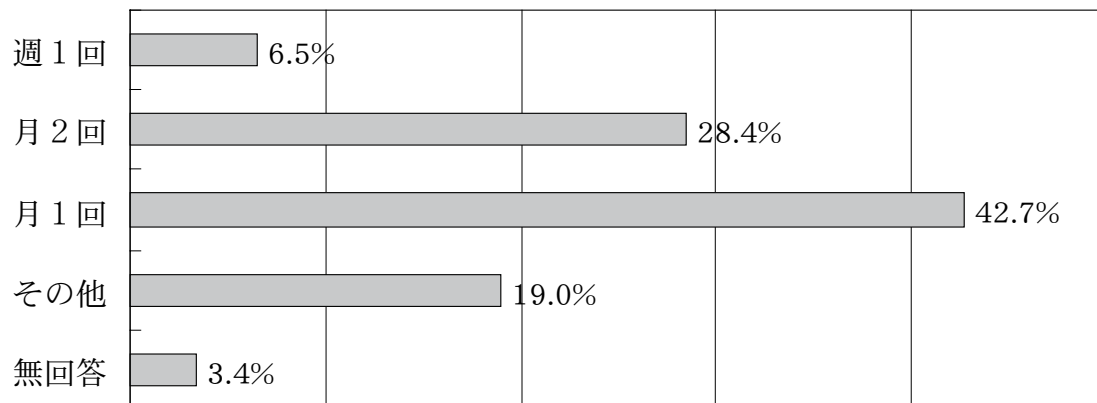


(3) 見守り活動の頻度

図表14のとおり、福祉協力員による定期的な見守り活動（具体的には訪問）は、対象者1人につき「月に1回」という回答が42.7%で最も多く、「月に2回」が23.4%で次に続く。(2)の結果を踏まえて1人の福祉協力員が10人の対象者を見守っているとすると、月に延べ10回～20回の定期

訪問を行っていることになる。ただし、この質問項目については、「その他」の記述が多く、その内容のほとんどが「月に数回の定期的訪問以外にも、必要に応じて追加の訪問を行っている」というものであった。

図表14 見守り活動の頻度

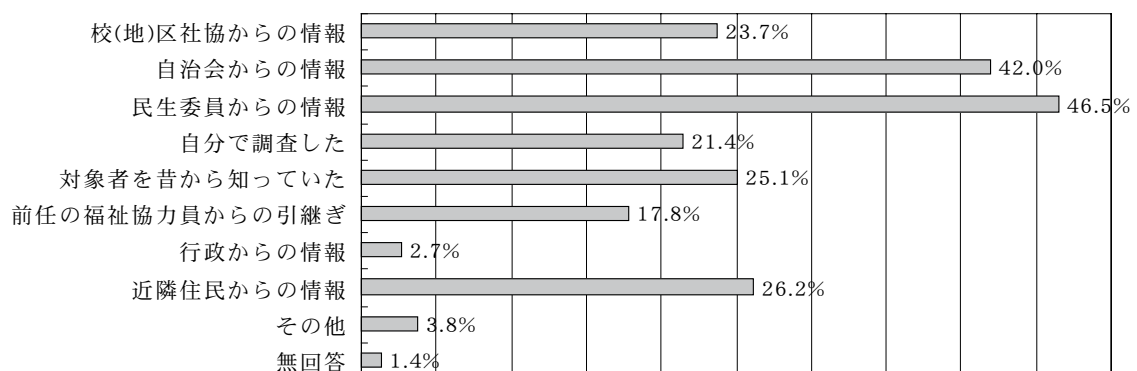


(4) 見守り対象者の情報把握

図表15より、見守りの対象者の所在は、「民生委員からの情報」(46.5%)と「自治会からの情報」(42%)によって把握されていることが多いことがわかる。その他、「校区社協からの情報」(23.7%)や「近隣住民からの情報」(26.2%)なども少なくないが、「行政からの情報」という回答は2.7%と非常に少ない。

また、図表16より見守り対象者の情報把握について地域別(区別)に見てみると、「校区社協からの情報」と回答した福祉協力員が市全体の割合よりも多い地域は、戸畑区(37.8%)、門司区(34.4%)、若松区(30.4%)、八幡西区(28.9%)であり、「自治会からの情報」と回答した福祉協力員が多い地域は、若松区(54.3%)、小倉南区(54.9%)、八幡東区(52.5%)、小倉北区(49.1%)である。また、「民生委員からの情報」については、特に八幡西区(74.4%)と戸畑区(62.2%)の高い割合が目立っている。

図表15 見守り対象者の情報把握方法



図表16 地域別（区別）にみた見守り対象者の情報把握の方法

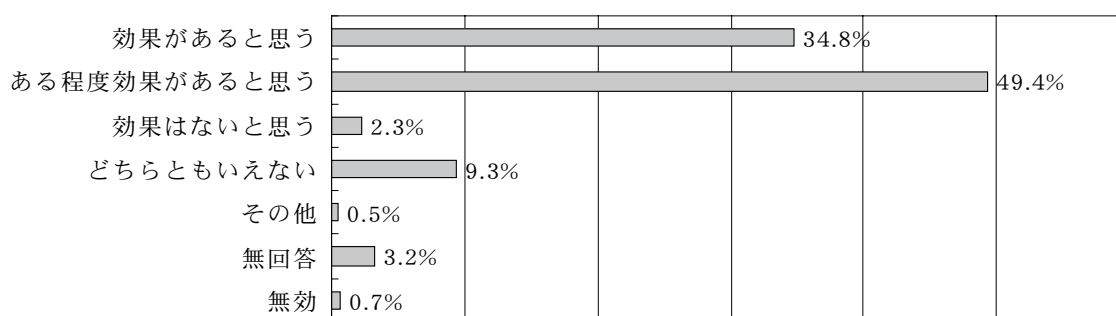
	校(地)区 社協から の情報	自治会か らの情報	民生委員 からの情 報	自分で調 査した	対象者を 昔から知 っていた	前任の福 祉協力員 からの引 継ぎ	行政から の情報	近隣住民 からの情 報	その他	無回答	合計
門司区	21 34.4%	24 39.3%	19 31.1%	11 18.0%	17 27.9%	17 27.9%	4 6.6%	15 24.6%	2 3.3%	4 6.6%	61 100.0%
小倉北区	4 7.3%	27 49.1%	19 34.5%	21 38.2%	12 21.8%	6 10.9%	1 1.8%	15 27.3%	2 3.6%	1 1.8%	55 100.0%
小倉南区	16 19.5%	45 54.9%	39 47.6%	12 14.6%	20 24.4%	20 24.4%	1 1.2%	23 28.0%	1 1.2%	0 .0%	82 100.0%
戸畑区	17 37.8%	7 15.6%	28 62.2%	12 26.7%	16 35.6%	3 6.7%	1 2.2%	11 24.4%	2 4.4%	0 .0%	45 100.0%
八幡東区	5 8.2%	32 52.5%	13 21.3%	12 19.7%	16 26.2%	5 8.2%	2 3.3%	17 27.9%	6 9.8%	6 9.8%	61 100.0%
八幡西区	26 28.9%	25 27.8%	67 74.4%	16 17.8%	22 24.4%	15 16.7%	3 3.3%	21 23.3%	3 3.3%	0 .0%	90 100.0%
若松区	14 30.4%	25 54.3%	19 41.3%	10 21.7%	6 13.0%	11 23.9%	0 .0%	12 26.1%	1 2.2%	1 2.2%	46 100.0%
合計	103	185	204	94	109	77	12	114	17	12	440

(5) 孤独死防止等の効果

回答者に孤独死の防止などの安否確認に対する見守り活動の効果をどのように評価しているか尋ねると、図表17のとおり、「効果があると思う」（34.8％）と「ある程度、効果があると思う」（49.4％）という回答が大部分を占め（84.2％）、多くの回答者が見守り活動の効果について肯定的な評価をしていることがわかる。

また、図表18より、見守り活動の効果について地域別（区別）に見てみると、「効果がある」（「効果があると思う」と「ある程度、効果があると思う」の合計）という回答の割合は、他地域と比べて八幡東区で比較的低くなっている。

図表17 孤独死防止等の効果



図表18 地域別（区別）にみた孤独死防止等の効果

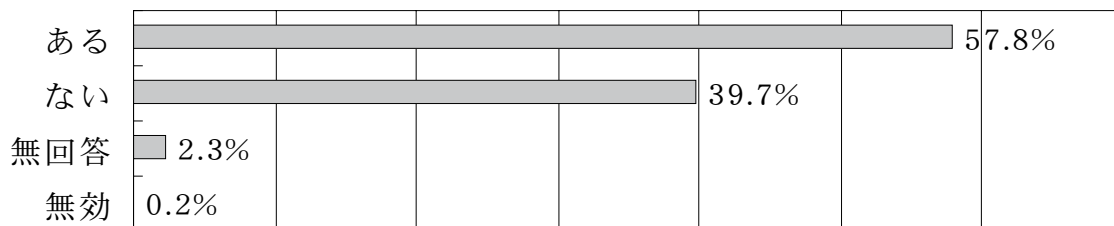
	効果がある と思う	ある程度効 果があると思 う	効果はない と思う	どちらとも いえない	その他	無回答	合計
門司区	17 27.9%	34 55.7%	2 3.3%	5 8.2%	0 .0%	3 4.9%	61 100.0%
小倉北区	18 32.7%	30 54.5%	1 1.8%	4 7.3%	0 .0%	2 3.6%	55 100.0%
小倉南区	39 47.6%	34 41.5%	1 1.2%	7 8.5%	0 .0%	1 1.2%	82 100.0%
戸畑区	20 44.4%	21 46.7%	0 .0%	3 6.7%	0 .0%	1 2.2%	45 100.0%
八幡東区	14 23.0%	28 45.9%	4 6.6%	8 13.1%	2 3.3%	5 8.2%	61 100.0%
八幡西区	32 35.6%	47 52.2%	0 .0%	9 10.0%	0 .0%	2 2.2%	90 100.0%
若松区	12 26.1%	25 54.3%	2 4.3%	5 10.9%	0 .0%	2 4.3%	46 100.0%
合計	152 34.5%	219 49.8%	10 2.3%	41 9.3%	2 .5%	16 3.6%	440 100.0%

(6) 困っていること（福祉ニーズ）の発見や相談

見守り活動において対象者の困っていること（福祉ニーズ）を見つけたり、相談されたりしたことがあるか、という質問に対しては、図表19のとおり、全体では57.8%の回答者が福祉ニーズを発見したり、相談されたりしたことがあると回答している。

また、図表20より、地域別（区別）に見てみると、福祉ニーズを発見したり、対象者から相談されたりした経験のある福祉協力員の割合は、最も高い八幡西区では70%であるが、最も低い戸畑区では42.2%となっており、30%ほどの開きがある。

図表19 福祉ニーズの発見や相談



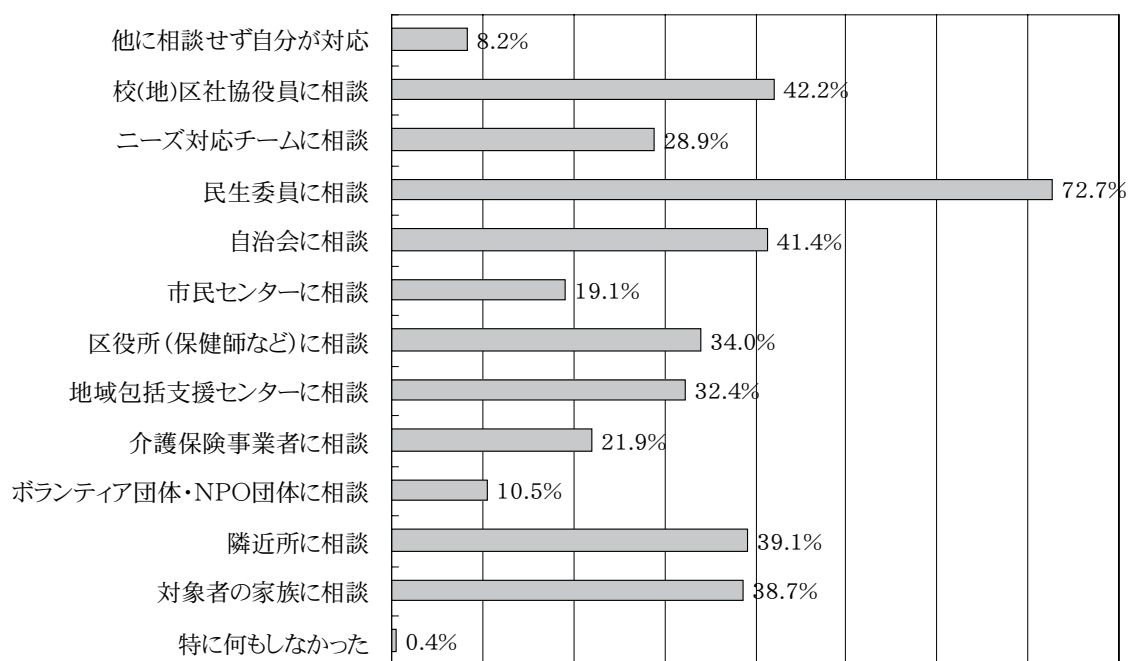
図表20 地域別（区別）にみた福祉ニーズの発見や相談

	福祉ニーズの発見や相談			合計
	ある	ない	無回答 無効	
門司区	33 54.1%	26 42.6%	2 3.3%	61 100.0%
小倉北区	34 61.8%	20 36.4%	1 1.8%	55 100.0%
小倉南区	46 56.1%	36 43.9%	0 .0%	82 100.0%
戸畑区	19 42.2%	25 55.6%	1 2.2%	45 100.0%
八幡東区	29 47.5%	29 47.5%	3 4.9%	61 100.0%
八幡西区	63 70.0%	26 28.9%	1 1.1%	90 100.0%
若松区	31 67.4%	14 30.4%	1 2.2%	46 100.0%
合計	255 58.0%	176 40.0%	9 2.0%	440 100.0%

(7) 福祉ニーズや相談への対応

発見した福祉ニーズや相談に対する対応については、図表21のとおり、福祉ニーズを発見したり、見守り対象者からの相談を受けたりしたことがあると回答した福祉協力員の72.7%が「民生委員に相談」と回答している。その他、校区社協役員、自治会、近隣所、家族に相談したことのある協力員はそれぞれ約4割程度、行政や地域包括支援センターへ相談したことのある福祉協力員は約3割となっているが、市民センター、介護保険事業者、ボランティア団体・NPOへの相談はそれほど多くない。

図表21 福祉協力員の相談相手



また、図表21にある福祉協力員の相談先の対応について、福祉協力員の満足度を見ると、図表22～図表32のとおり、校区社協役員や民生委員の対応に対する満足度（「満足」と「おおむね満足」の合計が、それぞれ81.5%、84.4%）は高いが、市民センターや介護保険事業者の対応に対する満足度（「満足」と「おおむね満足」の合計が、それぞれ64.5%、60.7%）がやや低く、ボランティア団体や家族の満足度（「満足」と「おおむね満足」の合計が、それぞれ40.7%、55.6%）がさらに低くなっている。

図表22 校(地)区社協役員

満足	24	22.2%
おおむね満足	64	59.3%
どちらともいえない	13	12.0%
やや不満	6	5.6%
不満	1	0.9%
合計	108	100.0%

図表23 ニーズ対応チーム

満足	17	23.0%
おおむね満足	40	54.1%
どちらともいえない	13	17.6%
やや不満	4	5.0%
不満	0	0.0%
合計	74	100.0%

図表24 民生委員

満足	68	36.6%
おおむね満足	89	47.8%
どちらともいえない	16	8.6%
やや不満	6	3.2%
不満	61	3.2%
合計	186	100.0%

図表25 自治会

満足	28	26.4%
おおむね満足	50	47.2%
どちらともいえない	17	16.0%
やや不満	7	6.6%
不満	3	2.8%
無回答	1	0.9%
合計	106	100.0%

図表26 市民センター

満足	12	24.5%
おおむね満足	20	40.8%
どちらともいえない	14	28.6%
やや不満	2	4.1%
不満	1	2.0%
合計	49	100.0%

図表27 区役所（保健師など）

満足	11	12.6%
おおむね満足	55	63.2%
どちらともいえない	18	20.7%
やや不満	0	0.0%
不満	2	2.3%
無回答	1	1.1%
合計	87	100.0%

図表28 地域包括支援センター

満足	23	27.7%
おおむね満足	39	47.0%
どちらともいえない	15	18.1%
やや不満	5	6.0%
不満	1	1.2%
合計	83	100.0%

図表29 介護保険事業者

満足	7	12.5%
おおむね満足	27	48.2%
どちらともいえない	15	26.8%
やや不満	3	5.4%
不満	4	7.1%
合計	56	100.0%

図表30 ボランティア団体・NPO団体

満足	3	11.1%
おおむね満足	8	29.6%
どちらともいえない	15	55.6%
やや不満	0	0.0%
不満	1	3.7%
合計	27	100.0%

図表31 隣近所

満足	22	22.0%
おおむね満足	51	51.0%
どちらともいえない	23	23.0%
やや不満	2	2.0%
不満	1	1.0%
無回答	1	1.0%
合計	100	100.0%

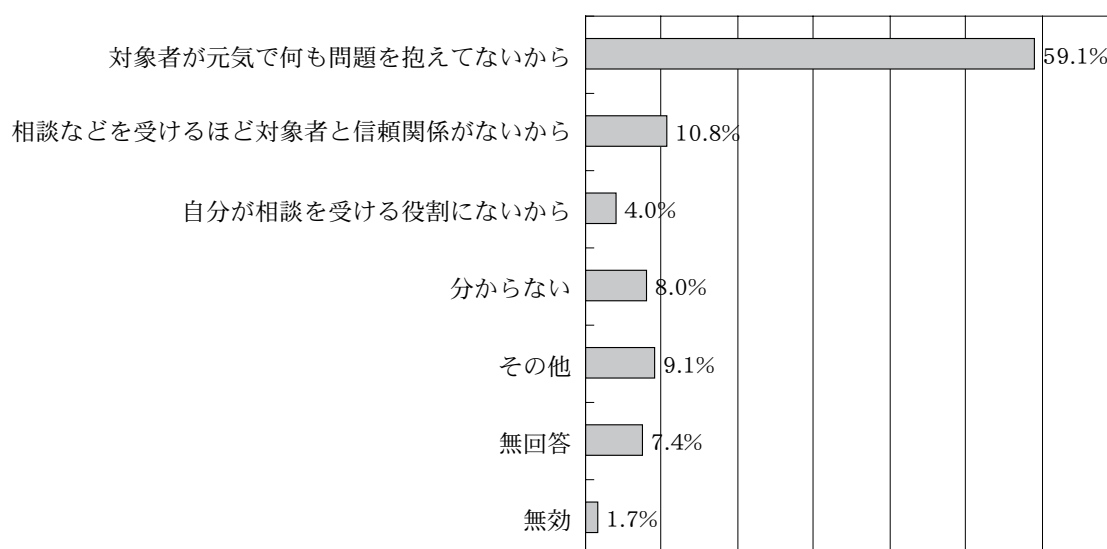
図表32 対象者の家族

満足	16	16.2%
おおむね満足	39	39.4%
どちらともいえない	32	32.3%
やや不満	9	9.1%
不満	3	3.0%
合計	99	100.0%

(8) 見守り対象者から相談がない理由

(6)で見たとおり、回答者の39.7%が、福祉ニーズを発見したり、対象者から相談されたりしたことがないと回答しているが、そうした経験がないと回答した福祉協力員に、見守り対象者から相談がない理由として考えられることは何か尋ねると、図表33のとおり、「対象者が元気で何も問題を抱えていないから」という回答が59.1%で最も大きな割合を占めている。

図表33 見守り対象者から相談がない理由

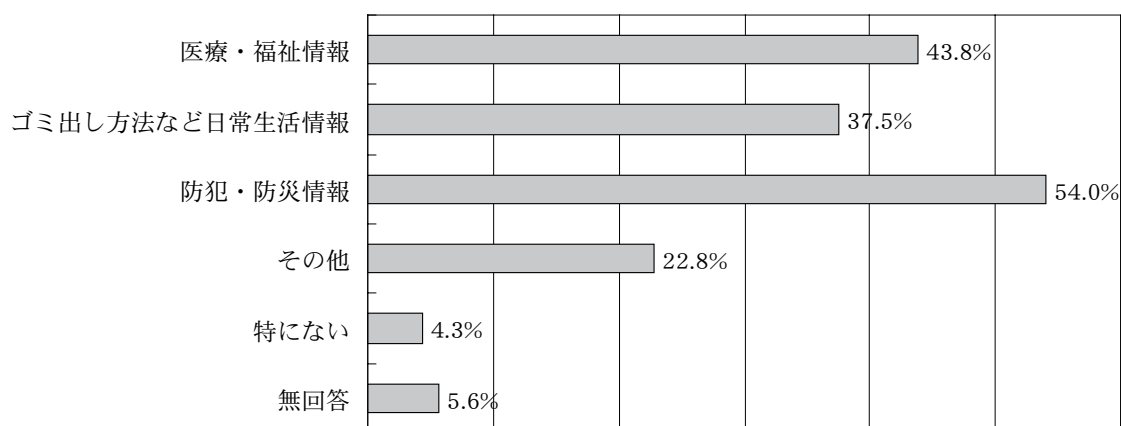


(9) 見守り対象者への情報提供

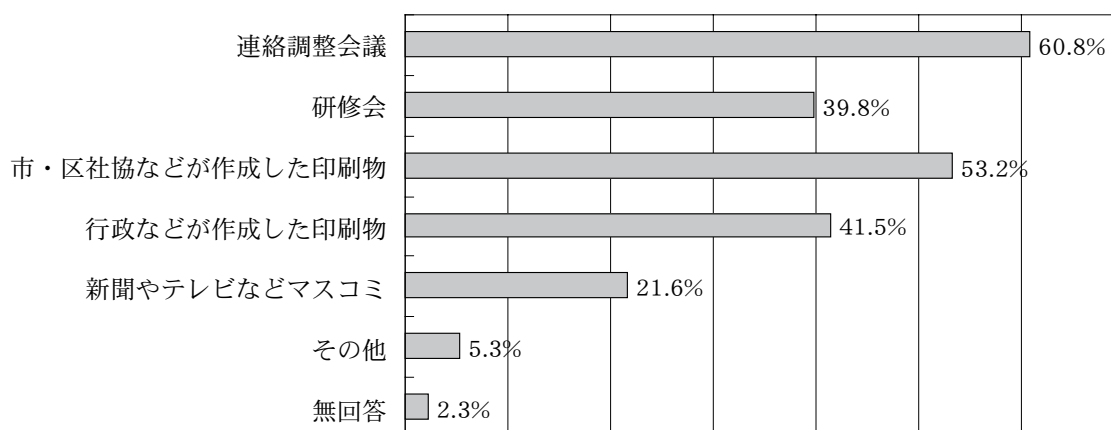
見守り対象者への情報提供はふれあいネットワーク事業において福祉協力員に期待されている役割のひとつである。図表34のとおり、43.8%の回答者が「医療・福祉情報」を見守り対象者に提供したと回答しているが、「医療・福祉情報」だけでなく、「防犯・防災情報」(54%)や「ごみ出し方法などの日常生活情報」(37.5%)を提供している福祉協力員も多いことがわかる。

また、図表35のとおり、対象者に提供した情報の入手方法としては、「連絡調整会議」(60.8%)や「市・区社協などが作成した印刷物」(53.2%)という回答が比較的に目立っており、情報の入手先としては、図36のとおり、55.3%の回答者が「校（地）区社協関係者」をあげている。

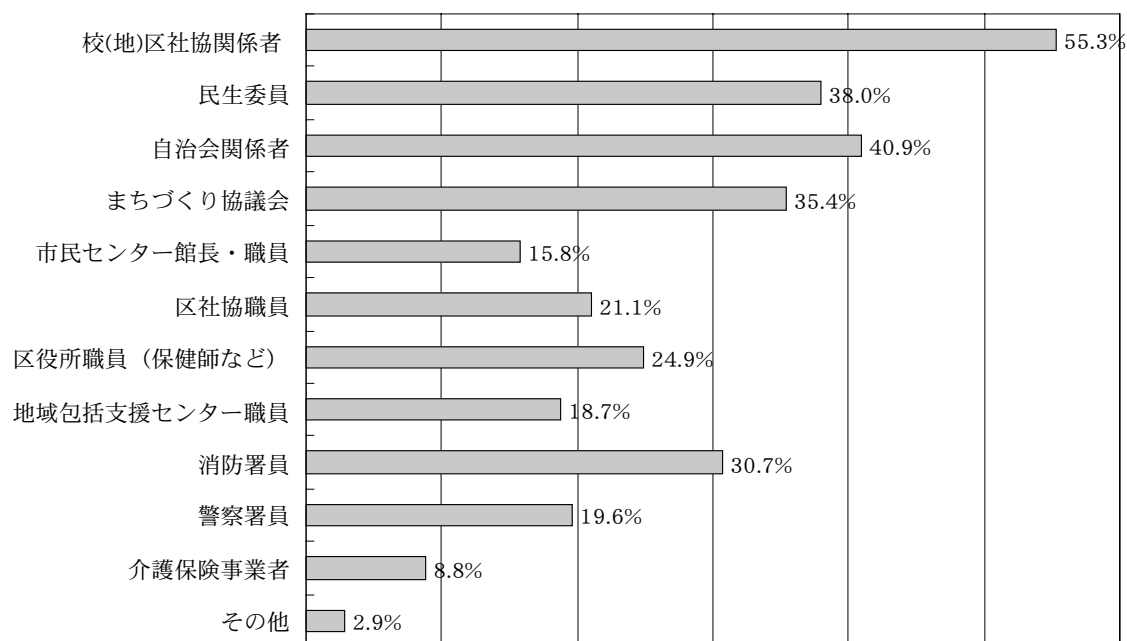
図表34 見守り対象者への情報提供



図表35 提供した情報の入手方法



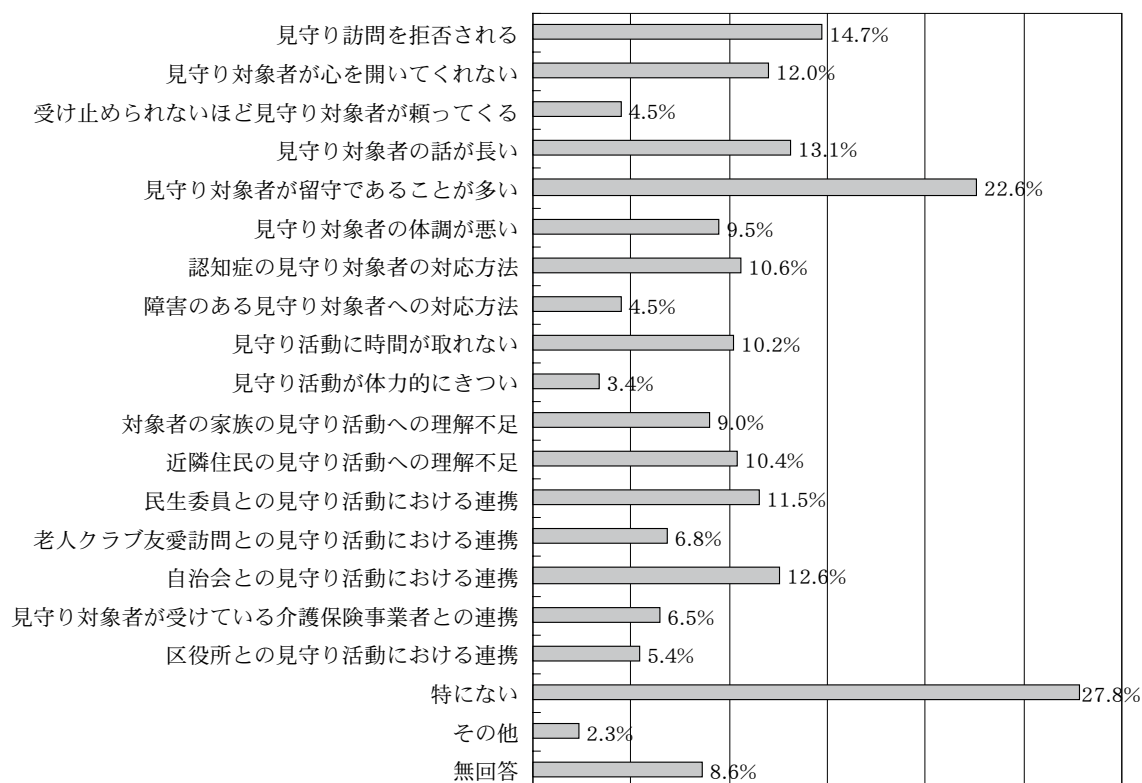
図表36 提供した情報の入手先



(10) 見守り活動において困っていること

見守り活動において困っている点を1つ以上選んだ回答者は、全体の63.6%である。図表37のとおり、その具体的な内容としては、「見守り対象者が留守であることが多い」という回答が最も多く、22.2%の回答者が選んでいる。対象者が比較的元気な場合、外出することが多く、訪問のタイミングが合わないのではないかと考えられる。

図表37 見守り活動で困っていること



また、「訪問を拒否される」（14.7％）という回答や「見守り対象者が心を開いてくれない」という回答（12％）が比較的多く、対象者との関係づくりがうまくいかないケースも少なくないことがうかがえる。他方では、「見守り対象者の話が長い」（13.1％）という回答も比較的多く、対象者との適度な距離を保つことに苦慮している福祉協力員も少なくないものと思われる。

そのほか、「自治会との連携」（12.6％）、「民生委員との連携」（11.5％）など、他の機関・団体との連携がうまく図れないことを問題点としてあげる回答者も比較的多いようであるが、いずれにしても、困っていることはいくつかの点に集約されるわけではなく、多様な問題が指摘されていると言える。

3 助け合い活動について

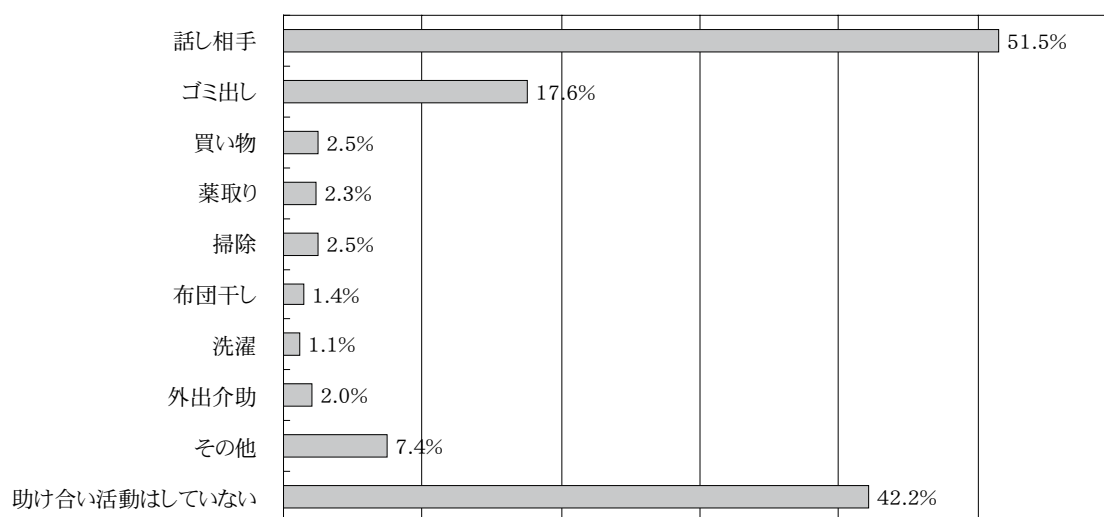
(1) 助け合い活動の内容と頻度

図38のとおり、何らかの助け合い活動を行っている回答者は全体の57.8％である。活動内容としては「話し相手」が最も多く、回答者の51.5％が行っている。「ごみ出し」も17.6％の回答者が行っており、比較的多いが、買い物や掃除など、その他の活動を行っているケースは少ない。

また、月あたりの活動の回数について見てみると、図表39、40のとおり、「話し相手」をした回数（対象者が複数の場合は合計した回数）は「月に5回以下」が83.8％で、「ゴミ出し」も「月に5回以下」が71.8％を占める。

助け合い活動を行っている回答者の数を図表41で地域別（区別）に見ると、助け合い活動を行っている回答者の割合は、小倉北区（70.9％）、門司区（65.5％）で比較的高くなっていることがわかる。

図表38 助け合い活動の内容



図表39 「話し相手」の回数（回/月）

1回～5回	191	83.8%
6回～10回	17	7.5%
11回～15回	1	0.4%
16回～20回	3	1.3%
21回以上	1	0.4%
回数不明	15	6.6%
合計	95	100.0

図表40 「ゴミ出し」の回数（回/月）

1回～5回	56	71.8%
6回～10回	16	20.5%
回数不明	6	7.7%
合計	78	100.0

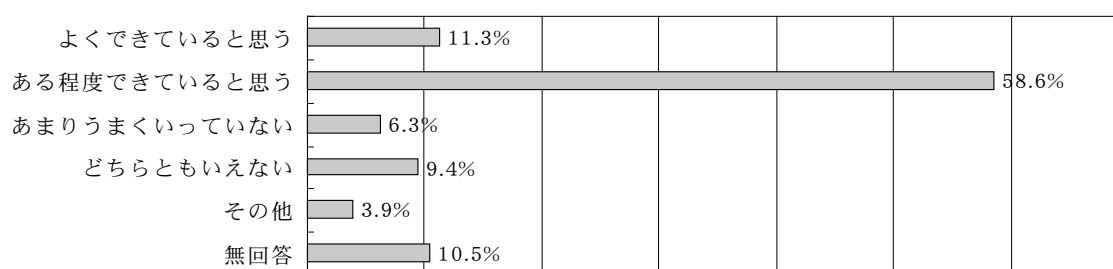
図表41 地域別（区別）にみた助け合い活動の活動状況

	助け合い活動		合計
	している	していない	
門司区	40 65.6%	21 34.4%	61 100.0%
小倉北区	39 70.9%	16 29.1%	55 100.0%
小倉南区	45 54.9%	37 45.1%	82 100.0%
戸畑区	26 57.8%	19 42.2%	45 100.0%
八幡東区	31 50.8%	30 49.2%	61 100.0%
八幡西区	52 57.8%	38 42.2%	90 100.0%
若松区	22 47.8%	24 52.2%	46 100.0%
合計	255 58.0%	185 42.0%	440 100.0%

(2) 助け合い活動の達成度

図表42のとおり、助け合い活動を行っている回答者のうち、69.9%の回答者が助け合い活動について「よくできている」あるいは「ある程度できている」と肯定的に評価している。しかし、2-(5)でみた見守り活動の効果について肯定的に評価している回答者の割合（84.2%）と比較すると、助け合い活動に対する評価は少し低いようである。

図表42 助け合い活動の達成度

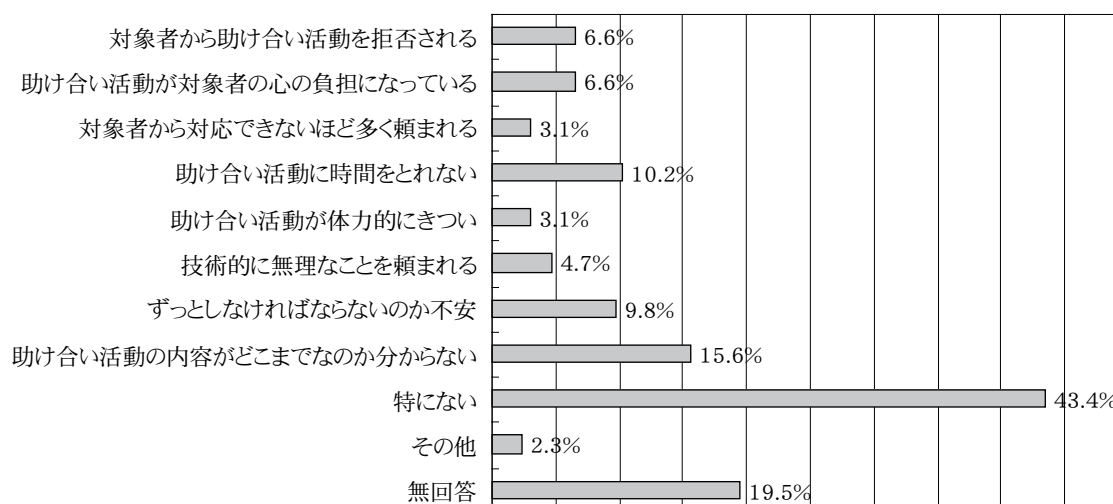


(3) 助け合い活動で困っていること

図表43のとおり、何らかの助け合い活動を行っている回答者のうち、助け合い活動について困っていることのある回答者は37.1%（100%から「特にない」43.4%、「無回答」19.5%を引いた数字）である。困っていることが「特にない」という回答は43.3%で、見守り活動について困っていることがないと答えた回答者の割合（27.8%）よりも高い比率となっている。

困っていることの内容としては、「助け合い活動の内容がどこまでなのかわからない」という回答が最も多い。この回答を選んだ回答者は、助け合い活動を行っている回答者の15.6%であるが、助け合い活動を行っており、かつ困っていることがあると答えた回答者の中では42.1%を占めている。そのほか、「助け合い活動に時間をとれない」、「ずっとしなければならないのか不安」といった回答も比較的多くなっている。

図表43 助け合い活動で困っていること

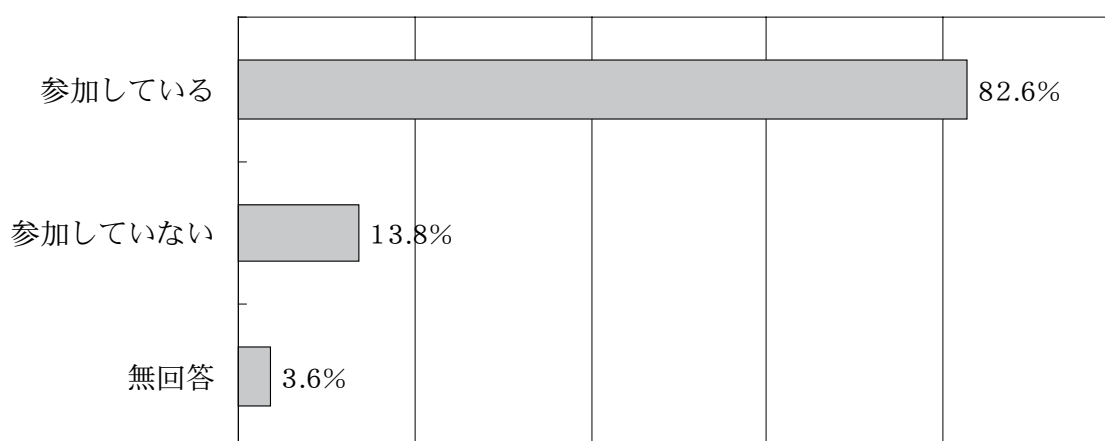


4 連絡調整会議について

(1) 連絡調整会議への参加

図表44のとおり、ふれあいネットワーク事業における「話し合いのしくみ」である連絡調整会議に参加している回答者は82.6%である。また、図表45で連絡調整会議への参加状況を地域別（区別）に見ると、参加していない回答者の割合は八幡東区で39.3%と最も高くなっている。

図表44 連絡調整会議への参加



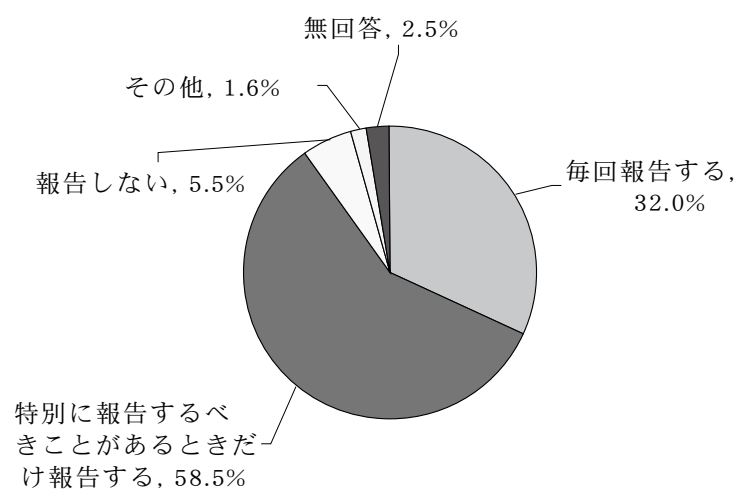
図表45 地域別（区別）にみた連絡調整会議の参加状況

	連絡調整会議			合計
	参加している	参加していない	無回答	
門司区	54 88.5%	6 9.8%	1 1.6%	61 100.0%
小倉北区	40 72.7%	12 21.8%	3 5.5%	55 100.0%
小倉南区	71 86.6%	7 8.5%	4 4.9%	82 100.0%
戸畑区	41 91.1%	3 6.7%	1 2.2%	45 100.0%
八幡東区	34 55.7%	24 39.3%	3 4.9%	61 100.0%
八幡西区	84 93.3%	5 5.6%	1 1.1%	90 100.0%
若松区	41 89.1%	4 8.7%	1 2.2%	46 100.0%
合計	365 83.0%	61 13.9%	14 3.2%	440 100.0%

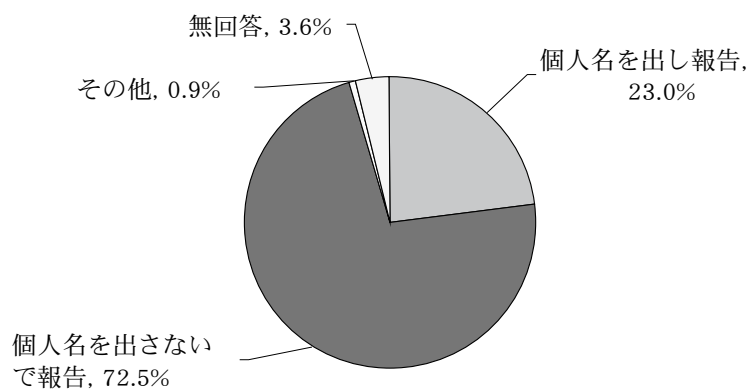
(2) 連絡調整会議での見守り活動の報告

図表46のとおり、連絡調整会議に参加している回答者のうち、会議では「見守り活動の報告を毎回行う」と答えた回答者は32%で、「特別に報告すべきことがあるときだけ報告する」と答えた回答者は58.5%である。また、図表47のとおり、連絡調整会議で見守り活動の報告を行っている回答者のうち、72.5%が個人名を出さないで報告し、23.0%が個人名を出して報告している。報告内容としては、図表48より、「対象者の入院や入所などについて」や「対象者本人が申し出た相談や要望」が比較的多いことがわかる。

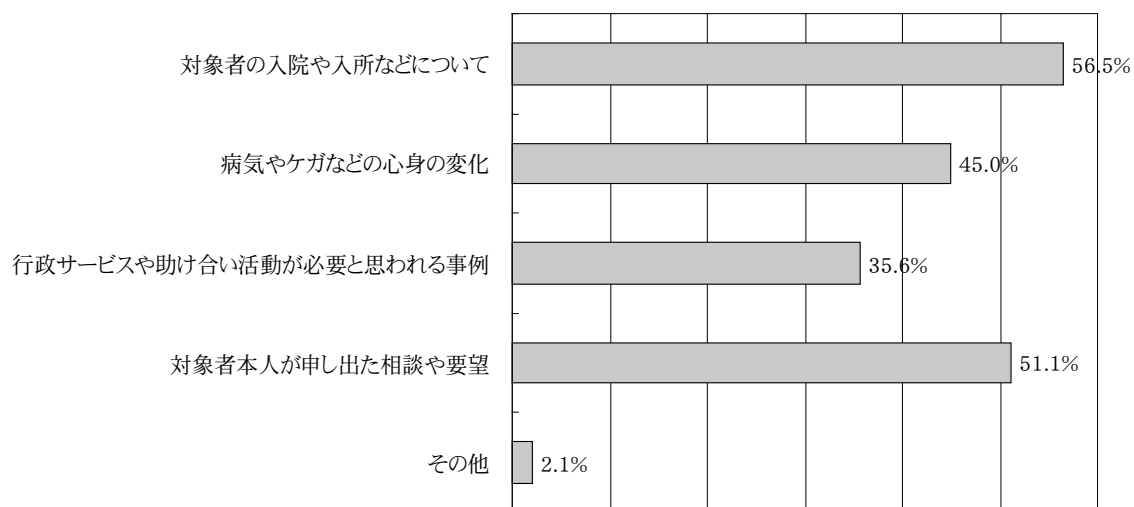
図表46 連絡調整会議での報告



図表47 連絡調整会議での報告時の個人名



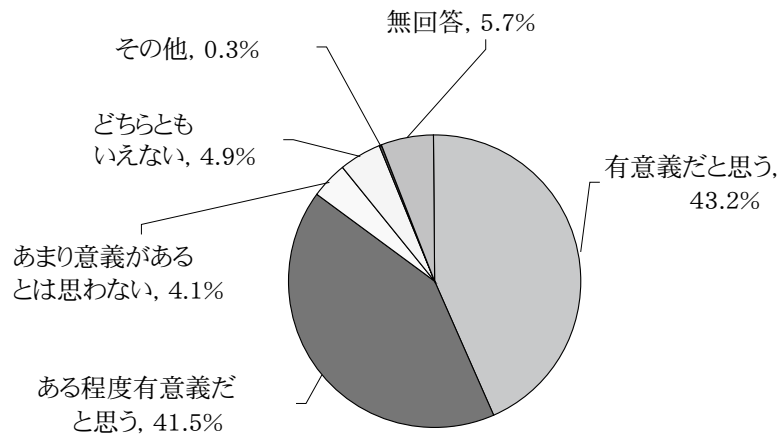
図表48 連絡調整会議での報告内容



(3) 連絡調整会議の意義

図表49のとおり、連絡調整会議に参加している回答者の中で、連絡調整会議が「有意義だと思う」あるいは「ある程度有意義だと思う」と答えた回答者は、合わせて84.7%であり、会議に参加している福祉協力員は概ね会議の意義を認めていることがわかる。

図表49 連絡調整会議の意義

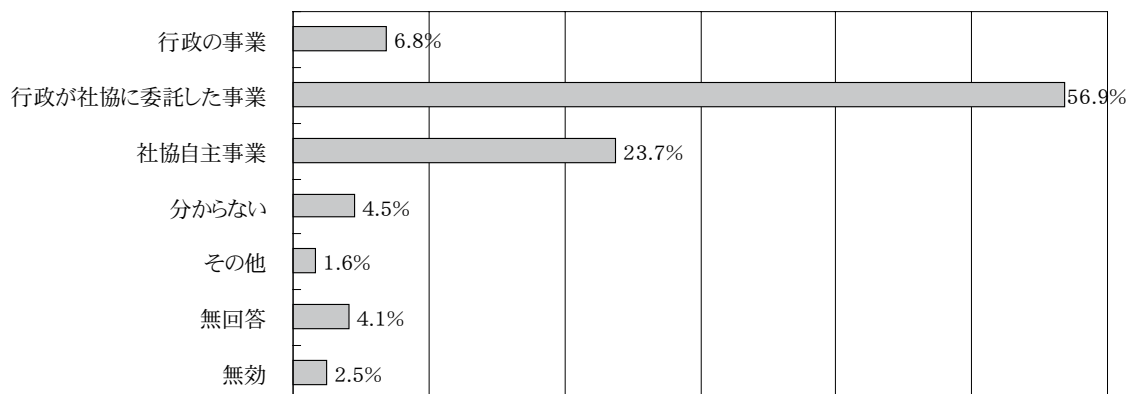


5 活動のやりがいと負担感

(1) ふれあいネットワークの実施主体

ふれあいネットワーク事業は社会福祉協議会の自主事業であるが、図表50のとおり、そのように認識している回答者は23.7%に止まり、「行政が社協に委託した事業」だと思っている回答者が56.9%で最も多い。これに「行政の事業」だと考えている6.8%の回答者を合わせると、63.7%の回答者が、ふれあいネットワーク事業は行政の事業であると考えていることになる。

図表50 ふれあいネットワーク事業の実施主体

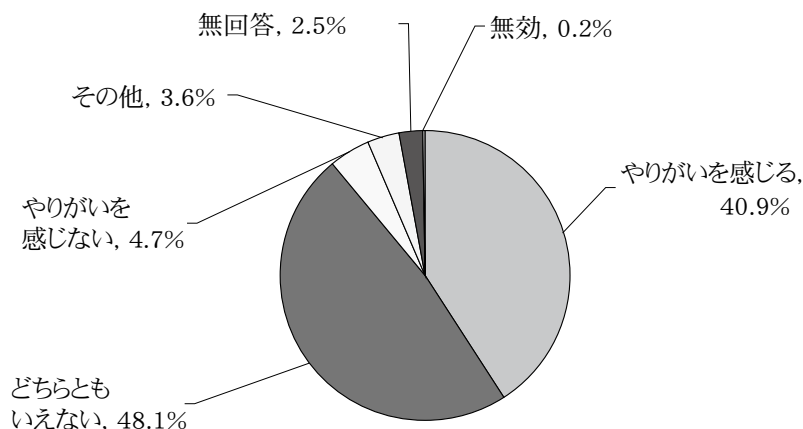


(2) ふれあいネットワーク事業のやりがい

ふれあいネットワーク事業にやりがいを感じるかどうかについては、図表51のとおり、回答者全体では「やりがいを感じる」という回答が40.9%ある一方で、「どちらともいえない」という回答も48.1%ある。また、図表52より、地域別（区別）に見ると、「やりがいを感じる」という

回答の比率は、小倉南区、門司区でそれぞれ52.4%、49.2%と比較的高くなっているのに対して、八幡東区では24.6%と、他地域よりも低い比率となっている。

図表51 ふれあいネットワーク事業のやりがい



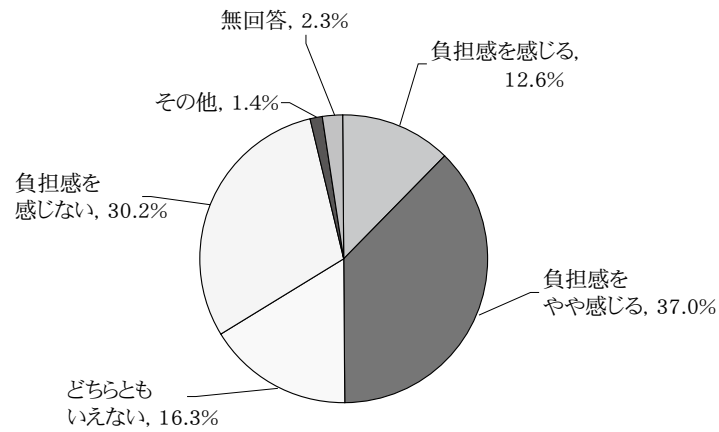
図表52 地域別（区別）にみた福祉協力員のやりがい

	やりがいを 感ぜる	やりがいを 感ぜない	どちらとも いえない	その他	無回答	合計
門司区	30 49.2%	2 3.3%	27 44.3%	2 3.3%	0 .0%	61 100.0%
小倉北区	20 36.4%	3 5.5%	25 45.5%	4 7.3%	3 5.5%	55 100.0%
小倉南区	43 52.4%	4 4.9%	28 34.1%	2 2.4%	5 6.1%	82 100.0%
戸畑区	19 42.2%	3 6.7%	21 46.7%	1 2.2%	1 2.2%	45 100.0%
八幡東区	15 24.6%	6 9.8%	36 59.0%	2 3.3%	2 3.3%	61 100.0%
八幡西区	34 37.8%	1 1.1%	50 55.6%	4 4.4%	1 1.1%	90 100.0%
若松区	18 39.1%	2 4.3%	25 54.3%	1 2.2%	0 .0%	46 100.0%
合計	179 40.7%	21 4.8%	212 48.2%	16 3.6%	12 2.7%	440 100.0%

(3) 福祉協力員の負担感

図表53のとおり、ふれあいネットワーク事業で福祉協力員の役割を担うことの負担感については、「負担を感じる」あるいは「負担をやや感じる」と答えた回答者の割合は49.6%で、負担を感じていない回答者の割合（30.2%）を上回っている。また、図表54により、地域別（区別）に見ると、「負担を感じる」あるいは「負担をやや感じる」と答えた回答者の割合は、門司区（60.7%）、小倉北区（56.4%）、若松区（58.7%）で比較的高く、戸畑区（33.4%）、八幡東区（40.9%）で低くなっている。

図表53 福祉協力員の負担感



図表54 地域別（区別）にみた福祉協力員の負担感

	負担感を 感じる	負担感を やや感じる	負担感を 感ずない	どちらとも いえない	その他	無回答	合計
門司区	5 8.2%	32 52.5%	17 27.9%	7 11.5%	0 .0%	0 .0%	61 100.0%
小倉北区	11 20.0%	20 36.4%	14 25.5%	8 14.5%	0 .0%	2 3.6%	55 100.0%
小倉南区	13 15.9%	27 32.9%	25 30.5%	11 13.4%	0 .0%	6 7.3%	82 100.0%
戸畑区	3 6.7%	12 26.7%	19 42.2%	8 17.8%	2 4.4%	1 2.2%	45 100.0%
八幡東区	6 9.8%	19 31.1%	17 27.9%	16 26.2%	2 3.3%	1 1.6%	61 100.0%
八幡西区	9 10.0%	34 37.8%	29 32.2%	16 17.8%	1 1.1%	1 1.1%	90 100.0%
若松区	9 19.6%	18 39.1%	12 26.1%	6 13.0%	1 2.2%	0 .0%	46 100.0%
合計	56 12.7%	162 36.8%	133 30.2%	72 16.4%	6 1.4%	11 2.5%	440 100.0%

Ⅲ 調査結果のまとめと小地域福祉活動の今後の課題

1 福祉協力員への就任について

福祉協力員となった経緯としては、「自治会で役についたから」(24.4%)や「自治会からの依頼・推薦で」(24.4%)という回答が多い。この二つの回答で回答者全体の48.8%を占めることから、全体の傾向としては、福祉協力員への就任に何らの形で自治会が関わっていることが多いと言える。ただし、この点については地域差が大きい。八幡東区の場合、上記の二つの回答で83.6%を占め、自治会との関わりが福祉協力員となる主なきっかけになっているのに対して、戸畑区の場合、上記の二つの回答は6.6%に止まっている。戸畑区では、かわりに、「校(地)区社協役員・福祉協力員から誘われて」(28.9%)、「民生委員からの推薦・依頼で」(22.1%)、「民生委員になったから」(11.1%)などの回答が多く、校区社協や民生委員との関わりが福祉協力員となる主なきっかけになっていることがわかる。

予備調査では、ふれあいネットワーク事業が自治会組織と一体となって進められている地域と、校区社会福祉協議会がほぼ単独で進めている地域が見られた。上述のとおり、八幡東区の場合、回答者の大部分が自治会との関わりがきっかけとなって福祉協力員に就任していることや、八幡東区の回答者の82%が「町内会長等」を兼務していることから、自治会と一体となって活動を進めている校区が多いことがうかがえる。これに対して、戸畑区の場合、民生委員との連携の下に校区社会福祉協議会が中心となり、活動を進めている校区が多いものと思われる。また、八幡東区の場合、見守り対象者の情報を自治会から得ていると答えた回答者が多く、戸畑区では、民生委員から得ていると答えた回答者が多いことから、このことは裏づけられる。

予備調査から、ふれあいネットワーク事業の実施体制は、地域社会の諸団体の構成や関係のあり方に規定されていることがわかったが、北九州市の場合、そうした地域社会の特徴は、区ごとに現れる傾向があるため、ふれあいネットワーク事業の実施体制も区ごとに共通した特徴を見出せるのかもしれない。いずれにしても、ふれあいネットワーク事業は、区によって、また、各校区によって様々な体制・方法で実施されており、その多様性を把握した上で、それぞれの長所・短所を整理し、課題を検討していく必要があるだろう。

2 見守り活動について

予備調査を行った4校区の見守り対象者の範囲は基本的に一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯を中心とするものであったが、全校区の福祉協力員を対象にした今回のアンケート調査でも、福祉協力員が主に「一人暮らしの高齢者」と「高齢者夫婦世帯」を対象に見守り活動を行っていることが確認できた。また、調査結果から、福祉協力員は自分が担当する10人前後の見守り対象者に対して月に1～2回定期的な訪問を行い、必要に応じて追加で訪問するというのが、平均的な形であることがわかった。

どこからの情報によって対象者を把握しているのか、という点については、全体としては「民生委員からの情報」と「自治会からの情報」が中心であり、予備調査でも確認されていたとおり、「行政からの情報」は非常に少ないのが特徴である。また、地域別(区別)に見ると、小倉南区、八幡東区、小倉南区では、「自治会からの情報」という回答が多いのに対して、八幡西区や戸畑区では「民生委員からの情報」という回答が他の地域より目立つなど、地域によって偏りが見ら

れる。対象者の把握については、限られた情報源だけに頼ると、潜在的な対象者を発見できなくなる可能性がある。たとえば、町内会の情報だけに頼ると、町内会加入者しか把握できなくなる可能性があるだろう。したがって、行政を含め地域の関係団体・機関との連携を強め、できるだけ多様な情報源からの情報が福祉協力員に届けられるような仕組みを考えていくことが必要であろう。そのほか、対象者の情報把握方法については、「前任の福祉協力員からの引継ぎ」という回答が少ない（17.8%）ことも気になる。個人情報保護に配慮しながら、対象者の情報を継続的に蓄積し、継承していく仕組みも必要ではないだろうか。

見守り活動による対象者のニーズ把握については、回答者の57.8%が福祉ニーズを発見したり、相談を受けたりしたことがあると答えており、ふれあいネットワーク事業の成果を示している。ただ、この点についても地域差が見られ、最も高い八幡西区（70%）と最も低い戸畑区（42.2%）では30%ほどの開きがある。この地域差の背景についても今後検討していく必要があるだろう。

発見した福祉ニーズや相談への対応としては、回答者の72%が「民生委員に相談」という回答を選んでおり、福祉協力員と民生委員のつながりの強さがうかがえる。行政や専門機関に対しては民生委員を通して連絡することもあると思われ、そのためか、直接、行政や地域包括支援センターに相談したことがあると回答した福祉協力員は約3割程度に止っている。また、介護保険事業者、市民センター、NPO団体などについてはさらに割合は低下し、対応への満足度も民生委員等と比較するとやや低くなっている。福祉協力員にとって民生委員は最も重要な相談先のひとつであるが、福祉協力員が直接、連絡・相談できる相手をさらに広げていくことが検討されてもよいだろう。

見守り活動において困っていることとして最も多かったのは、「見守り対象者が留守であることが多い」という回答である。比較的元気な対象者が多いため、外出することが多く、訪問のタイミングが合わないのではないかと考えられる。また、「訪問を拒否される」という回答や「見守り対象者が心を開いてくれない」という回答が比較的多く、対象者との関係づくりがうまくいかないケースも少なくないことがうかがえる。他方では、「見守り対象者の話が長い」という回答も比較的多く、対象者との適度な距離を保つことに苦慮している福祉協力員も少なくないものと思われる。関わりが難しいケースや孤独感が強い対象者を受け止める場合には、福祉協力員だけで対応するのではなく、関係機関や近隣所などと連携してネットワークで見守っていく取り組みが必要になるだろう。

3 助け合い活動について

予備調査での福祉協力員へのインタビューでは、助け合い活動の具体的事例を聞くことが多くなかったため、助け合い活動はあまり展開されていないのではないかと予想もあったが、今回のアンケート調査では半数以上（57.8%）の回答者が助け合い活動を行っていると回答しており、かなりの助け合い活動の展開が見られることが確認できた。地域別にみると、特に、小倉北区（70.9%）、門司区（65.5%）で助け合い活動をしている回答者の割合が高かった。ただし、全体として、助け合い活動の内容としては「話し相手」が中心であり、「ごみ出し」は比較的多いものの、他の活動を行っている福祉協力員は少なかった。

また、予備調査では、助け合い活動が「単発的な支援にとどまり、福祉ニーズを抱えている対

象者に対する継続的な活動」となっていないことや、福祉協力員からのアプローチが漠然とした手伝いの呼びかけになっていることから、全体として助け合い活動につながっていない状況が見てとれた。この点については、福祉ニーズを発見したり相談を受けたりしたことのある回答者のうち、どれくらいの回答者が助け合い活動を行っているかを示した図表55を見てほしい。福祉ニーズを発見したり、相談を受けたりした経験があると回答した福祉協力員のうち、約3割が助け合い活動を行っていない。また、逆に福祉ニーズを発見したり相談を受けたりしたことがないと回答した福祉協力員のうち、約4割が助け合い活動を行っていると回答している。この表だけで正確なことが言えるわけではないが、福祉ニーズの発見が必ずしも助け合い活動につながっておらず、また、助け合い活動が必ずしも把握した福祉ニーズに基づいて行われているわけではないことを示しているとも解釈できよう。

図表55 福祉ニーズの発見や相談と助け合い活動

		助け合い活動		合計
		している	していない	
福祉 ニーズの 発見や 相談	ある	181 70.7%	75 29.3%	256 100.0%
	ない	73 41.5%	103 58.5%	176 100.0%
	無回答	2 18.2%	9 81.8%	11 100.0%
合計		256 57.8%	187 42.2%	443 100.0%

もちろん、福祉協力員が福祉ニーズを発見したら、必ず自らが助け合い活動をしなければならないというわけではない。発見した福祉ニーズを、民生委員をはじめとする関係機関につなげることに福祉協力員の役割を限定する考え方もあるだろう。しかし、ふれあいネットワーク事業が福祉ニーズを抱えている対象者に対する継続的な支援活動を目指すのであれば、関係機関につなげた後、それらの関係機関とともに福祉協力員がどのように継続的に関わっていけるのかが課題となる。その場合には、多様な関係機関や専門職、ボランティア団体、近隣所などが連携して個別支援のネットワークを形成し、福祉協力員もそのネットワークの中で継続的な見守りや助け合い活動を行っていくような取り組みが必要になるのではないかな。

そして、以上のような個別支援のネットワークの形成は、福祉協力員の助け合い活動に対する不安を取り除くことにも寄与するだろう。助け合い活動について福祉協力員が困っていることとしては、「助け合い活動の内容がどこまでかわからない」、「助け合い活動に時間がとれない」、「ずっとしなければいけないか不安」といったものが目立っている。上述の多様な主体が関わる個別支援のネットワークの中で目標が共有され、その中で福祉協力員の役割も明確化されれば、助け合い活動に対する福祉協力員の不安も軽減されるのではないだろうか。

4 連絡調整会議について

連絡調整会議については、回答者の82.6%が参加し、会議に参加している回答者の84.7%がその意義を認めている。地域別（区別）にみると、他区と比較して八幡東区の参加率（55.7%）が低くなっていることがわかる。上述のとおり、八幡東区は、自治会との密接な連携のもとに、あるいは自治会と組織的に一体化して活動を進めている校区が多いと思われ、そのことが連絡調整会議の参加率にも影響を与えているものと思われる。ただ、その場合に、なぜ参加率が低くなるのか、今回の調査からはその具体的な理由はわからない。

また、連絡調整会議では、「毎回報告する」と「特別に報告するべきことがあるときだけ報告する」を合わせ、回答者の90.5%が何らかの形で見守り活動の報告を行っている。予備調査での福祉協力員へのインタビューでは、連絡調整会議における見守り活動の報告に個人情報が含まれていることを危惧する声が聞かれた。実際、今回の調査から、連絡調整会議に参加している回答者の23%が個人名を出して報告していることがわかった。もちろん、個人名を出した報告が個人情報保護の観点から直ちに問題となるわけではないが、第1章からわかるように、地域内外からの出席者の多い連絡調整会議で個人情報をどのように取り扱えばよいのか、多くの校区が苦慮している。この問題に対しては、対象者ごとの個別支援のネットワークの構成員（福祉協力員だけでなく、民生委員や専門職、近隣所、家族などを含む）が小グループで情報共有や支援方法の検討を行う新たな「話し合いのしくみ」を連絡調整会議とは別に設けることが検討されてよいのではないだろうか。そして、連絡調整会議にせよ、個別支援のための新たな話し合いのしくみにせよ、情報の取り扱いについては何らかのルール化が必要であろう。

5 負担感とやりがいについて

福祉協力員としての活動の負担感については、何らかの負担を感じている回答者の割合（49.6%）が、感じていない回答者の割合（30.2%）を上回っている。また、活動にやりがいを感じているという回答が40.9%ある一方で、「どちらともいえない」という回答も48.1%と半数近くになる。全体として、負担を感じている福祉協力員や、なかなかやりがいを感じられない福祉協力員も少なくないことがわかる。また、負担感とやりがいについての地域別（地区別）データでは、自治会との関係が深いと思われる八幡東区でやりがいを感じていない回答者の割合が高いことや、助け合い活動を行っている回答者の割合が高い門司区や小倉北区で負担を感じている回答者の割合が高くなっていることなどが興味深い。今後、福祉協力員のやりがいや負担感の背景について具体的に検討していく必要がある。

最後に、ふれあいネットワーク事業の実施主体に関する福祉協力員の意識に触れておきたい。今回の調査から約6割の福祉協力員がふれあいネットワーク事業を「行政の事業」ないし「行政が社協に委託した事業」と考えていることがわかった。今後は、地域住民がふれあいネットワーク事業を住民主体の活動として捉え直していくことができるようにすることが重要である。

2 小地域福祉活動に関する校(地)区社協福祉協力員調査の単純集計結果

(1) 調査の手続き

調査基準日 平成19年12月末現在
 調査期間 平成20年2月1日～29日
 調査対象者 校(地)区社会福祉協議会福祉協力員
 調査方法 郵送法
 調査対象者数 770 (154校(地)区社協×5人)
 有効回収票 447(有効回収率 58.1%)
 集計総数 443

(2) 単純集計結果

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構成比
問 1 所属している校(地)区社協所在地		
門司区	61	13.8%
小倉北区	55	12.4%
小倉南区	82	18.5%
戸畑区	45	10.2%
八幡東区	61	13.8%
八幡西区	90	20.3%
若松区	45	10.4%
無回答	3	0.7%
合計 (以下省略)	442	100%
問 2(1) 性別		
男性	169	38.1%
女性	273	61.6%
無回答	1	0.2%
問 2(2) 年齢区分		
30歳から39歳	2	0.5%
40歳から44歳	2	0.5%
45歳から49歳	9	2.0%
50歳から54歳	20	4.5%
55歳から59歳	56	12.6%
60歳から64歳	83	18.7%
65歳から69歳	109	24.6%
70歳から74歳	91	20.5%
75歳から79歳	49	11.1%
80歳から84歳	17	3.8%
85歳から89歳	1	0.2%

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構成比
90歳以上	1	0.2%
無回答	3	0.7%
問 3 主たる職業		
無職	141	31.8%
会社員	23	5.2%
自営業	28	6.3%
主婦	220	49.7%
その他	26	5.9%
無回答	5	1.1%
問 4 ふれあいネットワーク事業について説明を受けた（資料を読んだ） ことはありますか。該当するものを全て選んで下さい。		
研修会等で説明を受けた。	377	85.1%
資料を渡され読んだ。	279	63.0%
先輩の活動者に教えてもらった。	109	24.6%
説明や資料の提供を受けていない。	9	2.0%
その他	13	2.9%
無回答	2	0.5%
問 5 校(地)区社協での役職は何ですか。該当するものを全て選んで下さい。		
福祉協力員	443	100%
ニーズ対応員	16	3.6%
会長	15	3.4%
副会長	44	9.9%
事務局長・書記	18	4.1%
ふれあいネットワーク部会長	23	5.2%
その他	32	7.2%
問 6 福祉協力員を何年されていますか。		
1 年未満	29	6.5%
1 年以上 2 年未満	46	10.4%
2 年以上 3 年未満	47	10.6%
3 年以上 5 年未満	72	16.3%
5 年以上10年未満	152	34.3%
10年以上	93	21.0%
その他	1	0.2%
無回答	2	0.5%
無効	1	0.5%
問 7 校(地)区社協以外で兼任している地域の役職はありますか。該当するもの全て選んで下さい。		
自治連合会会長（おおそ小学校区の自治会）	5	1.1%
町内会長・自治区会長・自治委員協議会長	108	24.4%

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構成比
地区民児協会長（総務）	6	1.4%
民生委員児童委員	33	7.4%
まちづくり協議会理事	95	21.4%
老人クラブ会員	101	22.8%
兼務していない	108	24.4%
その他	70	15.8%
無回答	36	8.1%
問 8 どのような経緯で福祉協力員になりましたか。該当するものを 1 つ選んで下さい。		
自薦で	16	3.6%
校(地)区社協の公募に応募して	8	1.8%
校(地)区社協役員・福祉協力員から誘われて	83	18.7%
自治会で役についたから	108	24.4%
民生委員になったから	20	4.5%
まちづくり協議会で役についたから	10	2.3%
老人クラブの友愛訪問活動をしていたから	9	2.0%
自治会からの依頼・推薦で	108	24.4%
民生委員からの依頼・推薦で	36	8.1%
まちづくり協議会からの依頼・推薦で	13	2.9%
婦人会からの依頼・推薦で	10	2.3%
市民センターからの依頼・推薦で	3	0.7%
区社協やボランティアセンターでの紹介で	1	0.2%
ボランティア養成講座などを受けて	4	0.9%
その他の団体からの推薦で	3	0.7%
その他	8	1.8%
無回答	3	0.7%
問 9 現在、見守り活動を対象者一人に対して月に何回くらい行っていますか。該当するものを 1 つ選んで下さい。		
週 1 回	29	6.5%
月 2 回	126	28.4%
月 1 回	189	42.7%
その他	84	19.0%
無回答	15	3.4%
問10(1) 現在、月 1 回以上の見守り活動をどのような対象者に行っていますか。該当するものを全て選んで下さい。		
一人暮らし高齢者	373	84.2%
高齢者夫婦世帯（二人ともある年齢以上）	153	34.5%
高齢者夫婦世帯（一人がある年齢以上）	58	13.1%
昼間だけ高齢者世帯	70	15.8%
障害のある人の世帯	63	14.2%

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構成比
単身で子育て中の世帯	16	3.6%
その他	26	5.9%
問10(2) 月1回以上の見守り活動を行う対象者の人数は何人ですか。		
1人～10人	271	72.7%
11人～20人	58	15.5%
21人～30人	15	4.0%
31人～40人	3	0.8%
41人～50人	4	1.1%
51人以上	13	3.5%
無回答	9	2.4%
問11 見守り活動の対象者は、どのようにして把握しましたか。該当するものを全て選んで下さい。		
校(地)区社協からの情報	105	23.7%
自治会からの情報	186	42.0%
民生委員からの情報	206	46.5%
自分で調査した	95	21.4%
対象者を昔から知っていた	111	25.1%
前任の福祉協力員からの引継ぎ	79	17.8%
行政からの情報	12	2.7%
近隣住民からの情報	116	26.2%
その他	17	3.8%
無回答	6	1.4%
問12 見守り活動によって孤独死の防止など安否確認に効果が上がっていると思いますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
効果があると思う	154	34.8%
ある程度効果があると思う	219	49.4%
効果はないと思う	10	2.3%
どちらともいえない	41	9.3%
その他	2	0.5%
無回答	14	3.2%
無効	3	0.7%
問13 見守り活動において対象者の困っていること（福祉ニーズ）を見つけたり、相談されたりしたことがありますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
ある → (問14へ)	256	57.8%
ない → (問15へ)	176	39.7%
無回答	10	2.3%
無効	1	0.2%

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構成比
問14(1) (問13)で「1 ある」と答えた方にお尋ねします。見つけた福祉ニーズや相談をどのように対応しましたか。該当するものを全て選んで下さい。		
他に相談せず自分が対応	21	8.2%
校(地)区社協役員に相談	108	42.2%
ニーズ対応チームに相談	74	28.9%
民生委員に相談	186	72.7%
自治会に相談	106	41.4%
市民センターに相談	49	19.1%
区役所（保健師など）に相談	87	34.0%
地域包括支援センターに相談	83	32.4%
介護保険事業者に相談	56	21.9%
ボランティア団体・NPO団体に相談	27	10.5%
隣近所に相談	100	39.1%
対象者の家族に相談	99	38.7%
特に何もしなかった	1	0.4%
問14(2) 問14の(1)で「校(地)区社協役員」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	24	22.2%
おおむね満足	64	59.3%
どちらともいえない	13	12.0%
やや不満	6	5.6%
不満	1	0.9%
問14(3) 問14の(1)で「ニーズ対応チーム」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	17	23.0%
おおむね満足	40	54.1%
どちらともいえない	13	17.6%
やや不満	4	5.0%
不満	0	0.0%
問14(4) 問14の(1)で「民生委員」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	68	36.6%
おおむね満足	89	47.8%
どちらともいえない	16	8.6%
やや不満	6	3.2%
不満	61	3.2%

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構成比
問14(5) 問14の(1)で「自治会」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	28	26.4%
おおむね満足	50	47.2%
どちらともいえない	17	16.0%
やや不満	7	6.6%
不満	3	2.8%
無回答	1	0.9%
問14(6) 問14の(1)で「市民センター」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	12	24.5%
おおむね満足	20	40.8%
どちらともいえない	14	28.6%
やや不満	2	4.1%
不満	1	2.0%
問14(7) 問14の(1)で「区役所（保健師など）」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	11	12.6%
おおむね満足	55	63.2%
どちらともいえない	18	20.7%
やや不満	0	0.0%
不満	2	2.3%
無回答	1	1.1%
問14(8) 問14の(1)で「地域包括支援センター」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	23	27.7%
おおむね満足	39	47.0%
どちらともいえない	15	18.1%
やや不満	5	6.0%
不満	1	1.2%
問14(9) 問14の(1)で「介護保険事業者」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	7	12.5%
おおむね満足	27	48.2%
どちらともいえない	15	26.8%
やや不満	3	5.4%
不満	4	7.1%

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構成比
問14(10) 問14の(1)で「ボランティア団体・NPO団体」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	3	11.1%
おおむね満足	8	29.6%
どちらともいえない	15	55.6%
やや不満	0	0.0%
不満	1	3.7%
問14(11) 問14の(1)で「隣近所」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	22	22.0%
おおむね満足	51	51.0%
どちらともいえない	23	23.0%
やや不満	2	2.0%
不満	1	1.0%
無回答	1	1.0%
問14(12) 問14の(1)で「対象者の家族」に相談した方にお尋ねします。その対応をどのように思いましたか。該当するものを1つ選んで下さい。		
満足	16	16.2%
おおむね満足	39	39.4%
どちらともいえない	32	32.3%
やや不満	9	9.1%
不満	3	3.0%
問15 (問13)で「2 ない」と答えた方にお尋ねします。なぜ相談がないと思いますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
対象者が元気で何も問題を抱えてないから	104	59.1%
相談などを受けるほど対象者と信頼関係がないから	19	10.8%
自分が相談を受ける役割にないから	7	4.0%
分からない	14	8.0%
その他	16	9.1%
無回答	13	7.4%
無効	3	1.7%
問16 見守り対象者に情報を教えたことがありますか。該当するものを全て選んで下さい。		
医療・福祉情報 → (問17へ)	194	43.8%
ゴミ出し方法など日常生活情報 → (問17へ)	166	37.5%
防犯・防災情報 → (問17へ)	239	54.0%
その他 → (問17へ)	101	22.8%
特にない → (問19へ)	19	4.3%
無回答	25	5.6%

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構成比
問17 （問16）で何らかの情報を教えたことがあると答えた方にお尋ねします。		
(1) その情報をどのような機会に得ましたか。該当するものを全て選んで下さい。		
連絡調整会議	208	60.8%
研修会	136	39.8%
市・区社協などが作成した印刷物	182	53.2%
行政などが作成した印刷物	142	41.5%
新聞やテレビなどマスコミ	74	21.6%
その他（ ）	18	5.3%
無回答	8	2.3%
(2) その情報を誰から得ましたか。該当するものを全て選んで下さい。		
校(地)区社協関係者	189	55.3%
民生委員	130	38.0%
自治会関係者	140	40.9%
まちづくり協議会	121	35.4%
市民センター館長・職員	54	15.8%
区社協職員	72	21.1%
区役所職員（保健師など）	85	24.9%
地域包括支援センター職員	64	18.7%
消防署員	105	30.7%
警察署員	67	19.6%
介護保険事業者	30	8.8%
その他	10	2.9%
問19 見守り活動において困っていることがありますか。該当するものを全て選んで下さい。		
見守り訪問を拒否される	65	14.7%
見守り対象者が心を開いてくれない	53	12.0%
受け止められないほど見守り対象者が頼ってくる	20	4.5%
見守り対象者の話が長い	58	13.1%
見守り対象者が留守であることが多い	100	22.6%
見守り対象者の体調が悪い	42	9.5%
認知症の見守り対象者の対応方法	47	10.6%
障害のある見守り対象者への対応方法	20	4.5%
見守り活動に時間が取れない	45	10.2%
見守り活動が体力的にきつい	15	3.4%
対象者の家族の見守り活動への理解不足	40	9.0%
近隣住民の見守り活動への理解不足	46	10.4%
民生委員との見守り活動における連携	51	11.5%
老人クラブ友愛訪問との見守り活動における連携	23	6.8%
自治会との見守り活動における連携	56	12.6%

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構成比
見守り対象者が受けている介護保険事業者との連携	29	6.5%
区役所（保健師・地域包括支援センターなど）との見守り活動における連携	24	5.4%
特になし	123	27.8%
その他	10	2.3%
無回答	38	8.6%
問20(1) どのような助け合い活動をしていますか。該当するものを全て選んで下さい。		
話し相手 → (問21)	228	51.5%
ゴミ出し → (問21)	78	17.6%
買い物 → (問21)	11	2.5%
薬取り → (問21)	10	2.3%
掃除 → (問21)	11	2.5%
布団干し → (問21)	6	1.4%
洗濯 → (問21)	5	1.1%
外出介助 → (問21)	9	2.0%
その他 → (問21)	33	7.4%
助け合い活動はしていない → (問22へ)	187	42.2%
問20(2) 話し相手のおおよその回数は月にどの程度ですか。対象者が複数の場合は、合計してください。		
1 回～ 5 回	191	83.8%
6 回～10回	17	7.5%
11回～15回	1	0.4%
16回～20回	3	1.3%
21回以上	1	0.4%
回数不明	15	6.6%
問20(3) ゴミ出しのおおよその回数は月にどの程度ですか。対象者が複数の場合は、合計してください。		
1 回～ 5 回	56	71.8%
6 回～10回	16	20.5%
回数不明	6	7.7%
問21 (問20) で何らかの助け合い活動を行っているとお答えした方にお尋ねします。		
(1) 助け合い活動は、良くできていると思いますか。該当するものを 1 つ選んで下さい。		
よくできていると思う	29	11.3%
ある程度できていると思う	150	58.6%
あまりうまくいっていない	16	6.3%
どちらともいえない	24	9.4%
その他	10	3.9%
無回答	27	10.5%
(2) 助け合い活動において、困っていることはありますか。該当するものを全て選んで下さい。		
対象者から助け合い活動を拒否される	17	6.6%

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構成比
助け合い活動が対象者の心の負担になっている	17	6.6%
対象者から対応できないほど多く頼まれる	8	3.1%
助け合い活動に時間をとれない	26	10.2%
助け合い活動が体力的にきつい	8	3.1%
技術的に無理なことを頼まれる	12	4.7%
ずっとしなければならないのか不安	25	9.8%
助け合い活動の内容がどこまでなのか分からない	40	15.6%
特にない	111	43.4%
その他	6	2.3%
無回答	50	19.5%
問22 連絡調整会議に参加していますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
参加している → (問23へ)	366	82.6%
参加していない → (問26へ)	61	13.8%
無回答	16	3.6%
問23 (問22)で「1 参加している」とお答えした方にお尋ねします。通常の連絡調整会議で見守り活動の報告をしますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
毎回報告する → (問24へ)	117	32.0%
特別に報告するべきことがあるときだけ報告する → (問24へ)	214	58.5%
報告しない → (問25へ)	20	5.5%
その他	6	1.6%
無回答	9	2.5%
問24 (問23)で「1 毎回報告する」、「2 特別に報告するべきことがあるときだけ報告する」とお答えした方にお尋ねします。		
(1) 対象者の個人名の取り扱いについて、該当するものを1つ選んで下さい。		
個人名を出し報告	76	23.0%
個人名を出さないで報告	240	72.5%
その他	3	0.9%
無回答	12	3.6%
(2) 報告する内容について該当するものを全て選んで下さい。		
対象者の入院や入所などについて	187	56.5%
病気やケガなどの心身の変化	149	45.0%
行政サービスや助け合い活動が必要と思われる事例	118	35.6%
対象者本人が申し出た相談や要望	169	51.1%
その他	7	2.1%
問25 連絡調整会議にどのような感想を持っていますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
有意義だと思う	158	43.2%
ある程度有意義だと思う	152	41.5%
あまり意義があるとは思わない	15	4.1%

質 問 及 び 回 答 選 択 肢	実 数	構 成 比
どちらともいえない	18	4.9%
その他	1	0.3%
無回答	21	5.7%
問26 ふれあいネットワーク事業はどういった取り組みだと思いますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
行政の事業	30	6.8%
行政が社協に委託した事業	252	56.9%
社協自主事業	105	23.7%
分からない	20	4.5%
その他	7	1.6%
無回答	18	4.1%
無効	11	2.5%
問27 福祉協力員にやりがいを感じますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
やりがいを感じる	181	40.9%
やりがいを感じない	21	4.7%
どちらともいえない	213	48.1%
その他	16	3.6%
無回答	11	2.5%
無効	1	0.2%
問28 福祉協力員に負担感を感じますか。該当するものを1つ選んで下さい。		
負担感を感じる	56	12.6%
負担感をやや感じる	164	37.0%
負担感を感じない	134	30.2%
どちらともいえない	72	16.3%
その他	6	1.4%
無回答	10	2.3%

II 福祉協力員の小地域福祉活動調査票

平成19年12月末現在

(設問 1)	所属している校(地)区社会福祉協議会を記入してください。
_____区_____校(地)区社会福祉協議会	
(設問 2)	性別を選び、年齢を記入して下さい。
1 男性 2 女性 _____ 歳	
(設問 3)	主たる職業を <u>1 つ</u> 選んで下さい。
1 無職 2 会社員 3 自営業 4 主婦 5 その他 (_____)	
(設問 4)	ふれあいネットワーク事業は「見守り」「助け合い」「話し合い」の3つのしくみからなります。このことについて説明を受けた(資料を読んだ)ことはありますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 研修会等で説明を受けた 2 資料を渡され読んだ 3 先輩の活動者に教えてもらった 4 説明や資料の提供を受けていない 5 その他 (_____)	
(設問 5)	校(地)区社会福祉協議会での役職は何ですか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 福祉協力員 2 ニーズ対応員 3 会長 4 副会長 5 事務局長・書記 6 ふれあいネットワーク部会長 7 その他 (_____)	
(設問 6)	校(地)区社会福祉協議会での福祉協力員を何年していますか。該当するものを <u>1 つ</u> <u>選んで</u> 下さい。
1 「1 年未満」 2 「1 年以上 2 年未満」 3 「2 年以上 3 年未満」 4 「3 年以上 5 年未満」 5 「5 年以上 10 年未満」 6 「10 年以上」 7 「その他 (_____)	
(設問 7)	校(地)区社会福祉協議会以外で兼任している地域の役職はありますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 自治連合会会長 (おおよそ小学校区の自治会) 2 町内会長・自治区会長・自治委員協議会長 3 地区民児協議会長 (総務) 4 民生委員児童委員 5 まちづくり協議会理事 6 老人クラブ会員 7 兼務していない 8 その他 (_____)	

(設問 8)	どのような経緯で福祉協力員になりましたか。該当するものを <u>1 つ選んで</u> 下さい。	
1 自薦で	2 校(地)区社協の公募に応募して	
3 校(地)区社協役員・福祉協力員から誘われて	4 自治会で役についたから	
5 民生委員になったから	6 まちづくり協議会で役についたから	
7 老人クラブの友愛訪問活動をしていたから	8 自治会からの依頼・推薦で	
9 民生委員からの依頼・推薦で	10 まちづくり協議会からの依頼・推薦で	
11 婦人会からの依頼・推薦で	12 市民センターからの依頼・推薦で	
13 区社協やボランティアセンターでの紹介	14 ボランティア養成講座などを受けて	
15 その他の団体からの依頼・推薦 (団体名 _____)		
16 その他 (_____)		
(設問 9)	現在、見守り活動を、対象者一人に対して月に何回くらい行っていますか。該当するものを <u>1 つ選んで</u> 下さい。	
1 週 1 回	2 月 2 回	3 月 1 回
4 その他 (_____)		
(設問10)	現在、 <u>月 1 回以上</u> の見守り活動をどのような対象者に行っていますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。	
1 一人暮らし高齢者・・・・ (_____ 歳以上)	約 (_____) 人	
2 高齢者夫婦世帯・・・・ (夫婦ともに _____ 歳以上)	約 (_____) 世帯	
(夫婦のいずれか一人が _____ 歳以上)	約 (_____) 世帯	
3 昼間だけ高齢者世帯・・・・ (_____ 歳以上)	約 (_____) 世帯	
4 障害のある人の世帯・・・・	約 (_____) 世帯	
5 単身で子育て中の世帯・・・・	約 (_____) 世帯	
6 その他 (_____)・・・・	約 (_____) 世帯	
(設問11)	見守り活動の対象者は、どのようにして把握しましたか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。	
1 校(地)区社協からの情報	2 自治会からの情報	
3 民生委員からの情報	4 自分で調査した	
5 対象者を昔から知っていた	6 前任の福祉協力員からの引継ぎ	
7 行政からの情報	8 近隣住民からの情報	
9 その他 (_____)		
(設問12)	見守り活動によって孤独死の防止など安否確認に効果が上がっていると思いますか。該当するもの <u>1 つを選んで</u> 下さい。	
1 効果があると思う	2 ある程度効果があると思う	
3 効果はないと思う	4 どちらともいえない	
5 その他 (_____)		
(設問13)	見守り活動において対象者の困っていること（福祉ニーズ）を見つけたり、相談されたりしたことがありますか。該当するもの <u>1 つを選んで</u> 下さい。	
1 ある	→ (設問14) へ進んで下さい	
2 ない	→ (設問15) へ進んで下さい	

(設問14)	(設問13) で「1 ある」と答えた方にお尋ねします。 見つけた福祉ニーズや相談にどのように対応しましたか。A欄から該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。またその相手先の対応をどのように思いましたか。B欄から1つ選んで下さい(A欄で選んだものだけ)。		
A 欄	B 欄 (A 欄で選んだものだけ)		
1 他に相談せず 自分に対応			
2 校(地)区 社 協 役員に相談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
3 ニーズ対応チ ームに相談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
4 民生委員に相 談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
5 自治会に相談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
6 市民センター に相談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
7 区役所(保健師 など)に相談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
8 地域包括支援セ ンターに相談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
9 介護保険事業 者に相談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
10 ボランティア 団体・NPO 団体に相談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
11 隣近所に相談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
12 対象者の家族 に相談	1 満足 4 やや不満	2 おおむね満足 5 不満	3 どちらともいえない
13 特に何もしな かった			
(設問15)	(設問13) で「2 ない」と答えた方にお尋ねします。なぜ相談がないと思いますか。 該当するもの1つを選んで下さい。		
1 対象者が元気で何も問題を抱えてないから 2 相談などを受けるほど対象者と信頼関係がないから 3 自分が相談を受ける役割にないから 4 分からない 5 その他 ()			

↓ ここからは、全員の方にお尋ねします	
(設問16)	見守り対象者に情報を教えたことがありますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 医療・福祉情報 2 ゴミ出し方法など日常生活情報 3 防犯・防災情報 5 その他 () → (設問17) へ進んで下さい 4 特にない → (設問19) へ進んで下さい	
(設問17)	(設問16) で何らかの情報を教えたことがあると答えた方にお尋ねします。
(設問17-1) その情報を <u>どのような機会に</u> 得ましたか、該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。 1 連絡調整会議 2 研修会 3 市・区社協などが作成した印刷物 4 行政などが作成した印刷物 5 新聞やテレビなどマスコミ 6 その他 ()	
(設問17-2) その情報を <u>誰から</u> 得ましたか、該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。 1 校(地)区社協関係者 2 民生委員 3 自治会関係者 4 まちづくり協議会関係者 5 市民センター館長・職員 6 区社協職員 7 区役所(保健師など) 8 地域包括支援センター職員 9 消防署員 10 警察署員 11 介護保険事業者 12 その他 ()	
(設問18)	いろいろな情報を提供することで困っている点はありませんか。あれば記述して下さい。

↓ ここからは、全員の方にお尋ねします	
(設問19)	見守り活動において、困っていることはありますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。
1 見守り訪問を拒否される 2 見守り対象者が心を開いてくれない 3 受け止められないほど見守り対象者が頼ってくる 4 見守り対象者の話が長い 5 見守り対象者が留守であることが多い 6 見守り対象者の体調が悪い 7 認知症の見守り対象者の対応方法 8 障害のある見守り対象者への対応方法 9 見守り活動に時間が取れない 10 見守り活動が体力的にきつい 11 対象者の家族の見守り活動への理解不足 12 近隣住民の見守り活動への理解不足 13 民生委員との見守り活動における連携 14 老人クラブ友愛訪問との見守り活動における連携 15 自治会との見守り活動における連携 16 見守り対象者が受けている介護保険事業者との連携 17 区役所（保健師・地域包括支援センターなど）との見守り活動における連携 18 特にない 19 その他（ ）	
(設問20)	ゴミ出しや話し相手などの助け合い活動をされていますか。またその助け合い活動はどのようなもので、回数はどの程度ですか。該当するものを <u>全て選んで</u> 、おおよその回数を書いて下さい。対象者が複数の場合、合計してください。
1 話し相手・・・月____回ぐらい 2 ゴミ出し・・・月____回ぐらい 3 買い物・・・月____回ぐらい 4 薬取り・・・月____回ぐらい 5 掃除・・・月____回ぐらい 6 布団干し・・・月____回ぐらい 7 洗濯・・・月____回ぐらい 8 外出介助・・・月____回ぐらい 9 その他（ ）・・・月____回ぐらい 10 助け合い活動はしていない →（設問22）へ進んで下さい	
(設問21)	(設問20) で何らかの助け合い活動を行っているとお答えした方にお尋ねします。
(設問21－1) 助け合い活動は、良くできていると思いますか。該当するものを <u>1つを選んで</u> 下さい。 1 よくできていると思う 2 ある程度できていると思う 3 あまりうまくいっていない 4 どちらともいえない 5 その他（ ）	
(設問21－2) 助け合い活動において、困っていることはありますか。該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。 1 対象者から助け合い活動を拒否される 2 助け合い活動が対象者の心の負担になっている 3 対象者から対応できないほど多く頼まれる 4 助け合い活動に時間を取れない 5 助け合い活動が体力的にきつい 6 技術的に無理なことを頼まれる 7 ずっとしなければならぬのか不安 8 助け合い活動の内容がどこまでなのか分からない 9 特にない 10 その他（ ）	
↓ ここからは、全員の方にお尋ねします	
(設問22)	連絡調整会議に参加していますか。該当するものを <u>1つを選んで</u> 下さい。
1 参加している →（設問23）へ進んで下さい 2 参加していない →（設問26）へ進んで下さい	

(設問23)	(設問22) で「1 参加している」とお答えした方にお尋ねします。通常の連絡調整会議で見守り活動の報告をしますか。該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 毎回報告する → (設問24) へ進んで下さい 2 特別に報告すべきことがあるときだけ報告する 3 報告しない → (設問25) へ進んで下さい 4 その他 ()	
(設問24)	(設問23) で「1 毎回報告する」、「2 特別に報告すべきことがあるときだけ報告する」とお答えした方にお尋ねします。
(設問24-1) 対象者の個人名の取り扱いについて、該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。 1 個人名を出し報告 2 個人名を出さないで報告 3 その他 ()	
(設問24-2) 報告する内容について該当するものを <u>全て選んで</u> 下さい。 1 対象者の入院や入所などについて 2 病気やケガなどの心身の変化 3 行政サービスや助け合い活動が必要と思われる事例 4 対象者本人が申し出た相談や要望 5 その他 ()	
(設問25)	連絡調整会議にどのような感想を持っていますか。該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 有意義だと思う 2 ある程度有意義だと思う 3 あまり意義があるとは思わない 4 どちらともいえない 5 その他 ()	
↓ ここからは、全員の方にお尋ねします	
(設問26)	ふれあいネットワーク事業はどういった取り組みだと思いますか。該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 行政の事業 2 行政が社協に委託した事業 3 社協自主事業 4 分からない 5 その他 ()	
(設問27)	福祉協力員にやりがいを感じますか。該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 やりがいを感じる 2 やりがいを感じない 3 どちらともいえない 4 その他 ()	
(設問28)	福祉協力員に負担感を感じますか。該当するものを <u>1つ選んで</u> 下さい。
1 負担感を感じる 2 負担感をやや感じる 3 負担感を感じない 4 どちらともいえない 5 その他 ()	
(設問29)	その他、日頃の活動の中でお考えのことをお聞かせ下さい。

第 2 部

地域活動に関する調査研究及び活動報告

第 2 部には地域づくり研究会会員の日頃の活動の一端や調査研究、研究ノートや文献紹介を掲載しました。

I 乳幼児の外遊びに関する調査結果からみえるもの

NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee理事 岩 丸 明 江

現在、北九州市は「日本一子育てしやすい町」を目指して、各種の子育て支援施策を実施しており、「地域における子育て環境の醸成」はひとつの柱となっている。平成20年度には、八幡東区での「親子ふれあいルーム」の整備がはじまり、順次各区に開設される予定である。

当NPOは、平成19年度に「親子ふれあいルーム」のような「子育てひろば」について、どのような機能をのぞむか、1778名の市民にアンケートを実施したところ、「必ずスタッフがいる」「友だちができる」「相談できる」「子育て情報がある」「子どもに配慮された環境整備である」の5点は属性を問わず上位をしめた。その中で、子育て中の親が、支援者や専門家とは違って、特徴的に多く支持した内容は①「よいおもちゃがある」②「食事ができる」③「外遊びもできる」の3点だった。子どもの心身の発達において、外遊び環境は重要である。こうした外遊びの環境の現状はどうなっているのだろうか。

1 調査の目的

このアンケートは、主に北九州市内で（5才児以下の）乳幼児の子どもを育てている親を対象に、外遊びについての現状を知り、その意見の中から、公園も含めた外遊びの環境が乳幼児親子にとってよりよいものになることをめざして実施した。（アンケート原版は文末参照）

2 調査概要

実施時期：2008年9月20日～10月末の平日

配布場所：1）市民センターや、北九州市立大学の子育て親子のためのフリースペース「ハロハロ」などの地域のひろば、育児サークル

※フリースペース 開催時間が決まっている「育児サークル」に対し、開設時間が決まっていて、その時間内なら、いつでも、参加できる乳幼児親子のためのスペースを指す。企画があるサークルに比べ、ノンプログラムであることが多い。

2）地域子育て支援センター3箇所

3）子育てふれあい交流プラザ

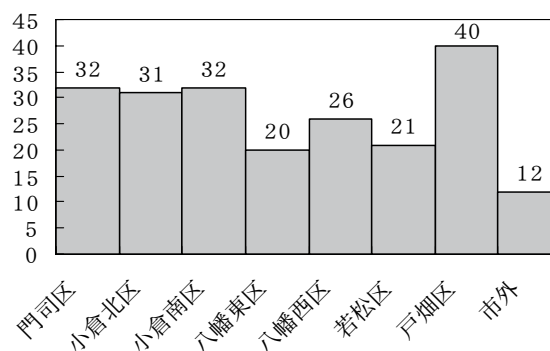
回収方法：当NPOが出向き、あるいは、その調査場所の責任者である保健師さん、保育士さんのご協力のもと、回答者に手渡しし、その場で回収しました。

回収数：219通

3. 調査結果

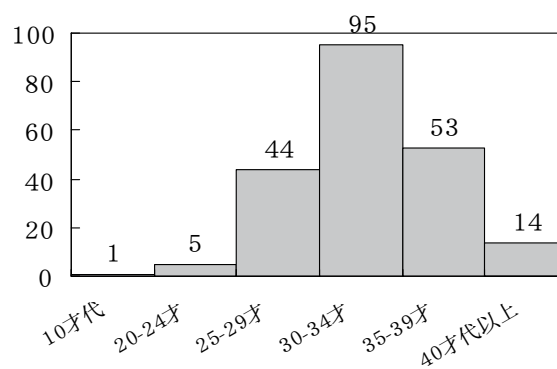
Q 1 - 1 居住区 (回答者 214人)

Q 1 医住区 (人)



Q 1 - 2 年齢 (回答者 212人)

Q 1 - 2 回答者年齢 (才)



Q 1 - 3 性別 (回答者数 212人)

女性 207人 (97.6%)

男性 5人 (2.4%)

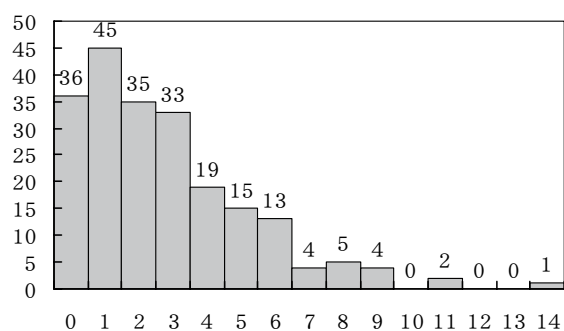
Q 1 - 3 子どもの年齢

●第1子

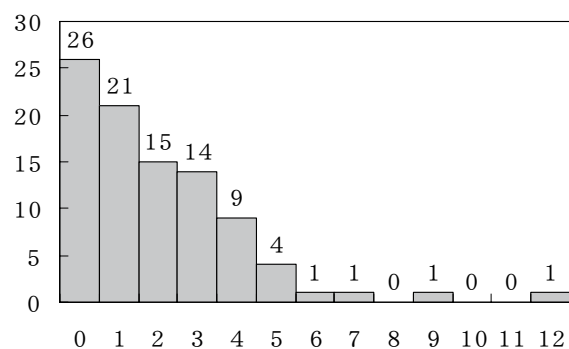
0～3才までが 70.3%

●第2子 0～3才までが 81.7%

Q 1 - 3 子供の年齢 第1子 (人) (全 212名)

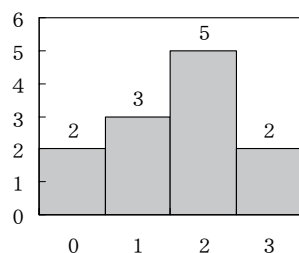


Q 1 - 3 子供の年齢 第2子 (人) (全 93名)



●第3子

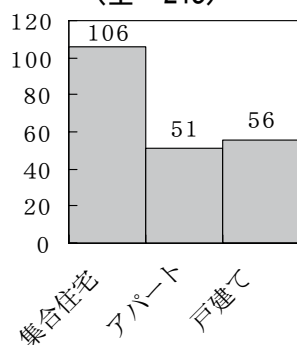
Q1-3 子供の年齢 第3子（人）
（全12名）



Q1-5 住宅形態

「マンションなど集合住宅」居住者が49.8%。

Q1-5 住宅形態（戸）
（全 213）



Q1-6 ママ友がしやすい場所

冒頭でふれたように、地域でひろば等に行くのは、「友だちができる」ことを強く期待している。身近な「ママ友」という表現で、「ママ友がしやすい」と思う場所を一つだけ選んでもらった。

「地域の市民センター、民間でしている、子育てひろばやサークル」という選択肢が195名中、132名、67.7%だった。第2位は「保育所や幼稚園でやっているひろば、フリースペース」39名、20.0%だった。

また、調査回収場所と、実際に「ママ友がしやすい」と感じている場所についてクロス集計した。

Q1-6 ママ友がしやすい場所
（人）
単一回答（全 195名）

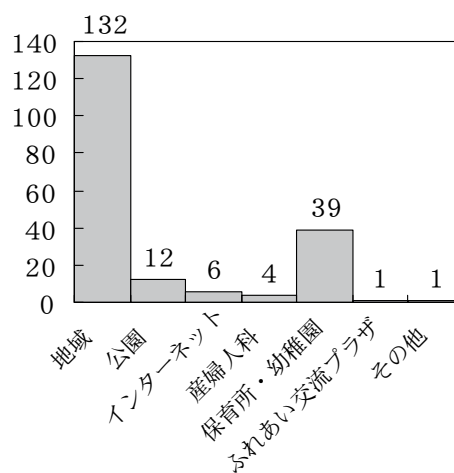


表 1：アンケート回収場所×「ママ友がしやすい場所」

(※ 回収 218名、 Q 1－6 回答者数 195名)

(人)	ママ友がしやすい場所 (単一回答)	地域の市民センター、民間でしている 子育てひろばやサークル	保育所・幼稚園でやっている ひろば、フリースペース	公園	インターネット上のコミュニティ	産婦人科	子育てふれあい交流プラザ	その他
回収場所	218	132	39	12	6	4	1	1
地域の市民センター、民間でしている 子育てひろばやサークル	140	99	9	9	3	2	0	1
保育所・幼稚園でやっている ひろば、フリースペース	49	22	19	1	1	1	0	0
子育てふれあい交流プラザ	29	11	11	2	2	1	1	0

地域の市民センター等の回答者は、他をひきはなして、もっともその場所が友だちがしやすい、としている。日常的、恒常的に利用する場所になっていると思われる。第2位の保育所・幼稚園での回答者は、1位が地域、2位が保育所である。子育てふれあい交流プラザも、地域等と保育所等が共に11名であることは、地域をベースとしながら、保育所やプラザの場所も予定にあわせて活用していると思われる。子育てふれあい交流プラザ自体を選んでいるのは1名にとどまる。

Q 2. 「子どもにこの遊びをさせたい・・・と思うけど、環境的に難しい」と思う遊び (複数回答)
(人)

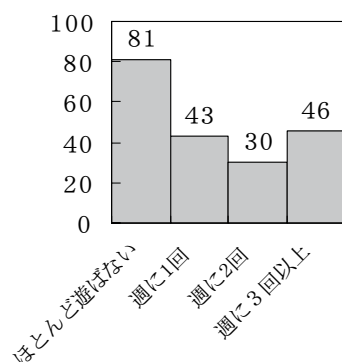
1	土・泥遊び	81	8	緑陰での昼寝	40
2	基地づくりや探検ごっこ	80	9	かけっこ	35
3	水遊び	67	10	ぶーぶーの乗り物	35
4	木登り	63	11	花や草花のふれあい	30
5	小動物とのふれあい	61	12	相撲などの身体競技	30
6	虫取りや魚釣り	45	13	(外での) ままごと遊び	26
7	大型遊具での遊び	41	14	ただ天気や風を感じる	9

「子どもにさせたいけれど、環境的に難しい」という問いは、「子どもにさせたい遊び」「環境が許さない」という2つの内容を含んでいる。

土・泥遊びや、水など、自然の素材で遊ぶもの、基地づくりなど、空間的に自由に遊べる機会をのぞんでいるが得られない、という現状が浮かび上がる。

Q 3. 公園ではよく遊びますか？

Q 3 公園で遊ぶ回数（人） 単一回答（全200名）



「ほとんど遊ばない」という回答は、全200名中、81名（40.5%）だった。「週に3回以上遊ぶ」という回答も23%いる。

それでは、どんな人たちが、どれくらいの頻度で遊んでいるのだろうか？

表 2：アンケート回収場所×「公園で遊ぶ回数」

	全体	ほとんど遊ばない	週に1回	週に2回	週に3回以上	不明
全体	218	81	43	30	46	18
地域の市民センター、民間 でしている 子育てひろば やサークル	140	60	27	19	22	12
保育所・幼稚園でやっている ひろば、フリースペース	49	16	11	5	13	4
子育てふれあい交流プラザ	29	5	5	6	11	2

地域の市民センター等の回答者は、140人中60人が「ほとんど遊ばない」（42.9%）。一方、ふれあい交流プラザ利用者は、「週に3回以上遊ぶ」が29人中、11人（37.9%）だった。

また、第1子の年齢と遊ぶ回数の関連についてみた。遊ぶ回数についてのQ3の設問は、「幼稚園や保育園に通う前の、主に、普段 自宅にいるお子さんについて」尋ねている。第2子以降の年齢も考慮すべきであるが、実際の在宅での子育ては、第2子の年齢に関わらず、第1子の生活リズムに影響されると思われるので、第1子に限りて分析した。

表 3 : 「公園で遊ぶ回数」 × 第 1 子の年齢

	第 1 子 年齢	0 才	1 才～1 才 6 ヶ月前	1 才 6 ヶ月 ～ 2 才前	2 才～2 才 6 ヶ月前	2 才 6 ヶ月 ～ 3 才前	3 才～	4 才 以上	不明
1 週間に公園で 遊ぶ回数	218	36	31	14	20	15	32	64	6
ほとんど遊ばない	81	30	9	5	4	6	6	18	3
週に 1 回	43	1	8	2	6	3	9	12	2
週に 2 回	30	1	7	3	1	4	6	8	0
週に 3 回以上	46	3	5	4	9	2	7	16	0
不明	18	1	2	0	0	0	4	10	1

4 才以上は、Q 1 - 3 の第 1 子の年齢でみたように、4 才～14 才まで幅広い。70.3%を占める主に 3 才以下の現状をみると、0 才児は、ほとんど公園で遊んでいない。1 才～3 才までの年齢区分では、「ほとんど遊ばない」、「週に 3 回以上」までばらついている。「ほとんど遊ばない」「週に 1 回」をあわせると、1 才～3 才まで、すべての年齢区分で、50%を超えている。公園が日常の場所にはなっていないことがわかる。

Q 4. 公園での遊びに満足していますか？

「まあ、満足している」「大変満足している」の計は、58.1%である。

満足している度合いと、公園で遊ぶ回数に注目した。

Q 4 公園での遊び 満足度（人） （全 167人）

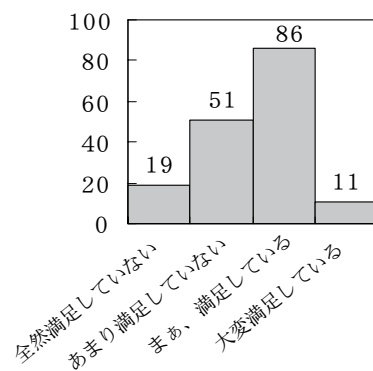


表 4 : 「満足度」 × 「公園で遊ぶ回数」

	全体	ほとんど遊ばない	週に 1 回	週に 2 回	週に 3 回以上	不明
全体	218	81	43	30	46	18
大変満足	11	0	2	2	7	0
まあ満足	86	10	27	19	30	0
あまり満足していない	51	21	14	8	8	0
全然、満足していない	19	18	0	0	0	1
不明	51	32	0	1	1	17

「ほとんど遊ばない」層は、公園に「あまり」または、「全然、満足していない」。

また、週に2回、3回と遊ぶ層は、「大変」ではなくても、「まあ、満足」できている。
満足の度合いについて、それぞれの理由を聞いた。(文頭の数字は子どもの年齢。)

■大変満足している

- 1才0ヶ月 砂や石、草など興味深そうにふれ、そのときの目は生き生きしている。障害物が自宅に比べ少ないし、広いので、身体を自由に動かせる。
- 1才4ヶ月 まだ歩くだけで子どもを見るだけで楽しい時期なので何も遊具がなくても楽しめている。
- 2才1ヶ月 小学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんもたくさんいて、兄弟のようによく遊んでくれるため。
- 2才6ヶ月 乗り物など上手に使用しています。
- 2才3ヶ月 にこにこして遊んでいる。すべり台等でくりかえし遊ぶ。
- 2才7ヶ月 本人が楽しそうにしているため。できなかった遊びができるようになってきているため。
- 3才 同じ年代の子どもたちと遊んだり、親もおしゃべりできて楽しい時間がすごせるから。
- 6才 集合住宅に住んでいるので子どもがたくさんいて毎日外であそべています。
- 6才 他の友達も来るから。
- 8歳8ヶ月 顔がいきいきとしていてわたしを必要としていなく、友達と楽しんでいるので。

■まあ、満足している

- 10ヶ月 シーソーやパンダの乗り物があって、大人と子どもが遊べるので楽しんでいるようです。
- 11ヶ月 まだ子どもが十分に遊んで楽しめる年齢ではないので。
- 1才 公園から離れるのをいやがり遊び続ける
- 1才 いつも掃除をしている公園(公団の公園)にいてるので、砂場もきれいだし、遊具もあるので、遊びやすい。
- 1才 住んでいる敷地内にあるのでいきやすい。近所の子どもたちもいるので、お友達ができやすい。
- 1才 歩くのが楽しい時期なので、ひろば(しばふ)やボールあそびができるスペースがあればOKだから。
- 1才 まだしっかり歩けないので、ベビーカーでまわったり、花を見たりです。もうすこし大きくなったら、もっと楽しめると思います。
- 1才4ヶ月 芝生があればいいと思う。
- 1才5ヶ月 遊具が大きい子用なので、なかなか遊べないけど、芝生で遊んでいるので、子どもが楽しいようです。
- 1才10ヶ月 他のお友達が一緒にいて遊んだりして子どもが楽しんでいるので満足しています。
- 1才10ヶ月 まだ歩きはじめてばかりなので、特に不満はない。

- 1才10ヶ月 すべり台でもよく遊びます。安全で遊べるすべり台があるのでよいのですが、砂場が犬のフンやゴミ等で安心して遊ばせられないのが残念です。
- 1才11ヶ月 親はとてつかれてしまいましたが、子どもはとても楽しそうです！親がつかれないためには「砂場」や「すべり台」など、子どもに人気の遊具や日陰など工夫されていると嬉しいです。
- 1才3ヶ月 まだ上手に遊具で遊べないから
- 1才3ヶ月 すべり台や乗り物など基本的な遊具は揃っているから。
- 1才5ヶ月 子どもが喜んで遊んでいる 公園に水場がほしい
- 1才6ヶ月 まだ子どもが小さいので、今は比較的小さなすべり台やブランコなどで遊べるし、これから成長していくにしても、まだまだ楽しめると思う。ただ、地域の公園に子どもがほとんどいないことも多く、そのほうが気になる。
- 1才8ヶ月 たぶの木公園によくいきますが、砂場があればいいな、と思います。時計もあれば助かります。
- 2才 家の前の公園で遊んでいるのですが、幼稚園に通っている友だち（年上）が多いので、多少のトラブルもある（ことばより先に手がでてしまう）ので、年上の子から悪者扱いされることもある。
- 2才1ヶ月 子どもが自分で遊びたい遊具を選んで遊んでいるから。
- 2才3ヶ月 近くにあり、遊具も新しく、きれいなので満足している。ただ、公園があっても管理されていないとダメだと思う。特に夜、大人や高校生くらいの人が飲食されたり、タバコを捨てたりとゴミが多く、小さい子どもには良くない。
- 2才11ヶ月 同じくらいの年齢の子どもさんが少なくとも1人いるのでいっしょに遊ぶことができる。
- 2才2ヶ月 遊びにいつでもすぐお友だちがでていてたのしそうに遊んでいるから。
- 2才2ヶ月 午前中は大きい子がいないのでゆっくり遊べる。
- 2才4ヶ月 砂場がないので砂場遊びができない。
- 2才7ヶ月 砂遊びやすべり台がすきです。広場でかけっこするのも好きです。
- 2才8ヶ月 遊んだあとどんな風に遊んだか、よく話しをしてくれます。
- 2才9ヶ月 自宅にいることはほとんどないが、サークルや幼稚園未就園児クラス含め、室内で遊ぶことが多いので、公園遊びは思いっきり楽しめる。
- 2才9ヶ月 公園は遊具が充実しているし、友達もいるので。ボランティアの方も遊んでくれたり、面倒をみってくれるので。ただ最近犬や猫のフンが多い。
- 3才 すべり台はよくあるけど、ブランコがあるところが少ないのが残念。砂場が衛生的に心配。
- 3才 特別に遊具で遊ばなくても、走ったりのびのびできるのが楽しそう。
- 3才 砂場が不安。
- 3才 自宅となりに公園があり、思い切り遊んでいます。
- 3才1ヶ月 ブランコ、すべり台などの遊具があるし、わりときれいなので。

- 3才4ヶ月 家では遊べない大型遊具があるから。
- 3才4ヶ月 遊具がそろっていて、楽しめるから。走り回れるくらい広い。家から近い。
- 3才6ヶ月 お友達と楽しそうに遊んでいるから。帰りたがらないから。
- 3才9ヶ月 遊具は少ないが、子どもが満足しているから。砂場は汚いよと掃除のおばちゃんに言われ、遊べなくなった。友達はできにくい。あまり遊んでいる子がいな。公園はあっても、みんな出てきていないと思います。
- 3才2ヶ月 人が少なく、淋しいのでもう少し、人がいればいいなと思います。
- 3才3ヶ月 行き過ぎてマンネリ化しています（遊びの内容）。公園に子どもが誰もいなくてさびしい。
- 3才7ヶ月 同じくらいの子ども達もいていっしょに遊べる。
- 4才 本人が楽しんでいるから。
- 4才 公園に行くのはどこかからの帰りに立ち寄る程度。外遊びは兄の園でお迎え後しばらく遊ぶのでわざわざ公園にでかけることは少ない。ただし、兄も未就園のときは意識的に出かけた。
- 4才 ボール遊びできるくらい広い場所があったり、遊具もすべり台などたくさんあるので。
- 4才4ヶ月 砂あそび、すべり台等子ども達で工夫してあそんでいるから。
- 4才4ヶ月 砂場に犬や猫のフンが多く、不衛生なため。防ぐ方法は難しいと思いますが・・・。
- 4才6ヶ月 公園にいくと、子どもはよく遊ぶ。鉄棒のもうすこし低いのがあればいいと思う（幼稚園とかにあるサイズの）
- 5才5ヶ月 上の子、下の子と年齢が違う子にあった遊具がある。芝があるので緑を感じることができる。
- 5才6ヶ月 たまにしかつれていけないので（家から遠い）
- 5才6ヶ月 子どもは外にでるととてもものびのびと遊んでいます。でも、お子さんがいない時が多くて寂しく感じます。
- 6才2ヶ月 家のすぐ裏が公園でちょっとだけでもよく行くのですが、海のそばなので船がみえたり、若戸大橋がみえて景色がとてもいいです。
- 8才 公園によって遊びたい遊具が違うので、あそびたい遊具があるところに車でいかなければならない。
- 9才 外に行き、お友達の顔を見るだけでも気分転換になるようです。幸い、近くに広く芝の公園があるので、助かります。

■あまり満足していない

- 0才 公園が汚い、日陰がない おむつを替える場所がない ホームレスがいる。
- 5ヶ月 まだ小さいので。
- 10ヶ月 まだ砂遊び、遊具を使つての遊びができないため。

- 10ヶ月 遊具がまだ使用できない。
- 2ヶ月 まだ小さいので、公園にいても遊べないけれど、ベビーカーで近所の公園に行ってみても、平日の昼間だと誰もいなかったり、お年寄りだけが集まっていたりして、公園であまり乳幼児の姿をみかけない。
- 9ヶ月 遊具がよごれていたりしてあそんでほしくない。まだ、一人では、遊具であそべないので、芝などを増やしてもらえたらあそべるかな。
- 9ヶ月 まだあまりいっていない。
- 1才 魅力的な遊具がない。
- 1才 安全な遊具が少ない。広さが狭い。
- 1才2ヶ月 まだ小さいので遊べる遊具が少ない。
- 1才3ヶ月 他の子をすぐたたくから。
- 1才7ヶ月 あまり遊具がない、小学生とか中学生がたまに危険なボール遊びとかをするから。
- 1才10ヶ月 家から遠い（歩いていくのに）。
- 1才10ヶ月 整備された公園が近所にはない。小さな子が遊べる遊具がない。
- 1才3ヶ月 遊具が少ない。
- 2才 小さい子どもがあまり遊んでいない。
- 2才 近くの公園が暗くさみしい。砂場もなく、きれいでない。昼間、学生さん達がたまっている。
- 2才8ヶ月 全体的に汚い。犬、猫のフンやゴミがたくさん落ちているので裸足で遊ばせられない。
- 2才9ヶ月 きれいな公園が少ない。
- 2才11ヶ月 砂場がきたない 人がいなくてこわい 遠い。
- 2才5ヶ月 同年齢の子どもが少なく、遊んでいる子どもがいないので、行ってもおもしろくなく、すぐに帰ってします。また、公園の環境がよろしくない。暗い感じで早朝や夕方は私自身もあまり行きたくない感じ。公園で遊ばせている子どもが少ないのでは？！
- 2才6ヶ月 人が少ない、砂場がくさい、危険なゴミ（タバコ、ガラス、犬のフンなど）が落ちている。
- 3才 家の近くの公園には子どもが少なく遊び相手がいない
- 3才1ヶ月 砂場のない公園がある。大型アスレチックがない。
- 3才4ヶ月 夕方になると小学生たちが野球をしているので、小さい子が危ない。遊具があまりない。（特に夜宮公園）
- 3才5ヶ月 草がたくさんはえてるので虫にさされやすいので心配になります。
- 3才10ヶ月 ゴミが汚い。木影が少ない。緑が少ない。
- 3才4ヶ月 砂場が汚い気がするから。遊具が少ない。同世代のお友達が遊んでないので友達ができないから。

- 3才9ヶ月 遊具（安全、衛生的）が少ない。
- 4才 家の近くに公園がない。（砂場）囲いがないので、ちょっとしたすきに段から落ちそう。車で大きな公園に行くことはあるが、もっと毎日のように遊べる公園が近くに欲しい。
- 4才 近くの公園は、すべり台などの遊具がコンクリートなので、小さい子どもは危なくて、遊ばせにくい。
- 4才10ヶ月 まだ小さいので、日向ぼっこくらい。近くに公園が少ない。
- 4才2ヶ月 公園に来ているお友達が少ない。
- 4才4ヶ月 砂場に犬や猫のフンがあつたりするし、小さい子が遊べる遊具がない。ボール等で遊ぼうと思ってもスペースがない。
- 5才6ヶ月 近所の公園に砂場があるのですが、犬のフンなどで汚れていて子どもを遊ばせることができません。砂場で遊びたいときは、車等で勝山公園等、遠くの公園に連れていけないといけません。
- 6才 近所の公園はせまいし、遊具がほとんどないから。
- 6才4ヶ月 小さい子どもがいない 木陰がなく暑い 近所に公園がなく遠いのでなかなか行けない
- 7才 遊具が少ない
- 8才 小さい子ども用の遊具があれば良いなと思います。小さい滑り台など。
- 11才 砂場に犬のフンがある。すべり台が小さい子に滑りにくい。手でつかむ所が少ない。
雑草がはえている

■全然、満足していない

- 8ヶ月 まだ歩いたりできないため。
- 10ヶ月 遊具が少なく、同じくらいの子どものも少ない。遊具周りの環境に不安。
- 7ヶ月 人がいなくてさびしい雰囲気。
- 7ヶ月 小さい子どもの遊ぶ物がない。
- 7ヶ月 まだ小さく歩けないので 公園の遊具では遊べないので。
- 1才 雑草が多く、犬や猫のフンがあり、とても遊ばせる公園ではないため。
- 1才11ヶ月 遊び道具がすくない。危険（大きい子どもがいるから）
- 1才6ヶ月 安心して遊べる環境でない。子どもはほとんどいなく、大人がつどっていたりする。遊具がさびたりして不安。砂場が犬のフンがあり、衛生的でない。ニュースなど事件もいろいろあるから心配。
- 1才9ヶ月 遊具が少ない 昔の遊具なのか、すべり台が高すぎるし、階段のすき間が大きい。小さな子には危ない。
- 2才4ヶ月 暗い、汚い、遊具が古い、ヘンな人がウロウロしている。マイナスイメージが多いのでいけない。

2才7ヶ月 近くに公園がない。

3才1ヶ月 遊具が少ない、汚い。

3才8ヶ月 近所にない。車でいっても駐車場がない。

4才11ヶ月 小さい子が遊べる遊具がない。

5才 お友達がいらない。

5才 砂場が汚れている。すぐ道路で危ない。

5才 遊具が少ない。トイレがない。

5才 公園の砂場等が汚れている（犬、猫のフンがある）

6才6ヶ月 子ども、人がいなくて少し怖い感じがする。一番近くの公園には砂場がない。

以上、記述からみえる、親が求めている公園とは以下のような内容であることがうかがえる。

- ・犬や猫のフンなどない、キレイな公園
- ・安全な遊び場 不審者がいない
- ・子どもの遊ぶ相手がいること
- ・親の話せる相手がいること
- ・近場であること、歩いていける距離
- ・遊具がある

Q 5. おすすめの公園があったら教えてください。正式名称でなくて、通称でも結構です。

筑豊緑地 競馬場、農事センター、山田緑地、けい馬場 香月じどう公園、ふれあいの森公園（宗像）、今古賀公園 香月中央公園、桃園のわんぱく広場 大池公園、香月公園、海の中道、永犬丸中央公園、瀬板の森公園、白岩池公園 筑豊緑地、児童文化科学館の横、あべ山公園 高坊西公園、農事センター、筑豊緑地、みどりんばあーく ながづつ公園 グリーンパーク、高塔山高見公園 茶屋町公園 別所公園、競馬場の中の公園 大池公園、瀬板の森公園、平尾台、太陽の丘公園、ひびき こんぴら公園、勝山公園、北方さくら公園 門司区新九郎公園 敬智高校のウラの公園 大川公園、萩ヶ丘公園
下関の乃木浜総合公園 こうがさき公園、大池公園 本城公園 足立公園、平和公園、ぞうさん公園

東京にいったとき、乳児でも遊べる遊具をよくみた。ぶらんこもカゴ状でおすわりできれば乗れた。

中央公園 児童広場も森もある シーメイト（粕屋）、油山牧場 モール近くの公園 天頼寺公園 戦場ヶ原公園

天地山公園 重住公園（コロコロコースターがある）、交通公園、文化記念公園 山田緑地

中央公園(池のない方)砂場もきれいで、安心して砂遊びが出来るから。下の広場では、ボール遊びや親子でキャッチボールもできるくらい、広いから。近くに駐車場もあって車での移動も可能です。

牧山公園 初音公園 小沢見公園 上葛原（HITの所）、サンリブシティ近く
天頼川にある公園 小戸公園 徳力団地公園(いろいろあるので、めぐると楽しい)

沢見公園 本村公園 四季彩の丘公園→ブランコがあるから。 （よしだ）五丁目公園 素朴なところがよい。

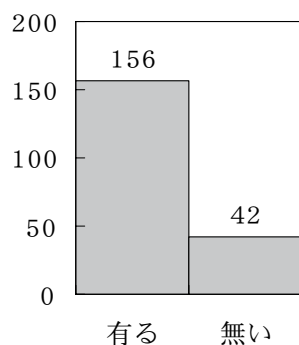
ハギハマ公園 太陽の丘公園

実に多様な公園名があがった。

Q 6. 公園以外の外遊びの場所がありますか？

Q6 公園以外の外遊びの場所の有無（人）（全198人）

198人中、156人（78.8%）が公園以外の外遊びの場所があると答えている。その内容をQ 7で尋ねた。

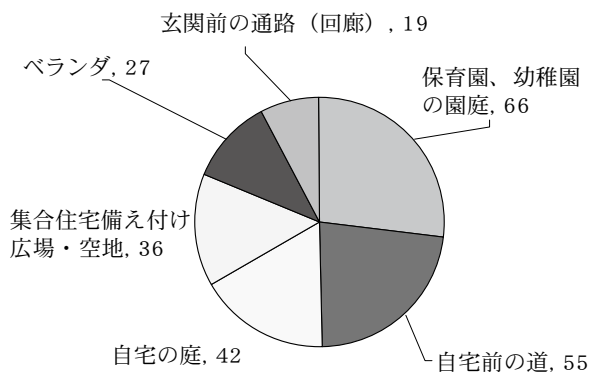


Q 7. 公園以外の外遊びの場所 （複数回答）

1	保育園、幼稚園の園庭	66
2	自宅前の道	55
3	自宅の庭	42
4	集合住宅備え付け広場・空地	36
5	ベランダ	27
6	玄関前の通路（回廊）	19

（人）

Q7 公園以外の外遊びの場所



保育園、幼稚園の園庭が公園以外で一番支持されている。前述の、にみられるように、「満足できない」理由に「砂場がきたない」「犬、猫のフン」「人が少ない」があるが、保育園、幼稚園の園庭は、そうした意味で、安心できる外遊びの場であるといえることができる。

また、住宅形態と、公園以外の外遊びの場所の有無について聞いてみた。

表 5

		家の形態				
		全体	アパート	マンション	戸建て	不明
公園以外の 外遊びの場 の有無	全体	218	51	106	56	5
	有る	156	41	67	44	4
	無い	42	5	27	10	0
	不明	20	5	12	2	1

アパート 80.39 %
 マンション 63.21 %
 戸建て 78.57 % が有ると答えている。

4. 調査を終えて～考察と課題

1) 最近の親が公園に求めるものと地域の子育て支援

前述したように、親は、公園に

- ・犬や猫のフンなどない、キレイな公園
- ・安全な遊び場 不審者がいない
- ・子どもの遊ぶ相手がいること
- ・親の話せる相手がいること
- ・歩いていける近場にあること
- ・遊具がある

等を求めている。

日曜日には、勝山公園が多くの子どもの連れ姿でにぎわうように、安心した環境で、外遊びを楽しんだり、たくさん子どもたちとふれあいたい、というニーズは高い。記述にもみられるように、それが日常的にも、近くにあってほしい、という希望は多い。

筆者の子育て期も（80年代後半～90年代半ば）公園の砂場は、実はキレイではなかった。子連れの親は、自分たちで、ちょっと掃除したり、あまり、潔癖に清潔さを求めずに遊んでいた面もある。1989年の1.57ショック以来、少子化もすすみ、人がいない、子どもの姿がみえない、という現状はあったが、小さい公園では、それでも、そもそも地域に行く場所がなかった＞ために、親子が友だちを求めて公園に集まっていたのである（公園デビューという言葉もあった）。

また、「遊具がない」ことに関しては、人がいて、土、砂があり、できれば水があれば、子どもはくりかえし、いろいろな遊びをしていた。遊具がなくても、それなりには（今でも）遊んでいる。しかし、今は、「子どもにさせたいけれど、環境的に難しい」遊びに、土・泥遊びや水遊びがあがっているように、遊具以外にも、そうした素材遊びが難しくなっていることがわかる。

つまり、地域に室内型の子育て支援が増えたことによって、そこに行けば、「子どもの遊び相手がいる」「大人の話せる相手がいる」ことは、満たされはしたが（2001年・2004年フリースペース調査）、しかし、結果的には、そのことが外遊びから親子を遠ざけてしまったのではないだろうか。

*懸念

- ・小さい子どもは遊具でしか遊べないと思っている

- ・赤ちゃんは外ではあまり遊べないと思っている
- ・子も親も友だちを求めているが出会えない。人がいないので室内型に行く？

そんな中、保育所でのひろばである、「地域子育て支援センター」や、保育園、幼稚園の園庭開放には、安心して外遊びもできる環境がある。公園以外での外遊びの場として、親の支持を集めている。

2) 外遊びの「空間」と「環境」のちがい

外遊びの環境とは、公園という場所があればそれでいいものではない。

その外遊びの場所が、小さな子どもにとっては、空間的に近場にあることや、突然の飛び出しをしても、道路に直面していない、など物理的な条件に加えて、人がいること、安心できること、また、親が大人同士で話せるためには、大人が集まりやすい中心的な場所（それは、例えば大きな木の木陰だったり、誰かが用意したシートだったり）がある、などのいくつかの工夫が必要である。逆に言えば、いくつかのしかけがあれば、公園は、もっと子連れの親子が集まりやすい環境になる。そのような工夫は、先行する全国的な遊び場づくりの中で、今、発信がはじまっている。

3) 自然の中で育まれる機会の少なさ

人は草木や風、光の中にいるとき、知らず知らず自然の中で癒されている。そうした、“センスオブワンダー”の感覚は、おそらく言葉を持たない子どもの頃から、私たちの原風景に五感すべてを通してはいつていく。室内で過ごすことが大半を占めていくと、そうした機会が遠のくことは大いに予想される。

また、昨今の脳科学では、子どもは、0－5才の間に驚異的な脳の成長が果たされることがわかっている。自然の風や、水や土や砂や、様々な手先の遊び、身体を使った遊びで育まれる、脳の発達の機会が貧しくなっている可能性が考えられる。もちろん、子どもの体力の低下と、外遊びの少なさとの関連も様々な調査で言及されている。

4) 親が子どもが思い切り遊ぶ姿に出あえていない？

子どもの体力の低下が言われているのに、乳幼児期は室内型の遊び場だけが増え、そもそも思い切り遊べる環境が少なくなっている。室内の遊びでは、どうしても禁止事項が増え、親育ち講座等で親の「どう遊ばせていいかわからない」という声にも出会う。

いろいろな年齢層で、外遊びの機会は、「ほとんど遊ばない」～「週に3回」まで、ばらついている。3才になっても、まだ「(公園で)ほとんど遊んでいない」層がいる。親によっては、子どもの思い切り遊ぶ姿をみていないまま、保育園・幼稚園等へ行かせているかもしれない。

子どものうれしそうに遊ぶ姿をみて、親は喜びを感じ、子どもを再発見し、子育てが楽しいと思える。遊び環境が貧しいことは、子育てのきつさにつながるのではないだろうか？

親自身がもっと、子どもがいきいきと遊ぶ姿にふれることが必要である。

保育園での待機児童の解消も確かに大切である。親子が離れ、親の働く機会を保障する支援

の一方で、親が（在宅の子育ての中で、出産後、再就職前や育休時に）子どもと接する時間の中で、親子でしっかり遊ぶ時間を共有すること、子どもの姿、内在する生きる力にふれる場面に多く出会うことが、重要であると考え。

そのための環境を、わたしたち大人がつくりだしていかなくてはならない。

今後の方向性として 当NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBeeは、子育てしやすい地域づくりのための以下の2点をめざしている。

○北九州市立大学で、2008年からはじまった、ミニプレーパーク活動を地域へひろげていくこと

○乳幼児期の外遊びのノウハウを整理、発信し、親自身が外遊び環境をつくりだす支援をすること。

今回の調査を通して、子育て環境は、ゆっくり、静かに変わっていつている、と感じた。子育て支援の取り組みは一面的な分析ではなく、多面的な影響を考えながら、包括的にすすめるなければならないのだろう。

参考文献：

北九州市立大学都市政策研究所 地域づくりに関する調査研究報告書『「子育てひろば」に求めるもの～市民1800人の声から』2008年3月

乳幼児子育てネットワーク・ひまわり『あったらいいな、こんな場所～子育てほっとステーション・ハロハロのすべて』2001年3月『行ってみたいな こんな場所～北九州市内外フリースペース報告書』2004年3月

野外遊びによる子育てを推進する調査委員会『乳幼児の野外遊び力を育む 冒険遊び場と子育て支援』2004年『ねえ、みんな外で遊ぼうよ 一応援します！子どもの遊び場づくりー』フォーラム・アソシエ2006年

原版

1) 何区に住んでいますか？

）あなたの年齢は？

3) あなたの性別は？

3) お子さんの年齢は？

【1人目】 () 才 () ヶ月 (大きいお子さんは～才のみでも結構です)

【2人目】 ()才()ヶ月

【3人目】 ()才()ヶ月

4人以上の方・・・()

4) 5歳以下のお子さんは、普段どのようにすごしていますか？

(1人目) ☐主に自宅にいる ☐保育園に通っている ☐幼稚園に通っている

(2人目) ☐主に自宅にいる ☐保育園に通っている ☐幼稚園に通っている

(3人目) ☐主に自宅にいる ☐保育園に通っている ☐幼稚園に通っている

5) 現在お住まいの住宅について

☐マンションなど集合住宅 ☐アパート ☐戸建て

6) あなたが「ママ友がしやすいな」と思う場所を一つだけ選ぶとしたら、どこでしょうか（1つだけですので、お気をつけください）？

□地域の市民センター、民間でしている 子育てひろばやサークル

☐公園 ☐インターネット上のコミュニティ ☐産婦人科

☐ 保育所・幼稚園でやっている ひろば、フリースペース

☐A I Mの 子育てふれあい交流プラザ ☐その他（ ）

Q 2. 「子どもにこの遊びをさせたい・・・と思うけど、環境的に難しい」と思う遊びを教えてください。(何個でもOKです)

- ☐かけっこ ☐ (外での) ままごと遊び ☐ぶーぶーの乗り物
☐花や草花のふれあい ☐緑陰での昼寝 ☐土・泥遊び ☐木登り
☐小動物とのふれあい ☐水遊び ☐基地づくりや探検ごっこ
☐大型遊具での遊び ☐虫取りや魚釣り ☐相撲などの身体競技
☐ただ天気や風を感じる

★ ここからは、幼稚園や保育園に通う前の、主に、普段 自宅にいるお子さんについてお答えください。

Q 3. 公園ではよく遊びますか？

- ☐ほとんど遊ばない ☐週に1回 ☐週に2回 ☐週に3回以上

Q 4. 公園での遊びに満足していますか？

- | 全然、満足して
いない | あまり満足
していない | まあ、満足
している | 大変満足
している |
|----------------|----------------|---------------|--------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| | | | |

その理由を教えてください。

Q 5. おすすめの公園があったら教えてください。正式名称でなくて、通称でも結構です。

Q 6. 公園以外に外遊びの場所がありますか？

- ☐ある ☐ない

Q 7. 公園以外の遊び場所を教えてください。(何個でもOKです)

- ☐保育園、幼稚園の園庭 ☐自宅前の道
☐集合住宅備え付け広場・空地
☐ベランダ ☐自宅の庭 ☐玄関前の通路(回廊)

ご協力ありがとうございました。

Ⅱ これからの地域を支える近隣助け合い活動—おとなりさんネットワーク「えん」 8年の活動から見えてきた地域づくり

おとなりさんネットワーク「えん」 田 代 久美枝

1 はじめに

■おとなりさんネットワーク「えん」は・・・

「年を取って、一人ポッチは辛いね。仲間と一緒に、何か少しでも人の役に立つ人生を送りたいね」というメンバーの声で「えん」を作って8年になります。ご近所さんのメンバーがあつまって「安心・安全な街づくり・ずっとここで暮らし続けられる地域づくりを自分達がやろう。地域の福祉力に自分達になろう」を目標に活動している「近隣助け合い活動」のグループです。2001年に12名の理事ではじめ、現在40名ほどのメンバーで、次のような活動をしています。

ボランティア活動—特養「春吉園」の洗濯ボランティア、毎週2回

障害者の生活自立支援のためのフリーマーケット「おとなりさん
ショップ」開催

地域コーディネート活動—地域の世話焼きさんの後押し。

他団体との交流・参加—北九州NPO研究交流会、認知症・草の根ネットワーク、

ボランティア連絡協議会等に参加したり事務局を担当している。

居場所づくり「火曜日の会」の開催—毎週火曜日に個人宅を開放し、居場所づくりの会を
開催。毎回15～20人の参加がある。

学習活動「えんの会」開催—2ヶ月に1回、いろんな分野のお客様をお呼びして現場発か
つ最新の情報をいただいている。目からウロコの経験をする
ことが多く、参加者に喜ばれている。

組織運営としては理事会をおき（現在10名の理事）、年間4回ほどの理事会をひらいて、活動方針を決定し、4月に総会を開催しています。

日常的には、火曜日の会の担当、高齢者ボランティア、障害者ボランティアの担当を置き、広報紙「おさそい・れたー」を必要に応じて発行しています。

■「えん」設立のきっかけは・・・

永年つきあってきたメンバーが皆50代に入り、親の介護、子どもの自立、夫のリストラ、自分達の健康に関する不安と生きがいの問題など、個人的ではありながら、社会と密接に絡んだ問題を抱えていました。それを外に出して話し合ったとき、なんだ自分だけではないのか。では皆で勉強しながら、何か行動すれば、解決にむすびつけることができるのではないかと考えたのがきっかけでした。

様々な問題を抱えながら、「親の介護はしているけれど、さて自分達の老後は？」「自分達の最終章をどのように良いものにしていったらよいのか」そのイメージがつかめないことに一層な不安を抱いていました。

最後の姿がどうありたいのか・・勿論、「最後まで誰かに必要とされる人でありたい」「自分が住んでいるここで、最後まで居場所・行く場所・座場所が欲しい」とのぞんでいるのですが。さて、そういう希望がかなえられる社会状況があるのか心もとない。また、一番身近な私たちを取り巻く地域の状況は？どんな人がいて、どんな問題をかかえているのか？

子育て、障害者、高齢者、消費者問題など、メンバーはそれぞれ（課題型の）市民活動をしている人たちでしたが、では地域の状況はどんなものかということを案外つかめていなかったのです。

活動を始めるにあたって、出てきたのが、私たちが「知らない」ということでした。ではまず、あちこち出かけていって、お付き合いをしながら、「知ること」から始めよう。地域の何に安心出来ないのか、良い最終章をむかえるためにはどういう条件整備をしないといけないのか、「現在」をつかんで、「こうありたい未来のイメージ」と「それを実現させる具体的な取り組みは何か」をあきらかにしようと取り組んでいます。毎年の活動方針のなかに学習プログラムを大きく組むのも、少数の人だけが状況をわかるのではなく、メンバー皆が地域や社会などの周辺状況を知らなければ、問題解決に必要な行動がとれないと考えているからです。またメンバー一人一人がグループの担い手として活動することで、出会った人から学び、「地域で何をしないといけないのか」という課題がしだいに明確になってきました。その大きな課題の一つが「認知症」の取り組みです。

2 活動の内容

■居場所づくり「火曜日の会」

「えん」の中核の活動に火曜日の会があります。毎週火曜日に個人の自宅を開放して開催しています。火曜日の会は居場所づくりではじめました。手づくりの小物を作りながら、色々な話かとびかいますが、時には深刻な相談も出てきます。不思議なことに手をうごかしながらだと深刻な話もサラッとなって、メンバーのなかから、「私も経験者よ」というアドバイスが出てきます。ピアカウンセリングです。手作りをしないで、食べる専門の人（手作りお菓子と昼食がでます）もいれば、おしゃべりだけを楽しんでいる人もいます。

「えん」の意味をよく聞かれますが、ご縁（仲間やネットワーク）、円（お金、活動資金作り、メンバーへの活動費還元）、終焉（死ぬまでということ）など色々考えられますが、今、一番大事にしているのは「宴会」のエンです。共に食べることはとても大事です。一緒に食べることを通じて仲間としての絆を感じることができます。

また、メンバーにはいろんな経歴の人がいますので、（近頃は男性メンバーも増え、幅広い意見が聞けます）情報交換が行なわれたり、目からウロコの勉強会ができたりと付録がたくさんです。昨年からは皆で認知症について学び、認知症サポーターになりました。

火曜日のメンバーは特養「春吉園」のお洗濯ボランティアや「えん」が開催している障害者支援「おとなりさんショップ」のボランティアでもあります。実践の場をもっているせいか、学習することにとっても意欲的です（しかし、障害者自立支援法の影響でおとなりさんショップの開催がむづかしくなるなどの問題にも遭遇しています）。

■居場所づくりのひろがり

火曜日の会に関心をもって見学にこられる方が多く、ほんとにこういう場が必要だと思われるようですが、なかなか自分で始めるところまではいきません。近所付き合いの煩わしさや面倒なという垣根を超えるのが難しいのでしょう。それと運営を支えるのに必要な仲間数人を見つけられないという問題もあるようです。特に自宅を開放する場合は家族の理解がないとやっていけません、そのなかでも夫がボランティア活動を理解してくれないと最初からあきらめるかたも多いのです。

また、うつ症状の方や認知症の初期の方やその家族のかたから行きたいのだけどという要望をうけることもあります、やはり場所が遠いと継続が難しく、近くにあればという声を聞きます。(認知症初期の方のうち多くのかたがデイサービスなど介護保険利用ではなく、一般の集りのなかに入ることを望まれます) 認知症もうつも閉じこもりを防げば、ある程度悪化を防ぐことができるので、私たちとしても残念な思いです。

北九州市のなかでも相当数「居場所づくり」の活動をしているグループがあるはずなのですが、市民センターなどで行なわれている以外はその活動と数がはっきりしません。

今後、「えん」「認知症・草の根ネットワーク」のメンバーと共に、居場所づくりグループがどれくらいあり、どのような形で活動しているのか研究してみようと考えています。

■火曜日の会に認知症のかたの参加が多くなってきました。

もともとメンバーの絆を深めるために始めた火曜日の会でしたが、「えん」1年目に「私はウツ病です」と公表したメンバーがいたことが後の「えん」の方向性を決めたようです。最初の1年はウツのメンバーとの付き合いはたいへんでしたが、本人がその時々を病状を正直に言うことでたくさんのことを学びました。その後、ウツや認知症の人たちが「えん」に参加することが多くなっていくのですが、この最初の経験から、ウツや認知症を病気と認識することの大事さ(とくに家族の姿勢が重要)、病気を隠さないこと、病気のことを正しく知る努力をすること、誰でもいつか病気になるということを「わかる」ことが必要であることなどを教えられました。

現在ご夫婦のどちらかがアルツハイマーのかたが3組こられています。認知症のあらわれかたは人様々です。この方達とご一緒に思うのは、認知症ご本人だけではなく、介護をしているかたへの支援が必要だということです。特に奥様の方が発症されている場合、なれない家事などのこともあり、夫の負担は相当の物になります。また介護者は将来の介護がどのようなものになっていくのだろうという不安や孤立感を感じており、そういう点でも介護者に対するきめ細かな支援が必要だと思うのですが、現在の介護保険では家族—介護者の支援は入っていませんので、本人、介護者が「共倒れ」になる危険性を非常に感じています。

21世紀は「人権」の世紀だといわれています。認知症になっても、病気に耐えるというだけでなく、元気な人が様々なところにいて生活を楽しんでいるように、認知症の人でもデイサービスだけでなく、いろんな場所や集りのなかで様々な人とのふれあいのなかで豊かな生活ができればと思います。そのためにも認知症に対する理解の広がり、居場所の増加が必要であると考えています。

■認知症・草の根ネットワークへの参加

昨年から医師、介護事業者、市民活動メンバー、行政、研究者など多様な人たちがあつまって、「認知症・草の根ネットワーク」の活動が始まり、平成20年7月に正式組織としてスタートしました。認知症の人の思いを真ん中に、認知症になっても安心して暮らせる街づくりをしようというのが趣旨です。

「今日の仲間のために、明日の自分のために」を合い言葉に、最新の生きた情報や現場発の共感を呼ぶ情報発信をおこなっていますが、「目からうろこ」といって参加してくださる方が多くいます。そして思いかけず、「認知症」というキーワードで子どもから高齢者まで、またいろんな分野の方達が多様にかかわりを持つ環が出来はじめました。

「えん」でも認知症を学び、認知症のかたがメンバーにいるという関係で、この認知症・草の根ネットワークに積極的に参加しています。このネットワークをつうじたお付き合いのなかで、「えん」に通われていた認知症のかたがデイサービスを利用したり、グループホームのかたが火曜日の会に遊びにこられたり、「えん」からグループホームにボランティアに行ったりという地域のなかでの交流がはじまっています。

周りの人が正しく認知症を理解していれば、私たちのようなグループでも認知症の人の受け入れは可能です。さらに専門職との連携がはかれれば、認知症のかたとその介護のかたにとっても良い環境を提供できると思います。

■他団体との交流・連携を大事にしています。

「認知症・草の根ネットワーク」との連携もそうですが、他の団体との交流や連携は「えん」の大事な課題として取り組んでいます。

「えん」の会員として一仲間としての絆をふかめるのはいいのですが、他の人から見たときに仲良しさんが固まっていて、そのなかに入れないと感じる組織にしてはいけない、開かれた組織にしようというのが「えん」として合意された考え方です。開かれた組織にするためには他の団体の活動に参加するのが一番わかりやすい方法ですので、あちこちの団体と交流させて頂いています。

「えん」のメンバーが他の団体に参加することによって、いろんな情報を得ることができ、それを「えん」に還元することで、「えん」の活動が多様化し、豊かになっています。開かれた組織になろうと努力することが結果として「えん」というグループが継続することを助けてくれているように感じます。

3 活動の成果とこれからの課題

■無関心の克服・生活文化を変える。

「えん」をつくって8年目、社会の状況は益々不安の度合いを深めてきました。介護保健が施行されて、私たちの老後はこれで大丈夫と喜んだのもつかのま、選択できる老後はまだ遠い夢です。介護、年金、医療といった社会保証制度の穴がますます大きくなっています。その上に格差社会や若い人たちの労働形態の問題も非常に重い課題となっています。派遣に象徴される非正規のはたらきかたが大きな社会問題となっています。これは年金世代の人たちには「自分達に関係のないこと」と、反応が鈍いですが、とんでもない間違いです。介護費用を誰が荷なうのかとい

う狭い問題をかんがえただけでも自分達に関係のないことでは無いとわかります。

今や「私に関係のない事柄」など無いと考えた方が良いように思います。

7年前に北九州市の企画に「地域づくり勉強会」というのがあり、地域づくりの調査活動をしたが、その時からかんじていた各世代共通のコミュニケーション障害は相変わらず解消の糸口が見えず、「誰かがやってくれる」という人まかせや「私には関係ないわ」という無関心がまだまだ幅を利かせています。私たちが地域で安心・安全に暮らし続ける為には、高度成長期の競争社会のなかでわたしたちが身につけてしまった無関心や無責任・個人主義といった生活文化を変えるという難しい作業が残っているのです。

「えん」の活動を通じて、「他の人を理解しようとしなければ、自分のことも理解してもらえない」という実感を持ってもらい、地域の問題解決が他の人のためだけではなく、回りまわって、自分のためになるということを納得し、行動をはじめのひとを増やしたいと思っています。これが本当に難しいのですが。

■マンパワーの不足

ボランティア活動をやっていて、よくいわれるのが、「よくやるわね〜」「たいへんね」ではないかと思います。私たちの暮らしの安心や命の安全を守るというセーフティネットに大きな穴があきはじめている状況を話しても、自分とそれらの問題は別物という根拠のない自信をもたれている人たちが多くいます。私たちがのりこえなければならぬ最強の言葉が「何で、私がそんなことをしないとイケないの」という言葉です。

「えん」の活動を楽しみながら、上記の言葉を乗り越え、納得してもらえる言葉を私たちがもたなければならぬと思います。公助が厳しくしぼりこまれるなかで、一緒に課題に向き合ってくれる人たち、一緒に取り組んでくれるひとがたくさん必要です。

北九州市におけるボランティアの数は増えていると言われていますが、実感としてはそう増えているように感じません。高齢化も進んでいます。

特にここ2年ほど厳しい経済状況を反映してか、学生ボランティアが減少しているように感じます。団塊の世代が社会貢献に進出するのもあと数年かかりそうで、後しばらくは現在の人数で頑張るしかないようです。

ボランティアは個人の社会貢献であるといえると思いますが、企業の社会貢献の仕方を少し人的な部分にふりわけていただいてはどうでしょうか。

助成金などのお金の面を企業全体として支援している話はよく聞きますが、社員がボランティア活動することを奨励したり、時間的な配慮をしてくれると、マンパワー不足の解決策の一つになるのではないかと考えます。

■今後重要な地域の掘り起こし

みんなが無関心では社会を作っていけない。みんなが関わりを持とうとしなければ、いい地域づくりはありえない。いい地域がなければ、個人のいい人生もありえない。

北九州市では市民センターなどの設置で区レベルまでの街づくりはできはじめました。

今後の一番大きな問題点は個人のかかわりというレベルでの地域の掘り起こし（人の再発見）です。地域づくりという言葉で自分のことだと思う人がどれくらいいるか、今一番穴があいてい

るのが隣近所の助け合いです。解散の話がでていた婦人会が、メンバーの一人が自分の困った体験を話し、こんな婦人会があったら安心なのだというのを聞いて、一転皆がやる気になったという例もあります。

「誰のために」「何をするの」がはっきりすれば、町内は人材の宝庫です。

もう上から下への伝達組織では人はついてきません。深い関わりを避けたいと多くの人が考える町内組織・隣近所のかかわりを新たな物にすることが避けて通れない課題となっています。

組織の上の方で決定され、慣例に従って行動するのではなく、住民一人一人の足もとで、隣近所の人と、問題解決に知恵を絞れる。それが「生意気」でも「分をこえたと叩かれる」のでもなく、課題解決のために仕組みも組織も柔軟に変える事が出来る—そんな町内があればどんなにいいか。若い人もきっと参加してきます。

まずは入り口の第一歩として、民主的な組織運営を学ぶ必要があるように思います。組織運営や情報に長けた市民組織と継続力に優れ経験をつんできた地縁組織が協働できるとすれば、そしてそこに市民主体を徹底した行政が加われば私たちの暮らしを安心できるものにすることが出来るのではないのでしょうか。

■「えん」というグループ活動から、地域という私たちの暮らしのセーフティネットの構築へ。

「近隣助け合い活動」のグループとして、活動している「おとなりさんネットワークえん」ですが、やはり、自治会や自治連合会などの地縁組織といわれる所と縁が薄い感はいなめません。メンバーも町内の役がまわってきても、「えん」のことを話す機会はそう多くないようです。

しかし年をかさねるうちに、町内の方達にも他からの広報で「えん」のことを知っていただけるようになりました。

今後とも町内行事の協力などをつうじて、特別なことをしているのではなく、日常的な助け合いの環をつくっていきこうとしている、そのなかに町内の隣近所の人も入ってほしいのだというメッセージを発信し続けようと考えています。

「えん」の活動を通じて出合った多くの方たちから学んだこと、体験したことを、町内の役員をする時に伝えていくということは有効な手段です。少しずつですが積みかさなれば地域を動かす力になるでしょう。時間はかかりますが。

■居場所づくりの拡大

高齢者の居場所は1年365日、いつでもが理想ですが、今のところ火曜日に1回しか出来ていません。

将来的には近くの町内ふくめて（歩いていける範囲で）月曜日から日曜日まで毎日どこかで居間の開放が行なわれているようにしたいとおもっています。

今年度末に同じ町内でもう1ヶ所開催するように計画しています。

来年始めには小倉北区で1ヶ所予定、若松区でも開設準備をしている人がいます。

少しずつですが、広がりがみられはじめました。

「えん」で今ひとつ考えているのは、できれば、小さな町内の範囲（100軒くらい）が一つの大きなホームとして機能できるような構想が実現できればということです。

一人一人は一軒の家（マンション）にすみながらも、真ん中にある集会所（室）に集り、食事

をしたり楽しんだり、地域や隣の人のために何かをしたり。

町内にはお医者さん、看護婦さん、介護職、いろいろな職能を持った人たちがいます。手助けしていただける専門職にはことかきません。住みなれた自分の家で出来るだけ長く自立して、隣近所の人たちと心をかよわせながら、人生を生ききれば、それはいい地域であり、いい社会と言えると思います。

近頃市民活動のなかで「互酬性」という言葉を聞きます。お互い様の行動をとることで、その関係性を継続・維持することとあります。「お互い様」「関係性」「継続」・・・重要なキーワードであると思います。

参考資料

〈私たちの地域〉

45年前に若松市、戸畑市、八幡市、小倉市、門司市の5市が合併し、現在の若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、小倉北区、小倉南区、門司区の7区となっているが、旧市から引き継いだ各区の個性をそれぞれもっている。当時は新日本製鉄を中核の産業としていたが、近年、日産などの自動車産業の集積も進んでいる。また、環境汚染を克服した経験から環境問題に力をいれ、環境首都宣言や若松区を中心にエコタウンを建設した。一方、都市機能をもちながら、郊外は緑が多く、住民にとっては住みやすいところである。

住民にとっての地域の拠点として、小学校校区に1ヶ所、市全体で129箇所市民センターを配置している。

北九州市の人口（平成20年8月1日現在）

総数—985,102人（男462,543人 女522,559人 世帯数425,237世帯）

北九州市の高齢者の現状（平成19年9月住民基本台帳）

高齢化率

総人口—985,938人

高齢者人口—（65才以上）—230,108人

高齢化率—23.3% ※政令都市のなかで一番高い高齢化率

要介護認定者—46,727人（65歳以上の高齢者に対する割合12.2%）

認知症高齢者—28,074人（平成19年9月）

※要介護認定者に対する割合 60.1%

高齢化の進展—北九州市の高齢化率の将来推計

平成27年—270,000 29.1% 前期高齢者人口のピーク時

平成32年—276,000 31.4% 高齢者人口（全体）のピーク時

平成37年—267,000 32.2% 後期高齢者人口のピーク時

高齢化に伴う課題

- ・団塊の世代が高齢期を迎える
- ・介護予防の促進
- ・一人暮らしの高齢者、高齢者のみの
- ・在宅介護支援の強化

世帯の増加

- ・ 認知症高齢者の増加
- ・ 介護者の負担の増加
- ・ 家族や地域のつながりの希薄化
- ・ 地域で孤立する高齢者の増加
- ・ 労働力人口の減少
- ・ 価値観や行動様式の多様化

→

- ・ 地域ケアの推進
- ・ 認知症対策の推進
- ・ 高齢者虐待への対応
- ・ 高齢者の見守り体制の確保
- ・ 高齢者の多様な住まいの普及
- ・ 在宅医療の推進
- ・ 生涯現役型ライフスタイル

<研究ノート>

都市におけるマンション孤立死防止モデル事業について ～マンション管理組合との協働事業調査研究から～

北九州市社会福祉協議会 福祉部地域福祉課
久留島 一 暢

1 事業実施の背景と趣旨

平成 18 年に北九州市内で起きた孤立世帯の連続死亡事件を受けて、北九州市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が、「ふれあいネットワーク事業の緊急点検」を実施した結果、「集合住宅では自治会未加入者など地域とのつながりが薄く、状況の把握が難しい現状がある」ということがあげられた。また、北九州市立大学都市政策研究所（地域づくり研究会）と市社協が協働で行った「社会福祉協議会小地域福祉活動の実態把握のための調査報告」では、小地域福祉活動者から「自治会未加入対象者の把握に困っている」や「集合住宅での見守り対象者の把握に困っている」という声があった。

一方、マンションでは建物の老朽化や居住者の高齢化が問題となっているが、これまでの管理組合は建物の維持管理が主体となっており、居住者の日常生活に関する業務の取り組みが課題となっている。

このようなことから、今後「孤立死」の発生する可能性が高くなっている状況にあると思われるため、NPO法人福岡県マンション管理組合連合会と協働し、「孤立死」防止策を確立するため、市社協に検討委員会を設置して研究事業を進めている。

2 検討委員会での検討内容

当事業は、マンション管理組合・民生委員・校（地）区社協・九州電力・行政・学識経験者など 11 人で構成する検討委員会を設置し、「マンション内における居住者の相互支援のあり方について」や「マンションと地域組織・ボランティア等との連携策について」、「相互支援が困難なマンションに対する支援策やしきみづくりについて」の三つのテーマに基づき検討している。

3 事業取り組み内容

- (1) マンション居住者および管理者への生活支援に関するアンケート調査の実施（平成 20 年 12 月～平成 21 年 1 月実施、小倉北区内対象）
 - ・郵送法調査回収率：居住者 28.0%、管理者 47.6%
 - ・聞き取り調査世帯数：100 世帯
- (2) 管理組合役員説明の実施（平成 20 年 12 月 6 日実施）
- (3) 入居者座談会の開催（平成 20 年 11 月 26 日・12 月 1 日実施、小倉北区内マンション）
- (4) 先進地視察の実施（平成 20 年 12 月 4 日・5 日実施）
 - ・千葉県松戸市常盤平団地、松戸市社会福祉協議会

・東京都新宿区戸山団地、新宿区社会福祉協議会

(5) マンション管理会社との意見交換会の開催（平成 21 年 2 月 23 日実施）

(6) マスコミ・ホームページで、検討委員会の進捗状況・結果・成果等の公表、ホームページでの意見聴取（平成 21 年 2 月 5 日～2 月 20 日）

4 マンション居住者および管理者への生活支援に関するアンケート調査から見たもの

日頃の生活実態や居住者の気持ちなどを把握するため、生活支援の必要性や居住者間の日常の付き合い状況、近隣関係の意識、安否確認の必要度などについてアンケート調査を実施した。

調査の集計結果からは、地域とのつながりが薄い層や分譲と賃貸による意識の違いなどあり、最終的には家族構成や自治会への加入の有無、年齢などクロス集計を行って、まとめることとしている。

5 入居者座談会から見たもの

管理組合のある 2 箇所のマンションで実施した座談会では、マンション内での交流の状況や居住者が気になること、また居住者や管理組合役員の今後の思いなどについて意見交換を行った。具体的な意見からは「マンション内行事等でつながりができている」や「高齢者の安否確認に皆で協力している」などの声があったが、一方では「近隣関係に無関心な世帯もある」や「交流行事に参加しない、できない人が気になる」などの課題もあった。

このような意見から、管理者の熱意・関わりの重要性や、管理人の必要性、若い世代の関心度、サロン等に出向けない・出向かない人へのアプローチ方法の必要性などが見えてきた。

6 先進地区への視察から見たもの

大規模団地で孤立死防止に向けた成果をあげている千葉県松戸市常盤平団地および東京都新宿区戸山団地を視察し、団地社協での活動や外部からの見守り体制づくりなどの確認を行った。そこからは、高齢者に限らず 50・60 歳代男性の孤立死の危険性や、管理者が居住者を把握しておくこと、また居住者が孤立死から発生する問題を認識すること、孤立死における急死の問題、原点となるのは「あいさつ運動」などの必要性や課題が見えてきた。

7 事業の活用方法

この事業については、市社協から厚生労働省の平成 20 年度社会福祉推進事業に提案を行い採択されたものであるため、研究成果については報告書としてまとめ、厚生労働省、市社協ホームページでも公表を行うこととしている。また、市社協では次年度以降、集合住宅全般への「孤立死」防止策の提案を行うとともに、実践活動として普及に努めることとしている。

みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり

福岡県マンション管理組合連合会と北九州市社会福祉協議会の協働事業研究

都市における マンション孤立死防止モデル事業



北九州市社会福祉協議会
福祉部 地域福祉課

事業に取り組むキッカケ

- 平成18年に市内で起きた、孤立世帯の連続死亡事件
- ふれあいネットワーク事業の緊急点検
- 集合住宅における町内会未加入者の増
- 見守り対象者の把握が困難
- 近隣関係が希薄になりがち など



事業の目的

- ◆ 近隣関係が希薄になりがちであり、地元の町内会等に未加入となる傾向があるマンション入居者の孤立死防止策を確立するため、社会福祉協議会が持つ地域福祉活動のノウハウを活用して、福岡県マンション管理組合連合会と協働で、どのようなしくみを創るかの研究に取り組んでいます。



検討委員会の設置

- 福岡県マンション管理組合連合会
 - 賃貸マンションの管理業者
 - 学識経験者
 - 校(地)区社会福祉協議会
 - 民生委員・児童委員
 - 企業（九州電力）
 - ボランティア関係者
- などからなる検討委員会を設置して検討を始めています。



検討内容

- マンション内における入居者の相互支援のあり方について
- マンションと地域組織・ボランティア等との連携策について
- 相互支援が困難なマンションに対する支援策について



具体的な事業の取り組み内容

- 生活支援に関するアンケート調査の実施
- 管理組合役員説明
- 入居者座談会
- 先進地視察の実施
- 不動産業者との意見交換
- 検討内容のマスコミ・ホームページでの公表
- ホームページでの意見徴収
- 市社協総合企画委員会での報告検討

マンション管理基礎セミナーから

- 「高齢化を迎えるマンションの課題と管理組合の役割」
全国マンション管理組合連合会
- 「35年を迎えたマンションのこれから」
緑ヶ丘第4マンション管理組合
- 「平均的マンションでありつづけるためには」
シャンボール和布刈管理組合
- 「都市におけるマンション孤立死防止モデル事業」
北九州市社会福祉協議会

入居者座談会から見たもの

- 管理組合理事長の熱意・関わりの重要性
- 管理人の必要性
- 高齢化率が低いマンション居住者の関心度
- サロンやサークル活動などに出向かない、
出向けない人へのアプローチ など



先進地区への視察について

- 松戸市常盤平団地
 - ・住宅戸数 170棟、5,359戸の大規模団地
 - ・平成13年に死後3年、平成14年に死後4ヶ月を経過した孤独死を受け孤独死対策に着手
 - ・シンポジウムや孤独死予防センター、サロンの開設、あんしん登録カードなどで孤独死防止対策を行っている。
- 新宿区戸山団地
 - ・過去48棟1,200戸の団地から建て替えを行い、現在は17棟2,321戸の大規模団地
 - ・平成17年から最近までに9件の孤独死が発生
 - ・ふれあい訪問やゴミ訪問収集、情報誌の訪問配布などを行っている



先進地区への視察から見たもの

- 高齢者に限らず50代60代の男性の孤立死の危険性と、40代50代の男性が地域に溶け込む仕掛けづくり
- 管理者が居住者を把握しておくことの必要性
- 原点となる「あいさつ運動」
- 居住者が、孤立死から発生する問題を認識することの必要性
- 死後のことも視野に入れたネットワークづくりの必要性
- 孤立死における急死の問題



調査から見たもの

- 「分譲」と「賃貸」による意識の違い
- 前住地は、同じ区内が66.3%
- 家族構成 一人暮らし 31.1%
夫婦のみ 37.5%
- 居住者間での助け合いの必要性
非常に必要 18.2%
ある程度必要 70.7%



事業の活用方法

- 都市におけるマンションでの「孤立死」防止策の提案、普及
- 入居者相互支援事業取り組み事例による管理組合連合会加入組合への普及
- マンションと地域組織・ボランティア等との連携策の提示
- 「孤立死」防止のための(仮称)巡回員養成プログラム作成、人材育成とサービスの開拓
- 「孤立死」防止のためのコーディネーターのしくみ検討
- 集合住宅全般への「孤立死」防止支援プログラムとして活用



結果の公表

- 北九州市社会福祉協議会のホームページで、事業目的、計画や結果、成果等を公表しています。
- この事業は、厚生労働省の補助金を受けて実施しています。厚生労働省のホームページでも結果や成果を公表します。

文献紹介：コミュニティ・ガバナンスと公－民協働

山 崎 克 明

はじめに

わたくしは10年ほど前から北九州の地域における「ガバナンス」(local governance, community governance)の可能性とその方法を追求してきた。それは、北九州における非営利市民活動団体の活動に直接間接に関わり、また、市民福祉センター(後に市民センターと改称)やまちづくり協議会の活動を「地域づくり」の視点から調査研究することを通して行われてきた。その成果は「21世紀の地域づくり―地域における新しい〈公共空間〉の形成―」(岡本栄一・山崎克明編著『北九州市発 21世紀の地域づくり―参加型社会の創造―』2001、第2編第1章)、「地域コミュニティの再構築と〈地域協治〉の模索」(北九州市立大学北九州産業社会研究所編『21世紀型都市における産業と社会―北九州市のポスト・モダンに向けて―』2003、第2編第1章)、ならびに「NPO、市民、行政の『協働』システムによるホームレス問題解決への取り組み―公-民パートナーシップ論の視点から―」(山崎他編『ホームレス自立支援―NPO・市民・行政協働による「ホームの回復」』2006、第9章)に収録されている。その基調をなしているのは、行政と市民活動団体との「協働」的関係ないしパートナーシップ関係の形成過程の追究を通して、北九州における地域ガバナンスの可能性とその方法を追求することであった。

上記の最初の論考「21世紀の地域づくり」では、協働的パートナーシップ関係が成立する前提としての市民セクターの形成の背景を問い、市民活動団体と行政との関係の類型を「依存型」「独立型」「協働型」として抽出し、「協働型」の関係の成立を待って始めてガバナンス(「協働による地域自治」)が成立しうることを明らかにした。第2の論考「地域コミュニティの再構築」では、北九州市におけるまちづくり協議会と市民福祉センターの活動の実態を調査・分析することによって「パートナーシップに基づく協働による地域づくり」すなわち〈地域協治〉の方向性を見ようとした。そして第3の論考では、北九州市における〈公-民協働〉によるホームレス問題への取り組みを公-民パートナーシップによる協働の視点から制度設計し、その制度の運営に関わることを通して、ガバナンスの成功の条件を明らかにしようとした。

これらの論考を通して、わたくしは、パートナーシップとは「異なるセクターや機関や団体やグループが、それぞれの自立性と対等者性を尊重しつつ、共通の目的を達成するために協力する関係、すなわち連携」の構造ないし組織であると定義してきた(参照：山崎 2003、135)。このように、パートナーシップを構造的な概念として規定するのに対して、「協働」は、この関係ないし連携の機能的な概念として規定することによって、両者を区別してきた。また、協働およびパートナーシップが成立する前提として、「情報の共有」＋「意思(政策)形成過程の共有」＋「実施過程の管理の共有」＋「評価の共有」＝「プロセス(過程)の共有」が存在することを挙げている(参照：同上、136)。

そして「コミュニティ・ガバナンス」とは、「公-民パートナーシップによる協働」によって「地域づくりを推進するメカニズム」、別言すれば「各セクターの協働による地域自治」のメカニズムであると捉えてきた(参照：同、137；同2006、277-9)。

さらに、「地域づくり」とは、「市民・企業・政府の3つのセクターのパートナーシップに基づく協働」による「安心して暮らせる・個性豊かな・誇りの持てるまち（地域）の形成努力」であり、「存在理由や組織原理を異にする多様（多元的）な市民（住民）団体が存在する〈多元的地域社会〉を前提に、それらの団体と地域の政府（行政）や企業との協働作業による、地域の資源と課題の発掘・確認に始まり、地域づくり計画の策定・実施・見直しというプロセスを経つつ展開される〈多元的政策立案・実施過程〉である」（山崎 2003 137. 参照：同2001 100-103）。そして、それぞれの地域づくりは、「それを方向付ける地方自治体の総合戦略ないし高次の戦略の方針とリードが必要であり、この戦略ないし基本方針を最終的に決定するのは、地域に開かれた地方議会の役割である」（同2001 51）、わたくしは、地域ガバナンスを議論するうえでの概念枠組を以上のように整理し、公表してきた。

これを受けて、わたしは2007年度の『「地域づくり」に関する調査研究報告書』に「〈地域協治〉（ローカル・ガバナンス）の制度化とその理論的課題—提案と文献紹介」を執筆し、北九州市における地域ガバナンスの構造・機能と課題について提案・提示するとともに、それに関わる文献を紹介した。本稿はその続編として、行政と非営利市民活動団体との協働的パートナーシップ関係に関連する3つの文献を抄訳して紹介をすることを通して、地域ガバナンス、すなわち「公-民パートナーシップによる協働」によって「地域づくりを推進するメカニズム」についての理解をさらに深めようとするものである。

ここで、以下に抄訳する3つの論文について簡単に紹介すれば、次の通りである。

まず、ケイパク「緊急時の激動的状況における集団活動としての公-非営利パートナーシップ」は、まずパートナーシップとは何かについて簡潔に定義し説明する。ついでソーシャル・キャピタルとネットワークそしてパートナーシップとの相互発展的関係についての興味深い論述がされる。それを受けて9.11. 国際貿易センタービル襲撃を事例に、緊急事態に対応する際の政府と非営利組織との協働のありよう意義についての分析がなされる。

アンハイアーの「国家-非営利関係」は、米国における政府と非営利市民活動団体との関係ならびに営利団体と非営利市民活動団体との関係に関するさまざまな研究成果をまとめたものである。そこでは政府と非営利団体との関係の類型論、政府の非営利セクターへの各種の財政支援、そして政府の政府機能縮小政策の方法としての民間化、市場化が民間セクターに与えた影響が論じられる。すなわち、民間化・市場化によってこれまでもっぱら非営利セクターの活動領域であったところ（おもに保健福祉領域）への営利企業の進出による非営利団体の変質と国家の役割の変化の問題が論じられる。

最後のローゼンバウム「サービスの協働供給」は、国際的・世界的な視野で公共的サービスを政府、民間企業セクター、市民社会セクターの組織が協働して供給するシステムが展開されるにいたった理由を探る。中でも興味を引くのは、政府が民間セクターや市民セクターにサービスの供給を委ねた結果、それらのセクターの社会の中での影響力が増し、これがガバナンス過程へのそれらのセクターの影響力の増大をもたらしたという分析である。ここでは、また、贈収賄や縁故資本主義といった不正を排除することを含む法的枠組の整備や地方分権、公的資金の裏づけが協働促進には不可欠であるという。

抄訳 1 : ネイム・ケイパク「緊急時の激動的状況における集団活動としての公-非営利パートナーシップ」

Naim Kapucu, "Public-Nonprofit Partnerships for Collective Action in Dynamic Contexts of Emergencies" in *PUBLIC ADMINISTRATION* Vol.84, No.1, 2006 (205-220)

はじめに

緊急事態管理活動は、必然的に互いに他を信頼するネットワーク化されたアクターたちの環境において起こる。公-非営利パートナーシップ（PNP）は、コミュニティの災害に対する効果的な対応を確保するための本質的な方法であることを実証することができる。これらの相互に作用するメカニズムの適切なデザイン、役割、適用—それらの相互の関係、およびセクターや管轄を超えた組織間の適切な関係を含む—は、十分には理解されていない。

公-非営利パートナーシップ

パートナーシップとは、1あるいはそれ以上の問題を同定し、その結果としてそれを解決するための合同アプローチを追求するために資源をつなぐ、多様なセクター（すなわち、公的、私的、非営利）からの2ないしそれ以上の組織間の意図的な協働関係のことをいう。ジョイント・ベンチャー、多角的協働、公-私および公-非営利連携は、こうした現象の一例に過ぎない。パートナーシップは、また、参加する組織のリーダーやスタッフによる知識、技術、感情のコミットメントを含む社会的交換としても理解される。組織の立場からは、パートナーシップは、自分たちは単独では自分たちのミッションや目標を達成できないという事実を認識して一緒になって行動する2ないしそれ以上の団体を含むイニシアティブへの組織的資源のコミットメントを必然的に引き起こす（Gray 1985）。

どういうかたちの公-非営利関係がパートナーシップに向いているのかということを考えるにあたって、2つの対照的な概念化が議論を組み立てるのに役立つ。第1は公と私の領域間の健康な関係を構築するという紋切り型の視点に基づくもので、この見方ではパートナーシップは補完性に依存する。市民活動の可能性は公共財の供給によって高められるが、公共機関がコミュニティの事柄になれなれしく関わってくるならば[市民活動は]容易に脅かされる（Young 1999）。こうしたシナジーのもっと過激な見解は「埋め込み」に焦点を当てる（Evans 1995）。それは公・私の明確な領域があるという前提を問い、信頼と生産的な非公式のネットワークを集団活動の財産と見る。行政純粋主義者はそれを、公益にかなう明晰な決定に必要な隔絶性を脅かすものと見る。市場擁護者はそれを、個人のインセンティブと合理的な資源配分の論理を絶望的に混同させるものと見る。

公-非営利パートナーシップ（PNP）は、既存の多様な組織間システム・ネットワークの特殊な形式である。PNPは過去数十年の間に、環境改善及び広域地域や都市の経済開発や教育改革のような、社会の多種多様な新しい諸問題を扱うために生まれてきた。

PNPはセクターや組織を越えた相互依存性の認識に、従って、緊急の問題を解決するためのセクター間・組織間協働の必要に基づいているのであるから、それらはまた公私の多種多様なコミュニティ資源の有効な動員と活用を求める。多くのPNPのボランティアな性質を所与とすれば、それらの有効性はほとんどの部分が協働活動に参加しその成功に貢献する、セクターを越え

た一連の個人や組織の意欲にかかっている。ソーシャル・キャピタルは、集団行動の問題を解決するためのコミュニティの能力を説明するのに使われてきた。2001年9月11日以来、公的セクターでは、組織の境界を超えた公的価値の創造を含む問題が、情報共有の点からも、異なるレベルの政府の組織単位を含む、多様なセクター（公と非営利）にまたがる集団行動の点からも、一層の重要性を持つようになってきた。緊急時におけるPNPの価値創造過程は、パートナーとメンバーにとってのみならず社会全体にとっても、漸増的ソーシャル・キャピタルを生み出すことができる。有効なパートナーシップによって生み出された諸便益は、しばしばパートナーシップ自体の目的を超えて、社会的ミッションをより有効に達成することを可能にする（Fountain 1998; Austin 2000）。ソーシャル・キャピタルという語は社会の自己組織化能力―集団行動のための活動を促進し調整する能力―を要約する。

ソーシャル・キャピタルは多様な活動場所やセクターにおけるアクター間関係に固有の資源であると共に、状況依存的であるということも理解されねばならない。PNPはコミュニティ内の組織や協働を創出し強化することができ、コミュニティのメンバーがコミュニティ生活への参加のみならず、優先順位を設定しプログラムを開発することによってかれらに関わるコミュニティ生活の諸側面に参加することを可能にする。公的組織による創造的行動は、政府の有効性を高めるために動員された非営利組織や市民を結び付けて、ソーシャル・キャピタルを育てる。水平的ネットワークがソーシャル・キャピタルの開発を助け、そのソーシャル・キャピタルがより健康な社会を育てるということはあまたの文献において実証されている（Coleman 1990; Putnam 1993）。

極限の事態によって引き起こされる不確実な状況にとって、信頼は決定的である。公-非営利の組織間の信頼は非常事態の起こる前によりよく構築されうる。自己組織化と集団行動の過程にとってコミュニケーションが決定的である。コミュニティの今の状況についての情報のコミュニケーションは、過程における参加組織の行動の場合と同様、[緊急事態への]対応システムにおいてコミュニティを守り、その機能を回復させるという全体的目標を達成するために、参加者たちが自らの行動を十分な情報に基づいて決定し、他者の行った決定に沿って自らの行動を調節することを可能にする。情報に通じたコミュニティは、危険に対してより適切な行動を対応させることができる。

緊急事態における公-非営利パートナーシップ

社会的ネットワークが緊急時に集団行動のパフォーマンスを高める主たる方法には以下のものが含まれる：(1)社会的ネットワークが処理コストを削減することになる信頼の開発へと導くことのできる組織間の相互作用を増やす；(2)信頼と互惠（相互依存）性は濃密なネットワーク関係の中でのある種のインフォーマルな社会的コントロールを提供する；(3)社会的ネットワークは組織的ネットワークのメンバー間の情報の急速な普及を促進させる；(4)ソーシャル・キャピタルはネットワークのメンバー間の資源へのアクセスを改善する。

組織は構造的特徴を持っているが、それらはまた個々人から成り立っており、その集合的な態度と価値が特有の文化をつくる。そしてそのあるものは危険であるかもしれない。個々人の価値や行動があるサービスの構造と相互に作用する方法が有害な「クラブ文化」を生み出すおそれがある。

国際貿易センターの襲撃への対応

非危機対応非営利組織の活動の調整は複雑で困難な仕事である。公的管理者は極限の事態の間、非営利ボランティア組織に頼ることを好まない。理由の1つは、「ボランティアたちの意図を信用せず、ボランティアたちの技術や資源を信頼せず、ボランティアたちが自らあるいは他者を危険にさらすことを恐れ、ボランティアたちが専門的対応者の中に割って入ることを懸念し、ボランティアたちの行動に法的責任がありうることを危惧するからである」(Waugh 2000, p.47)。

たしかに危機管理は政府の本質的な機能である。災害後の危機管理者の役割は政府の制度と共に古い。けれども災害に対応した措置はしばしば社会組織に依存してきた。危機管理は最初、災害対応活動に集中されていた。第2次大戦前は、合衆国の災害復旧は主として慈善団体および宗教団体の責任であった。アメリカのコミュニティは今もなおアメリカ赤十字や救世軍のような非営利組織に大きく依存している。けれども9.11攻撃への対応には、非常に多数の非営利組織が参加した。

緊急事態管理は典型的な政府の役割である。FEMA（連邦危機管理庁）が災害に対応し非営利組織とリンクする連邦のリード機関である。9.11のような緊急事態には、FEMAはその規則によって連邦、州、地方政府、アメリカ赤十字、救世軍その他、FEMAの指揮命令の下で活動することに同意したボランティアな救援組織の救援・支援活動の調整を要請される。

公-非営利パートナーシップは単なる行政マターではない。パートナーシップ過程は集団行動と能力構築、より有効な意思決定と実施、政策やプログラムの成功へのより多くのコミュニティの参加や関与を奨励する。パートナーシップへの公衆の参加は、より弾力性のあるコミュニティをつくるのを助ける能力づくりの訓練である。

公-非営利パートナーシップ: 調整された対応

災害時の効果的対応の主要因はスピード・柔軟性・創造性である。今日の行政の諸原則とは反対に、公的組織を統合し集中化するという誘惑に積極的に逆らわねばならない。むしろ観察された相互依存のタイプとレベルに合わせて組織のデザインを注意深く調和させねばならない。というのは、表面的には相互依存の網に硬くリンクされているように見える組織システムも、よく検討してみると、分散化されたインフォーマルな組織編制を通して調整される比較的単純なサブシステムに分解可能であることがわかるからである。

不確実な状況での災害の際には、組織は連絡を取り合って重要な決定をしなければならない。調整は組織内コミュニケーションのための組織の各部の間、あるいは組織間コミュニケーションのための組織の間での十分なネットワークが存在する程度として理解できる。

コミュニティの現況についての情報伝達は、参加組織が対応活動の中での自らの行動を十分な情報に基づいて決定することを可能にする。彼らはまた、コミュニティを守り機能を回復させるという全体の目標を実現するために、他のものが行った決定に沿って彼らの活動を調節することができる。

むすび

公-非営利パートナーシップ（PNP）は緊急時には公的組織によっては対応できないサービ

ス供給のギャップを橋渡しするという重要な役割を演じることができる。組織間の調整と十分な情報に基づく集团的活動をデザインすることによって、生起する社会の諸問題を解決するというニーズによりよく応えることができる。有効な応答・復旧活動は、あらゆるレベルの政府機関間の、そして公-非営利セクター機関（団体）間の参加と信頼を求める。より高次の保護を達成し災害に立ち向かうことは政府のみの責任ではない。計画と活動についてのタイムリーで忠実なコミュニケーションが決定的に重要である。協働の進展は信頼を生む。多様な政府レベル間および政府・非営利セクター・公衆間の広範な協働の重要性が強調されすぎることはない。

9.11.の対応活動は多元的な管轄間の多様なアクターの活動の調整を必要とした。公的組織とパートナーを組み、市民の参加を刺激した非営利諸組織は、9.11.の対応活動において重要な役割を演じた。信頼できるロードマップがなかったにもかかわらず、非営利組織はいつにないスピードと機敏さで、9.11攻撃の直接の犠牲者とより広いニューヨーク地域の緊急の人道的ニーズに応答した。これらの慈善活動を通して何百万もの人々が復旧活動に貢献し、直接間接に攻撃の影響を受けた人々のニーズに応える助けをすることができた。

本稿に提示された証拠から、公-非営利パートナーシップが、今日の社会における緊急事態管理の実践の主要な側面に向けたタイムリーで野心的な社会実験であるということは明らかであろう。ニューヨークの災害から教訓を引き出すとすれば、正規の緊急事態機関の行なった対応活動が決定的ではあったが、それは絵の一部を構成したのにとどまるということである。同様に重要であったのは、これらの機関が非危機組織との相互作用とそれらから得た支援であり、また、被災地の住民からの支持であった。被災地外からの組織の積極的参加と自然発生的なボランティアの諸活動を通して、地域の能力が高められた。

参考文献

- Austin, J.E. 2000. *The Collaboration Challenge*. San Francisco, CA: Jossey-Bass.
- Chisholm, R.F. 1998. *Developing New York Organizations: Learning from Practice and Theory*. New York: Addison-Wesley.
- Coleman, J. 1990. *Foundations of Social Theory*. Cambridge, M.A.: Harvard University Press.
- Evans, P. 1995. *Embedded Autonomy: States and Industrial Transformation*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Federal Emergency Management Authority (FEMA). 1999. *Federal Response Plan*.
- Foundation Center. 2002. *September 11: Perspective from the Field of Philanthropy*. New York: Foundation Center.
- Fritz, C.E. 1961. 'Disasters', in R. Merton and R. A. Nisbett (eds). *Contemporary Social Problems*. New York: Harcourt.
- Gray, B. 1985. 'Conditions Facilitating Inter-organizational Collaboration', *Human Relations*, 38, 10, 911-36.
- Putnam, R. 1993. *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Turner, B. and N. Pidgeon. 1997. *Man-made Disasters: The Failure of Foresight*, 2nd edn. Boston, MA: Butterworth-Heinemann.

Waugh, W.L. Jr. 2000. *Living with Hazards Dealing with Disasters: An Introduction to Emergency Management*. Armonk, NY: ME Sharpe.

Young, D.R. 1999. 'Complementary, Supplementary, or Adversarial? A Theoretical and Historical Examination of Nonprofit-Government Relations in the United States', in E. Boris, T. Steuerle and C. Eugene (eds), *Nonprofits and Government: Collaboration and Conflict*. Washington, DC: The Urban Institute Press.

抄訳 2 : H. K. アンハイアー「国-非営利関係」、アンハイアー『非営利組織：理論・マネジメント・政策』第13章所収

Helmut K. Anheier, "State-nonprofit relations", in Anheier, H. K. *Nonprofit Organizations : Theory, management, policy*. Routledge, London and New York, 2005. Chapter 13 (281-300).

はじめに

多くの国で非営利セクターは一貫して政府資金をかなり当てにしてきた。事実、合衆国では政府の財政援助が全非営利収入の36%、英国では47%、オーストラリア31%、フランス58%、ドイツ64%である (Salamon *et al.* 2003)。その上、連邦、州、地方レベルでの公と民間非営利団体との間に何百もの契約関係がある。国と非営利セクターとの関係は、セクター自体にとってのみならず社会一般におけるその役割と貢献にとっても非常に重要である。

制度の視角からは、一定規模の非営利セクターの存在は政府との協働の有無によって決まってくる。合衆国の非営利セクターの働きに関するサラモン (Salamon 1995) の分析は、多くの政策分野において第三の政府という制度的パターンを確認した。それは政府セクターと非営利セクターが互いの強みと弱みを補い合い、サービスの供給と財務の相互依存構造へと導くことを示唆した。

非営利はサービス供給者という基礎的な役割と並んで、組織空間としての正規の政治システムに対する補完物を提供する。市民はそれを通して民主的過程に参加することができる。

政府の非営利組織に対する直接的支援は資金の直接的供給、免税、優先的規制措置、寄付金に対する税の控除のかたちをとる。非営利はまた個々のクライアントに対する補助金、すなわち第三者への現金支給を通して間接的に利益を得る。この一連のサポート・メカニズムからもたらされる公-民パートナーシップは、非営利セクターが要望の規模に応じてその役割を引受けることを可能にする。

関係の中身

- ・ 資金 (交付金、サービス契約の手数料、特別貸付など)
- ・ 非金銭的サポート (施設、専門技能、財・サービス)
- ・ 命令 (政策の実施に当たって非営利セクターを含めることを政府が要請される)
- ・ 規制と説明責任

政府と非営利セクターが何らかのかたちの関係を発展させるための理論的根拠は何か。非営利セクターに異なる役割を課す根拠として、(1)代役と補足、(2)補完、(3)反対の3つがある。

(1)非営利組織が政府の代役・補足であるという考え方は公共財と政府の失敗の議論に依拠して

いる。ここでは非営利は需要が異質な分野における公共財の供給に対する解決策である。

非営利は政府の供給不足を埋め合わせる。両セクター間の関係の全体を特徴づけるのは活動上の独立性とゼロ-サム思考であり、どちらの側にも協働することに対するインセンティブはない。

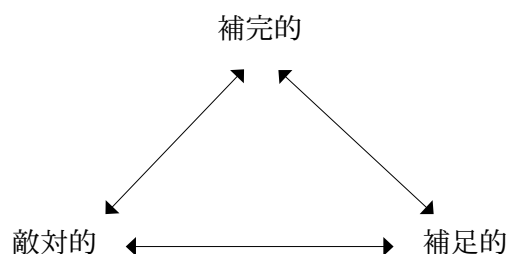
- (2)非営利組織が政府に対する補完であるという理論は第3の政府テーゼにその表現を見る。非営利は次々と生まれてくる多種多様な社会問題に取り組む上での最初の防御線である。いつも資源不足に直面しているが、それは政府の資金の提供によって埋め合わされることができる。この理論は以下のことを含む。(1)非営利の弱さは政府の強さ、すなわち、非営利の資金を保障するために公共セクターの歳入によって、また、公平性を確保するために規制の枠組みによって対応する。(2)資金（政府）と供給（非営利セクター）とは分離している。

処理コスト理論は補完役割をサポートするものでもあるが、この理論は、政府は中心的不な業務を非営利組織に委託契約することによってサービスの供給を移譲する方が能率的であることを示唆する。クレマー（Kramer 1987）は委託契約が公共セクターに数多くの利益をもたらすと述べる。例えば、初発のコストを避ける、コストをより厳密に決定する、公務員スタッフの規制を回避する、プログラムを変更し中止する過程を容易にするといったことである。そこには不利益もある（たとえば、同じ基準を維持することの困難、公的統制と説明責任の喪失、モニタリング・コスト）けれども、政府も非営利もともに協働するインセンティブがある。

- (3)非営利組織と政府とは敵対者であるとする理論は、公共財の理論と社会運動理論によって供給される。需要が異質であるとき、マイノリティの見解は公共政策に反映されにくい。そこで少数者優先の自己組織は多数者の政府に対抗するであろう。

ヤング（Young 2000）は非営利-政府関係の三角形モデルを示し、3つのタイプの関係はすべて程度の差はあれいつでも存在するが、ある期間あるものが他よりも重要性を持つと論じる。たとえば合衆国では市民権グループといくつかの州政府との関係は50～60年代は敵対的であったが、後には福祉サービスの供給と教育の政策の文脈の中でより補完的に変化した。

図 非営利－政府関係



英国の例をとれば、非営利-政府関係は以下のように見える：

- ・補足的：非営利は福祉国家ではカバーされないボランティア・サービスを提供：「難民を救助する」救命ボート、カウンセリング、その他80年代の政府の縮小に対応したボランティア・サービス（公共財の議論—少数者に傾斜）
- ・補完的：新公共管理と外部委託に対応して形成された政府と非営利団体との契約とパート

ナーシップ（処理コストの議論—一層の能率）

- ・敵対的：非営利は国家がサービスのないあるいは不十分な状態に放置した生活困窮者の権利を擁護するグループを含む（公共財の議論—多数者の政府の政策の優先）

ネイジャム（Najam 2000）の4C（Cooperative; Complementary; Co-optive; Confrontational）モデルはそれぞれの組織の目標と手段の重複の程度を検討することによって非営利-政府関係のより詳細な見方を提供する。

- ・協働的：目標と手段が類似であれば、政府と非営利組織は協働関係を発展させる
- ・補完的：目標は類似でも手段が異なるとき、補完的關係が生まれる。
- ・吸収的：目標は異なるが手段が類似であるとき、政府は非営利組織と吸収関係を築こうとする。
- ・対立的：目標も手段も異なるとき、政府と非営利セクターは対立関係にある。

政府-非営利関係の4Cモデル

		目 標	
		類 似	異なる
手 段	類 似	協働的	吸収的
	異なる	補完的	対立的

社会運動アプローチは政府-非営利関係の伝統的な二元論モデルから出発する。二元論モデルが政府と非営利は2つの別個のセクターを構成していると仮定するのに対して、社会運動理論は2つのセクターは深く絡み合っていると論じる。社会運動は法的地位を持たないルースに組み立てられたインフォーマルなグループであるが、時を経るとともにより制度化され、いつかは法的団体に組み込まれる。社会運動は最後には私的関心を公的争点に変換することによって政府政策に影響を与えるであろう。

要するに、社会運動は直接的に政府に働きかけて公共政策に影響を与える擁護組織からカウンセリングや支援を提供するサービス組織に及ぶ非営利をつくり出す起動力である。社会運動は私的関心を公的争点に変換する組織的・政治的メカニズムを提供する。この変換過程は、政府-非営利関係のみならずより一般的に政策変更を理解する上で社会運動の視角を決定的なものとする。

社会運動は政府政策を変える私的活動として、政府との討議の上で紛争関係を持つ。その上、成功する社会運動は政府政策を変更し、非営利組織が成長・繁栄できる法的・規制的環境を創出し、より協働的あるいは中立的な関係へと導く潜在的な力を持つ。社会運動が政治活動と政治団体を含むため、社会運動はまた非営利-政府関係を政治化させる潜在力をも持つ。

従って、社会運動の視角を通してみると、政府-非営利関係はサイクルとして記述できる。すなわち、私的活動が最初の社会運動から発展した公式の法的団体を經由して公的関心へと変換される。これらの公式の法的団体は政府政策に影響を与え、政府が直接的にこの争点に応えることによって対応するというかたちで、あるいは非営利に資金を提供するというよりポピュラーなかたちで公的関心に応える。そのため、非営利組織は公共政策と政府の優先順位を反映するように

彼らの行動とプログラムを調整しなければならない。

政府による非営利活動の財政支援の道具

補助金、契約、第3者への現金の支給
税額控除、控除、優遇措置

公-民パートナーシップの程度

公-民セクターの相互依存は、セクターのほとんどが成長した1960～70年代の「偉大な社会」(Great Society)の時代にその大部分が確立された。非営利組織は60年には[政府から]ほとんど何も受けていなかったのに、89年には連邦社会サービス支出の50%以上を受けていた。非営利組織に対する政府の貢献(出資)が公共サービス事業の中と間で異なる一方、政府の資金援助は、手数料収入に次ぐセクターの2番目に大きな収入源である。

非営利セクターの政府支援が成長し続けている一方でペースはより遅くなり、ほとんどが健康管理事業に対してであるが、最近の政策の傾向は長い間の公-民パートナーシップのありようを変えはじめている。1980年のレーガン(Ronald Regan)大統領に始まる連邦政府の「ビッグ・ガヴァメントの縮小」「政府の再構築」キャンペーンは、社会プログラムの支出を縮小し、政府官僚制を簡素化するためのキャッチフレーズである。

この二重のアジェンダと一致した広範な保健福祉問題の責任の委譲は、同時に非営利活動に対する政府の資金援助の構造を変えレベルを少なくしてきた。この過程の一部として、社会サービス機関に対する資金援助の構造が従来の契約の償還(弁済)プランreimbursement plansから能率と力量を強調する実績契約へと移行して来た。

説明責任と実績に焦点が当てられることによって、営利会社がテーブルに載せることのできたサービス供給の質が新たに認識されることになった。非営利セクターのこの動向は、政府契約の競争のレベルの増大とこれまで伝統的に非営利の領域であった社会サービス事業への営利会社の侵食を結果した。非営利セクターは次第に商業的収入により大きく頼るようになり、それが同セクターの収入の半分以上になってきた。

公共セクターのサポートの結果

公-民セクター間の相互依存から生じた結果は二重である。1つは公的資金一般を頼りとすることによる非営利セクターの変化—潜在的と現実の一である。たとえば公-民セクター間の優先順位の基本的な違いが無数の紛争の機会をつくる。その基底にあるのは、非営利は公的資金の提供者のアジェンダを満たすために自らの行動を調節するという仮定である。政府のアジェンダが非営利組織のそれと異なる程度によって、非営利は公的資金を引き付け維持するために所期のミッションからそれるというリスクを持つことになる。

政府との契約は非営利団体の目標が政府のそれとまったく両立できる場合でさえ、サービスおよびクライアントに対するアプローチを変える可能性がある。本質的に、それらは何が効率的なサービス供給を構成するのかについての自家製の観念を犠牲にして契約政策(方針)の基準に従わせられる可能性がある(Lipsky and Smith 1989-90: 638)。

特に非営利組織は政府の影響の結果として過度に官僚制度化し、過度に専門職化し、政治化するようになることが危惧される。非営利は、また、多くの組織目標についてそれらの自治性と柔軟性を失い、政府の支援を求める中で組織のミッションが歪められる「商売主義」“vendorism”に屈するおそれがある（Salamon 1995）。

商業主義に導く競争

連邦財政の縮小に対応しそれを埋め合わせるために、非営利会社は次第に商業化され、販売と投資に動くようになって来た。非営利セクター内のこの商業主義の程度は事業によってかなり異なる。けれども多様な事業に関わっている非営利が、今では手数料を発生させる収入戦略に関わっている（Weisbrod 1998a,b; Young 1983）。

非営利は商業的アウトプットに加えて労働市場の点でも商業化している。エアズ-ウィリアムズ（Ayres-Williams 1998: 110）が書いているように：

このセクターは今では雇用者の選択肢の一つであるといつてよい。他者を助けるという一途な喜びのために僅かな賃金で非効率に働くという善行者のイメージは過ぎ去った。何百万ドルの予算で活動している現実、より焦点を絞ったビジネス・アプローチを非営利に採用させる。

商業的活動があらゆる場合に非営利の収入の中で最大の比率を示すことに関して、非営利の商業主義が公-民パートナーシップと全体としての非営利セクターの性質に影響するのかどうか、またどの程度かという疑問は残る。

非営利が次第に商業的活動に乗り出すとき、そして政府が契約関係における実績と能力の測定に一層のウエイトを置くとき、非営利組織が公共財を管理し供給するための最も効率的なメカニズムであるという議論は疑問視されることになる。懸念が広がっているのは、競争の増大に対する非営利の対応が、さまざまな事業において非営利組織が貢献する社会的便益を危険にさらすような一層ビジネス的な管理戦略を採用することについてである。たとえば保健ケア分野では、非営利の病院やその他の非営利の保健ケア組織の間で、非営利の商業化、合併・吸収、転換の劇的成長が見られてきた。こうした変遷は保健ケアの供給における非営利セクターの継続的役割を評価する機会を提供する結果となっている。

なおも特別扱いに値するか

何人かの研究者は、非営利組織の政府からの継続的優遇措置の正当性について検討を深めている。ブロッケ（Bloche 1998）は、保健ケアの財政支援における営利所有に対する非営利の形式の「一般に考えられている社会的利点」は不明確で、政府の保護のコストに見合うものではないと論じている。彼は、非営利の保健ケア施設は貧者に対して営利以上に無料のケアを提供しているようには見えないし、調査や保健ケアの促進といったその他の社会的便益の産物においてもそれほど変わるとも思えないと主張する。それゆえ、これらの社会的便益は、保健ケアをベースにした非営利組織を継続的に保護することを正当化するための直接・間接の経済的コストを十分に軽減するものではない、ブロッケはこのようにいう。この視角は、政府は非営利セクターから

もっと手を引き、社会サービスの供給に対してもっと自由なマーケット・アプローチを認めるべきであると強く主張する。

他の研究者たちは、非営利組織はいまなお非営利の形式に対する継続的政府支援を正当化する伝統的な便益的方法で行動していると見る。ライアン (Ryan 1999) は、非営利は一般にミッションに関わる活動に余剰金を支出し、市民道徳を促進し、彼らの仕える公衆のために擁護者として行動していると論じる。ワイズブロード (Weisbrod 1998b: 12) は、こうした「他と異なった組織行動」に関する他の研究結果では、「財政的制約が許すとき、非営利が営利組織とは基本的に異なった仕方で行動するということが示唆されている (かならずしも証明するものではないが)」と書いている。この議論は非営利組織と営利組織の間のこうした行動上の違いが公的資金をめぐる競争において非営利の形式に相対的優位を与えるべきであることを主張する。

ライアン (1999) は、非営利の提供するコミュニティの便益が営利の侵入によって脅かされると警告する。競争によって価格が引き下げられるとき、非営利はミッション関連の活動に使う余剰収入がますます少なくなると思われる。加えて、政府契約をめぐる営利との競争は顧客を引き裂くおそれがある。営利は最も仕えやすい顧客を探し、より難しく、より費用のかかる顧客を非営利の供給者に残そうとするであろう。この視角は非営利組織の提供する集合的便益を護り維持するためには非営利セクターに対する政府の支援が継続的で増加的であることが決定的に重要であることを示唆している。

非営利に対する政府の支援についての他の視角は、公-非営利関係は相互に依存的であったし、そうあらねばならないとの考えをより多く持つ。たとえばメルニックら (Melnick *et al.* 1999) は、非営利セクター内の組織行動の変化は、実際には規制の点からみて同セクターに対するより細心の配慮を正当化することを示唆している。彼らは、非営利組織は営利会社よりもよく規制圧力に応答すると論じる。だから政府の資金提供者は、非営利セクターとの緊密な関係を保つことによって、非営利セクターからの集合財のアウトプットをコントロールするよい位置にいて (Lipsky and Smith 1989-90)。このことは資金がますます少なくなつて競争が増える政府支出の縮減期には特に明らかであろう。

シュレジンガーら (Schlesinger *et al.* 1996) は非営利セクターに対する政府内の規制的分業を示唆することによってこの議論を広げている。彼らは、内国歳入庁は非営利セクターの潜在的なコミュニティ便益の要因を規定し、これらの便益を非営利の貢献のあらゆる可能な次元を捉えることができるように十分広く定義することを主張する。そうすれば、他の政策立案者たちはこれらの便益に優先順位を与えなければならなくなると彼らは考える。なぜなら政策立案者たちは公的活動のための競争的目標間のトレードオフ、特に保健ケアや社会サービスの分野における現時点での公衆の関心に対し誰がより応答的であるかについて、よりよく知りより多くの情報を得ているからである。この視角はサービス供給と政府契約の政治的性質を認識し、政府は集合財の供給が受容に見合っていることを保証するために資金提供以上のことをする必要があると論じる。

新たな関係？

非営利がこの新しい競争の風土で生き残ることができるかどうかについては大きな疑いはない。非営利の商業的活動が革新的で利益を上げる傾向があるからである。事実、営利セクターか

らの外的圧力に対する非営利の対応は、公的、非営利、営利のセクター間のある程度の調整と協働を含んでいる。けれども、この問題が危険なのは、非営利組織が「制度的な先端の圧力」に屈し、非営利セクターと営利セクターの間の境界線が引き続きぼんやりしていることから、より一層営利的になるおそれがあることである。

政府基金は非営利組織のあらゆる事業の財政的安定に重要な役割を果たしているが、この役割は非営利サービスの伝統的領域への営利の侵入と、その結果としての両セクター間の協働の受け入れへと変わってきた。公金はますます非営利と営利団体とのパートナーシップの要となってくる。非営利組織は次第により大きな統合された資金の流れのための競争をするため、営利会社と組まなければならないことに気づく。この傾向は一部分政府からの後押し要因の結果である。社会的支出の削減、契約関係における説明責任の強調、社会福祉責任の州や地方政府への委譲、多くの「ニュー・ディール／偉大な社会」福祉プログラムの取り崩しは、政府機関と非営利の社会サービス提供者との間の長年のパートナーシップを破壊させてきた。

新しいパートナーシップの事例：マイクロファイナンス

合衆国の金融事業は新しい福祉政策イニシアティブ、政府基金、規制がどのようにして多様な組み合わせの中で非営利組織と営利組織との公的パートナーシップを育てる環境を作り出すかのもう一つの例である。政治的にもっともポピュラーな自給自足を推進するタイプのイニシアティブはマイクロファイナンス・プログラムである。これらのプログラムは低収入の企業家や住宅購入者に対して信用貸しや金融の研修を提供するようデザインされている。さまざまな営利・非営利のマイクロファイナンス機関が低所得の個人や手ごろで購入可能な住宅の開発、近隣再生事業、商業再活性化プロジェクトといった、特定のプロジェクトのグループをターゲットに貸付するために公的資金を受ける。

立法者たちは、政府を縮小するという流れにそって、これらの貸付プログラムを管理することは望まない。彼らはこれらのイニシアティブの開発・管理について営利・非営利のパートナーシップを頼りにしている。翻って営利、中でも銀行は、彼らの公的イメージを引き上げ、地方の投資のための一定の規制の要求に応え、連邦の基金の流れに出口をつくるために、これらのマイクロファイナンス・イニシアティブに参加することに関心を持つ。非営利組織も、連邦の他のプログラムがカットされているにもかかわらず、彼らのサービス領域の投資資本を継続して提供できるこれらの連邦資金という利益を受けることに関心をもつ。

新しい種類の相互依存？

公-民セクター関係の同様に重要な傾向は、政府の営利会社に対する歴史的に敵対的な立場の逆転である。営利会社は1996年以来、社会福祉プログラムを管理運営するため、政府契約に入札し契約してきた。この伝統的に非営利の専門領域への営利会社の動きは当初は「貧困からの暴利のむさぼり」として退出を命ぜられたが、いまでは新たな何百万ドルもの仕事のための福祉プログラムを全国規模で経営している。営利会社へのアウトソーシングは大規模な社会福祉プログラムの管理責任を免れたいという政府の願いに対する回答であった。営利会社への信頼の増大に与しているのは、営利が非営利組織よりも複雑なシステムの管理に経験があるという仮定である。営利会社は一般によりよい管理情報システムを持っているだけでなく、それらは契約の失敗を

監視するための担保をほとんどの非営利以上に持っている。それゆえ、営利会社は政府官僚制を縮減しようとする立法者にとっては論理的なアウトソーシングの選択なのである。

けれども、営利の侵入は、非営利サービス供給者の市場からの締め出しの代わりに、実際には営利会社と非営利組織との間の新たな相互依存を鼓舞してきた。この新しい枠組では、政府は営利会社に社会プログラムのマネジメントを委託契約し、次いで営利は非営利組織とサービス供給の契約をする。営利会社は大規模な供給システムを管理運営する専門技能や組織能力を持っているであろうが、地方のアクセスやサービス供給の細分化された専門技能にはしばしば欠ける。その結果、営利会社は供給システムの末端での契約を履行するために非営利組織に助けを求める。営利は事実上政府購買者と非営利供給者との間の仲介団体となる。

国の新たな役割？

重要なことは、異なるかたちの政府-非営利関係が国家の異なる役割を含意するということである。シュバート（Schuppert 2003）の、現代社会における公共善との関係における国家の方向づけと行動の4類型がこの点で非常に有用である。4類型のそれぞれが非営利セクターの異なった役割を含み、異なったシナリオを指摘する：

- 憲法国家** 公共善の選択についての民主的に正当化された意思決定に基礎をおく。非営利は非常に古典的な自由主義あるいは自由主義的非営利体制モデルという意味での国家活動の補完あるいは対等物たる並行的アクターである。
- 協働国家** 組織された私的利益との緊密な協働の中で公共善政策を実施し、契約の制度を通してプログラムを実施する。これは新公共管理のシナリオと同源で、非営利は国家との公-民パートナーシップの一部となり、他の公私の諸機関とともに補足的なかたちで働く。
- 保証人国家** これも新公共管理の考えに近く、公共の便益への奉仕を公私のアクター間の分業の一部とみる。ただしそれはコーポラティストの非営利モデルのケースのように、国家の監督と資金の下においてである。この場合には非営利は全面的な分業の一部となることができるが、彼らの資源的役割はあまり深くない。それらはまた公共善に奉仕する代替的メカニズムを構成することができる。
- 積極国家** 公共の便益（純粹の公共善以外の）への貢献を、自己組織の、分権化された、関係性の高い現代社会の部分としての市民社会の任務と考える。公的便益への国家の直接的貢献は限られ、非営利は他の民間セクターと共に、共通善に対する金銭的その他の資源に対して実質的努力をすることが求められる。

伝統的な公共の便益と公的責任の観念は国家から他のアクターに移行し、民間セクターとしての非営利組織の公共善に対する役割の中に持ち込まれてきた。特に公共サービスのための民間活動の「権能を与える者」「元氣を与える者」としての国家の役割が増大してきた。それは第3のセクターの役割を高める。

慈善のための選択

「慈善のための選択」(Charitable Choice)は個人責任と仕事機会の調整に関する1996年法(1996 Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act, PRWORA)の規定(Section 104)にある。それは宗教団体が別法人化された世俗の非営利組織を設立する必要なしに、国の「生活困窮世帯に対する臨時支援(Temporary Assistance to Needy Families, TANF)の一括補助金を競うことを認める。宗教組織は公的資金によるサービス・プログラムが実施される領域で宗教的シンボルやアイコンをそのまま使え、これらのプログラムのために雇用するスタッフに宗教的基準を用い、サービスの提供に当たって宗教的概念を用いることが可能である。ただし、礼拝、宗教教育、あるいは布教に政府資金を使うことは禁じられている。彼らは宗教を根拠に福祉受給者を区別し、あるいは宗教活動への参加を拒否する人びとを区別してはならない。宗教団体からサービスを受けることを拒否したクライアントは世俗の代替肢から受けられねばならない。

1996年以降、連邦議会はTANFを越えて「慈善のための選択」規定を労働のための雇用プログラム、コミュニティ・サービス交付金プログラム、薬物処置基金(児童保健法の一括交付金)にまで拡大してきた。

他国の経験

英国

戦後のほとんどの時期の英国政治を支配してきた福祉国家のコンセンサスが70～80年代にサービス供給の能率基準を強調する市場志向アプローチに取って代わられた。契約体制と準市場が政府交付金・助成金計画に取って代わった。ボランティア・セクターは国家供給の延長よりもその代替肢となった。関係は「継ぎ足しはしご」から合衆国の第三者政府制度により近いものに代わった。

米国と英国の主たる違いはもちろんアメリカ連邦システムのより大きな分権である。英国では高度に集中化された政府、チャリティ委員会、ボランティア・セクターの代表機関(たとえば全国ボランティア団体協議会 National Council of Voluntary Organizations)の非常に緊密な制度的接近が深い政策対話を促進した。政策討議の核には福祉改革の時代の政府とボランティア・セクターとの関係と、そこにおける個人責任と社会的事業家性の一層の強調があった。

ディーキン報告書(Deakin Report 1996)は政府とボランティア・セクターとの明示的な政策文書あるいは協定を提唱した。政策文書は1998年政府-ボランティア・セクター関係を含む将来の政策開発のためのプラットフォームとなるよう、コンパクト(Compact)として署名された。コンパクトは多くの賞賛を受けたが、若干の批判もあった。ベニングトン(Bennington 2000)やダーレンドルフ(Dahrendorf 2001)のような観察者は、政府の抱きこみが同セクターの独立性と正統性に挑戦し、非営利ができることに対する期待を高めることに導くことを恐れている。

ドイツ

ドイツの非営利-政府関係は補完性の原理に基いている。補完性は公的機能の分権化と民間化の要素と結合する—その結合は補完性の原理をヨーロッパその他における今日の政策論議の魅力的な選択肢とする。

むすび

非営利セクターの理論の多くは、非営利団体との公的協働は集合財の供給において各セクターの強みと弱みを調整する分業を表示すると論じる。これらの理論は政府と非営利セクターの関係を補足的で共益（共生）的と記述する。この視角からは、新しい拡大しつつある社会経済問題はボランティアなボトムアップのベースによって最も適切かつ効率的に解決される。政府はボランティア・セクターが「失敗」したときに進み出る二次的機関である。多様な政府機能の実現を非営利に頼ることによって、合衆国の政府は行政装置を拡大することなく全体の福祉を促進できる。

公共財の理論は、他方で、第三者政府の理論の論理を弾き飛ばす。この視角からは、特に多様なニーズを持つ異質の部分からなる社会においては、公共財を生み出すことをその責任とする政府は人口全体のニーズに応える財やサービスを提供することに失敗する。非営利セクターは政府によっては満たされない集合的財・サービスの需要を満たすために存在する。政府と非営利がどのようにして相互に依存するにいたるのかについて、第三者政府理論と公共財理論の論理の違いは異なった仮定をするが、どちらもこうした調整を現代の産業化した経済の中では最適と見ている。

多くの非営利セクターの研究者たちの仮定は、非営利組織が国家に次々と現れてくるあるいは凝り固まった社会経済問題に対する柔軟で地域に根ざした方法を提供するということである。これらの組織は移り行く公衆のニーズに応答するとともに、クライアントとの長期的サービス関係を確立することが政府官僚制よりもよくできる。政府諸部局は自らが設け維持するのが高くつく特殊化した財やサービスを管理し供給するために、既存のしばしばコミュニティに基礎を置く組織に頼ることができる。そうすることで、政府はまた、集合財の供給の財政的政治的リスクを非営利セクターに移転させる。翻って、非営利は公的資源から資金援助とクライアントの信頼できる流れ、税の控除、優遇規制措置を受ける。

参考文献

- Ayres-Williams, R. (1998) "Changing the face of nonprofits," *Black Enterprise* 28(10) : 110-14.
- Bennington, J. (2000) "Governing the Inter-relationships Between State, Market and Civil Society," in H. K. Anheier (ed.) *Third Way-Third Sector*, Proceedings of a Policy Symposium organized by the LSE Centre for Civil Society (June 7, 1999), Report No. 1, London: Centre for Civil Society, London School of Economics and Political Science.
- Bloche, M. G. (1998) "Should Government Intervene to Protect Nonprofits?," *Health Affairs* 17(5): 7-25.
- Deakin, N. (chair) (1996) *Meeting the Challenge of Change: Voluntary Action Into the 21st Century*, London: NCVO.
- Kramer, R. (1987) "Voluntary Agencies and the Personal Social Services," in W. W. Powell (ed.) *The Nonprofit Sector: A Research Handbook*, New Heaven, CT: Yale University Press.
- Lipsky, M. and Smith, S. R. (1989-90) "Nonprofit Organizations, Government, and the Welfare State," *Political Science Quarterly* 104(4): 625-48.
- Melnick, G., Keer, E., and Zwanziger, J. (1999) "Market Power and Hospital Pricing: Are Nonprofits Different?," *Health Affairs* 18(3): 167-73.
- Najam, A. (2000) "The Four-C's of Third Sector-Government Relations: Cooperation, Confrontation,

- Complementarity, and Co-optation,” *Nonprofit Management and Leadership* 10(4): 375-97.
- Ryan, W. P. (1999) “The Landscape for Nonprofits,” *Harvard Business Review* 77(1): 127-36.
- Salamon, L. M. (1995) *Patterns in Public Service: Government-Nonprofit Relations in the Modern Welfare State*, Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press.
- Salamon, L. M. and Socolowski, S. W. (2003) *Toward a Civil Society Index: Measuring the Dimensions of the Civil Society Sector*, Working Paper of the Johns Hopkins Center for Civil Society Studies.
- Schlesinger, M., Bradford, G., and Bradley, E. (1996) “Charity and Community: The Role of Nonprofit Ownership in a Managed Health Care System,” *Journal of Health Politics* 21(4): 697-751.
- Schuppert, G. F. (2003) “Gemeinwohloverantwortung und Staatsverständnis,” in H. K. Anheier and V. Then (eds.) *Zwischen Eigennutz und Gemeinwohl: Neue Formen und Wege der Gemeinnützigkeit*, Guetersloh: Bertelsmann Foundation.
- Weisbrod, B. A. (1998a) “The Nonprofit Mission and Its Financing: Growing Links Between Nonprofits and the Rest of Economy,” B. A. Weisbrod (ed.) *To Profit or Not to Profit: The Commercial Transformation of the Nonprofit Sector*, New York: Cambridge University Press.
- Weisbrod, B. A. (ed.) (1998b) *To Profit or Not to Profit: The Commercial Transformation of the Nonprofit Sector*, Cambridge and New York: Cambridge University Press.
- Young, D. R. (2000) “Alternative Models of Government-Nonprofit Relations: Theoretical and International Perspectives,” *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly* 29(1): 149-72.
- Young, D. R. (1983) *If Not For Profit, For What? A Behavioral Theory of the Nonprofit Sector Based on Entrepreneurship*, Lexington, KY: Lexington Books.

抄訳 3 : ローゼンバウム「サービスの協働供給：公共セクター-民間セクター-市民社会の協働の力学」

Allan Rosenbaum, “Cooperative service delivery: the dynamics of public sector-private sector-civil society collaboration”, in *Review of Administrative Sciences*, Vol.72(1), 43-56.

はじめに

本稿は世界各国における公共財やサービスの供給を促進するに当たって公共および民間（企業）セクターと市民社会との関係の3つの主要要素を概観する。

多くの国の地方レベルでは、市民社会の主要な部分としてのNGOの出現もまた、協働的ガバナンス関係を著しく増やし強めることに貢献してきた。このことは世界のあらゆる地域において真実である。

なぜサービスの協働供給が急速に成長する現象であるのか

特に開発途上国および移行諸国では外的諸力の衝撃が重要である。それには殆どの場合国および多国籍の寄付機関の活動が含まれる。公共サービスの提供における民間セクター・アプローチと非政府組織の活用を奨励するに当たって、多くの場合世界銀行、国連開発プログラム（UNDP）ならびに合衆国国際開発庁（USAID）が非常に強力な活動をしてきた。

構造調整プログラム事業（公共セクターの規模と範囲の縮小）の成果は多くの場合非常に似

通っていた。政府はサービスを縮減し、それらのサービスの供給を民間セクターとNGOコミュニティに転換した。

これらの活動の背後にある論理は、しばしば、民間セクターおよびNGOによるサービス供給の方が能率性、柔軟性、コストにおいて勝るという信念およびときには事実を含んできた。

民営化の利益の殆どは、すでに十分低い賃金の被用者の給与や手当を減らした結果として達成されていることを、別の調査が示唆している。

多元的セクター関係の発展に対する貢献において重要な役割を演じたものに、もう1つのしばしば語られることのない理由がある。ほとんどの途上国および移行国では、民間セクター（非政府および市民社会セクターも含めて）の方が公共セクターよりも給与が高いため、公共セクターは最も有能な労働力を引き付けることができない。この制度的および人的能力の限界を補う1つの方法として、多くの国や地方自治体では、公的な事業の実施にあたって公共セクター-民間セクター-市民社会の協働を含むセクター間関係を開発してきたのである。

協働アプローチの開発を助長してきた他の要因として、最善の場合には、関係のネットワークが確立されている結果、市民社会と民間セクターの組織が国の全体に効率的にサービスを提供する圧倒的に大きな能力を持っていると、政府職員が認識していることがある。最悪の事例では、必要なサービスを提供する資金的余裕が政府にないためにサービスの提供を放棄し、決定的に重要なサービスの供給責任を個々人が市場で民間セクターから購入する能力か、NGOの活動から受け取るかすることに任せるといえることがある。

サービスの供給における政府協働、特に市民社会／NGOセクターとの協働を助長しているその他の要因には、非政府組織が特に複雑で困難な公共政策領域で活動することに意欲と能力を持ってきたことがある。例えば貧困対策においては、地域コミュニティ・レベルの自助活動（教会の給食事業や近隣の活動など）から国際的な慈善機関・組織までの活動がある。

一般的により移行的な社会では、ジェンダー問題を提起し、それらへの対応を開始するための資源を配分する上で主要な役割を果たしてきたのは、しばしば国際的寄付コミュニティがそれらを通して活動する市民社会組織、ことに非政府組織である。この種の活動のもっとも注目すべき事例の1つは、おそらくバングラディッシュのグラミン銀行（Grameen Bank）である。それは何年にもわたる非常に控えめな支援を通して、バングラディッシュの女性が多様な種類の高度に生産的な超ミニ企業の経済活動の開発を可能にするという並外れた記録を伸ばしてきた。同様にボリビアでも1980年代中葉以来、ミニ企業促進開発基金（Foundation for Promotion and Development of Microenterprise）（より最近ではバンコ ソル Banco Sol）が、同様のモデルに従って、現在7万の小額ローンを主に女性起業家に提供してきた。

有効な政府活動がないために、市民社会が補完あるいは埋め合わせる役割が大きく表明されるのは、環境の領域である。

公・民セクターと市民社会の関係の成長の更にいまひとつの説明は、地方、国、国際の文脈における民間セクターと市民社会セクターのアクターたちの政治的影響力の増大に関係する。実際には、政府がサービスの提供を民間セクターと市民社会に転化したため、民間の力（と収益）が増大し、コミュニティおよび社会の中でNGOの影響力が成長しているということである。

表1は民間セクターと市民社会の組織、機関、制度が政府に影響を与えるために行動できる多様な方法を概観したものである。

表 1 市民社会と民間セクターの組織がガバナンスの過程に影響を与えようとする手段

I 議題設定
1. 市民教育キャンペーン
2. 実演（デモンストレーション）プロジェクトの実施
3. 調査・分析の実施と公表
4. 大衆デモの組織化
5. エリートの教育（ロビング）
6. 世論の動員
a) メディア・キャンペーン
b) 口頭
c) P R 活動への資金援助
d) 他の組織あるいは著名な個人の支持の獲得
7. 候補者の支援
a) 財政的（献金等）
b) 選挙運動の支援サービス
c) 会員のサポートの動員
d) 推薦
e) 広報活動あるいは公共教育の提供
II. 政策形成
1. 閣僚、執政長官、立法部による政策提案に影響を与えること
a) 立法提案の草案作成と公表
b) 専門家の意見の動員
2. メディアの意見や世論の動員
a) 手紙攻勢
b) 地方、広域、国のレベルでのロビング（陳情運動）
c) 提案に関する公聴会での証言
d) メディア・キャンペーンの資金的裏づけおよび／あるいは組織化
3. 調査、分析、実演プロジェクト等の実施
4. 擁護連合の創出
5. キャンペーン献金およびその他の寄付の提供
6. 事業計画・予算機関、執政長官と立法部門のロビング
III. 政策ないし事業計画の実施
1. 管理ないし実施機関に影響を与える
a) 規則の作成あるいは立法のための概括的ヒアリングにおける証言
b) ロビング（個人的あるいは団体の）
c) 手紙を書くキャンペーン
d) 公共のデモ
2. 介入のために執政長官あるいは立法部にロビング
3. 上級管理職あるいは顧問職としての委員あるいは支援者の任命の獲得
4. 事業計画あるいは政策を企画し、実施し、専門技術的支援、見直し、あるいは評価を提供するために契約を求めおよび／あるいは受けること
5. メディアおよび／あるいは公共教育のキャンペーン
6. 実施の諸側面を支持しあるいは反対する連合の構築
7. 司法の介入あるいは見直しを求める
a) 訴訟を始める
b) 法的行動を財政的に支援する
c) 法廷行動の仲間のファイリング
8. 影響を与える 1 ないしそれ以上の技術を通しての新立法あるいは法改正を求めること

表 1 が示しているように、民間セクターおよび市民社会の組織が政府の政治・審議・行政の過程に影響を与えることのできる方法は多い。同様に、民間セクターおよび市民社会の組織がガ

ヴァナンスの過程に影響を与えようとするときに動員できる資源も多い。民間セクターあるいは市民社会の組織がこれらの活動に関われる能力は明らかに一部分規模、資源動員能力並びにリーダーシップの質の関数である。一般に組織が大きく豊かであればあるほど、表1に記した諸過程のすべてに関わるために必要な資源のすべてにアクセスできる可能性が高い。

民間セクターの組織も市民社会の組織も、しばしば国レベルの公共政策の最先端を代表する。

市民社会と民間セクターの組織は、しばしば政府官僚制内の特定の構成単位あるいは部局との強力な結びつきを発展させる。これらの関係はときには非常に協力的であり、また敵対的であることもありうる。多くの場合、市民社会（そしてときには民間セクター）の組織は政府部局の情報と支持の重要な資源として働くが、他方では、それらは監視者あるいは批判者の役割を引き受けることもあろう。

公-民間セクター—市民社会協働の諸形態

政府サービスの直接的供給

政府のサービス供給の最も伝統的なアプローチは公金で雇用された職員による公共財／サービスの市民への直接的供給である。それらは次第に民間セクターおよび／あるいは非営利セクターに委託契約されつつある。

民間化のイニシアティブのないところでも、ほとんどの場合、直接的政府サービスの供給を促進することになる物品は、自動車であれ用紙であれ筆記用具であれあるいは建物（ほとんど常に民間セクターの契約者によって建設される）であれ、典型的に、公共セクターのサービス供給部局が直接的サービス供給を可能にするために民間および／あるいは市民社会の組織と緊密に関わって働くことが要請される。

サービスの直接的供給の点で民間セクターと公共セクターとの間にかなりの交流が起こるもう1つの方法は、政府のあらゆるレベルで、民間ないし非営利セクターからのコンサルタントの広汎な活用である。彼らはサービスの提供の最善の方法からサービスを提供する機関（部局）の管理システム及び／あるいはコンピューター・システムの組織の方法にまで及ぶあらゆることについて助言している。

契約と交付金

収税から外交、国防にいたる政府の供給するあらゆるサービスは、少なくとも一部は民間および／あるいは非営利セクターの組織との契約あるいは交付金の利用を通して供給されてきた。

融資（ローン）と融資保証

民間セクターの機関による個人あるいは組織への融資を政府が保証することにより低金利の融資を可能にする。

目的が何であれ、これは民間および／あるいは非営利セクターの活動を政府がサポートする特に容易な方法である。

税の減免

他のセクターの公的規制

前世紀には政府は特定の公共政策目的を実現するための道具として民間セクターを規制することに次第に信頼を置いてきた。

民間セクターあるいは非営利セクターの公的設立

効果的なサービスの協働供給を確保するために必要な構造的編成

効果的な協働は効果的な参加者—政府セクター、民間セクター、非営利—を求める。それは一方が政治的および組織的能力を高めるために他方の弱さを当てにするようなゼロ-サム・ゲームではない。効果的なサービスの協働供給を促進する上での最も重要な貢献要因は強力な政府セクターと民間セクター、それに活力に満ちた市民社会が存在することである。しかし現実には3セクター共に強力であるということはありません。政府セクターはしばしば熟練した職員や財源が不足しており、ある場合には民間セクターが十分には発達しておらず、市民社会組織も国際的な寄付者の財政支援を得ている小数のNGOを例外として、ほとんど存在しない。

こうした現実においては、なかんずく民間セクターおよび／あるいは市民社会の組織との協働関係に関わっている政府の側でのかなりの関与と努力が求められる。こうした状況に取り組む上での最初のステップは、政府が民間セクターおよび市民社会の活動を促進するための法的枠組を提供することである。民間セクターの場合、これは最も基礎的には贈収賄や縁故資本主義といったことばで表現される不正行為を排除し公-民セクターの協働活動を促進する一方で、納得のいく程度の完全性を持って機能する法システムを保証することにまで及ぶ。民間セクターと市民社会の両方が最も効果的に機能するのはこうした環境の中においてである。

市民社会とNGOに関する限り、法的支援環境が特に重要である。経済的先進諸国において活力ある市民社会／NGO活動の出現に最も貢献してきたことの1つは、市民社会組織を財政的に支援する人たちに減税という便益を受けられるようにする税制度である。

これらの関係を支援する上で中央政府の活動に注目するだけでなく、地方政府の活動に注目することも重要である。というのは、政府が分権化されればされるほど、そして、地方のガバナンス力が強くなればなるほど、民間セクターとNGO／市民社会の参加のより多くの機会が本質的にはより多くの活動領域が一提供されるからである（Rosenbaum and Svensson, 1997）。

その結果、地方政府のリーダーたちは精力的な民間セクターと市民社会の発展を奨励することが明らかに彼らの利益になるということを次第に認識しつつある。地方政治のリーダーたちは、今や強力な民間セクターと地方（地域）に根ざした効果的な市民社会組織が、少なくとも彼らのコミュニティの制度的・財政的資源能力を構築する努力にとって重要な支持者を代表するものと認めている。

多様なセクター間の有害な紛争の回避を政府が保証するためには、協働関係に参加するものに期待されるサポートの期待と、サービス供給の性質と範囲に関する期待の点で明快であることが重要である。それはまた、そのプロジェクトを遂行するために選ばれる組織が決定される際の基準が非常に明確かつオープンに記載されることが含まれる。これらの手続きはサービスの協働供給活動に参加する者の間の潜在的対立を解決するために活用されるものであり、それは初期段階で定めることが必要である。

サービスの協働供給を通して実現できる能率と応答性の最大化に多様な便益があることは疑いがないけれども、それが公共サービスをうまく供給するための魔法の公式でないことも事実である。十分な資金とスキルを持つ人員がなければ、サービスの協働供給は非効率で非常に小さな部分にすぎないものにとどまろう。従って、サービス供給の十分さ、質、量を保障することは、特

定領域のサービスを遂行することができるだけの十分な資源を保証することから始まる。

サービスの協働供給の有効性を促進することを助けることができるのは、単にそれに十分な資金の裏づけををするということを超えて、多様なことがある。主たる要因は効果的で協働的なサービス提供を最大化しようとする政府の能力と意思である。政府のできる一見非常に単純な、しかし実際にはまったく複雑なことは、公益という非常に広大な問題に常に焦点を合わせているということである。この点で、民間セクターはほとんどの場合、社会的衡平の問題を公共セクターの基礎的関心事と見ており、公共セクターがこれらの問題に注意を払わなかった場合にはそれらが考慮されないことは間違いないであろう。

次第に意義のあるものとなってきた活動の1つは、とくに先進諸国のほとんどでは、公務員の契約管理技術の研修である。政府契約の監視には一定の技法があることは確かである。この活動に関わる個々人は公衆に対する説明責任が維持されることの保証と同時に、革新と能率を助長するために十分な柔軟性を認めることとの間のデリケートな線の上を歩かなければならない。他にも公共サービスの協働供給の能率性を確保する上で非常に重要な技術がある。ことに重要なのは業績評価の多様なテクニックを理解し、それを活用する能力である。公衆に必要なサービスの供給を第三者に依存している場合、それらのサービスが現実提供される程度とその効率性との両方を評価する能力を持っていないなければならない。

説明責任の確保には支援制度の文脈の存在も求められる。たとえば公聴会あるいは市民の監視や助言団体の活用といったかたちをとるかもしれない。サービス供給に対する協働アプローチが活用される場合、ときどきこのことが忘れられる。民間セクターにいる人々は公共セクターの説明責任のメカニズムに関わることに不慣れで、NGOの人々はしばしば、自分たちは市民に根ざし、市民を基盤にしているのだからこうしたメカニズムは不要であり、自分たちには関係ないと感じている。これは明らかに間違いである。

むすび

公共セクター、民間セクター、非政府セクターが参加するサービスの協働供給は過去2, 30年の間に劇的に増えてきた。けれども、移行諸国における普及にもかかわらず、その成功、失敗、そして実施の意味についての大掛かりな体系的評価はされてこなかった。民営化に関する調査は多くおこなわれてきたが、それらの多くはより先進的な国の経験からのものであった。しかもここでも、調査結果は非常に得心が行くというものではない。

サービスの協働供給に関する情報のあいまいさにもかかわらず、現実には協働供給は増え続けるであろう。限られた政府資源、民間および非営利セクターの政治的影響力の成長、国際的寄付コミュニティの動向のすべてが、移行諸国においても経済的に高度に発達した先進諸国においてもサービス供給に対するこのアプローチの持続的成長の保障に結びつく。もっとも効果的なサービスの協働供給の形態を保障することのできる活動は多様である。それらは各セクターが他をよりよく理解することから、こうした仕組みに参加するもの—政府、協働のパートナー、サービスの受け手—の間に相互信頼と相互理解の関係を促し、望むらくは保障する手続を確立することにまで及ぶ。

参考文献

- Hodge, Graeme, A. (2000) *Privatization: An International Review Performance*. Boulder, CO: Westview Press.
- Lavery, Kevin (1999) *Smart Contracting for Local Government Services: Processes and Experience*. Westport, CT and London: Praeger Publishers.
- Rosenbaum, Allan and Svesson, Arne (1997) *Local Governance*. New York: United Nations.
- Salamon, Lester M. (1998) *Beyond Privatization: The Tools of Government Action*. Washington, DC: The Urban Institute Press.

2008年度「地域づくりに関する調査研究」報告書執筆担当者一覧

第1部	はじめに・第1章	石塚 優	北九州市立大学都市政策研究所
第1部	第2章	村山浩一郎	西南女学院大学保健福祉学部
第2部	I	岩丸 明江	NPO法人GGP（ジェンダー・地球市民企画）
第2部	II	田代久美枝	NPO「おとなりさんネット〈えん〉」
第2部	研究ノート	久留島一暢	北九州市社会福祉協議会福祉部地域福祉課
第2部	文献紹介	山崎 克明	北九州市立大学名誉教授
その他活動経過や調査票等の資料の整理・構成担当			石塚 優

2008年度「地域づくり研究会」実行委員会

山崎 克明	北九州市立大学名誉教授（会長）
石塚 優	北九州市立大学都市政策研究所教授（世話人／老人福祉論）
岩丸 明江	NPO法人GGP（ジェンダー・地球市民企画）理事
佐藤八代江	北九州市生涯学習総合センター社会教育主事
須藤 廣	北九州市立大学文学部教授（観光社会学）
田代久美枝	NPO「おとなりさんネット〈えん〉」代表
田中あや子	北九州市社会福祉協議会福祉部地域福祉課課長
半田百合枝	北九州市体育協会
樋口 真己	西南女学院大学保健福祉学部
平野 謙太	北九州市社会福祉協議会福祉部地域福祉課
松永富士雄	北九州市守恒市民センター館長
道盛 誠一	下関市立大学教授（下関市立大学地域共創センター所長）
村山浩一郎	西南女学院大学保健福祉学部講師（社会学、社会福祉論）
山下 厚生	前北九州市生涯学習総合センター社会教育主事
山田 留里	図書館サポート北九州 北九州社会教育生涯学習研究会
吉武 聡	北九州市産業学術振興局商業振興課
渡辺 良司	北九州市社会福祉協議会福祉部長

2008年度「地域づくり研究会」の活動とテーマ

日 時	報 告 者	テ ー マ
08年 4月26日	稲月 正	ホームレス支援と社会的絆
5月26日	渡辺良司	ふれあいネットワーク事業について
6月21日	平野謙太 渡辺良司	07年度社協の地域福祉活動の事業概要 いのちをつなぐネットワークの概要と課題
7月 19日	山田留里 半田百合枝	八幡西区黒崎地区中心市街地活性化計画と市民参加 生涯スポーツを基盤にまちづくりを考えてみると
9月13日	山下厚生 平野謙太	自治町内会市民意識調査結果 小地域福祉活動対象者調査に関して
10月17日	村山浩一郎 石塚 優	小地域福祉活動福祉協力員調査結果の検討 小地域福祉活動役員調査結果の検討
12月 6日	岩丸明江	乳幼児の外遊びに関するアンケート調査中間報告
09年 1月24日	久留島一暢	管理組合によるマンション孤独死防止モデル事業
2月28日	岩丸明江	乳幼児の外遊びに関するアンケート調査報告

2008年度 地域課題研究

「地域づくり」に関する調査研究報告書

平成21年3月

発行所 地 域 づ く り 研 究 会
北九州市立大学都市政策研究所

〒802-8577 北九州市小倉南区北方4丁目2-1号

TEL (093) 964-4302 FAX 093-964-4300

<http://www.kitakyu-u.ac.jp/kicrs/index.htm>

印刷所 よ し み 工 産 株 式 会 社

〒804-0094 北九州市戸畑区天神1丁目13番5号
